

会 議 録 目 次

平成27年第3回曾於市議会定例会

会期日程	1
○9月4日(金)	
議事日程第1号	3
開 会	6
開 議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議長諸般の報告	6
市長の一般行政報告	6
報告第4号	7
諮問第1号	7
同意案第1号	9
認定案第1号、認定案第2号、議案第56号～議案第77号	12
散 会	20
○9月8日(火)	
議事日程第2号	21
開 議	23
一般質問	
宮迫 勝 議員	23
上村 龍生 議員	46
海野 隆平 議員	64
土屋 健一 議員	80
散 会	93
○9月9日(水)	
議事日程第3号	95
開 議	97
一般質問	
徳峰 一成 議員	97
原田賢一郎 議員	123
澁合 昌昭 議員	142
散 会	159

○9月10日(木)

議事日程第4号	161
開議	163
一般質問	
今鶴 治信 議員	163
岩水 豊 議員	183
坂口 幸夫 議員	203
散会	229

○9月11日(金)

議事日程第5号	231
開議	234
議案第59号	234
議案第63号	235
議案第64号	240
議案第70号	246
議案第56号～議案第58号	251
議案第60号～議案第62号、議案第71号	267
議案第65号～議案第67号	276
議案第68号、議案第69号	278
認定案第1号	288
議案第73号	292
議案第74号	320
議案第75号～議案第77号	320
陳情第11号	320
報告第5号～報告第8号	321
認定案第3号～認定案第9号	322
散会	327

○9月29日(火)

議事日程第6号	329
開議	332
地方創生調査特別委員会の調査報告	332
議案第56号～議案第58号	335
議案第60号～議案第62号、議案第71号	341
議案第65号～議案第67号	345

議案第68号、議案第69号	348
認定案第1号	353
議案第73号	354
議案第74号	364
議案第75号～議案第77号	365
陳情第11号	368
認定案第3号	370
認定案第4号～認定案第6号	422
認定案第7号～認定案第9号、認定案第2号、議案第72号	427
発議第8号	430
閉会中の継続審査申出について	431
閉会中の継続調査申出について	431
議員派遣の件	432
閉 会	432

会 議 録 目 次

平成27年第2回曾於市議会臨時会

会期日程	439
○10月30日（金）	
議事日程第1号	441
開 会	443
開 議	443
会議録署名議員の指名	443
会期の決定	443
認定案第3号	443
認定案第4号～認定案第6号	459
認定案第7号～認定案第9号、認定案第2号、議案第72号	466
議案第78号	471
議案第79号	473
閉 会	476

平成27年第3回曾於市議會定例会

会 期 日 程

平成 27 年第 3 回曾於市議會定例会会期日程

会期 26 日間

月	日	曜	会 議	摘 要
9	4	金	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○議案等の上程・提案理由の説明
	5	土	休 日	
	6	日	休 日	
	7	月	休 会	
	8	火	本 会 議	○一般質問
	9	水	本 会 議	○一般質問
	10	木	本 会 議	○一般質問
	11	金	本 会 議	○一般質問 ○議案審議・表決・委員会付託 ○追加議案等の上程・提案理由の説明
	12	土	休 日	
	13	日	休 日	
	14	月	休 会	常任委員会
	15	火	休 会	常任委員会
	16	水	休 会	常任委員会
	17	木	休 会	
	18	金	休 会	
	19	土	休 日	
	20	日	休 日	

月	日	曜	会 議	摘 要
9	2 1	月	休 日	敬老の日
	2 2	火	休 日	国民の休日
	2 3	水	休 日	秋分の日
	2 4	木	休 会	
	2 5	金	休 会	
	2 6	土	休 日	
	2 7	日	休 日	
	2 8	月	休 会	
	2 9	火	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○追加議案等の審議・委員会付託 ○閉会

平成27年第3回曾於市議會定例会

平成27年9月4日

(第1日目)

平成27年第3回曾於市議会定例会会議録（第1号）

平成27年9月4日（金曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議長諸般の報告
- 第4 市長の一般行政報告
- 第5 報告第4号 平成26年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第7 同意案第1号 教育委員会委員の任命について

（以下24件一括提案）

- 第8 認定案第1号 平成26年度曾於地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算の認定について
- 第9 認定案第2号 平成26年度曾於市水道事業会計決算の認定について
- 第10 議案第56号 曾於市自治会有線放送施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第11 議案第57号 曾於市個人情報保護条例の一部改正について
- 第12 議案第58号 曾於市手数料条例の一部改正について
- 第13 議案第59号 曾於市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第60号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について
- 第15 議案第61号 曾於市末吉総合センター（文化センター・農業構造改善センター）の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第16 議案第62号 曾於市民プール施設の管理に関する条例の一部改正について
- 第17 議案第63号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 第18 議案第64号 曾於市コミュニティFM放送施設整備事業放送施設整備工事請負契約の締結について
- 第19 議案第65号 土地改良事業計画の変更について
- 第20 議案第66号 字の区域変更について

- 第21 議案第67号 曾於市道路線の認定について
 第22 議案第68号 訴えの提起について（調停）
 第23 議案第69号 訴えの提起について（訴訟）
 第24 議案第70号 檜小学校屋内運動場改築本体工事請負契約の締結について
 第25 議案第71号 字の区域変更について
 第26 議案第72号 平成26年度曾於市水道事業剰余金の処分について
 第27 議案第73号 平成27年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について
 第28 議案第74号 平成27年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 第29 議案第75号 平成27年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
 第30 議案第76号 平成27年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
 第31 議案第77号 平成27年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 岩水豊 | 2番 | 湊合昌昭 | 3番 | 泊ヶ山正文 |
| 4番 | 上村龍生 | 5番 | 宮迫勝 | 6番 | 今鶴治信 |
| 7番 | 九日克典 | 8番 | 伊地知厚仁 | 9番 | 八木秋博 |
| 10番 | 土屋健一 | 11番 | 原田賢一郎 | 12番 | 山田義盛 |
| 13番 | 大川内富男 | 14番 | 大川原主税 | 15番 | 海野隆平 |
| 16番 | 久長登良男 | 17番 | 迫杉雄 | 18番 | 坂口幸夫 |
| 19番 | 徳峰一成 | 20番 | 谷口義則 | | |

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄徳栄一郎 次長兼議事係長 浜田政継 総務係長 持留光一
 参事補 津曲克彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市	長	五位塚剛	教	育	長	谷口孝志	
副	市	長	八木達範	教育委員会総務課長		今村浩次	
副	市	長	大休寺拓夫	学校教育課長		中村涼一	
総	務	課	長	永山洋一	社会教育課長	河合邦彦	
大隅支所長兼地域振興課長		松尾安次	経	済	課	長	竹田正博
財部支所長兼地域振興課長		富岡浩一	畜	産	課	長	木佐貫育穂

企 画 課 長	橋 口 真 人	耕 地 課 長	吉 野 実
財 政 課 長	吉 川 俊 一	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
税 務 課 長	中 山 浩 二	水 道 課 長	堀 内 光 秋
市 民 課 長	久 留 守	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	桂 原 光 一
保 健 課 長	丸 野 哲 男	代 表 監 査 委 員	野 村 行 雄
福 祉 事 務 所 長	川 添 義 一	監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 和 弘

開会 午前10時00分

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより平成27年第3回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（谷口義則）

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口義則）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、迫杉雄議員及び坂口幸夫議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月29日までの26日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、会期は26日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（谷口義則）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（谷口義則）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第5 報告第4号 平成26年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について

○議長（谷口義則）

次に、日程第5、報告第4号、平成26年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第5、報告第4号、平成26年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について、説明をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するもので、流動資産の部9億3,670万9,000円から、流動負債の部9,692万9,000円を差し引いた剰余額が8億3,978万円となることから、資金不足比率は生じていないところであります。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告第4号については、以上で終わります。

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（谷口義則）

次に、日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、説明をいたします。現委員の山口紀志子氏の任期が、平成27年12月31日をもって満了することから、後任として曾於市財部町南俣11123番地の4、花房親志氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、提案するものであります。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

人権擁護委員の推薦の必要な要件について説明をしてください。

○市民課長（久留 守）

お答えをいたします。

人権擁護委員に求められるというようなことの質問でございますけども、人権擁護委員には地域社会におきまして、人権相談、それから人権の啓発、人権救済など各種の人権擁護活動に積極的に従事することが求められていることでもあります。

地域社会におきまして、信頼されるに足りる人格識見・中立・公平さを兼ね備えていることのほかに、社会貢献の精神に基づいて熱意をもって積極的に人権擁護委員活動に期待できる候補者、こういったものが求められているところであります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

今、課長答弁があった内容は何か根拠があるのでしょうか。根拠を示しながら説明していただきたいと思うんです。一般論的な説明ではなくして、そういった単純な質問です。

○市民課長（久留 守）

お答えをします。

人権擁護委員法の第6条の第3項に、人権識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会実業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者など及び弁護士会その他婦人労働者、青年等の団体にあつて、直接、間接に人権の擁護を目的として、また、これらを支持する団体の構成員の中から市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦しなければならないというところがございますので、これに基づいたものでございます。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ここで意見調整のため、しばらく休憩いたします。

議員の皆さんは、議員控室にお集まりください。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時12分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議題となっております諮問第1号について採決いたします。

お諮りいたします。諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については適任である旨、答申いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任である旨、答申することに決しました。

日程第7 同意案第1号 教育委員会の任命について

○議長（谷口義則）

次に、日程第7、同意案第1号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第7、同意案第1号、教育委員会の任命について、説明をいたします。

教育委員、須田郁子氏の任期が平成27年10月4日をもって満了することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同氏を再任したため提案するものであります。同法第5条第1項の規定により、同氏の任期は4年となります。

なお、同法附則第4条に平成27年4月1日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず当該委員の任期満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定めることができるとされていますが、本委員会の各委員の任期満了の期日は、特定の年に偏っていないため、規定どおり任期を4年とするものです。よろしく御審議く

だりますようお願いをいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

1点だけ質問いたします。曾於市における学力問題を初めとした教育問題については、非常に重要であり、今回の一般質問でも同僚議員数名が教育問題について、学力を中心として質問に立つ予定でございます。

そうした中で、教育委員会の各教育委員の皆様方の役割というのがますます大事じゃないかと思っております。須田郁子委員もこの4年間されてまいりましたけれども、端的に1点だけ質問いたします。

この4年間活発な質問等意見が教育委員会の中で出されていたのでございましょうか。それを踏まえての今回の再任の提案であるでしょうか。これ1点だけ確認方の質問であります。活発な議論を委員会の中でどんどんされたのかどうか、この1点であります。

○市長（五位塚剛）

今回の須田さんの提案であります、この間、教育委員会の会議が開かれております。基本的に私も参加いたしました、それなりの意見が出されております。

詳しいことについては教育長から答弁させますが、前向きに曾於市の教育行政を進める上で、また学力を向上させるという意味での努力をされているということを感じております。教育長からお願いいたします。

○教育長（谷口孝志）

ただいま議員のほうから質問がありましたが、私が昨年6月の末、就任しましてから、定例の教育委員会で、いつも委員の方々からの意見等を伺っておりますけど、議員のおっしゃるとおり、また各議員の方々もお感じのように、本市の最重要課題は学力の向上でありますので、いずれの会におきましても、やはり学校の現状、それから学力問題、あるいはまた、生徒指導問題含めまして、各委員から活発な意見あるいは感想等が述べられておりまして、私どものほうにいろいろと注文を受けることもございました。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、同意案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第1号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（谷口義則）

ただいまの出席議員数は19人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定のより、立会人に岩水豊議員及び澁合昌昭議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（谷口義則）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（谷口義則）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第

73条第2項規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○議会議務局長（栄徳栄一郎）

それでは議席順に申し上げます。1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番。

○議長（谷口義則）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。岩水議員及び荏合議員、立ち合いをお願いします。

(開票)

○議長（谷口義則）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち賛成18票、反対1票。

以上のおり賛成が多数であります。よって、同意案第1号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

日程第8 認定案第1号 平成26年度曾於地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定案第2号 平成26年度曾於市水道事業会計決算の認定について

日程第10 議案第56号 曾於市自治会有線放送施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第11 議案第57号 曾於市個人情報保護条例の一部改正について

日程第12 議案第58号 曾於市手数料条例の一部改正について

日程第13 議案第59号 曾於市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第60号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について

日程第15 議案第61号 曾於市末吉総合センター（文化センター・農業構造改善セン

- ター)の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第62号 曾於市民プール施設の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第63号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)
- 日程第18 議案第64号 曾於市コミュニティFM放送施設整備事業放送施設整備工事請負契約の締結について
- 日程第19 議案第65号 土地改良事業計画の変更について
- 日程第20 議案第66号 字の区域変更について
- 日程第21 議案第67号 曾於市道路線の認定について
- 日程第22 議案第68号 訴えの提起について(調停)
- 日程第23 議案第69号 訴えの提起について(訴訟)
- 日程第24 議案第70号 榎小学校屋内運動場改築本体工事請負契約の締結について
- 日程第25 議案第71号 字の区域変更について
- 日程第26 議案第72号 平成26年度曾於市水道事業剰余金の処分について
- 日程第27 議案第73号 平成27年度曾於市一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第28 議案第74号 平成27年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第29 議案第75号 平成27年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第30 議案第76号 平成27年度曾於市笠本簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第31 議案第77号 平成27年度曾於市水道事業会計補正予算(第2号)について

○議長(谷口義則)

次に、日程第8、認定案第1号、平成26年度曾於地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算の認定についてから、日程第31、議案第77号、平成27年度曾於市水道事業会計補正予算(第2号)についてまでの以上24件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長(五位塚剛)

日程第8、認定案第1号から、日程第31、議案第77号まで一括して説明をいたします。

日程第8、認定案第1号、平成26年度曾於地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算認定について、説明をいたします。

本年曾於地区2市1町の第1回議会定例会で、曾於地区視聴覚教育協議会の廃止について議決され、3月31日をもって同協議会が解散したところであります。曾於地区視聴覚教育協議会規約第29条第2項に、事務を継承した関係市町において、こ

れを監査委員の監査に付し、その意見をつけて議会の承認に付さなければならないと定められておりますので、これに基づき平成26年度曾於地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算を認定に付するものであります。

次に、日程第9、認定案第2号、平成26年度曾於市水道事業会計決算の認定について、説明をいたします。

水道事業は住民の健康で豊かな生活を支えるため、本来の事業を目的であります市民への正常で豊富な飲料水の供給に努めるとともに、衛生の向上と生活環境の整備、充実を図るものであります。平成26年度の給水戸数は1万4,303戸となっております。また、収益に影響がある有収率は87.8%で、給水家庭における1カ月当たりの平均使用水量は19.5m³、使用料は消費税抜きで平均2,713円となりました。工事等につきましては、本管の布設等11件の建設改良工事を施工して、あわせて末吉上水道事業村山地区水道管布設工事ほか10件の建設拡張工事を施工し、安定した水の供給確保を図っております。

それでは、決算の概要について収益的収入及び支出から説明をいたします。

収入合計は消費税抜きで5億2,047万1,145円で、主なものは水道使用料の4億6,561万9,260円で、収入総額の89.5%となっております。支出合計は4億5,948万6,629円で、当年度純利益は6,098万4,516円となりました。

次に、資本的収入及び支出について説明をいたします。

収入においては、税抜きで9万7,280円となり、その内訳は固定資産売却代金9万7,280円となっております。

支出においては、税抜きで総額1億7,122万3,304円となり、その内訳は建設改良費9,181万8,380円及び企業債元金償還金分7,940万4,924円となっております。消費税を含めまして、資本的収入が資本的支出に不足する額1億7,821万96円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,745万6,024円と、過年度分利益剰余金5,367万円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額708万4,072円で補填しております。

詳細につきましては、決算書、決算説明書及び監査委員の決算審査意見書等をごらんください。

次に、日程第10、議案第56号、曾於市自治会有線放送施設の設置及び管理に関する条例の制定について説明をいたします。

平成28年4月から曾於市コミュニティFM放送の開始により、曾於市有線放送施設のうち、大隅地域及び末吉地域の既存の地域内放送を自治会放送施設として使用するため、その設置及び管理に関する条例を制定するとともに、これに伴い関係条例の廃止及び一部改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規

定に基づき本案を提案するものです。

次に、日程第11、議案第57号、曾於市個人情報保護条例の一部改正について、説明をいたします。

平成28年1月から個人番号の利用が開始されますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、地方公共団体でも個人情報保護の観点から必要な措置を講ずるため、地方自治法第96条第1項の第1号の規定に基づき本案を提案するものです。主な改正点は、個人番号を含む特定個人情報の利用や提供等の規定及び特定個人情報のやり取りを記録したものである情報提供等記録の取り扱い等を定めるものであります。

次に、日程第12、議案第58号、曾於市手数料条例の一部改正について説明いたします。

行政手続きにおける、特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、平成27年10月から全世帯に発送される個人番号通知カード及び平成28年1月から申請書に交付される個人番号カードの再交付の手数料を定める必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提案するものです。手数料の額を個人番号通知カードの再交付を1件につき500円、個人番号カードの再交付を1件につき800円とするものです。

次に、日程第13、議案第59号、曾於市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、説明をいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律が本年7月17日に交付され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に、非常災害により生じた廃棄物の処理の原則に係る規定が追加されたことに伴い、条例中の引用の条項を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提案するものです。

次に、日程第14、議案第60号、曾於市教職員住宅条例の一部改正について説明をいたします。

教職員住宅の老朽化に伴い、昭和50年度建設の桜ヶ丘教職員住宅1戸を用途廃止することに伴い、曾於市教職員住宅条例別表から削るため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき本案を提案するものであります。

次に、日程第15、議案第61号、曾於市末吉総合センター（文化センター・農業構造改善センター）の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明をいたします。

曾於市末吉総合センターの小研修室を、コミュニティFM放送事業の放送室として使用することから、曾於市末吉総合センターの設置及び管理に関する条例に定め

られている別表第2の使用料及び別表第5の冷暖房使用料の小研修室の項を削るため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき本案を提案するものであります。

次に、日程第16、議案第62号、曾於市民プール施設の管理に関する条例の一部改正について、説明いたします。

中学生以下を除く曾於市民に限り、市民プールの1カ月利用券を発行することにより、利用者の増を図り、健康増進に寄与することを目的として、曾於市民プール施設の管理に関する条例を改めるため、地方自治法第96条第1項第1号に基づき提案するものであります。

次に、日程第17、議案第63号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）説明をいたします。

曾於市消防団大隅方面隊笠木分団の消防ポンプ自動車を更新するため、売買の仮契約が成立したので、地方自治法第96条第1項第8号及び曾於市市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、本案を提案するものであります。

取得の相手方は、鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社で、取得金額は2,304万7,200円であります。なお、財産の取得について、参考資料として物品売買仮契約書、入札執行結果表、消防ポンプ自動車の主要諸元表を添付しておりますので、御参照ください。

次に、日程第18、議案第64号、曾於市コミュニティFM放送施設整備事業放送施設整備工事請負契約の締結について、説明をいたします。

本工事につきましては、指名競争入札により執行した結果、2業者から入札がありました。8月19日に開札を行い、株式会社九電工鹿児島支店が1億6,804万8,000円で落札しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び曾於市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提案するものです。

なお、入札参加業者名、工事概要書、スタジオ及び送信所位置図、ネットワーク構成図、スタジオ平面図、送信所立平面部材図面につきましては、参考資料を配付しておりますので御参照ください。

次に、日程第19、議案第65号、土地改良事業計画の変更について、説明をいたします。

団体営基盤整備促進事業（農産漁村活性化プロジェクト支援交付金）柳井谷地区の計画変更に伴い、総事業費が16.8%の減額になったため、土地改良法第96条の3第1項の規定に基づき提案するものです。事業費の変更内容は、農業用排水施設整備が2,144万円から1,826万8,000円に、区画整理が1億8,276万円から1億

5,155万4,000円に変更となり、全体額では2億420万円から3,437万8,000円の減額の1億6,982万2,000円となります。完成後の事業量は農業用排水施設整備の延長が859m、区画整理の面積が7.8haとなります。

次に、日程第20、議案第66号、字の区域変更について、説明をいたします。

県営農村振興総合整備事業末吉地区の寺田上と寺田下、換地区の完成に伴い、従来の字界が原形をとどめなくなったことにより、新字界を定めるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき提案するものです。事業概要は区画整理の面積が4.5haで、事業費が6,600万円になります。負担率は国から50%、県が29.5%、地元が20.5%であります。

次に、日程第21、議案第67号、曾於市道路線の認定について、説明をいたします。

本案は市の地域振興住宅建設事業により、宅地造成された団地内道路柳迫団地線、柳井谷第2団地線、八合原団地線の3路線及び民間により造成された団地内道路、菅渡東線の1路線、計4路線について市道として供用し管理するため、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものです。なお、場所延長等につきましては、図面を添付しておりますので、御参照ください。

次に、日程第22、議案第68号、訴えの提起について（調停）、説明をいたします。

本案は、市営住宅及び市有住宅の明け渡し請求及び滞納家賃等の未払い請求に係る調停申し立てを行うため、地方自治法第96条の第1項第12号の規定により提案するものです。

今回、この調停を申し立てる相手方の合計4名は、家賃滞納の入居者で督促状や電話連絡、戸別訪問を行う等催促いたしましたが、家賃納入がなされず、その未納期間が12カ月以上、または滞納額が15万円以上のもので、分納誓約書が提出であり、または提出しているが、計画納付していない入居者であります。

訴訟とせず調停申し立てとしたのは、裁判所の調停委員の立ち会いのもと、住宅の明け渡しや滞納家賃の支払いについて、話し合いにより解決を図るためであります。この調停書には判決と同じ効力があります。

次に、日程第23、議案第69号、訴えの提起について（訴訟）、説明をいたします。

本案は、市営住宅明け渡し請求及び滞納家賃等の支払い請求に係る訴えを行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案するものです。

今回、この訴えを申し立てる相手方は、家賃を滞納しており、調停の申し立てに対しても調停の場に出でこないため、不調となり話し合いによる解決が図れないことから提訴するものです。

次に、日程第24、議案第70号、檜小学校屋内運動場改築本体工事請負契約の締結について説明をいたします。

櫛小学校屋内運動場改築本体工事につきましては、条件つき一般競争入札により執行した結果、7業者から入札がありました。8月20日に開札を行い、川畑建設株式会社が1億8,144万円で落札しましたので、曾於市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。なお、入札参加業者名、工事概要及び完成予想図等につきましては、参考資料を配付しておりますので、御参照ください。

次に、日程第25、議案第71号、字の区域変更について、説明をいたします。

大隅総合運動公園の土地を合筆するために、字の区域変更が必要であり、地方自治法第260条第1項に基づき提案するものです。今回、大隅総合運動公園用地の一部に抵当権や仮差押え等が設定されている用地があったが、条件が整ったことから合筆するものです。

次に、日程第26、議案第72号、平成26年度曾於市水道事業剰余金の処分について説明をいたします。

本定例会に提案しております認定案第2号、平成26年度曾於市水道事業会計の決算の認定に伴い、当年度、未処分利益剰余金1,858万2,433円のうち減債積立金へ650万円、建設改良積立金へ1,185万1,174円を積み立て、残額の23万1,259円を翌年度繰越利益剰余金として処分するものであります。

次に、日程第27、議案第73号、平成27年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について、説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は歳入歳出予算の総額に7億6,202万7,000円を追加し、総額を245億2,402万5,000円とするものです。

第2条は地方債の補正であり、5ページの第2表のとおり現年発生農業用施設災害復旧費を追加し、限度額を3,480万円に。現年発生公共土木施設災害復旧費の限度額を2,160万円に変更しています。

それでは、予算の概要を配付いたしました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、1ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明をいたしますと、国庫支出金は災害復旧費国庫負担金の現年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金を1,914万2,000円、県支出金は民生費県補助金の地域介護基盤整備事業費補助金を1億9,820万2,000円、寄附金は指定寄附金の、思いやりふるさと寄附金を2億円、繰入金は、思いやりふるさと基金繰入金を1億円、市債は災害復旧債の現年発生農業施設災害復旧費を3,480万円それぞれ追加するものが主なものであります。

歳出については、地域おこし協力隊員の募集及び活動に対する地域おこし協力隊

事業を1,176万8,000円、地域密着型特別養護老人ホーム等の整備に対する地域密着型サービス施設整備補助金を1億9,820万2,000円、ふるさと納税の特産品贈呈に対する特産品PR推進委託料を1億円、災害発生に農地農業用施設災害復旧工事を1億400万円、それぞれ追加するものが主なものであります。

次に、日程第28、議案第74号、平成27年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は歳入歳出予算の総額に186万9,000円を追加し、総額を69億2,898万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明をいたしますので、4ページをお開きください。

今回の補正は、後期高齢者支援金等を追加するもので、歳入については繰越金を186万9,000円を追加し、歳出については後期高齢者支援金を103万1,000円、臨時職員賃金を74万1,000円追加しております。

次に、日程第29、議案第75号、平成27年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の5ページをお開きください。

第1条は歳入歳出予算の総額に103万2,000円を追加し、総額を2億420万4,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明をいたしますので、5ページをお開きください。

今回の補正は、下水道建設事業を追加するもので、歳入については分担金を52万円追加するものが主なもので、歳出については公共下水道事業費を99万円追加しています。

次に、日程第30、議案第76号、平成27年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の9ページをお開きください。

第1条は歳入歳出予算の総額に115万1,000円を追加し、総額を2億2,240万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明をいたしますので、6ページをお開きください。

今回の補正は、施設修繕費の追加によるもので、歳入については繰越金を115万1,000円追加し、歳出については施設修繕費を100万1,000円追加しております。

次に、日程第31、議案第77号、平成27年度曾於市水道事業会計補正予算（第

2号) について、説明いたします。

特別会計補正予算書の13ページをお開きください。

第2条は予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費を既決予定額に454万9,000円を追加し、予定額を5億2,769万7,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明いたしますので、7ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は地方公営企業法改正に伴う支援業務委託により、委託料を449万4,000円を追加しております。

以上、日程第8、認定案第1号から日程第31、議案第77号まで、一括して説明をいたしました。よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は9月8日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時54分

平成27年第3回曾於市議會定例会

平成27年9月8日

(第2日目)

平成27年第3回曾於市議会定例会会議録（第2号）

平成27年9月8日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 一般質問

- 通告第1 宮迫 勝 議員
- 通告第2 上村 龍生 議員
- 通告第3 海野 隆平 議員
- 通告第4 土屋 健一 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 岩 水 豊 | 2番 湊 合 昌 昭 | 3番 泊ヶ山 正文 |
| 4番 上 村 龍 生 | 5番 宮 迫 勝 | 6番 今 鶴 治 信 |
| 7番 九 日 克 典 | 8番 伊地知 厚 仁 | 9番 八 木 秋 博 |
| 10番 土 屋 健 一 | 11番 原 田 賢一郎 | 12番 山 田 義 盛 |
| 13番 大川内 富 男 | 14番 大川原 主 税 | 15番 海 野 隆 平 |
| 16番 久 長 登良男 | 17番 迫 杉 雄 | 18番 坂 口 幸 夫 |
| 19番 徳 峰 一 成 | 20番 谷 口 義 則 | |

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長兼議事係長 浜 田 政 継 総務係長 持 留 光 一
参事補 津 曲 克 彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	谷 口 孝 志
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	今 村 浩 次
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	中 村 涼 一
総 務 課 長	永 山 洋 一	社 会 教 育 課 長	河 合 邦 彦
大隅支所長兼地域振興課長	松 尾 安 次	経 済 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	富 岡 浩 一	畜 産 課 長	木佐貫 育 穂

企 画 課 長	橋 口 真 人	耕 地 課 長	吉 野 実
財 政 課 長	吉 川 俊 一	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
税 務 課 長	中 山 浩 二	水 道 課 長	堀 内 光 秋
市 民 課 長	久 留 守	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	桂 原 光 一
保 健 課 長	丸 野 哲 男	監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 和 弘
福 祉 事 務 所 長	川 添 義 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 浜 昭 二

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（谷口義則）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第1、宮迫勝議員の発言を許可いたします。

○5番（宮迫 勝議員）

おはようございます。日本共産党の宮迫勝でございます。

私は今回5つの項目について質問いたします。

まず、憲法9条と安保法案について質問いたします。

ことしは、戦後70年の節目の年であります。日本国憲法は、アジア太平洋戦争での日本の敗戦から約2年後の1947年5月3日に施行されました。

侵略戦争を反省し、国民主権、恒久平和、基本的人権の尊重などを原則にした世界に誇れるすばらしい憲法だと思います。

市長はこの日本国憲法に対してどういう思いをお尋ねいたします。

2つ目には、憲法9条についてお尋ねいたします。

日本が繰り広げた侵略戦争で、日本国民とアジア諸国民に甚大な被害を与えたことを反省し、憲法は全文で政府の責任によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにする決意を明らかにしました。

9条で戦争を放棄し、戦力は持たないと決めました。

戦後70年、日本はこの憲法のもとでみずから戦争を起こしたことはありません。そして、日本の自衛隊として、1人の戦死者も、相手国の犠牲者も出していません。

これは、憲法9条が歯どめとなり、自衛隊を海外へ派遣させず、武力を行使しなかったからだと思いますが、市長の憲法9条に対する考え、思いを伺います。

3つ目に、今、国会で審議されている安保法案について若干お尋ねいたします。

安倍政権は今までの自民党政権が集団的自衛権の行使は憲法違反だからできないとしてきたものを、解釈を180度転換して、安保法案を提出してきました。

安保法案には、1つ目に、アメリカの戦争に自衛隊が戦地まで行って軍事戦を行

う。

2番目に、PKO法の改定によって形式上は停戦合意がなされてはいるが、戦乱が続いている戦地に自衛隊を派兵し、武器を使った治安維持活動に取り組む。

3つ目に、日本が攻撃されてもいないのに集団的自衛権の名で、アメリカが先制攻撃で始めた戦争であっても参戦するなど、重大な問題があります。

安保法案についての市長の考えを聞きたい。

次は、いじめ防止についてお尋ねいたします。

7月5日に岩手県矢巾町で中学2年の男子生徒が、みずから命を絶った事件で、学校がいじめが自殺の一因とする調査報告を公表しました。

この調査報告について、市長と教育長の見解をお伺いします。

2番目に、報告書はこの男子生徒は生活記録ノートでSOSを発信していましたが、教職員が危機意識に欠けていたとしています。

教育長は、このことについてどのように考えるか伺います。

3つ目に、背景には全教職員による情報の共有ができていなかったと指摘されています。どう考えるかお伺いします。

4番目に、報告書の危機意識の欠如、情報の共有なしとの指摘に対し、曾於市でこのような事例を起こさないために、どう教訓化していくのかお伺いします。

次に、マイナンバー制度について伺います。

国は10月5日以降に全国で一斉に1億3,000万人、約7,000万世帯に、番号通知カードが書留で送られるとしています。

膨大な事務をこなさなければならない大変な作業だと思います。

曾於市の準備状況はどうか伺います。

2番目に、政府広報のマイナンバー制度が始まりますというパンフレットによれば、個人番号カードは無料で取得できると書かれています。

当然、国の財政措置があると思うが、市の財政負担はどうか伺います。

3つ目に、現在は引っ越し等に伴う住所変更は、窓口で簡単にできています。今後、番号通知カード、マイナンバーカードを発行後に住所変更した場合の取り扱いはどうかお伺いします。

4番目に、市民の皆さんは、カードの保管、管理等には十分気をつけるとは思いますが、マイナンバーカードの盗難、紛失による被害が危惧されます。

被害対策はどうなっているのか伺います。

5番目に、一度漏れた情報を取り戻すことはできません。さきの日本年金機構の事件のように、システム上、運用上の不備を原因とした情報流出は起きないか、防止対策は万全であるか、お伺いします。

大きな4つ目に、イノシシ等の被害防止についてお尋ねいたします。

昨今、全国的に鳥獣による農作物への被害が出ています。その対策として、電気柵を設置するところがふえています。そのような中、7月19日に静岡県では、電気柵により感電死した事故がありました。

原因としては、使用した電源が100vであったとの報道がありました。

曾於市ではこのような100vに及ぶ電源を利用した、電気柵の設置はないかお尋ねをいたします。

2番目に、ことしは夏場よりイノシシ等の被害が報告され、農家の方から電気柵の設置の要望が出ています。

今年度の実績についてお答えください。

3番目に鳥獣による農作物被害防止対策で、曾於市イノシシ等被害防止事業補助金があります。この要綱の主なところを説明してください。

4番目に、補助金の交付申請、実績報告等の手続を森林組合に委任していますが、森林組合申請の電気柵の価格は一式どのくらいなのかお尋ねいたします。

5番目に、森林組合申請の電気柵よりもコメリなどの量販店の電気柵が安い、補助してほしいという声があります。

量販店の電気柵に対しても、補助すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

大きな5番目に、曾於市の米の消費、販路拡大についてお尋ねいたします。

ことしの6月が記録的な長雨と、日照不足による農作物への被害が出ています。特に、稲の生育について心配がされております。

その後、天候は回復しましたが、本年度の曾於市の米のでき具合はどうかお尋ねいたします。

2番目に五位塚市長は、沖縄へ曾於市の米を売り込みたいと公約されました。その後はどうなっているのかお答えください。

3番目に昨年はふるさと納税の取り組みが9月からであったために、返礼に使う曾於市の米が確保に、関係者が大変苦慮されました。

曾於市の米の反応はどうだったのか、また、今後の取り組みについて伺います。

4番目に、6月議会で学校給食の曾於市産米の米をふやすとのことでした、具体的な説明を求めます。

また、肉や野菜など、その他具材も地産地消を進めるべきだと思いますが、市長と教育長の答弁を求めまして、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、宮迫勝議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

憲法9条と安保法制についての①憲法に対する市長の思いはということでございます。

国民が安心して生活するためにつくられたのが憲法だと考えております。

自由、平等、平和、参政権など日本の憲法は大変すばらしいものだと考えております。

②の憲法9条に対する考え方はということでございますが、憲法9条は、日本が戦争に参加してとうとい命が失われた反省のもとに、戦争は絶対にしてはならないと決め、平和主義を未来永劫に守るための日本の宝だと考えております。

③今、国会で審議されている安保法案についての市長の考えを聞きたいということでございます。

今回の安保法案については、十分審議が尽くされていないというふうに思います。

日本の法律家、学者、研究者の方々も憲法違反であると言われている方もたくさんおられます。

また、国民の6割近い方々が政府の説明に対して、多くの疑問を感じておられ、不安と懸念が広がっていると思われまます。

私を支持くださる方々も、さまざまな考え方の方もいらっしゃると思いますが、市民の命と暮らしを守るためにも、いま一度慎重な審議が必要であるというふうに考えております。

また、安倍内閣は、来週中にも参議院での審議を中止して採決を進めようとしておりますが、国民の意見を十分聞くべきであるというふうに考えております。

2、いじめ防止についての、岩手県の矢巾町の問題についての、市長と教育長の見解がありますけど、私のほうから先に答弁いたします。あとでまた、教育長が答弁されるというふうに思います。

今までも小中学生のいじめによる児童、生徒の自殺がたびたび報道されてきました。本当に悲しい事でございます。

いじめ防止対策につきましては、国からも指導があり、学校の教育現場や家庭教育の場を含めて強化されました。

引き続き、命の大切さと、いじめ防止につきまして、教育委員会と連携を密にしまして対策を進めていきたいと考えます。

3、マイナンバー制度についてのことでありますが、①の準備状況についてお答えしたいと思います。

平成28年1月から、全ての国民に12桁の番号割り当て、国や自治体が各種の個人情報効率的に管理できるようにする制度として、マイナンバー制度の利用が開始されます。平成27年10月からは、全国民に個人番号を通知することから、個人番号

通知カードの発送に向けて、現在準備を進めております。

現時点では、市民全員に個人番号を付番する作業を行っておりますが、今後は10月から発送される個人番号通知カードの送付先情報の入力作業を行っていく予定です。

なお、これらのデータをもとに、制度の生成・システムの運用を担う、地方共同法人のJ-LISが個人番号通知カードを全世帯に送付することになっております。

②マイナンバーカードの普及のための財政負担についてお答えいたしたいと思います。

平成27年度の通知カードと個人番号カードの交付等に伴う財政措置として、総務省所管分で443億2,000万円の補助金が事務の委任に関わる市町村の交付金に対して予算措置されております。

これは、各自治体の住基人口をもとに交付されるものであり、曾於市におきましては、通知カード・個人番号カード関連事務に要する費用として1,360万1,000円、個人番号カード交付事務に係る経費として122万9,000円が補助金として交付されます。

関連事務費に要する費用については、6月補正で予算措置され、事務費補助金については、今回の補正でお願いするところであります。

次に、③のカード発行後の取り扱いについてお答えいたします。

転出等で住所を変更した場合、転出先の市町村で転入届を提出する際に通知カードまたは、あるいは、個人番号カードを一緒に提出し、記載内容を変更してもらう必要があります。

また、個人番号カードに搭載された署名用電子証明書には、住民票の基本4情報の氏名、住所、生年月日、性別が記録されていますので、引っ越しにより住所を変更した場合は、失効することになりますので、再申請が必要となります。

④のマイナンバーカードの盗難・紛失についてお答えをいたします。

個人番号カードは、今後、就職、子育て、年金受給等における本人確認に利用することになりますので、盗難・紛失があった場合は、なりすまし等によるカードの不正使用が予想されます。

マイナンバー制度では、それぞれの個人情報と同じところで管理される一元管理の方法はとられません。

情報をそれぞれの機関が保有し、他の機関の情報を必要とする場合は、その都度情報のやり取りを行う分散管理の方法がとられます。

また、役所の間で情報をやり取りする場合には、個人番号ではなく、役所ごとに異なるコードを用いますので、1カ所での漏えいがあったとしても他の役所との間

で遮断されます。

したがって、個人情報が入る式に抜き出せない仕組みとなっております。

また、個人番号が漏えいした場合であっても、個人番号だけで手続きを行うことはできません。

いずれにしましても、通知カード・個人番号カードを紛失した場合は、住民票のある市町村、また個人番号カードのコールセンターまで連絡をしていただき、第三者による不正使用等を防止するため、カードの一時停止処理など適切な処理を行う必要があります。

⑤の情報流出の防止対策についてお答えをいたしたいと思います。

総務省から、先日の日本年金機構の個人情報漏えい事案を受け、社会保障・税番号制度の準備に伴う個人情報の標的型攻撃対策の徹底について指導があったところです。

曾於市の情報システムは、基幹系システムと情報系システムに分離しております。

基幹系システムは職員個人の端末で業務を行うシステムであり、情報系システムは各課に原則1台配備してあるパソコンでインターネットやメールの送受信を行い、外部とつながっているシステムです。

現在、ネットワークの配線では分離しておりますが、メールだけはつながっている状態であります。

このため、10月5日の番号法施行の前日までに基幹系システムと情報系システムのつながりを物理的に遮断し、不特定の外部とのメール送受信は情報系システムのみで対応していく予定です。

この措置をとることにより、ネットワーク上での情報流出は防げるところではありますが、情報系システムへのセキュリティー対策を構築する必要であることから、現在セキュリティーポリシーの作成に取りかかっている状況にあります。

また、システムのセキュリティー対策を整えたとしても、ヒューマンエラーによる情報流出も想定されますので、職員研修をさらに充実するとともに、組織的な連携を図りながら、情報セキュリティー対策に取り組んでまいります。

4、イノシシ等の被害防止についての、①曾於市内の実情についてお答えをしたいと思います。

静岡県での事故を受けて、本市でも調査を行いました。家庭電源から直接つないだ電気柵の設置は見受けられませんでした。

また、有線放送・オフトーク・市報を通じて電気柵事故防止と危険表示板設置の啓発を行ったところでございます。

②の電気柵の実績についてお答えしたいと思います。

電気柵の設置要望については、8月末の現在で50基を設置しております。

さらに要望が出ていますので、今回の補正予算で15基分の増額をお願いしているところでございます。

参考までに平成26年度は45基設置しております。

③の補助金の主な内容についてお答えしたいと思います。

イノシシ等被害防止事業補助金交付要綱は、イノシシ等の農作物被害に防止し、農業経営の安定を図るために、主に電気柵の設置に係る経費の2分の1以内を補助することを定めたものです。

具体的な要件は、曾於市内に住所を有する者で、電気柵等を設置するものであることと、受益地が曾於市内であることとしています。

また、受益戸数は3戸以上としておりますが、総受益面積が50a以上である場合は、この限りでないとしております。

④の電気柵の価格についてお答えをしたいと思います。

電気柵の価格については、設置可能面積は、約1ha分で、機械本体、柵の電線、支柱、危険表示板、電池その他付属品を含めて8万1,000円となっております。

⑤の量販店からの購入の補助についてお答えしたいと思います。

電気柵の価格について、数社の量販店を調べてみました。

機械本体の価格は、安いものもありましたが、それに電気柵の線、支柱など一式を加えますと、それほど指定業者と価格は変わるものではありませんでした。

また、現在指定している2つの業者は、電気柵業者の団体である日本電気柵協議会の会員です。

過去の実績から見て、製品の安全性・信頼性があり、さらに修繕についても必要があれば出張してもらえるなど、迅速性に優れています。

このようなことから、補助事業ということもあり、指定の業者から購入していただくほうが安心ではないかと考えております。

次、5、曾於市の米の消費・販路拡大についての①本年度の米のでき具合の問題であります。本年度の米のでき具合は、鹿児島県内の早期米については、作況指数88で不良と見込まれております。

普通期米については6月から7月にかけての長雨の影響で、低温・日照不足により8月15日現在の生育はやや不良と推移しております。

現在、出穂期に入っておりますので、今後、台風等の影響がなければ、昨年並みの収穫量になるのではないかと見込んでいるところでございます。

②の沖縄への米の売り込みについてお答えをしたいと思います。

4月に沖縄で米の卸しをされている業者を訪問いたしまして、その後、ヒノヒカ

りの玄米30kgを67袋出荷いたしました。

価格は1袋当たり6,000円でありましたので、再度8月に27年度産米の売り込みに経済課・そお鹿児島農協の担当者を含めて、沖縄の米取り扱い事業者を3カ所訪問してまいりました。

沖縄では、曾於のアキホナミを欲しいとのことでしたので、今後は、そお鹿児島農協を中心として、曾於市産の取り引きについて協議を進めていただくようお願いしてまいりました。

また、アイガモ米や有機栽培米も欲しいとのことでしたので、今後推進できないかを今検討しているところでございます。

③ふるさと納税の曾於市米の反応と今後の取り組みはということでございますが、平成26年度のふるさと納税での米の発送数は329件で、3,890kgでした。

道の駅きらら館で財部産のヒノヒカリを出荷していましたが、新米時期ということもあり、人気は上々でありました。

今後の取り組みとしては、10月から新米の出荷を開始し、品質のよい米を1年間通して出荷できるような体制をJA等と連携を図りながら、曾於市産米のPRに努めたいと思います。

次に、学校給食での拡大の問題についてお答えしたいと思います。

本市の学校給食は、週5日のうち、3日を米飯給食としており、その米は本年1学期までは、鹿児島県学校給食会から購入する県内産米が大部分を占めておりました。

市内産米は、平成26年度実績で申し上げますと、年間約26tのうち、12%に当たる約3tでありました。

学校給食の食材は、安心・安全で、安価で安定的に供給されることが必要になります。市内産米の利用率をふやすことを目指して、さきに述べました条件をクリアするために、これまで市内の物産館や、JAそお鹿児島と協議を重ねてまいりました。

その結果、本年2学期より、全ての学校において週1回以上、市内産米が利用できるようになり、このままで推移しますと、平成27年度の市内産米の利用率は35%となり、来年度は45%となる見込みであります。

また、その他の具材についても、可能な限り市内産野菜等の利用を心がけておりますが、天候不良の影響で必要量が十分確保できなかったり、安定供給や品質の均一化など、難しかったりする面もあるところでございます。

しかしながら、学校給食への地元食材の活用は、食育のさらなる推進や、農家の所得向上の観点からも重要なことでもありますので、給食費の保護者負担金が高くな

らないよう留意をしながら、今後さらに前向きに検討してまいりたいと思います。

あとは教育長のほうで答弁をさせたいと思います。

○教育長（谷口孝志）

宮迫議員の大きな2項目めのいじめ防止につきましての①ですが、岩手県の矢巾町で、中学2年の男児生徒がみずから命を絶った事件について、学校がいじめが自殺の一因とする調査報告書を公表したと、このことについての考えをとということですが、4年前、滋賀県大津市で中学2年の男子生徒がいじめを苦しんで自殺する事件が起きて、大きな社会問題になり、それが契機となって、いじめ防止対策推進法が制定されました。

しかし、今回、再び同じような事件が起きて、かけがえのないとうい命が失われたことは、大変残念でなりません。

今回の事件について、学校がいじめが自殺の一因との結論を出したことについては、あくまでも報道等からしか推察できませんが、伝えられる事実関係から判断すれば、いじめが自殺の原因に絡んでいるのではと考えております。

また、本事案では、いじめや自殺を示唆するサインが出ていたにも関わらず、担任を初め、学校がそのことをしっかりと受けとめ、命を守るための適切な対応が取られなかったこと、さらに、子供からの情報が職員間で共有されず、組織としての対応がなされなかったことに大きな課題があると考えております。

教育委員会としましても、いじめはどの学校でも起こり得るという認識に立ち、本市において、このような痛ましい事件が起こらないよう、学校への指導に努めてまいりたいと考えております。

次に、②のこの報告書によると、男子生徒が生活記録ノートでSOSを発信していたが、教職員は危機意識に欠けていたのではないかとということですが、このことについて、学校はいじめがあると疑われるときは、速やかにその事実を確認し、いじめをやめさせ、再発防止に向けて、複数の教職員で対応する必要があり、このことはいじめ防止対策推進法にも規定されています。

また、たとえわずかでも子供がいじめで悩んでいる兆候が見られるときは、危機意識を持ち、最悪の事態を想定しての対応を最優先で行う必要があります。

今回の事件では、生徒は担任に生活記録ノートを通じて、何度もいじめについての相談を行い、自殺を示唆するメッセージも発していました。担任はいじめを行った生徒に対して、いじめをやめるように指導はしていたということですが、学年の主任に相談したり、生徒指導係会で事実を報告したりして情報を共有することがなされず、結果としてとうい命を救うことができなかったという事実から、危機意識が不足していたと言わざるを得ないと思われまます。

次に、③についてですが、背景に全教職員による情報の共有ができていなかったと指摘されているが、どう思うかということですが、今回の事件では、担任はいじめたとされる生徒に対して、いじめをやめるよう1人で指導したとされており、学年部や学校全体で情報が共有されず、組織的な対応がなされませんでした。このことから学校の全教職員による情報の共有がなされていなかったと言わざるを得ないと考えます。

情報の共有が進まない一因として、みずからが担任する学級内において、いじめが起きると指導力がないと思われてしまうのではないかという担任の抱え込み意識が生じやすいことがあります。

このことを踏まえ、文科省はいじめの件数が多いことを否定的に見ず、むしろいじめを早く発見し、隠さずに対応した学校や教員を評価するよう教育委員会や学校宛に通知を出しています。

いじめは、表面にはあらわれにくく、その事実を把握して、事実関係を確認し、その事実の把握に基づき関係の子供に必要な措置を行っていくには、担任1人では難しく、当該学校の教職員が組織を挙げて取り組んでいく必要があります。

また、子供が発するさまざまなサインを見落とさないためにも、全ての教職員が全ての情報を管理職や関係部会に報告し、その情報を全ての教職員が共有していくという認識を持って取り組んでいくことが大切であると考えております。

④の報告書の危機意識の欠如、情報の共有なしという指摘に対して、曾於市としてどう教訓化していくかということですが、今回の事件においては、学校は子供が発するサインを重く受けとめることができなかつたため、適切な対応をとることができず、結果としてかけがえのないとうい命を守ることができませんでした。

日ごろから、いじめはどの学校にも起こり得る。また、どの子供も被害者にも加害者にもなり得るといふ危機意識を持ち、たとえわずかでも悩んでいる兆候が見られるときは、子供の思いを正面から受けとめ、解決に向けての可能な限りの対応をしていく必要があります。

また、大人には些細に思われることでも、子供は非常に苦しんでいる場合があります。担任1人で対応するのではなく、組織として対応していくことの重要性を踏まえ、子供から発せられるどんな小さなことでもしっかりと受けとめ、見逃すことがないように情報の共有化を図り、適切な対応を図っていくことが重要であります。

教育委員会としましては、今回の事件を他山の石として校内体制をいま一度見直すよう、管理職研修会などで指導してまいりました。

今後、各学校のいじめ防止基本方針を再度確認し、実効性のある取り組みが確

実になされるよう指導するとともに、教育委員会としましてもいじめ防止対策の充実に努めてまいりたいと思います。

大きな5番目の曾於市の米の消費・販路拡大については、曾於市産米をふやすということと、それからほかの具材についても地産地消を進めるべきだと思うがということでございましたが、先ほど市長が述べたとおりであります、繰り返しになる部分もありますけど、学校給食の食材は安心・安全で、安価で、安定的に供給されることが必要になりますので、今後、市内産米の利用をふやすために、今後とも市内の物産館やJ Aそお鹿児島と協議を重ねてまいりたいと考えております。

また、その他の具材につきましても、必要量の確保や、安定供給、あるいは品質の均一化などができれば、できるだけ地産地消に努めてまいりたいと考えておりますが、この際、先ほど市長も申し上げましたとおり、私どもとしては、給食費の保護者負担金が高くならないよう、また十分留意していく必要があるだろうと考えております。

以上です。

○5番（宮迫 勝議員）

それでは、2回目の質問に入ります。

この憲法問題については非常に市長としてはデリケートな問題と考えます。

なるべく、細かいところに触れないように基本的なところをお尋ねします。

憲法については、立憲主義という言葉があります。憲法は国民に義務を課しているのではなく、国の権力に縛りをかけて暴走しないように、憲法の範囲内で政治を行いなさいとしているものだと思いますが、市長はこの立憲主義について御存じでしょうか。

○市長（五位塚剛）

日本国憲法は、私たちの国の中で最も大切な最高法規であります。この憲法については、天皇も含め、総理大臣、国会議員、また地方公務員を含めて守るとというのが基本であると思います。そういう意味では、立憲主義だというふうに思っております。

○5番（宮迫 勝議員）

今、言われたのは憲法99条の公務員などの憲法擁護義務であります。そこで、今回、なかなか市長も答えにくいという思いもありまして、私たちの赤旗新聞に全国の市長さんがインタビューを行った記事を皆さんに紹介したいと思います。

まず、資料の1番目の、千葉県野田市の根本崇さんを紹介したいと思います。資料の1です。

この方は、今の憲法には戦争していけないということが書いてあると思います。

「集団的自衛権を否定したのが9条です。ここに日本憲法の肝、一番のポイントがあります。この肝を抜いた議論をしてもだめです。99条で公務員には憲法順守義務があります。9条を守る義務があります。行政運営にあたって、9条の考えに沿って平和を守る行政を行っていくのは当然です」とありますが、市長もこの考えと同じでよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、全く同じ考えでございます。

○5番（宮迫 勝議員）

以前、市長が曾於9条の会の関係で名前が出たときに、市長は中立であれという意見がありましたけども、私は、この全国の市長さんのように、やっぱり自分の意見を述べられる雰囲気であればならないと思っております。

でも、先ほど市長答弁であったように、市長の支持者の中にもそういういろんな方がいらっしゃると思うので、次に、きのう付の新聞で憲法学者の小林節さん、これをちょっと紹介したいと思います。

これは、南日本新聞にきのう載りました。この方は、憲法改正論者でありました。かつては自民党の改憲派のブレーンとして、この安倍さんの横にいて主導していらしゃったんですね。ところが、安倍さんが、憲法改正を正面からするんじゃなくて、解釈改憲に踏み切ったら、それはまずいでしょうと、憲法学者として意見を述べられております。

この中で、安保法案はどこが問題なのか、こう質問したところ、他国との交戦権を否定する憲法9条2項に対する明確な違反である。

日本はこの項目により、専守防衛だけを認められている。同盟国を守るために海外派兵を可能にする集団的自衛権は、当然アウトだと述べて、さらに憲法とは、権力の暴走を防ぎ、弱い立場の国民一人一人を守るための制限規範、このような無理筋で規範をなし崩しにしてしまうのは、近代国家の条件、立憲主義、法治国家を否定することである。

行き着くところは戦前の軍国主義のような、国民の権利を制約する国の復活だと警鐘を鳴らしております。

私は、この記事を読んで、小林さんのファンになってしまいました。

9月20日には都城で後援会があるそうなので、ぜひ聞きたいと思っております。

市長は、このきのう付の新聞をお読みにになりましたでしょうか。

○市長（五位塚剛）

はい、読ませていただきました。

○5番（宮迫 勝議員）

当然、立憲主義のところもこれと同じだと思いますので、これ以上は聞きません。

今、多くの国民が小林さんと同じように敏感に感じ取っています。若者や学生、若いパパ、ママ、また高齢者の方も安保法案反対の声を上げ、全国津々浦々で大きな声を上げています。

8月30日には国会を12万人が包囲する行動もありました。多くの国民が反対する、憲法違反の安保法案は白紙撤回することを安倍政権に求めて、次の質問に入りたいと思います。

次は、2番目のいじめ防止について伺いたします。

私は、いじめは人権侵害であり、最大の暴力であると考えます。相手の嫌がることをすることが、いじめであり、暴力であると思いますけども、教育長はどうでしょうか。

○教育長（谷口孝志）

いじめは人権侵害であるという考え方は、全く同じであります。

○5番（宮迫 勝議員）

この後、事件があった後に各学校を訪問されましたか。

そして、校長初め、先生方との懇談等はなされましたでしょうか。

○教育長（谷口孝志）

この事件の後、ちょうど7月の27日でしたか、市の校長研修会がございました。その席におきまして、この事件のことを取り上げまして、先ほど答弁でも申し上げましたが、いろいろと指摘されたことにつきまして、それぞれの学校が定めているいじめ防止基本方針に基づき、自分たちの取り組みは漏れがないか、それから、きちんと対応しているか、そのことをもう1回見直してくれということをお願いしました。

と同時に、あわせて私は、これは私がいつも考えてることです。やはり、いじめ防止の一番の基本には、これがいじめであるかどうかということは、二の次でありまして、子供たち同士の間における、あるいはまた子供と教職員とまた子供の間もあるわけですが、その言動、あるいは行い、そのことについて問題であるとした場合には、そこを一つ一つきちんと指導して、説明しておくことが大事だと、これは、ちょっとしたけんかの延長でいじめではありませんとか、そういうふうにして捉えることに問題があるというようなことを話をして、校長を指導したところでございます。

各学校、一校一校を回ってはおりません。

○5番（宮迫 勝議員）

非常に大事なことだと思います。

この調査報告で、学校はいじめが自殺の一因であると、あたかもこのいじめだけじゃなく、ほかにも要因があるんだよというような報告書なんですね。私は、これは学校が逃げているというふうに感じました。ほかに責任を転嫁するようなのをこの文書から読み取りました。

ぜひ、曾於市の学校では、こういうことが起きないようにいじめはいじめとして、ちゃんとさっき教育長が言われた認識をして取り組んでいかれるように進めていただきたいと思います。

報告書は教職員が、生徒間のトラブルをからかい、ちょっかいやけんかと捉え、いじめと認知することができなかった。危機意識に欠けていたとしています。

教育長ならこういうときに、さっき言われましたけども、直接校長、教頭ではなくて、担任の先生方に対してはどういう話をされるでしょうか。

○教育長（谷口孝志）

現在、それぞれの学校で一人一人の先生たちと直接こういった事案について話す機会というのは、そんなに多くありませんが、私の過去の現場における経験から申し上げますと、私が職員にお願いしたことは、ちょっかいか、からかいか、そういうことじゃなくて、先ほど申し上げたように一つ一つの事案をしっかりと受けとめて、その都度、その都度指導しなさいと、それと、そういった事例があった場合には、その後の当該生徒、あるいは周りの生徒含めて、観察をしっかりとやるよということ、このためには先ほど答弁でも申し上げましたが、1人の担任1人ではできないわけです。ですから、学年部とか、あるいは生徒指導部等が今回このことがあったが、その後何も変化がないかなというような気持ちでしっかりと見守っていくよということを指導しておりました。

それから、私自身は、用務等がない場合は、毎朝、校門のところに立っておりましたので、かなりの数の生徒たちと、朝一番に顔を合わせることができました。で、子供たちによっては、かねてより陽気な明るい挨拶をする子供が、その日の朝に限っては何となく沈んだような状況を見せることもありました。

そういうときには、すぐに担任のほうに、その立哨が終わったあと、話をしまして、そしてちょっと気をつけて見ておくよということもしながら、情報の共有化というものを図ってきたものでございます。

○5番（宮迫 勝議員）

先ほど、いじめほどの学校にでも起こり得るものだという事は、非常に大事な事だと思います。

このことを、教育委員会の中だけじゃなくて、学校現場にもこれを徹底していた

だきたいなと思います。

そして、先ほど言われた情報の共有化、この関係で言えば先生たちの横のつながり、相談できる相手がいなかったんじゃないかと思うんですね。

だから、些細なことでもいいから、先生これはどう思いますか。うちのクラスで今、こういうことが起こっているんですけどということで、相談できるような体制と、雰囲気、そしてそれを今度は教頭、校長にまで相談できるような関係づくり、これが大事ではないかと思います。

教育長、このことについてどうでしょう。

○教育長（谷口孝志）

現在、各学校でもこのいじめ問題についての関心は非常に高くなっておりまして、先ほど申し上げましたように、いじめ防止対策推進法が制定された当時、非常に各学校はその各学校ごとのいじめ防止基本方針等の制定につきまして、ばたばたした経緯がございます。

そういうことで昨年、私がこちらに参りましてから、もう1回、そのいじめ防止基本方針をしっかりと自分たちの学校でやれるものか、要するに、しっかりと実行できるものであるかどうかを、きちんと精査をしてほしいということで、本年度はその見直しに従って、もう1回、見直されております。

そしてまた、今ありましたように、その相談相手がいないことも原因じゃなかったかということですが、やはり大事なことは議員がおっしゃるように職員間でそういうことを相談できるそういう体制づくりが必要だと思います。

ただ、これにつきましては、市内の小学校、中学校ともに、例えば毎週、少なくとも1回は、生徒指導係会とか、そういう場がございます。そこには、それぞれの学年の代表とか、あるいは生徒指導の関係だと、あるいは養護教諭とか入ってやっております。そして、もちろん管理職も一緒に入っております。

そういう場で、そういう事例が出されて、そしてこういう事例があったので、このことについては、みんなで見守っていきましょうというような体制は、少なくとも市内の学校では今できていると考えております。

○5番（宮迫 勝議員）

先ほどの答弁で、文科省がいじめの件数が多いことを否定的に見ず、むしろいじめを早く発見し、隠さずに対応した学校や教諭を評価するようにしてると、こういうことでした。これをぜひ、各学校現場に通知して、教育委員会がこういう方針なんだよ、国もこういう方針なんだよということを通知して、そういう子供たちのSOSなり、いろんな情報を捉えていただきたいと思っております。

6月議会でいじめ対策防止の条例を2つつくりましたが、これが使われることの

ないように、その前に、ぜひ食いとめていってほしいなと思っております。

次に、マイナンバー制度に……。

○議長（谷口義則）

ここで、宮迫議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時03分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開き、宮迫議員の一般質問を続行いたします。宮迫議員。

○5番（宮迫 勝議員）

では次に、マイナンバー制度についてお伺いいたします。

この制度は、国の制度なので地方自治体としては、もう国の方針に従うしかないということをお尋ねいたします。

まず、一番の準備状況はどうかということで、担当者はこの相当専門的なことが要求されると思いますけれども、固定化した担当者がこの業務を行いますか、市民課長。

○市民課長（久留 守）

お答えをいたします。

ことし10月から、各全世帯に送付をさされます番号通知カードの準備が、まずは、目の前の作業であるわけですがけれども、実際携わるのは、市民課の職員でございます。

後は、このデータを吸い上げると言いますかカードを発送する通知先の住所、こういったものを今から作成しましてその世帯に送るわけですが、その先データの送り先になりますと、東京にありますJ-LIS地方公共団体の情報システム機構のほうに送り、そのほうでいろいろと業務を進めてまいります。

以上です。

○5番（宮迫 勝議員）

今度の市報でも載ってましたけども10月から発送されますと、でも市民の方はわかってる方はほとんどいないと思うんです。私も聞かればそんな説明できないと思います。

そこで、カードが送られてきたときに、電話なり窓口で対応ができる人を準備していたほうがいいのではないかと思っておりますけども、これらの準備についてはどうな

んですか、市民課長は。

○市民課長（久留 守）

お答えをいたします。

今回の9月の補正につきまして、お願いしている部分でありますけども、先ほど市長のほうからも申されましたように、総務省所管分で443億の補助金の予算措置がされているとありました。

曾於市としましても、この個人番号カードの交付事務の補助金ということで122万9,000円を今回お願いするものであります。

この中には、これに携わる臨時職員というのも雇用ができることになっているところでもあります。そういった中で、かねている職員はもとよりですけどもそういった特別な事務ということで、臨時職員も一緒に作業することになっております。

以上です。

○5番（宮迫 勝議員）

先におくられました、臨時福祉給付金の関係でも、臨時職員が対応しまして、若干、市民との間で意見の違いがあったようにも聞いております。ぜひ、職員も含めて臨時職員の方も、これについての学習会なりを開いて、備えてほしいなと思っております。

次に、財政負担の関係で、このパンフレットには「コンビニなどでも住民票の証明が取得できます。」とあるんです。市民の方がこれを見たら、今度のマイナンバーカードで、できるんでないかと思うのではないかと心配してます。

曾於市では、今度の10月以降にコンビニでの住民票などの証明はできますか。

○市民課長（久留 守）

お答えをいたします。

先般市長のほうからも、このマイナンバー制度が始まる前でしたけども、こういった住基についてのサービスの向上ということで、コンビニの交付とかこういったものも検討してはどうかといったようなことを受けまして、いろいろと検討をしてみましたが、財政のこととか手続き等で、いろいろとあるところで一旦保留という形になったわけでございます。

当然、このマイナンバー制度を活用しますと、そういったコンビニでの交付の体制をとっている地方公共団体等であれば、当然マイナンバー制度のカードによって交付ができる、こういった体制をとっているところがあるようではありますが、曾於市のほうでは先ほど申しましたように、こういう体制は今のところはないところでもあります。

以上です。

○5番（宮迫 勝議員）

この点も、市民の方ができるのではないかなと心配しております。

ぜひこの辺も、市民の方に周知徹底を図ってほしいと思っております。

それと、売り文句が「今なら無料です」と言って、このマイナンバーカードをつくってくださいという具合に宣伝してるんです。人間だからいろんな関係で紛失してしまった場合の再交付したときの手数料、これは普通のカードよりも高くなると思うんですけれども、いくらぐらいになるんですか。

○市民課長（久留 守）

お答えをいたします。

今回の議会の中で、曾於市の手数料条例も一部改正をお願いしているところがあります。

その中の、改正の中身でございますけれども、こういった当初のカードの発送については当然国庫補助の対象となるわけでありまして、再交付につきましては、発行主体のミスでよるとか、それから、ICチップの破損そういったやむを得ない理由を認められた場合には、国庫の対象とはしないというふうになっているところであります。

それで、再交付をする場合には、当然手数料で条例等で決める必要があるということでありまして、10月から発送する通知カードについては、再発行の場合には500円、そして、申請をされる個人番号カードについては800円というふうに設定をしているところであります。

以上です。

○5番（宮迫 勝議員）

次に、5番目の情報流出の防止についてお伺いいたします。

今まで、いろんな自治体もしくは政府の機関、機構の中で、情報流失この原因の中に、パソコンの持ち出し、自宅での持ち帰り残業っていうんですか、それから、今USBに情報を取り込んで持って帰ってしまって、そこで情報が洩れるとこういうことがあったんですけれども。

今回のこういう、マイナンバーもそうですけれども、曾於市の実態としてはパソコンの持ち帰り、それからUSBを持ち帰っての持ち帰り残業はしていないと思えますけれどもどうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この問題については、いずれにもいろいろ問題がありまして、基本的には持ち帰りは禁止、USBを含めたそういうことは禁止としておりまして、この間、職員のパソコンの使い方についても十分注意するように指導してあります。

○5番（宮迫 勝議員）

ぜひ職員の方に、再度このことを徹底していただきたいと思っております。

次に、4番目のイノシシ被害についてお尋ねいたします。

先ほど、家庭の電源から直接つないだ電気柵は設置してないということでした。

それから、オフトーク、有線放送、市報通じての一般的な電気柵の事故防止と危険表示板の設置をするようにしたということでもあります。

家庭電源から引いている電気柵、これはもう絶対しないようにということを再度チラシかなんかでしてほしいと思うんです。

私も今回、この事故を受けるまで、最初、何でだろうと思ったんです。そしたら、やっぱり一般電源から引いた100V、400Vの電線が切れて川に下がってたということでした。

どこで起きるかわからないので、やっぱりこれは徹底して過ぎることはないんじゃないかと思っておりますがどうでしょうか。

○経済課長（竹田正博）

お答えいたします。

おっしゃられる通り、現在、市で助成しております電気柵については、いわゆる電池式の30V未満ということになっておりますけれども、今回事故のあった分については、家庭電源から引いているということで、こういった場合には安全管理上はいわゆる漏電遮断器も設置しなければならない、というふうになっておりますけれどもそういったところが徹底されなかったのではないかな、というふうに感じているところです。

また、再度、我々も定期的にそういった啓発をしてみたいと思っております。

○5番（宮迫 勝議員）

ことしの電気柵が、8月現在で50基、去年は26年度だけで45基だったのが、もうそれを超してさらに今回の補正で15基が出ています。やっぱり被害が出てるんだなというのが数字でわかります。

そこで、農家の方はこの使い方に関して、使い勝手の良い制度にしてほしいという要望があるところであります。

今回、この補助金の交付の要綱をさっき聞いたわけですが、受益戸数が3戸以上とか、受益面積が50a以上こういうのも含めて、見直し、使いやすいほうに見直しは考えてないのかお伺いします。

○経済課長（竹田正博）

お答えをいたします。

確かに近年の、イノシシの被害というのは大変深刻な問題でありまして、要望さ

れる方からも一緒に2基欲しいとか、去年もとったんだけどことしも欲しいという方もいらっしゃいます。

非常に申込件数が多い状況でありまして、確かに要綱の中でも50a以上ということになっているわけですが、基本的にはお一人の方がことしも来年もという方もいらっしゃいますけれども、新規の方もいらっしゃいますので、その方を優先してさしていただきたいということをお願いしているところでありまして、今年度につきましては、予定しておりました50基をもう超えまして、後まだ、6名、7名ほど待機者がいらっしゃいます。

そういった形で、今年度また9月の補正で15基という形をお願いをしているような状況でございます。

○5番（宮迫 勝議員）

例えば面積を、自治会というか、集落近くの畑を全体的に囲むという方法は考えられないのか、したら、農家戸数の対象が多くなるし、面積も広がる。でその申請も煩雑さがなくなるんじゃないかなと思うんですけども、そういうのは考えていないんですか。

○経済課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

本年度、試験的に末吉町の南之郷のほうで、約3haほどのそういった団地的な取り組みをされておられまして、いわゆる3haも全て囲んでしまうというようなことで非常に効果が上がっているようであります。

今担当の係とも話をしておりますが、要綱の改正も含めて、そういった取り組みも進めていったほうが、効果が上がるんじゃないかというふうに、今考えているところであります。

○5番（宮迫 勝議員）

ぜひ、農家の実情にあった取り組みにこの制度を生かして行ってほしいと思います。

それから、今のところは曾於市の森林組合に申請をして、そこから委託で取り付けをしているという状況だと思います。

市が指定した電気柵の製品と、それからコメリ等の量販店でしかも価格が変わらないとおっしゃいました。多分試験的に広さ、長さ等をされたんだろうと思いますけれども、大体面積どのくらいで試算されたのか、簡単でいいから数字を教えてください。

○経済課長（竹田正博）

お答えいたします。

現在の指定しております、日本電気柵加盟のこの電気柵のセットは、約1ha分でございます。全く同じ条件で、量販店2社から聞き取りをいたしました。

1社が、この電池自体は安いですが、電気柵なり一式揃えますとA社が7万4,158円かかるということでした。後、B社のほうが5万2,035円ということでした。

しかしながら、5万2,000円のほうのB社のほうについては、巻取機とかあと危険の表示板とか、そういったものがセット内容に入っていなかったようであります。

以上です。

○5番（宮迫 勝議員）

農家の方は、早く、すぐつけたいという思いがあると思うんです。だから、さっき答弁があった安全性、信頼性、さらに修繕にあっても出張してくれる。まあ、こういう準則性をチラシにして農家の方、もしそういう量販店がいいよとていう方については実績を示してされたらどうかと思います。

次に、5番目の曾於市の米についてお尋ねいたします。

ことしの米の作況指数は、不良でやや不良かなと見ていると、しかし、収穫量は昨年並みではないかということでもあります。

私は、農業をしたことがないんでありますけれども、ことしみたいに6月、7月の雨の年の米の味覚、味は、変化があるものでしょうかちょっとお尋ねします。

○経済課長（竹田正博）

本年度の米の見通しと言いますか、昨年並みに推移しているのではないかとということで、一応作物特産部会でも言われております。

昨年が作況指数95でありまして、やや不良ということでしたので、昨年並みにいくのではないかとということですが、食味につきましては、まだ我々のほうとしても何とも言えない状況で検討してないところでございます。

○5番（宮迫 勝議員）

はい、次に2番目の沖縄への米の売り込み状況についてお尋ねします。

沖縄の方は、曾於市の「あきほなみ」を欲しがっていると、現在曾於市内で「あきほなみ」を作っている農家がどのくらいいらっしゃるのか、簡単な数字を掴んでいたら教えてください。

○経済課長（竹田正博）

お答えいたします。

約、曾於市内に1,600haほど水田がございます。水田と言いますか、水稻面積がございますけれども、「あきほなみ」がその割合と言いますのが、実際の面積は把握しておりませんが、今年、農協さんのほうでは、1万5,000たいほどの予

約数量を今いただいているというような状況でございますので、その部分について沖縄との交渉ができないかということで進めていきたいというふうな状況であります。はっきりとした面積は把握しておりません。

○5番（宮迫 勝議員）

まあ、「あきほなみ」でなくても、「ヒノヒカリ」でも構わない、こう考えていいですか。それと、付加価値のついた「アイガモ米」や「有機栽培米」が欲しいということである。

今、曾於市でも、以前は「アイガモ米」をいっぱいやってるところありました。しかし、日本有機さんがアイガモの引き取りをやめたら、ほとんどの方やめたんですね、今後こういうブランド米への取り組みは、どういう考えなのか教えてください。

○経済課長（竹田正博）

最初の「ヒノヒカリ」でもというような御意見ですけれども、沖縄の方というのは非常にお米に敏感でございまして、米の消費量も沖縄県は全国で11位というような状況でございます。

沖縄に行きまして、非常にびっくりしましたのがやはりこだわった米作りのお米っていうのを欲しがっているというようなことであります。

したがいまして、向こうが要望されるのは「あきほなみ」につきましては、曾於の「あきほなみ」が2年連続で、食味で優秀な成績であったという情報も仕入れておられました。

どうしても「有機栽培米」「アイガモ米」といったものを入れていただければ、非常にありがたいんだけどというお話でございました。

したがいまして、おっしゃるとおり「アイガモ農法」につきましては、現在少なくなってきた状況でございます。

少しでも、資材の補助なりそういったものを組めないかなと、というような状況で今検討はしておりますけれども、やはりこれも、できれば団地化して栽培ができればというふうに今考えているような状況です。

○5番（宮迫 勝議員）

ぜひ、曾於市のお米を沖縄に売るためにもいろんな取り組みをして欲しいなと思っております。

次に、4番目の学校給食についてお尋ねいたします。

27年度の曾於市内の米の利用率を35%、来年は45%となる見込みだと、こういう答弁でありました。

私は、ぶっちゃけた話、全て曾於市内の米でもいいのかなと思うんだけど、何か県との関係で制約があるんでしょうか。

○教育委員会総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

通常考えれば全ての米を、曾於市内産にすればそれで済むんじゃないかというふうに考えるところがございますが、先ほどちょっと、答弁書の中にも出てまいりましたが、県学校給食会という団体がございます。

これにつきましては、この団体は給食関係のいろいろな食材を取り扱う、米あたりも取り扱うんですが、これは先ほど話がありました凶作とかあったり、あるいは豊作とかあったりしますけど、例えば凶作等があった場合にその量を供給できない場合がある。そういう、している団体でございますけれども、この団体が現在市内の5つの農協から「あきほなみ」を仕入れて、その5つの品種、品種は一緒ですけども採れた市町村が違う。

そのものを混ぜて、学校給食会の米として県内の市町村の給食に充てております。その中の5つの中の一つに、曾於市財部産米の米も入っております、年間約90トンほど購入をしていただいております。

そういう関係もございますので、全てこれを曾於市の米にしてしまうと、そちらのほうからの購入をしていただけない可能性もあるというのが1点と、もう一つはやはり価格の問題でございます。

価格が曾於市内のものに全ていたしますと、若干高くなりますので、そういった場合に給食費のほうに跳ね上がってくる。

そういう兼ね合いもございまして、現在のところは少しづつふやして、というところがございますが、今後は、さらにこの率を上げていくように検討していきたいと思っております。

以上です。

○5番（宮迫 勝議員）

ちょっと提案したいと思うんですけれども、財部で土屋町長時代に、財部産の米を給食米に使うためにこの学校給食会から買うために高くなる、その分を町が補助しておりました。

非常に米が美味しいということで、児童、生徒にも人気がありました。

こういうことも考えてって、曾於市の米の消費拡大を図るべきではないかと、一つ提案です。

それから、その他の食材についても農家の方、例えば長ネギとか里芋を作っている農家の方を学校のほうに招待して一緒に子供たちと給食を食べる。

そういう取り組みをされると、地元と学校とのつながりも出てくる。やっぱし、そこで、地産地消の推進が出てくるんじゃないかなという思いがあります。

これちょっと提案をして、私の質問を終わります。

○議長（谷口義則）

ここで、質問者交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時30分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○4番（上村龍生議員）

自民さくら会の上村龍生です。本日は通告に従いまして、以下の大きく4項目について質問をいたします。

1項目めが、台風15号関連につきまして、2項目めが、観光振興につきまして、3項目めが曾於地区医師会立病院につきまして、4項目めが学力向上対策についてであります。よろしくお願いをいたします。

質問に入ります。

まず、初めに、1項目め、台風15号関連についてでございます。

1番目に、台風15号の被害状況を示してください。

2番目、今回の台風対策で対応した体制について示してください。

3番目、今回の台風対策で反省、教訓があれば示してください。

次に、2項目めの観光振興についてであります。

弥五郎の里関連施設の利用状況について示してください。

道の駅、グランド施設等、温泉施設等、これらの合計です。

2つ目が、昨年度利用者の合計で、月別の利用状況を示していただきたい。

3番目が、今後の弥五郎の里関連施設の利用者増を図る方法について、市長の考えがあれば示していただきたい。

4番目、旧中山公園付近の市の土地、国有地等の状況を示されたい。

5番目、市の土地と一体で開発を考えたとき、国有地の払い下げ等可能になるか、状況を示してください。

6番目、パークゴルフについて、市長はどのような認識をお持ちか示していただきたい。

7番目、弥五郎の里一角にある民間施設のフォレストアドベンチャー・おおすみの利用状況について、昨年4月からの月別の利用状況を示していただきたい。

次に、3項目めの、曾於地区医師会立病院についてでございます。

1番目、現在の移転等の検討状況を示されたい。

2つ目、さきのあなたのそばで県議会、大隅中央公民館でございましたが、の中で、大園県議のほうから、曾於地区の医師会立病院等で、今、最も懸念されるのが医師確保の問題である。医師確保の観点からすると、曾於地区の場合、東九州自動車道の野方か曾於弥五郎インター付近がよいと思われる旨の発言があったが、この発言について市長の考えがあれば示してください。

3番目、曾於地区医師会立病院との関連で、岩川小学校建てかえの進捗状況を示されたい。

4番目、同じく岩川高校跡地利用の計画があれば示されたい。

5番目、さきの大園県議の話によると、地方病院で最大の問題点である医師確保の観点からは、高速道路インターの近くがベストであるとの話である。

この観点から考えると、都城市郡医師会立病院もインター近くに移転をしました。曾於地区の場合、曾於地区のほぼ中央で、鹿児島市内から最も近いインターは、曾於弥五郎インターとなります。岩川小学校との移転との絡みで、岩川小学校を岩川高校跡地に移転し、曾於地区医師会立病院を岩川小学校跡地に移転できれば、病院の医師確保は格段に有利になります。

移転問題の会議等で、ぜひこのことを強く意見として発言できないものか。また、移転問題は医師会サイドの体力の問題もあり、行政が主導をしないと実現はなかなか難しいと思いますが、市長の考えを示してください。

最後に、4項目めの学力向上対策について。

1番目、夏の甲子園大会が終了しました。教育長の感想でよろしいですが、あれば示していただきたい。

2番目、曾於市内、小中学校の学力向上を考えると、曾於市内の最高学府である曾於高校を魅力ある高校にする必要があります。甲子園大会で感じた感動は、夢と希望を与えて、教育効果を上げる最大の要素でもあります。

高校の団体戦におけるインターハイ出場や中学校における全中出場は、県の大会、県体優勝チームだけが出場できる甲子園と同じ夢の舞台であります。

曾於高校から、この夢の舞台への出場を果たせば、地区内外の人たちに夢と希望と感動を与えてくれます。

結果的に地区内外からの入学希望者もふえ、大きな意味での学力向上にもつながると思いますが、教育長の見解をお伺いします。

3番目に、県内で1校しか果たせない夢の舞台、今回はインターハイの団体戦に絞って質問いたしますが、インターハイへの出場は並大抵のことではありません。

指導者の確保、生徒の確保、指導期間一、二年で達成できる話ではなく、5年、10年と必要です。相当に困難を要するから人々に感動を与えるわけであります。

曾於高校に対して、曾於市として、これまでいろいろな支援を行っていますが、今回は体育指導についてであります。体育指導者としての高校教師の配置については、学校長にお任せするしかありません。

しかし、曾於市として、これまでも例がありますが、教育委員会や市役所職員として、全国レベルで指導できる人材を採用して、外部指導として曾於高校を支援できる体制をつくれば、ある程度長期の指導体制を確保できます。

最後のところは市長権限になりましたが、ここまでのところでこのような考え方に対しまして、教育長の見解があれば示してください。

以上、壇上から1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、上村龍生議員の一般質問に答えたいと思います。

大きな1から3までは私が答えますが、4の学力向上については、教育長が答弁をさせたいと思います。

まず1、台風15号についての①の被害状況についてでございます。

家屋被害は、末吉地区で住宅の半壊が1件、財部地区で非住家の全壊が1件、大隅地区で非住家の半壊が1件ありました。

人的被害は1件あり、財部地区での中学男子が窓ガラス破損により、顔と手に裂傷の軽傷を負ったところでした。

その他として、民間の製材所工場が全壊し、それに伴う機械の被害とあわせ、被害額は4,500万円とされています。

農業被害額は、畜舎等の被害が20件で、1,000万円、園芸施設が4件で82万円、農作物が1,731万3,000円、飼料作物が99万8,000円となり、合計で2,913万1,000円が報告されております。

耕地課関係では、農地が10件2,100万円、農業用施設が8件で2,300万円で、計18件4,400万円の災害が報告されております。

有線放送施設は、断線、倒柱等全体で194件の被害が発生しております。

その他、市道の路肩崩壊やのり面崩壊、倒木による被害など、市内各地で小さなものまで入れると約100件程度となっております。

次に、台風体制についてお答えしたいと思います。

台風15号については、8月24日15時30分に鹿児島気象台から自治体向けの説明があり、大隅半島は暴風域に入る可能性は低いとの発表がありました。

この時点では、県も警戒本部設置はしないとの説明を受けたところです。

台風15号への対応について、近隣の霧島市、都城市、志布志市、大崎町に確認をしたところ、警戒本部は設置せず、また一部の市町では自主避難所の開設について周知しないとのことでありました。

本市の対応としては鹿児島気象台の発表及び隣接市町の体制等総合的に判断した結果、警戒本部の設置は見送ったところです。ただし、本庁、各支所の計10名体制で警戒待機をし、非常時における連絡体制をとったところです。

また、進路、勢力等の急激な変化に対応するため、午後5時、市内3カ所に自主避難所を開設し、有線放送で周知したところです。

結果として、末吉総合体育館に6世帯9人、財部保健福祉センターに5世帯の6人の計11世帯、15人が自主避難したところです。

次に、③の台風対策の反省・教訓についてお答えしたいと思います。

今回の台風は、勢力を弱めるどころか、勢力を維持し、または拡大しながら北上してきたため、8月24日未明には大隅半島も暴風圏内に入ったところです。

午前零時ごろから風雨が強まり、最接近の午前2時ごろから4時ごろまでの間、風速40mほどに達したと思われまます。

警察等から市内各地で倒木による市道の寸断や、停電等の情報が入ってきたため、夜明けとともに建設課、水道課等事業課に連絡し、早めの対応を要請したところです。

また、午前8時には、本庁及び両支所において臨時に課長会を招集し、職員に対し被害調査を依頼いたしました。

今回の反省点といたしましては、台風の進路や勢力が気象庁の予報に反したこと、また深夜に暴風圏内に達したことから、警戒本部の設置及び設置時期の判断が非常に難しかったところでもあります。

今後は、気象庁が発表する台風の進路予報において、最悪のコースを想定した取り組みが必要と考えております。

また、警戒本部への移行・準備段階としての警戒待機にかかる体制づくりを確立することと、避難準備情報を早めに提供することが必要と考えます。

安心安全メール関係では、警戒本部設置時には、避難所情報を配信するところですが、今回は設置まで至らなかったため配信できませんでした。

今後は、警戒本部設置の有無に関わらず、自主避難所設置の情報や避難準備情報を配信するとともに、有線放送による周知の回数をふやすことは住民への迅速かつ正確な情報の提供に努めてまいりたいと思います。

大きな2の観光振興についてという中の、①弥五郎の里の利用状況についてお答えしたいと思います。

まず、道の駅について、過去3年間の利用状況を報告いたします。

平成24年度が29万9,903人、平成25年度が30万3,335人、平成26年度が28万5,120人です。

次に、グランド施設等についてですが、グランドゴルフや花見や遠足等の利用が多く、平成24年度が3万7,416人、平成25年度が4万308人、平成26年度が3万7,983人です。

次に、温泉施設等ですが、弥五郎の湯の利用は、平成24年度が2万5,176人です。平成25年度が3万4,657人、平成26年度が3万8,313人となっております。

次に、グランドと温泉施設等の合計ですが、平成24年度が6万2,592人、平成25年度が7万4,965人、平成26年度が7万6,296人となっております。

②の月別の利用状況についてお答えしたいと思います。

平成26年度の月別利用数ですが、道の駅は4月が2万8,089人、5月が3万1,425人、6月が2万1,583人、7月が2万1,212人、8月が2万5,923人、9月が2万2,781人、10月が2万1,437人、11月が2万4,629人、12月が2万4,007人、1月が1万9,219人、2月が1万9,097人、3月が2万5,718人となっております。

次にグランド施設等ですが、4月が3,758人、5月が3,416人、6月が1,764人、7月が3,163人、8月が3,265人、9月が4,241人、10月が2,671人、11月が3,757人、12月が3,564人、1月が2,244人、2月が2,568人、3月が3,572人となっております。

次に、温泉施設ですが、4月が2,957人、5月が3,077人、6月が2,474人、7月が2,501人、8月が3,248人、9月が2,734人、10月が2,837人、11月が3,126人、12月が4,009人、1月が4,035人、2月が3,404人、3月が3,911人となっております。

今後の弥五郎の里関連施設の利用の増についての問題でございますが、お答えしたいと思います。

南九州一の桜の名所となるように合併記念事業としてカワズ桜と八重桜を合計100本植樹をしたいと考えております。

また、春には、この桜にツツジ、夏には花火大会、秋にはモミジ、冬にはクリスマスイルミネーション・正月行事などでも利用促進を図りたいと考えております。さらに、花見のシーズンには、焼肉大会の開催等も計画し、利用増進を図りたいと思っております。

④の旧中山公園付近の市有地・国有地の状況を示されたいとのことでございます。

市有地につきましては、5筆で3万1,631m²、国有地につきましては3筆で1万4,540m²、合計で8筆4万6,171m²となっております。

⑤市有地と一体で開発したときに、国有地の払い下げが可能かということですが、この国有地は、自作農財産として位置づけられております。

農業以外の利用目的での払い下げについては、県において不要地調書を農林水産省へ提出をいたします。農林水産省は不要地認定を行い、県へ通知いたします。

不要地認定をされますと、旧所有者等に通知および6カ月間の公告をして、その旧所有者等が買わないことが確認された場合に、県は農林水産省に所管替え調書を提出して、農林水産省から財務省へ所管替えがされます。

所管替えがされますと、財務省において、売り払いの相手方が決定をいたします。これについては、一般的に未利用国有地は、公用または公共用が優先をいたします。

そのほか、売り払いの決定及び通知をして、売り払い及び登記という流れになるようでございます。

⑥パークゴルフの市長の認識を聞きたいということでございます。

パークゴルフはスポーツの1つでありまして、近くでは山田町とか、また隣の福山町ですね、多くのところで楽しんでおられます。

グランドゴルフと同様に、高齢者から若い人まで楽しめるスポーツだというふう認識しております。

⑦のフォレストアドベンチャーについてお答えをしたいというふうに思います。

フォレストアドベンチャーは平成25年4月にオープンをいたしまして、今年度で3年目になります。

昨年度の月別利用状況ですが、4月が500人、5月が1,600人、6月が300人、7月が600人、8月が1,700人、9月が500人、10月が350人、11月が600人、12月が100人、1月が200人、2月が200人、3月が600人となっております。

平成26年度合計で7,250の方が利用されているようでございます。

3の曾於地区医師会立病院についての、①の現在の検討状況を示されたいということでございます。

平成26年4月の曾於地域医療確保対策協議会で、曾於医師会実態調査の結果報告と医師会内部の地域医療あり方検討委員会から、有明病院・ありあけ苑の移転及び医師会立病院との統合に関して、南海トラフ沖地震津波対策を考慮するとともに、曾於医師会病院・有明病院とも、築後30年以上経過し、老朽化が著しいことを考慮し、災害救急医療を含め、効率的に安定継続した地域医療を提供するためには、医師会立病院と有明病院を統合した新病院を建設する必要があると報告を受けました。

このことを受け、基本計画を策定する必要があり、その前段として曾於医師会病院の整備及び曾於地区の医師確保対策について検討するため、協議会の下部組織として、曾於医師会病院検討委員会と、作業部会を設置することについて、2市1町の担当課長等で構成する幹事会から、7月21日に開催されました協議会へ提案される予定でありましたが、幹事会での意見等がまとまらず、次回の協議会への提案予

定となったところであります。

次に、②のあなたのそばで県議会での大園県議からの発言の申し出でございますが、医師確保の観点から判断した場合に、交通アクセスのよい場所が望ましいと思いますが、現時点では具体的な協議に入っておりませんし、他の市町との関係もありますので、発言は控えさせていただきたいというふうに思います。

③の岩川小の建てかえについての質問であります。お答えしたいと思います。

岩川小学校の主な校舎、屋内運動場、プールは、それぞれ昭和33年から昭和50年までに建設されており、いずれも老朽化が進んでおります。

岩川小学校の建てかえについては、以前よりその時期の検討をしてきたところでありますが、現時点では早めに財政計画を組み込み、建てかえを計画的に実施できるよう協議を進めているところであります。

④の岩川高校跡地利用の計画があれば示していただきたいということでございますが、岩川高校跡地利用については、学校施設、公共施設、社会教育施設の移転など、さまざまな面からの活用が考えられますが、まだ本格的な検討をしていないところであります。

⑤の大園県議の話の中の問題であります。移転問題が具体的に変わった場合は、現在曾於市内に医師会病院はありますので、曾於市内に建設するよう協議会で強く申し上げたいと思います。

また、現在、医師会の会員の医師の平均年齢も約60歳であり、今後高齢化が進むことを考えれば、移転問題は医師会だけでは対応できないと考えております。今後は、建設費の負担金を含め、医師会と行政が一体となって取り組んでいく必要があると考えております。

あとの学力対策向上については、教育長が答弁をしたいというふうに考えております。

以上です。

○教育長（谷口孝志）

それでは、上村議員の大きな4項目めの質問にお答えいたします。

まず1番目は、ことしの夏の甲子園大会が終了したわけですが、この感想をというところでございます。

全国高等学校野球選手権大会は、多くの国民が注目と期待をもって観戦しており、いまや我が国の夏の風物詩ともいえる大会であります。

ことしも出場したチームの選手たちは、いずれも甲子園出場をかけてひたすら練習に励み、地方大会の栄冠を勝ち取ってきたという誇りと、各地の代表であることの責任感とを胸に刻み、引き締まった表情をしているのがとても印象的でありまし

た。

本県からは5年ぶりに出場した古豪鹿実が開会式直後の第1試合に登場し、本市財部中出身の板越選手が二塁手として先発出場するとあって、私も応援に熱が入りました。惜しくも2回戦で敗れましたが、県代表としてすばらしい戦いをしたと思っております。

ことはまた、大会創設100年という記念すべき大会であり、また開会式当日は8月6日の広島原爆の日と重なったこともあり、鳥羽高校の梅谷主将の選手宣誓にも強い感銘を受けました。つい「いまどきの若者は」と言いがちですが、彼の宣誓には、これまでの日本の歴史をしっかりと見つめた上で、平和の中で野球ができることへの感謝の気持ちと、これからの社会を担うべき若者としての使命感と自覚が込められており、大変感動したところであります。

毎年のことですが、猛暑の中、汗と泥で真っ黒になりながらチーム一丸となって全力でプレーする選手の姿が本当に輝いて見え、あの若さとエネルギーにうらやましさを感ぜました。

試合では、必ず勝者と敗者が生まれますが、青春の一時期に1つの大きな目標に向かって全力を傾けてきた選手一人一人は、今大会の結果に関わらず、また新たな目標に向けてさらにたくましく前進し、これからの人生における幾多の壁も必ず乗り越えていくであろうと確信することでありました。

次に、②の曾於高校からインターハイの舞台へのお出場等があれば、地区内外の人たちや子供たちに夢や希望と感動を与えてくれるとともに、結果的に地区内外からの曾於高校への入学希望者もふえて、大きな意味で学力向上にもつながると思うが見解をとということでございます。

中学生が進学先を決定する際、その学校の進学や就職実績だけでなく、部活動の実績も重要な判断材料にしています。

実際、多くの中学生がインターハイ等で活躍するような運動部や文化部を有する高校を受験し、進学しております。

このような実情を踏まえ、今後、曾於高校の運動部や文化部が県や全国レベルの大会等で活躍し、実績を上げていけば、おのずと曾於高校を希望する中学生がふえ、結果として優秀な人材が集まるものと考えております。

現在、曾於高校も校長先生を先頭に魅力ある学校づくりを通して人材の確保に懸命に取り組んでおられ、曾於市教育委員会としましてもできる限りの支援を続けてまいりたいと考えております。

次に3点目のインターハイ等へのお出場が1年、2年でできるものではなく、長い期間がかかると、その上で、曾於市として教育委員会や市役所に全国レベルの指導

できる職員が採用され、外部指導者として曾於高校を支援できる体制をつくれば、ある程度長期の指導体制が確保できると思うがどうかということですが、議員がおっしゃるとおり、職員採用の権限は市長にあります。市として全国レベルの実績と指導力のある職員を採用することができれば、とてもありがたいことだと思います。

現在、市職員の中にも陸上競技や武道等の指導に非常に優れた者がおり、小中学校におけるスポーツ少年団や部活動の指導者として活躍しています。

議員も言われるとおりインターハイ等への出場は、非常にレベルの高いものであり、一朝一夕に実現できるものではありません。

しかし、曾於市内の子供たちの中には、すばらしい素質を秘めた者も少なからずいると思います。その素質を持った子供たちが、指導者のもとで部活やスポーツ少年団で競技力を高め、曾於高校へ進学し、さらに素質を開花させ、インターハイに出場したり、さらには5年後の鹿児島で開催される国民体育大会にも出場したりできるようになることは、決して夢ではないと考えます。

そのために市として、体育協会を初め関係機関と連携して、指導者の指導力向上及び後継者の育成を図りながら、来年度から市内唯一の高校となる曾於高校を側面から支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷口義則）

ここで、昼食のため、上村議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後はおおむね1時、再開いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、上村議員の一般質問を続行いたします。

○4番（上村龍生議員）

それでは、2回目の質問に入ります。

まず、台風関連でございますが、一般的に台風の通過後や震災等の災害もそうですが、過ぎた後の対応は非常にこうすればよかったとわかりやすいんですけども、事前の台風対策や地震の対策等、対策・対応を事前に完璧に行うことは非常に難しいものがあります。これは事実です。

しかし、行政としては、空振り覚悟でも、完璧な対応に近づける義務があると思

うんです。そのために、災害発生後に対応等の検証をしっかりと行って、これを事後の対策に生かす努力が必要であります。今回はそのような検証の意味を含めて質問したいと思っております。

まず、1つ目の被害の状況につきまして、これは人的被害が最小であったのかなと、これが幸いではありますが、財産的にはかなりの被害の状況じゃないのかなと思うんですが、市長、この辺のところを見解があれば示してください。

○市長（五位塚剛）

今回の台風は、特に、ちょうど夜中に通過をするということと、あと非常に風が強かったというのが特徴的な状況でありました。その中でも、最小限の人的な被害でありましたけど、建物の畜舎の倒壊とかそういうのがありましたので、あと農道を含めた市道の崩壊と大きな災害がなかったというのが幸いだったかなというふうに思っております。

○4番（上村龍生議員）

そういうことだと思うんですが、総務課長のほうに全体を含めて、今回のこの台風対策でいろんな体制がとれると思うんですが、そのとれる体制とその判断基準、そして、その体制をとるときの決定権者は誰にあるのか、その辺をちょっと説明していただけないか。

○総務課長（永山洋一）

それでは、お答えをいたします。

今回の台風の場合が、先ほどの市長の答弁にありましたとおり、大隅半島のほうが暴風域に入らない見込みであるというふうなことでございましたが、まず、一番の体制といたしましては、災害警戒本部の設置でございますが、これにつきましては、大体風速30mぐらいを基準にして、その場合に、警戒本部の設置協議をいたします。警戒本部の本部長には、総務を担当する副市長ということで八木副市長でございまして、副本部長は、大休寺副市長となっているところでございます。

あと警戒本部をつくった場合には、本部員として、各課長あるいは消防団長、副団長とか、各方面団長をもって当たるわけですが、今回の場合は、警戒本部に当たらなかったということでございまして、その判断につきましては、我々の総務課のほうでいろいろと情報を提供いたしまして、副市長と連携を密にしながら、その中で警戒本部を設置しないということになったところでございます。

しかしながら、市長のほうからも答弁がありましたとおり、海水面の温度が余り下がってないというようなことから、台風が勢力を衰えるところか、一時期勢力を拡大しながらそのまま北上した関係で、また、若干コースもずれた関係もありましたが、暴風域のほうにかかったところでございます。

ある程度、総務課といたしましても、各総務課の消防防災係を中心といたしまして、あとまた、財部、大隅の地域振興課のほうにもそれぞれ待機いたしまして、警戒本部設けておりませんでしたので、1次配備というよりもゼロ配備という形で連携はとるような形での体制を指示したところでございます。

その中で、やはり、市民等が万が一風等が強くなって避難できないということを想定した場合に、やはり、住民が自主的に避難できる場所ということで、自主避難所を各地域に1カ所ずつ設置したところでございました。

そういったところで、先ほども議員のほうからありましたとおり、なかなか今回の台風については読めなかったところでございますが、やはり、先ほどございましたとおり、空振り覚悟でやはり万全の体制を敷く必要がありましたが、今回、そういった時間等を考えた場合に、ゼロ配備と、あと自主避難所の創設だけで終わったというところがありました。今後、そういった状態等を検証して、今後に臨んでいきたいと思っております。

以上です。

○4番（上村龍生議員）

そうですね。検証のところまで来たんですけど、結果的に今回は避難所を、自主避難所ですか3カ所、それと、これについては、避難所が少ないんじゃないかという話きたのは事実です。あとで結果的に。それから、警戒本部に対しても、結果的に、終わった後に、これ簡単なんですけど結果的に言うのは、何でつくらなかったかというのがきたのも事実なんです。

ですから、先ほど答弁の中で、何でこういう対応になったかという話はあったんですけど、やっぱりここは検証していかにかいかなと思ってるんです。

それで、ちょっと質問ですけども、8月24日の日、台風対策を決定する時点でのその3役の動向をちょっと示していただけますか。

○副市長（八木達範）

それでは、私のほうでお答えをいたします。

当日は、23日から24日にかけて関東曾於市会に私も市長も出席をいたしておりました。それで、24日につきましては、JAXAのほうに、若田さんにどうしても講師を依頼をするためにJAXAのほうにも行っておりました。その間、総務課長とは常に連絡をとってございまして、今、先ほど総務課長が答えたとおりです。ここに帰着いたのが、5時40分でしたので、そこで協議をして、先ほどお答えをしたとおりですので、とりあえず私は自宅に待機するというところで、一旦は役所を引き上げたところでした。

以上です。

○4番（上村龍生議員）

この辺のところの検証も含めて、ぜひ検証していただきたいと思っているんですが、総括的な話になるんですけども、今回の台風15号の勢力は、平成5年に台風13号、これがかなり被害があったんですけども、これ以来の強さだと言われているんです。22年ぶりです。どういうことかといいますと、危機管理は何十年に1回かの災害に、これ対応できなかつたら何にもならないわけです。特に、一昨年、私、去年の6月にも一般質問しましたが、伊豆大島での台風災害、これも夜間の通過で、市長がこれ不在だったんです。ですから、このときの対応が後手後手になって、非常に報道等で報道されてます。こういうことにならないように、事前の対策は非常に重要であります。ですから、今回の台風15号の事案をぜひ教訓にさせていただいて、危機管理に万全を期されますように強く要請をしまして、次の質問に入りたいと思います。

次に、2項目めの観光振興なんですけど、まず、今の弥五郎の里の全体の利用者動向、先ほど報告があったんですけども、この利用者動向について、市長、何か思うところがあればちょっと示していただければと思いますが。

○市長（五位塚剛）

大隅の弥五郎の里公園を中心としたまた道の駅、いろんなこの施設というのは、大隅の市民を含めて、私たち曾於市全体の非常に観光地であるし、宝だというふうにも思っております。年間30万人前後の道の駅を利用されている、非常にこれは、曾於市の、また、大隅町の特産品をやっぱり出すという意味でも重要な役割を果たしていると思っております。また、公園についても、もう毎日のように、グラウンドゴルフの愛好者が活用されておりますし、非常に私は市民の健康に十分生かされていると思っております。

また、周りは桜を中心とした施設でありまして、できたら、もっと力を入れて観光客を呼べるような施設にしていきたいという思いを持っております。

○4番（上村龍生議員）

1から3までまとめた質問になるんですけども、3の市長の今後の活用策といいますか、活性化策も先ほど答弁がありまして理解できます。

ただ、若干なんですけれども、ある程度利用者状況を見たときに、どっちかというと花見客が偏っているのかなと。3、4、5、あんまり大きな数字出てないんですけど、ただ、どう考えてもやっぱり花見のときが多いんだろうと。今後も、この花見時期にはある程度は集中するのかなと思うんですけど、これを、1年を通して呼び込める状況をつくっていききたいという多分思いは同じだろうと思うんですけど、その辺はぜひ年間を通して利用者がふえるような方向性を探っていくべきなのかな

というふうに思っております。

そこで、質問がちょっと前後しますけども、7番目の民間の施設があります。このパンフレットをちょっとコピーで配付してありますけども、フォレストアドベンチャー・おおすみ、これが一昨年の4月にオープンということだったです。これ九州でこれはたしか2番目だったと思います。全国では、この当方で12番目、ことしの春には、全国で14番目が熊本県の美里町に、これは町営の同じ施設であります。町営の施設がオープンをしたということでありまして、このフォレストアドベンチャーというのは、実はフランスから入ってきた競技らしんですけども、非常に愛好者は、専門的にといますか愛好者は多いようであります。下は小学生から上は大人まで非常に幅広い。ただ、使用料金が、17歳以下が、大隅町の場合、このパンフレットに書いてありますけど2,500円、一般の方が3,000円ということではありますが、利用者の状況は報告のとおりであるんですけども、内容的には、春休み、夏休み、それから、土日、それから、連休、平日と冬場が若干少ないということらしいんです。

ただ、その中で、昨年の5月の連休のときには、1日に300人一応利用者があって、それが最大、1日300人が最大ということでありました。

この利用者の内訳も、これは、鹿児島県内の方が大体4割、あとの1割の宮崎県の人たち、あと残り半分なんですけど、これが九州管内の方々に、関東とか関西からも来ていると。ですから、ほとんど市外の方々に、県内を含めて市外の方々が物すごく多いわけです。

全国的な施設の内容を見ますと、宿泊施設、キャンプ場施設、温泉、食堂、ということかといえば複合施設が多いわけです。非常に、民間ではありますが、町営とか公営の施設もあるというふうなところの施設があつて、去年度が8,000人近く利用者がおる、これ非常に市外の方々が曾於市に訪れている観光施設だと思うんですが、ここまでのところで市長何か感じるころがあれば、ちょっと。

○市長（五位塚剛）

市のほうにこういう相談がありまして、きかい村さんが経営をするということで、最初は採算が合うのかなという心配をしておりましたけど、言われるように、非常に人気があるようでございます。そのことが大隅の道の駅にまたいい意味でつながっているし、弥五郎の里の公園全体として、また、記念館を含めて利用者が今ふえているという意味では、相乗効果は非常にあるんじゃないかなというふうに思っております。

○4番（上村龍生議員）

今述べられたとおりだと思うんです。この施設はぜひ曾於市の観光資源として、

やっぱり有効に活用をできるものであればしていただきたいというふうに思っています。経費、お金かけずに、こういう観光施設には、何か支援ができるものであれば、何らの支援策、ハード面で多分いろいろ考えられると思うんですけども、するべきではないかと思っているんです。例えば、この設置者が言うには、平日とか、冬場、なかなか利用者が伸びないということで、できたら、学校等の修学旅行とか、それから、遠足、それから、学校等で屋外での学習かれこれというものもあると思うんですが、そういう場面において、何とかPRを、市のほうとしても一緒になってできないものかなというような話もあるところなんですけど、その辺のところを含めてどうですか。

○市長（五位塚剛）

経営者のほうから具体的に今の状況の中で支援をこのようにしてほしいというのはちょっとまだ伺っていないんですけど、市内の小中学校の中でいろんな利用の仕方はあると思うんですけども、できましたら、民間の力で直接やっぱり出向いてPRをしてもらうというのも非常に大事なことであると思います。また、市内の学校の子供たちに対しては、少し安くしてもらえばまた利用者もふえるんじゃないかなと思うんですけど、ぜひ民間の力という意味で自助努力をしていただければありがたいなというふうに思います。

○4番（上村龍生議員）

民間の力もそうですけども、協力できるところはぜひ前向きに考えていただいて、活用ができればと思っております。これも、弥五郎の里の一体としての話でございます。

その次のことで、弥五郎の里全体の話なんですけど、私、前回の6月議会で、観光資源の少ない曾於市において、観光振興という意味で、交流人口増を図り、経済効果を生むために、一点集中的な投資は必要ではないかというような趣旨の質問をいたしました。それで、この一点集中というのは、1カ所に複合施設をとという意味でもあります。まさに、これが弥五郎の里に該当するのかなと思っているんですけども、弥五郎の里は、先ほど質問しましたとおり、道の駅、それから、グラウンド施設、温泉施設、それから、花見等ができる施設、さっきありましたフォレストアドベンチャー等も含めてあるんですけども、さらに、この近辺で旧中山公園、これは、何年ぐらい前ですか、一応公園としてあったんですけど、最近はもう放置状態がありますが、先ほどの答弁で、大体国有地と市有地と合わせて4万6,000m²程度があります。それとまた、県有地もほかにもあると思うんですけども、これらをまた開発できれば、さらに弥五郎の里と一体的に複合的にここをアピールできるのではないかと。また、花見シーズンに若干偏りがちな利用者等も年間を通じて来れる

よくなるのではないかというふうなことを思っているんですけども、具体的な話はないんですが、市長、この辺のところ、その考え方自体としてをどういうふうに思われますか。

○市長（五位塚剛）

旧中山公園については、前も八木議員だったかな一般質問されたことがあります。近くにあるんですけど、先ほども答弁しましたように、国の土地を払い下げてもらうためには、かなり簡単にいかないようでございます。また、あれを整備するとなると、相当なちょっと費用がかかるというのと、そのあたりを含めてまだ全然検討はしておりません。

ただ、あの一帯を有効活用するというのは非常に大事なことですので、今後、いろんな問題がありますけど、検討だけはしてもいいというふうに思います。

○4番（上村龍生議員）

パークゴルフにつきましては、先ほど答弁いただきましたけども、最近、曾於市においても、パークゴルフを毎月実施をしようとする会が発足したりしておりまして、また、地元の大隅町の商工会筋の方々、それから、観光協会筋の方々、それから、地元有志の方々からも、そのパークゴルフ場はどげんかなという話も上がっているのは事実でございます。

開発かれこれ考えていくと非常にいろんなことがあると思うんですが、土地だけのことを申し上げれば、その経費的にはその土地代についてはそうかからないだろうというふうなことを含めて、現在放置された状態のこの土地を有効利用するということの一環としてパークゴルフの話がありますよということであるんですが、このパークゴルフ場関連につきましては、また今後改めて質問をさせていただきたいと思っております。

次に、3項目めの曾於地区の医師会立病院についてであります。

曾於地区の医師会立病院の充実強化策につきましては、前回の一般質問でも、重要性和必要性を確認したところでありますが、まず、先ほどの答弁で、平成26年4月の医療協議会のほうで新築移転かれこれの報告はあったけれども、現在のところでは、幹事会のほうでなかなかこの意見の一致が見られずに協議会の報告がなされて、次回の協議会になるだろうというような、先ほどの答弁の確認でいいんじゃないかと思うんですけども、その上で、さっきの県議会の報告会の中の大園県議は、お医者さんでもあって、医療分野で大変に県議会としては中心的な活動をされている方であると伺っておりますが、その大園県議の医師確保に関する発言、インターに近いという話です——が有利ですよという発言は大変に重みのある発言だろうと思っております。

そこで、関連の質問なんですけども、岩川小学校の移転先について、岩川高校跡地利用は可能なんですよという話を伝え聞いてはいるんですが、曾於市としまして、鹿児島県サイドから何らかの形でこのような話は伝わっているのか、ちょっと確認をしたいんですが。

○市長（五位塚剛）

現段階では、県からは何も聞いておりません。

○4番（上村龍生議員）

今の状況で岩川高校の跡地の利用の話なんですけども、何もなかったらもう何も進まないと思うんですが、何も残らない状況に追い込まれると、地元の衰退は計り知れなくなるというのはもう目に見えているんですけども、しかし、岩川高校跡地への岩川小学校の移転というのは、かなり、これも伝え聞く話ですから、確認はまた確認でされればいいんでしょうけども、実現可能な話ではあるように伺っております。

また、それと同時に、小学校跡地への医師会病院の話が、非常にハードル高いんですけども、実現ができるとなれば、もう地元の住民ももとより、曾於地区の医師会サイド、医療関係者、地元商工会等、地域の方々、まちづくり関係、地域おこしと計り知れない波及効果が期待をされると思うんです。なかなか難しい問題なんですけども、今のこの辺のところで、市長の思いをちょっとだけお話しただけだと思いますが。

○市長（五位塚剛）

郡の医師会病院の運営については、やはり、基本は、医師会の病院のほう为中心になりまして、私たち曾於市も、志布志を含めて負担金を払っているわけですけど、志布志のほうにある有明病院のやはり南海トラフの問題で、今の段階の状況ではいけないということで、やはり、上の部分に移転をしたいという思いがあるようでございます。

そうすると、同じところにまとめるのかとかいろいろありますので、非常に複雑な関係がありまして、また、医師会のほうも、先ほども言いましたように、新築をするとすると、それ相当の負担がありまして、医師会の先生たちもなかなか現実に思い切ってやれないという、そういう状況があります。

ですから、まだ、医師会のほうの先生方の中でも、まだ意見がまとまらない状況で現実ありますので、私たち曾於市は、曾於市内のほうにしてもらったほうが曾於市民としては非常にありがたいわけですけど、簡単にはいかないというのが今の状況であります。

○4番（上村龍生議員）

非常に困難なことであるというのも理解した上で、これらの今までの話をまとめると、もし医師確保で病院をつくるのであれば、もうインターの近くがいいと。それと、もしそのようなときには、インターの近くにもこういう用地はあるというようなことを協議会なり、その中で強く行政が主導でしないとできない話になるかもしれないと思いますが、強く意見として発言をしていただくように要請をして、次の質問に移りたいと思います。

次が4項目め、学力向上対策についてであります。

これ私事の話でちょっと恐縮ではありますが、実は、私、息子を2人岩川中学校に出しました。長男が通っているときの岩川中学校が非常に荒れてまして、当時のPTAの親は、毎日、中学校や子供たちが集まりそうな場所に補導に出かけてまして、学校の窓ガラスは割れる、それから、トイレのドアは壊される、校庭を掃除をするとなればこの吸い殻の山が何カ所もできる状態で、最悪な状態でした。

その当時の学校では、学力向上の「が」の字も聞くことはありません、先生方は全て生徒指導にもう全精力を注ぎ込んでみまして、皆さん、疲れ果てているという状況が、もう非常に鮮明に覚えてます。

ところが、次男坊が3年後に同じ中学校に入学をしたときに、その正門をくぐると、校庭にはちり一つ落ちていない。それ以上に校庭には庭ぼうきのはき目が見えるぐらいぴしっと整理整頓をされて、何か小さなごみでも落とすと、かえってそれが目立つぐらいのもう非常に感じたのが、その前の地獄を見て天国を見たような気持ちになりました。

その当時の校長に聞いた話なんですけども、学校が落ち着いた途端に、別段難しい学力向上対策はしていなくても、平均で10点ぐらいは点数は上がりましたよというふうなことを聞きまして、これが、学力向上対策の入り口の部分なんですけども、私、当時PTA会長もしてまして、これ卒業式の祝辞で話をしたこともあるんです。そのときに、感きわまってちょっと言葉が出なくなったこともあったんですけども、教育長、そういうことについてどういうふうに感じられますか。

○教育長（谷口孝志）

ただいま上村議員の非常に生々しいというか、体験談を聞かせていただきまして、まさにそのとおりだと思います。学校は、本来勉強するところでありまして、そしてまた、体を鍛えるところでもあります。しかし、子供たちが、教科の学習であれ、あるいは体育の学習であれ、授業に臨む態度がまずできていなければ、授業そのものが成立しないわけでありまして。したがって、学校では、そのような状況にあるときには、まず、そのような体制づくりに精力を注ぐこととなります。

先ほど長男さんの時代はそういうことであつたと。しかし、次男さんが入学され

たときには、本当に落ち着いた状況であった。当然落ち着いた状況になれば、職員はそれぞれの自分の専門の教科指導に精力を大きく傾けることができるわけであり、そしてまた、部活動等の指導にも本当に落ち着いて取り組むことができるだろうと。当然、相乗作用で子供たちも楽しくなりますし、力をつけてもらえる。先生たちも、子供が日々成長する姿を見ながら、さらにまたやる気を増すと意欲が出てくると、そういうことになると思いますので、議員がおっしゃったように、まずは、学校の教育、学力向上等を考えますときには、やはり、落ち着いた教育環境、学習環境を整えることがまず一番大事だと考えております。

○4番（上村龍生議員）

インターハイの出場についてなんですけど、インターハイへ出場されるチーム、これ団体戦なんですけど、そのほとんどが挨拶や生活態度、これがしっかりと教育をされ、学校では模範となっている場面が多いです。一つの部活からインターハイに出れば、学校、保護者、生徒がまとまり、上を目指す意欲が全体に広まって、その活気が学校全体に広まります。学校だけに限らずに、その活気といいますか、その影響力は地域全体、学校以外までそれを巻き込めます。曾於高校でもしこのようなことになれば、やがて曾於市内の中学校、小学校にその影響を及ぼすでしょう。

学力向上対策はいろんな方法があると思います、技術的なところ。しかし、その入り口をしっかりと抑えてその対策を、先ほど教育長が言われたとおり、練るべきだというお話であります。

したがって、曾於市としての何らかの形で、曾於高校のインターハイ出場を支援または主導的に果たす努力は、曾於市内の子供たちの大きな意味での学力向上につながるものと私は信じておりますが、教育長、その辺のところいかがでしょうか。

○教育長（谷口孝志）

先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、やはり、スポーツで実績を残す、当然、その裏には、議員がおっしゃるように、練習に励む前提として、部としてしっかりとまとまり、生活態度もきちんとして、気持ちも一つになってと、あるいはまた挨拶もきちんとして、つまり、人間的にもしっかりとしていないと、スポーツの世界といえ結果を残すことはできないだろうと思います。そしてまた、強い意志も築かれないだろうと思います。

そういう意味で、曾於高校が来年4月からは市内で唯一の高校として残るわけですが、現在も、校長先生を先頭に先生方が、新設の曾於高校をこの地域に誇れる高校とすべく一生懸命取り組んでいらっしゃる姿は私どもも感じております。議員が

おっしゃるとおり、いろいろな面から市としてできる可能な限りの支援をしていくことは非常に大事なことであるというふうに思っております。

○4番（上村龍生議員）

ぜひ曾於市として、曾於高校がインターハイ出場を実現できるような体制を探る方向で検討していただければと思っております。曾於市内の小中学校の学力向上に、この曾於高校のインターハイという非常にレベルの高い大会への参加が実現することにおいて、小中学校の学力向上が図られるということを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（谷口義則）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時38分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第3、海野隆平議員の発言を許可いたします。

○15番（海野隆平議員）

大きくは、2項目について質問をいたします。明快な答弁を求めたいと存じます。まず、上町区画整理事業の終了と保留地の売却について、お聞きいたします。

昭和60年度より、着工された上町区画整理事業は、平成24年度に約26年の長い年月をかけ工事が終了いたしております。着工当初は、荒地、むた田であった新地、元地区も南之郷からの畑かんによる事業と、宅盤造成により末吉町内でも、最も住環境の整備された地区とうたっております。また、着工当初の住民感情は、土地の減歩に対する範囲や不満、事業の賛否に対する自治会の意見の食い違いや事業内容の変更など、幾多の紆余曲折を経て、上町区画整理事業は完工いたしておるところであります。

地域住民に対しましては、長い仮換地から所有権の移転、登記、最近では、税務課による清算により、一連の手続は終了いたしたところであります。

そこで質問の第1点であります。区画整理地内測量確定における保留地の全体面積、保留地の全体金額、全筆数、保留地の残面積、残地の処分金額、残筆数、区画整理地内の地権者数や、空き家数などまとめて答弁のほういただきたいと存じます。

質問の2点目であります。今後の保留地処分は、何年度まで計画されているの

か、また、土地評価の見直しについての考えはないのか、以上をお聞きたいと存じます。

次に、フラワーパーク・パークゴルフ場跡地利用と今後の対応について、質問をいたします。フラワーパーク・パークゴルフ場建設計画を断念して、早2年が経過いたしております。市長就任と同時にフラワーパーク・パークゴルフ場跡地利活用検討委員会が設置され、利活用について数件の提言がなされており、その1つに製材業の設置があり、具体的には外山木材を誘致企業としたいとのことであります。

外山側とも何回か話し合いがなされ、ぜひ、跡地に誘致したいとあれほど雄弁に提案された市長のあの強気の姿勢は、どこにいったのでしょうか。最近では、外山の話さえ外山の話題さえなく、非常に残念に思うところであります。

質問の第1点であります。6月定例会での同僚議員の質問に対し、5月29日外山側より、曾於市への進出は断念したとありますが、なぜ断念に至ったのか、詳しく答弁を求めたいと存じます。

2点目の質問であります。フラワーパークから外山木材の用途変更については、地権者に対し、いつ説明がなされたのか、同意は得られたのか、また、土地の買収はどこまで進んだのか、答弁を求めます。

3点目の質問であります。9月を待たずに外山木材は進出を断念したところでありますが、今後の対応について、利活用をどのように考えているのか、答弁を求め1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、海野隆平議員の一般質問に対して、お答えしたいと思います。

1の上町区画整理事業の終了と、保留地の売却についての実情について、お答えしたいと思います。

保留地につきましては、全体面積が4万7,955.75m²、全体金額は9億9,533万890円、全筆数は分筆をしたことから、現在157筆となっております。

平成27年9月1日現在での、保留地の残面積が1万9,381.23m²であり、残地の処分金額としては、2億8,798万9,000円が残っているところであります。

残筆数は59筆となるところです。

上町区画整理地域内の地権者数につきましては465人。

空き家数につきましては、平成23年度の企画課の調査によりますと5棟となっております。

次に、計画と見直しについてお答えしたいと思います。

保留地の処分計画につきましては、平成36年度で終える計画となっております。

土地評価の見直しについては、これまでに買った人たちへの影響もありますので、

現時点では考えておりません。

次に、2のフラワーパーク・パークゴルフ場跡地利用と今後の対応についての断念の理由の報告ということで、聞きたいということでございます。

断念の理由及び報告の内容につきましては、外山木材さんは、事業を急ぐ必要があるということで、ほかの地区へ進出したいと、去る5月29日に来庁され説明をされたところであります。

2の用途変更への取り組みについて説明をいたします。

用途変更につきましては、平成26年12月25日付で用地を売買していただいた方々に、新たな雇用のための企業を誘致する方向で計画を進めるため、市の発展に資する事業に活用することに御理解をくださるようお願いの文書を送付するとともに、全ての契約者を訪問し、また、遠方の方には郵便にて、用途変更の同意をお願いしているところでございます。また、外山木材さんの進出については、まだ未定であったため説明はしていないところです。

用途変更の同意につきましては、全契約者のうち、9名の方の同意が得られていない状況です。

用地の買収につきましては、相続等の取得が困難なもの及び買収できなかった畑3筆を除き、当初計画の用地につきまして契約したところでございます。

今後の利活用の問題でございますが、フラワーパーク・パークゴルフ場跡地については、まず、用地を譲ってくださった全員から用途変更の同意をいただいた上で、さらに地元の理解を得ながら、企業の誘致に努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

それではまず、上町区画整理事業について、お聞きいたしたいと思います。

議員時代、市長は、区画整理事業について反対の立場であられたというふうに私は理解したと思っておりますけど、26年の長い歳月を経て、終了した上町区画整理事業について、まず、どのような感想を今持たれているのか、お聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

基本的には、何の事業も住民の気持ちを大事にすることが大事であります。

当時、田崎町長時代に上町区画整理事業が提案されましたけど、三十数%の減歩をされるということで、地域住民から不安の声と、長期的な計画の中に非常に問題点がありましたので、その中で反対運動がありましたので、当然、その声を私も尊重して、この大型事業というのはやはり問題があるということで、その当時は反対

をいたしておりました。

○15番（海野隆平議員）

もう既に完工して、工事等は終わって、新たな住環境ができてるわけですけど、今の住環境見て、どのような感想持たれたか、そこをちょっとお聞かせいただきたい。

○市長（五位塚剛）

ここ30年ぐらいの歴史の中で、この上町地域の土地区画整理事業が国のお金、また市民のお金が、町民のお金が利用される中で整備されましたので、当然、その結果影響は非常に住環境等は整備されたというふうに思っております。

○15番（海野隆平議員）

それでは、保留地の処分について今から聞いてまいりますけど、保留地面積として先ほど市長から説明があったとおり、約1万9,600m²、残地処分金として、金額では約3億円近い金額が残っているところでありまして、平成17年3月の残地の見直し等により、私は残置はもっと売れてくんじゃないかなというふうに期待をいたしておりましたが、しかし、今、御承知のとおりかなりの区画数が今も残っているわけでありまして、これほど保留地が残った理由、要因はどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

区画整理した後の保留地処分に対する宣伝の仕方、また、この区画の面積のあり方、いろいろ問題があったと思うんですね。私、市長に就任して、やはり1日も早く保留地処分を行って、市の財源に充てるというのは基本であるということで、非常に広い区画あったものを半分に割って分筆をいたしました。これが非常に今、効果出てまして、ここ1年の間にたくさんの売却が出てきております。また、同時に民間の企業の方々、不動産業さん方々にもかなりのお願いをしたり、また、区画のPRについての問題、いろいろ努力をした結果、多分今進んでいるんじゃないかなというふうに感じております。

○15番（海野隆平議員）

かなりの保留地が残っているわけですけど、PRの話も出ました、区画整理地内の保留地につきましては、全体的には一番便利のいい地取りのいい、一番売りやすい場所じゃないかなというふうに私は思っているわけでありまして、分譲に対してですよ、今PRの話も出ましたけど、私に言わせりゃ、ちょっとまだ努力が足らんんじゃないかなというふうに思うし、PR等もまだまだ不十分じゃなかったかなあというふうに私自身は思っておりますけど、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

早くこの土地を処分をするというのは非常に大事なことであります。そのためには、どのような形で処分ができるかということ、やはり曾於市内の方が住宅を建てるということで買ってもらえる方、また、都城・三股地域の方々から、この曾於市内の、この土地を買ってもら、今、都城の不動産業者の方々が、この末吉の区画整理の土地は非常に安いということで、今若い人たちから声が広がっているようではございます。ただ、大きな面積のところは、土地取得に500万もかけられないということで、やはり土地取得には200万前後ぐらいが適当だろうという声がありますので、そういうことも含めて、もっと宣伝を強化して売却に努力をしたいというふうに思います。

○15番（海野隆平議員）

PRをもっとやっていきたいというような答弁でありますけど、区画整理地内で保留地につきましては、民地とかなりの価格差があるんじゃないかなというふうに私は思っているわけですが、今、答弁では安いということも出ましたが、民地とどのぐらいの価格差があるのかわかっていれば、答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

例えば、末吉スポーツさんの小学校にも近いところの土地があります。あのあたりになると5万5,000円からいたしますので、しかし、たまたま地域内にも民地の敷地があるんですね。そうすると、同じ坪単価をいった場合でも、場合によっては、1万か2万かの差があるようではございます。それは、売り主と買い主の関係がありますので、民間の場合は、やはり民間との関係では、民間のほうがちょっと離れたところはもう、ぐっと安いというのがあるようではございます。

○15番（海野隆平議員）

いろいろ場所によっても価格差はあるだろうというふうには思っておりますけど、路線の問題とか、いろいろあると思います。ただ、先ほどおっしゃったとおり、1万ないし2万ぐらいの価格差があるのかなあというふうには私も認識いたしておるところです。

今現在、58の区画の保留地のこの全体を見たときですよ、区画の先ほどちょっと話も出ましたが、広すぎや合わせて、金額の高いところを感じるところでありますけど、もっと買いやすくするために、区画の分割をする考えがあるだろうというふうには思うんですけど、全体をもう一回見直す、非常に高いところもありますので、再評価して、この全体をもう一回、値段とそれから平米数の見直しですね、とか考えてないのか答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

単価の見直しは、最初を買われた方、この10年間の中で買われた方々がいらっし

やって、今極端に下げるというわけにはちょっと、なかなかできない問題がありますけど、今の段階で区画の見直しなどをしながら進めてきたら、大分今売れておりますので、ここをもうちょっと様子を見て、状況が変化をする状況がありましたら、なかなか売れないというのが出てきましたら、当然ながら、見直しをする時期に来るかもしれませんが、安くするということは、市民の税金を一方向的に削ることになりますので、慎重にしたいというふうに思います。

○15番（海野隆平議員）

保留地の処分の計画でありますけど、先ほどの答弁では、平成36年度までに処分をする計画であるというような答弁であったようでもありますけど、余りにも10年ですよ。長すぎんじゃないんですか。私としては、ここ五、六年程度ですね、処分できるものであれば、一番理想じゃないかなというふうに思うときもありますけど、この販売、売却についても、やはりそれなりの計画を年次的な計画をやる実現に向けての、具体的な年次的な努力目標をつくってやっていかないと、ただ、漠然と売れば売れたひこくらいのもという気持ちであったら、絶対これ前に進まないのですので、そこら辺はやはり計画性を持って、私は当然、臨むべきじゃないのかなあというふうに思うところでありますけど、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この区画整理事業についてはですね、先ほど答弁しましたように、長年の長い歴史の中で全てのこの清算が終わったのが、ここ1年ぐらいの間なんです。仮換地から正式に住居の変更も含めて清算も行いました。そういう中で今、現年段階になっております。36年というのは、もともとこの区画整理をする中での、1つの計画の中の指針でこれは、田崎町長、池田市長の受け継いだ中での計画であります。当然ながら、今言われるようにあと10年間、待つより早くしなさいということですので、それは私は大事だと思っております。それで、担当課の建設課にも、毎年の区画整理の処分の目標を立てなさいということを示しております。そして目標を達したら、どうしたら実現できるかという指示もしておりますので、これは努力していきたいというふうに思います。

○15番（海野隆平議員）

先ほど区画整理自体の土地評価の問題ですけど、今の現時点では見直す気持ちはないというふうな答弁だったというふうに思っておりますけど、過去に3回ほど見直しはあるんですよ。一番高いときが坪単価18万7,700円だというふうに私は記憶しておりますけど、今では5万ちょっとくらい平均は、ただしですね、全国的に土地の評価については県下でもそうですけど、下落の方向にあるわけですよ、土地の評価ですよ。民地との格差がもちろん1ないし2万の是正、民地との格差が1、

2万あるわけですけど、是正する意味でも今一度、私は、土地の評価をもう一回検討する、今そういう時期に来てるんじゃないかなというふうに思うところでありまして、再度答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

もともと、この全体面積の平均の処分価格が今言われたように18万超えてたんですよね。だから、こういう計画であったから、これはなかなかうまくいかないのではないんですかという立場で、私たちは討求当時から問題提起をしてきたわけですね。結局、その当時からうまくいかなくて、見直しをして今、5万円台まで平均で下げてきたというこの状況であるわけです。

そうしたことはどういうことかということ、本来この事業に、保留地処分をしてそのお金を財源を充てるという計画が破たんしたわけですよ、現実的にはですね。だから、その不足分は市民の税金が補われてるということになると思うんですね。そういう意味で、今の段階で見直しをするということは考えておりませんが、売れるように担当課を含めて、精一杯努力したいと思います。ただ、長期的に売れない状況があったら、当然ながら、その見直しも検討をしなければならない時期も来るというふうには思います。

○15番（海野隆平議員）

今のところ見直す考えはないようですので、それはそれとして、それでは角度を変えて、質問をいたしますが、定住促進対策事業の一環として、曾於市には住宅取得祝金等支給制度があるわけでありまして、市内業者により、新築の場合は現金と商品券で20万円、建売の場合は現金と商品券で10万円、支給するというふうになっておりますけど、この金額で曾於市に定住を希望されるのだろうかというふうに思うわけでありまして、また、インパクトが非常に弱いんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。

私ども総務所管で行った三重県鳥羽市ですよ。ここでは、新築した場合は100万円、中古住宅については50万円が支給されておりましたが、市有地購入に対しましても、購入する費用の10%の相当額を交付してたというふうに思っているところでもありますけど、このことによりまして、市内はもちろんですけど、市外からの定住者がふえたというふうに聞いているところでもあります。このことは上町区画整理地内の保留地も十分適用できるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして、土地の評価を下げないということですので、思い切って、このぐらいの事業をやってみていただいたらいかがでしょうか。どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

旧末吉町時代に、よそから帰って来て末吉町に住宅を建てた方は100万円の支援

をした歴史があります。そういう意味では非常に大事な事業だったなというふうに感じております。それで、今、曾於市内の人口をどのように増やすかということで、やはり今提案されたことについて、十分検討しております。非常にインパクトのある事業を展開するということが大事だと思っております。

今の現段階では、曾於市外の方が、市内の建築業者を使って最高で30万円の状況ですので、やはりこれを100万ぐらいのものに支援することによって、区画整理地域内ももっと売れるという可能性も十分ありますので、そのことは、今検討もしておりますので、また、もしそういうことが具体的に提案ができるときになりましたら、ぜひ御支援、御協力をお願いしたいなというふうに思います。

○15番（海野隆平議員）

前向きな答弁ですので、それはそれなりに評価したいと思います。

区画整理地内の管理の問題についてちょっとお聞きいたしますけど、分譲地のほとんどが、住宅地に隣接いたしておるところでありますけど、そのため害虫処理とか、それから除草についての苦情が多いですよ。「1年間セイタカアワダチソウが、もう相当ある」というようなことで、「何とか早く処理してくださいよ」というような声がたくさんあるわけでありまして、担当課でもいいですけど、どのような管理がされているのか、それで苦情について、すぐに対応されているのか、答弁を求めたいと思います。

○建設課長（高岡亮蔵）

区画整理地内の空き地の管理の件でございますけれども、保留地につきましては、シルバー等に委託しまして、年に1回から2回、伐採をしているところでございます。そのほか住民のほうから、「その草が生えすぎて通行にも支障がある」といったような苦情もくるところでございまして、それに関しましては、持ち主等連絡を取りまして、持ち主のほうで、切っていただくようお願いをしているところでございます。

○15番（海野隆平議員）

隣地の方々ですね、すぐやっていただけるもんだらうというふうなあれもありますので、まあ一つそういった苦情等がありましたらですね、すぐ対応していただくように要望いたしておきたいと思います。

自主財源の主なものとしては、当然、税収があるわけでありまして、ほかに大きな財源の1つとして、やはり土地の売買収入というのが考えられるわけでありまして、土地が動けば、地域内も活気が出てきます、当然。人口増や大きな経済効果にもつながってまいります。

曾於市は、28年度から普通交付税の減額、もしくは見直しが予想されております、

全国的にですけど。頼みの地方創生資金につきましても、さほど期待はできないんじゃないかなというふうに思っているところでもありますけど、曾於市は幸いにして、区画整理地内だけでも約3億円が眠っているわけでもありますよ。保留地を売りさばくことは、市の大きな財源につながってまいります。受身的な売却ではなく、積極的な売却を真剣に考えるべきときに今、来ているというふうに私は思っておりますが、前向きな答弁を求めまして、このほうの質問を終わりたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今の都城FMですね、コミュニティFMに、曾於市内の宣伝をできるように、予算をお願いいたしまして認めてもらいました。ですから、ここも利用して特に都城の方が、都城で土地を買って建てるより、末吉の区画整理の中の小学校近くのをあそこを買ったほうが、ずっと安いということを今、言われております。

そういう意味で、こういうコマーシャルを利用したり、独自の図面やら写真を入れた環境整備したところのそういうのをつくって、また、新聞・広告やら、いろんな形を含めてPRを兼ねていきたいと思っております。

それでまた、先ほど言われました、常にきれいな状態で管理をして見に来られた方が、ぜひ住んでみたいと言われるような、そういう雰囲気づくりも大事だと思っておりますので、担当課を中心として努力したいというふうに思っています。

○議長（谷口義則）

ここで、海野議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時09分
再開 午後 2時18分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、海野議員の一般質問を続行いたします。

○15番（海野隆平議員）

それでは、パークゴルフ場・フラワーパークの跡地利用について、2回目の質問をさせていただきます。

外山木材さんの断念した理由につきまして、事業を急ぐ必要から他の地区へ進出したいというような、5月29日に来庁されたときに説明があったというような答弁であったわけでもありますけど、6月定例会におきまして、渕合、岩水両議員が胡摩地区への外山木材の進出について質問をいたしております。渕合議員に対し、進出しなかった理由といたしましては、胡摩地区の用地について契約者の一部からの用

途変更の同意が得られなかったというふうに答弁をいたしております。岩水議員に対しましては、国県の補助事業が実現できなかったというふうに答弁いたしております。答弁に食い違いがあるようですが、実際はどうであったのか答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

答弁に食い違いがあるわけじゃないですけど、やはり地権者の方々との関係では、あの中でもまだ全て買収ができてない部分もあります。それと、後の用途変更の問題で、あの土地については基本的にはフラワーパーク事業をするということで契約書を結んでおりましたので、市の将来のために活性化するための用途変更の今お願いをずっと回っておりましたので、それがまだ全て終わっておりませんでしたので、その状況を含めて、外山木材さんができたら、今からまた場合によってはこの林地開発の手續とか補助事業の申請とかいろいろするわけです。そういう関係でどうしてももうあの場所では簡単ではいけないということで、できたらもう別なところをちょっと検討したいという相談がありました。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

今おっしゃることはわからんことはないわけですけど、国県の補助事業については、当然外山は20億円近い国権の補助事業を求めていらっしゃったというふうに理解いたしておりますけど、その国県の補助事業につきましてはどうであったのか。国にアプローチされたというふうに思ってますけど、どのような返事だったのか、それをちょっと聞きたいんですけど、どうですか。

○市長（五位塚剛）

国によっては、今まで交付金事業というのがありまして、交付金事業でこういう製材所が土地を求めて、そこに新たな製材事業をする場合は国の交付金事業というのがありました。今までもそういうのでずっとやられてきたんですけど、この交付金事業はことしから基本的になくなりました。そのこともあります。去年まで森山先生のところも含めて、いろいろと国の農水省にもお願いして、宮崎県の会社の方ですけど、鹿児島県も通じて、もし場所がここに決定になればこの交付金事業でぜひお願いしますということを何度もお願いしてきました。ただ、最終的にことしの国の予算の中で交付金事業というのがなくなりまして、残念ながらその事業には今進んでないところでございます。

○15番（海野隆平議員）

交付金事業につきましては、ある程度は予測もできたんじゃないですか。どうなんでしょうか。去年までは、確かに林業活性化推進事業とか何とかってというのはあった

ような気もしますけど、ことしになってその事業はつかなかったというような今答弁でありますけど、実際その事業についてのある程度の予測ちゅうのはつかなかったんですか。どうでしょう。

○市長（五位塚剛）

これは国が決めることですので、私がどうこうとはなかなか言えないものですが、これは鹿児島県も通じてずっと詰めていきました。また、国に行っても農水省のどこに行っても、この事業が新年度もできるんですかというお願いもしてましたけど、それはやっぱり財務省のほうでいろいろやりまして、最終的には農水省のほうにこの基金事業がことしできなかつたというのが事実でありまして、予測ができなかつたかと言われると、なかなかそこまではですね。ひょっとしたらできる可能性もあるということも言われておりましたので、最大限努力をしたところでございます。

○15番（海野隆平議員）

それでは質問を変えていきますけど、契約書の同意について、市長が出向けば全員の地権者が同意するという答弁があるわけでありまして、6月定例会後、何回その地権者のところに足を運ばれましたかね。それで、同意されたのは、先ほどの答弁では9名であったというような答弁であるわけですが、同意されなかつたのは逆に何人なのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

基本的な私の仕事は、やはりこの事業はフラワーパーク関係の事業でやるということで、前池田市長と地権者が契約書を結んでおりますので、この事業をもう中止いたしましたので、あの状況では、新たな企業誘致を含めてするためには、今の用途変更のお願いを同意をもらっていかなければいけませんので、そのことについて今お願いに回ったところでございます。

数字的なものについては、企画課長から答弁させたいと思います。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。同意につきましては6名でございます。未同意が9名でございます。

○15番（海野隆平議員）

今の先ほどの答弁では、同意されてない方が9名というようなことですね。

地権者の方々は、パークゴルフ・フラワーパーク建設としてやる同意したのであって、他の用途目的に利用されるのなら同意できないといった、そういう地権者もいらっしゃったようではありますが、用途目的の変更については十分な説明がされたのか。市長、何日ぐらい足を運ばれたんですか、その地権者のところに。それで、

6月定例会後だろうというふうには思うんですけど、納得いく説明がされたのか、再度答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

この同意は、いつまでにしなければならないという問題ではありません。私の役目は、やはり土地を市に譲ってもらった方々について、今後有効活用するためをお願いをして回ってるところでございますけど、中にはやはりパーク事業を含めたことをやるということで同意したんですよということで、土地を売ったんですよということでありますので、当然そういう方もいらっしゃると思います。そういう方々についても、誠意を尽くしてお願いをしたいというふうに思っております。

○15番（海野隆平議員）

買収された契約者は、農地ですけど、いわゆる仮換地というふうになっておりますけど、固定資産税の関係で税の処理についてお聞きしますが、26年度は還付、27年度は減免したいとの答弁があったわけでありまして、どのように処理されたのかですね。それと、26年度、27年度の処理件数、金額、教えてください。

○市長（五位塚剛）

この間、課税については元の地権者の方々に課税された部分がありましたので、農地の幾分ですね、それについての話し合いをして対処しましたので、税務課長からお答えさせたいと思います。

○税務課長（中山浩二）

お答えいたします。7月に企画課のほうから固定資産の公用地としての非課税措置の依頼を受けまして、7筆、9,267m²の申請がございました。内訳といたしましては、納税義務者で6名、そして還付対象者になったのが5名の6筆分でございます。金額にいたしまして、平成26年度が7,700円、そして平成27年度が7,900円となったところでございます。ちなみに、平成26年度は還付という処置をとりまして、平成27年度は完納された方に対しては還付でございますが、まだ納期未到来の分がございまして、それは年税額で調整をいたしたところでございます。

終わります。

○15番（海野隆平議員）

26年度にした税分の方々には、還付ないしまた減免されたというふうに理解したいと思っております。

ある地権者の方から「畑を市に売却したが、用途目的が変更になった今、売買代金は返さないといけないのか」といった「そのままでいいのか」といったような素朴な疑問を受けたところであります。いまだに地権者ですら内容が理解されていないという方が結構いらっしゃるんだなというふうに思ったわけでありまして、再度、

全地権者に対しまして用途変更と目的外利用について詳しく説明されたほうがいいんじゃないかなというふうに思うところでありますけど、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

昨年の12月の25日付で、私の名前でパークゴルフ場・フラワーパーク等の事業の変わる取得用地の用途変更についてということで文書を全ての方にお渡しいたしました。その後、担当職員が、基本的には会える方は会って、その理由の説明をしながら同意をお願いして回りました。全体的に80名前後の中から、今残り9名を除いて、一応、市の活性化に資するというので同意をいただいている状況ですので、今後も誠意を尽くして進めていきたいというふうに思います。

○15番（海野隆平議員）

何度も申しますが、まだ地権者によっては意味が理解されていない方もいらっしゃるようですので、誠意を持ってこの辺はやっていただきたいなというふうに思っております。

市が買収した田畑についてでありますけど、現時点では外山さんももう出てこないというような状況の中で、利用目的がはっきりしていないわけではありますが、市が農地を保有するということは実際できるのでしょうか。法的には問題ないのか、答弁求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今までも市が農地を転用目的で取得をして振興住宅をつくったりとかいろんな建設をしたり、それはもう今までもあります。農地として取得する場合は、基本的には栽培用試験栽培とか、やはり農業に目的をすることが前提として、農地としてする場合はあります。今回の場合は、転用を目的として前池田市長の中で取得をされたわけですので、転用が前提ですね。ただ、事業が今進んでおりませんので、今のような状況というのが現実です。具体的には、最終的に皆さんの同意が得られれば、当然ながら企業誘致という形での推進をしたいということで転用になるというふうに思います。

○15番（海野隆平議員）

実際、企業が誘致できれば何も問題ないわけですけど、ただ、今の現時点では、何度も申しますが、要するに外山さんが断念している状態の中で、今は何もなただ農地なんですけど、そういった中でもうこれは何も法律上、何度も申しますが問題ないんですか、本当にそれは。

○市長（五位塚剛）

もともと転用目的で農地を取得をするということで進んできたわけですので、現状はその段階でありますので、今取得をしたところについて、フラワーパーク事

業じゃない別な事業をしたいということで今同意をいただいておりますので、これが同意が得られれば、当然企業誘致という形でやはりはっきりと明確にして進めていきたいというのが一番の考えでございます。

法的に違反していないかと言われると、当然目的が今変わりましたので、それについては法律違反というより事業の内容が変わってきたということで、現実はそのいうふうになってます。それについては、農業委員会とも相談しながら、県とも相談しながら今進めているところでございます。

○15番（海野隆平議員）

この辺はしっかりやっぱりやっぺいいかんと、農業委員会のほうにも、今法務局との関係も出てくるかもしれませんが、やはり宙ぶらりんの状態ですよ、今。だから、やっぱりしっかりとそこはどう対応したらいいかは話し合ってください。要望しておきます。

外山木材の進出についてでありますけど、市長は実現に向け、最初は強い信念で臨みたいというような答弁であったというふうに私は理解しておりましたが、それだけ議会や市民の期待も大きかったというふうに思っておるところであります。5月29日、外山側より進出断念の報告により、実質頓挫いたしましたわけではありますが、このことについては6月定例会もありましたし、そのとき全協等でも報告する機会は十分あったんじゃないかなというふうに思うわけではありますが、なぜ報告をされなかったのか、答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

まだ外山木材さんと契約書を結んでいるわけではありません。契約を結んでるんでしたら当然議会にも説明があるでしょうけど、契約を結んでいるわけではありません。それで、外山木材さんとの関係では、昨年5月の28日に、文書で外山さんが取得するためのいろいろ要望がありましたので、その努力についてずっとこの間やってきました。こういう議会のやりとりも十分インターネットで見てらっしゃいまして、非常に難しいなということも感じられたようでございます。ですから、私としては外山木材さんを誘致をすることによって地元の雇用が30人か、商店系は60人ぐらいふえるということを物すごく期待しておりました。しかし、現実的に国の交付金の問題、あと先ほど言いました地権者との問題が解決しない限り、これは契約はできないわけですので、向こうから一応白紙に戻していただきたいという相談がありましたので、現状はそんなところになってるというふうに報告したいと思います。

○15番（海野隆平議員）

契約について私今聞いてるわけじゃないんですよ。要するに、もう5月29日の

時点で進出断念されたわけですので、当然その間、外山さんのほうから断念の理由とかいろいろ話があったんだろうというふうに思いますけど、そういったことについて6月定例会で断念になりましたということ、こういう理由で断念になったんだということを全協等でも言えばよかったんですよ。私はそこを聞いているわけですよ、なぜ言わんのかと。契約はそれはすればそりゃいいにこしたことはないんですよ。あなたが一番力今まで入れてきた事業じゃないですか、これは。いかがでしょう。

○市長（五位塚剛）

基本は契約を結んでいるんでしたら議会に契約の破棄が発生したということで説明しなげきやなりませんけど、企業誘致として入ってきたいという最大限の努力をしてたんですけど、地権者の関係、国からの補助金の問題、あと開発行為の問題とかいろいろありまして、ここでは非常に難しいだろうということで相談が来られましたので、今の状況を今報告しているところでございます。

○15番（海野隆平議員）

だから、そういったことを全協等で、6月定例会もあったわけだから言えばよかったんですよ。私はそこを言うわけですよ。そのことですよ。

外山木材の進出に向けまして2,069万1,000円をかけ、中尾段遺跡発掘調査まで進めてきた経過があり、誘致に向け、条件整備してきたわけじゃないでしょうか。条件整備してきたんですよ。外山木材の進出には、かなりの私は、市長は手応えと自信を感じていたんじゃないかなと、それ1つとっても思うわけですけど、いかがだったんでしょうか、そこら辺は。

○市長（五位塚剛）

検討委員会の回答の中で、企業誘致を含めてたくさんの回答がありました。その中の1つの中で、外山さんからの相談がありました。また、メガソーラーの会社からもいろいろありました。そういう意味で最終的に、今後外山さんが仮にだめになった場合に、あとはほかの企業誘致も含めて考えてるわけですので、それは当然開発行為ということ、前もって遺跡の発掘調査をしてないともう前には進まないわけですがね。それはもうベテランの海野議員っていうのは一番わかってらっしゃると思うんですけど、そういうことでございます。

○15番（海野隆平議員）

条件整備は大事ですから、それは私も否定はしませんが、ただそれだけあなたがやはり外山さんに対しての来てほしいという要望が強かったんだというふうにも理解するわけですよ。

聞くところによりますと、外山木材は志布志の有明に進出するというのを聞いて

ておりますけど、聞いておられますか。

○市長（五位塚剛）

次にどこに行くかというのは聞いておりません。

○15番（海野隆平議員）

私はもう当然周知されているもんだというふうに理解いたしておりましたが、有明北インターの近くを予定してるということで聞いたとこでありますけど、ただいま志布志市のほうでは進出に向けて条件整備を行っているということも聞いたとこであります。補助金に頼らず、自社の資金で進出するというのも聞いておりますけど、今思えば曾於市も何とかできたんじゃないかなというふうに思うとこでありますけど、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

何度も言いますが、このところで企業進出するためにはクリアしなければならないものいっぱいありまして、それがもうできないということで、早く進出をしたいということで、残念ながら申しわけないけど胡摩地域を断念してほかにも検討させてくださいってことを言われましたので、残念ながら本当にもったいない話だったんですけど、現実はこの状況ですのでやむを得ないというふうに思っております。

○15番（海野隆平議員）

まことに残念な話です、はっきり言いまして。パークゴルフ場・フラワーパーク跡地利用については、いまだに市民の多くは関心を寄せているわけでありますけど、30町歩のこの広大な土地に、既に市として1億5,620万円の予算を投入しているわけです。外山木材が跡地への進出を断念した今でありますけど、全て白紙の状態になっているわけであります。土地を売却された地権者の方々も早期の利活用ということ希望されているんじゃないかなというふうに思っておりますが、まさか30町歩のあの土地をそのまま放置されることはないというふうに思うところではありますが、先ほど市長の答弁では、跡地利用については地権者の方々との話し合いを含めて条件整備もしていきたいと、その後何をされるかわからんけど、考えていきたいというような答弁であったというふうに思っておりますけども、もう在任期間あと2年ですよ。何かどうかしなきゃいかんんじゃないですか。ビジョンがあるんですか。答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

私の任期は今のところ2年であります。この胡摩地区については、前池田市長が提案したパークゴルフ場を含めたフラワーパーク事業というのは、中止をさせるというのが私の掲げた政策でしたので、基本的にはそれはもう中止しましたので、あ

とはやはり検討委員会の中からも企業誘致を含めた、そういうのがふさわしいって
いうのが出ていますので、なるべくそれに向けて努力をしたいというふうに思いま
す。ただ、先ほど言いましたようにあと9名の方が残っておりますので、やはりも
ととの気持ちがそういう事業にしてほしいという気持ちがあったんだろうと思
います。だからそのことの地権者の気持ちも大事にしながら、慌てずゆっくりと検討
させていただきたいというふうに思います。

○15番（海野隆平議員）

十分検討していただきまして、そして無駄のない土地利活用を検討していただき
たいなというふうに思うところです。外山木材についてはまことに残念だと、それだ
け言うときます。

終わります。

○議長（谷口義則）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時58分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第4、土屋健一議員の発言を許可いたします。

○10番（土屋健一議員）

一般質問をいたします。

台風15号は、近年まれに見る強い台風でございました。先般、曾於市の被害状況
について報告を受けたところでありますが、被災された市民の皆様へ心からのお見
舞いを申し上げるものであります。倒木で道路が不通になったところも市内あちこ
ちで見受けられましたが、所管課で早めに対応され、市民生活に大きな支障を来た
さなかったことは高く評価されるものであります。関係役職員へお礼を申し上げる
ものであります。

さて、8月26日、台風15号の翌日でございましたが、南日本新聞に全国学力テス
トの記事がございました。他県中学平均届かず、小学国語応用は上回る、理科3年
前より改善、秋田、福井、石川、富山が上位、教育行政と現場連携が鍵、新聞を読
む子、高い正答率など、大きな見出しであります。曾於市の結果も届いていると思
いますので、通告書のとおり①本市の正答率を小中別、科目別に報告をしてくだ
さい。

②昨年に比べてどうであったのか報告してください。これも小中別、科目別です。
3番目、全国と比べて曾於市はどうであったのか、小中別、科目別に報告をしてください。

4番目、県と比べて曾於市はどうであったのか、小中別、科目別に報告してください。

⑤ですが、本市の結果をどう受けとめておられるか、小中別、科目別に報告をしてください。

6番目に、今後どう対処されていくのか、曾於市独自の取り組みは考えられているのか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

教育長におかれましては、簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

土屋議員の質問は、学力向上対策についてということですので、教育長を中心として、また学校教育課長を含めて答弁させますので、私のほうにはもう振らないでください。

よろしく申し上げます。

○教育長（谷口孝志）

それでは、土屋議員の質問にお答えします。

学力向上対策について、全国学力学習状況テストの結果が公表されましたので、まず1番目には、本市の正答率を小中別に科目別に報告いたします。

小学校の正答率は、国語Aが64.8%、国語Bが59.9%、算数Aが72.2%、算数Bが38.4%、理科が63.3%となっております。

次に、中学校の正答率でございますが、国語Aが68.0%、国語Bが58.1%、数学Aが55.9%、数学Bが31.5%、理科が45.9%でございます。

なお、御承知のことと思いますが、国語、算数、数学のAというのは主に基礎基本と問う問題、そしてBの問題は応用力を問う問題というふうに捉えていただければと思います。

次に、②について本市の正答率を前年に比べて比較した場合にどうかと、小中別、科目別に申し上げます。

正答率につきましては、その年度の問題の難易度にもよりますが、単純に比較した場合の本市の実情をお答えします。理科につきましては、昨年度実施しておりませんので、国語、算数、数学のみお答えします。小学校は昨年度と比較して、国語Aがマイナス4.3%、国語Bがプラス8.2%、算数Aがマイナス3.0%、算数Bがマイナス13.2%となっております。中学校は国語Aがマイナス5.0%、国語Bがプラ

ス15.6%、数学Aがマイナス7.4%、数学Bがマイナス22.9%となっております。

以上の結果から、国語Bについては小中ともに大きな伸びが見られましたが、それ以外については非常に厳しい結果であります。

次に、③の全国平均と比べた場合、同様に申し上げます。全国平均との比較ですが、小学校では国語Aがマイナス5.2%、国語Bがマイナス5.5%、算数Aがマイナス3.0%、算数Bがマイナス6.6%、理科がプラス2.5%となっております。中学校では、国語Aがマイナス7.8%、国語Bがマイナス7.7%、数学Aがマイナス8.5%、数学Bがマイナス10.1%、理科がマイナス7.1%となっております。

④ですが、県平均と比べた場合どうかということですが、同様に小中、科目別に報告いたします。県平均との比較ですが、小学校では国語Aがマイナス3.6%、国語Bがマイナス5.9%、算数Aがマイナス3.7%、算数Bがマイナス4.1%、理科がマイナス0.1%となっております。中学校は国語Aがマイナス5.3%、国語Bがマイナス6.0%、数学Aがマイナス5.8%、数学Bがマイナス7.9%、理科がマイナス6.0%となっております。

⑤ですが、この結果をどのように受けとめているかということですが、本市の結果については、全国平均と比べた場合、小学校の理科のみがやや上回っている状況であります。県平均と比べた場合は、小中学校ともに全ての科目で下回っており、この結果から本市の小中学生の学力の現状は非常に厳しい状況であると受けとめております。

最後に、⑥の今後の対策について、あるいはまた曾於市独自の取り組みは考えられないかということですが、学力向上対策は本市の最重要課題でありまして、この厳しい現状を踏まえ、来年1月に実施される鹿児島学習定着度調査では、取り組みの成果が出せるよう、教育委員会としても最大の取り組みを努力をしてみたいと考えております。

具体的な取り組みについては、今後の具体的な取り組みですが、以下の4点について進めておるところでございます。

1点目は、本年度策定しました曾於市学力向上プランに基づき、①「力のある学校づくり」の推進、②学習規律の徹底などの「学びの基礎力」の定着、③アクティブ・ラーニングを始めとする「協働的探究的な学び」の推進、④「曾於市学力向上スタンダード」の徹底、⑤小中連携や中高連携などの「校種間連携」の積極的推進、⑥「家庭教育」の充実などを重点的に取り組んでいるところであります。

2点目は、10月から始まる土曜授業を活用して、体験的活動や補充指導など、各学校の実態に応じた指導の充実を積極的に図ってまいります。

3点目は、学力向上支援員を重点的に配置し、個に応じた指導の充実に努めてお

るところであります。今後、さらなる拡充を図ってまいりたいと考えております。

4点目は、家庭、地域とのさらなる連携の充実であります。学校ごとに学校応援団などの地域人材の活用を推進してまいります。

さらに、今後、授業改善のための教職員の研修の一層の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（土屋健一議員）

恐らく、この散々たる状況であるということは市長もまさかお考えではなかっただろうと思います。県平均にはるかに届かないという実情でございますので、確認をしたいのは市長、曾於市の子供たちの学力を本気になって上げませんか。

答弁してください。

○市長（五位塚剛）

私への質問はないというふうに思っておりましたら、やっぱり来ました。

基本的には、本格的に学力向上をしなけりゃならないというふうに思っております。そのことを含めて、私たちも県外の研修にも行きました。すぐには成果が出ておりませんが、基本的には土屋議員が言われるとおりに努力したいというふうに思います。

○10番（土屋健一議員）

教育長、今、市長の学力向上に向けての心構え、考え方を述べていただきましたので、いろいろ予算要求があるときには、本日のこの本会議場での市長の答弁を心に入れて、予算要求されたらいいだろうと、そのように思っておりますが、学校教育課長お願いします、よろしくをお願いします。

6番目にいきます。質問の最後の6番目にまいります。今後の対策を述べられたいと、曾於市独自の取り組みは考えられないのか。

そこで、私は8月26日の新聞を切り抜いてまいりましたけれども、実は相当この日は学力に関しての記事が載っておりました。これはやっぱり何とかしなけりゃいけない、曾於市独自のやっぱり教育行政を敷かなけりゃいけないと、私は一議員として思ったところでございますが。

全国と比べて、小学校の国語Aは、47都道府県の中の41位です。国語のB応用は23位、これはまずまずいいですね。算数のAは小学校13位、しかし、算数の応用になると42位、理科は8位なんです、全国で。だからそういった点では、相当のびろはまだあるんじゃないかなと、そのように思っています。

これが中学校になりますと、国語のAで46位、ということは尻から2番目です。国語のBは40位、後ろから7番目です。数学のAは43位です、後ろから4位です。

数学のBは39位です。やっぱり後ろから8番目です。理科は32位という状況であります。これは、なぜかという分析は、もういろんな角度から見ていかないとできないと思うんですけども、県の教委が今必死になっているということは、私どももこの記事で伺い知ることができるわけであります。

その中で、県教委の考え方が鹿児島県の対策、この記事の中からです。鹿児島市福平中学校を拠点校としてアドバイスを強化していくというのがございました。拠点校を県教委がつくってアドバイスをしていくということ。これをそっくり曾於市におろしたらどうですか。曾於市教育委員会が、曾於市の小中学校に拠点校をつくと。何か手を打たなければこのままなんです。ですから、こういう提案をしたいと思うんですが、教育長いかがなものでしょうか。

○教育長（谷口孝志）

ただいま、土屋議員が御指摘になりました学力向上の取り組みの中で、鹿児島市の福平中学校が拠点校に指定されているということでございましたが、県教委は今、数学、国語につきまして、それぞれ地区ごとに、あるいは市町村ごとに拠点校を定めまして、それに周辺の中学校が推進校という形で学力向上に取り組んでおります。本市の場合も、県指定の県教委指定の拠点校がございまして、そしてまた推進校もあります。3校でございまして。そのことについて、今、詳しいことは学校教育課長のほうから報告されますが、私どももこのように準じた形で何か手が打てないかということは、今、検討はしているところであります。

○学校教育課長（中村涼一）

お答えします。

曾於市の場合は、県の指定を拠点校として財部中学校とか、数学が受けております。そのほかに、大隅中、末吉中が推進校ということで、国語、数学を中心に受けております。きのうも県のこの事業サポートのありまして、大隅中のほうで県の指導主事、事務所の指導主事、本市の指導主事が参加して、授業参観及び指導したところでございます。

○10番（土屋健一議員）

対策は取られているということでございますので、この対策が実を結ぶように期待をしたいと思います。

あと数項目、県教委の考え方が記事に載っておりました。子供が主体的に考える授業をやりたくても、多くの教師はやり方がわからないのが現状で、現場の悩みを県教委が共有したいということでございます。これ1つ。

次に、県内は小規模校が多く、若手がベテランから学ぶ場面が減少していると。小規模校が多すぎて。小規模校では、小規模校の先生たちは教師力の伸び悩みが見

られると。これ2番目です。

次に教育行政と学校現場の温度差がある。行政と学校現場、上位の県は県レベルで課題を共有し、同じベクトルで指導しているということ。鹿児島県は、教師独自の手法にこだわる先生が多い、少なくないということです。頑固な先生が多いということでしょう。

こういった4項目を曾於市教育委員会独自に解決する考えはないか、対策する考えはないか。そこのところをお聞きしておきたいと思います。

○教育長（谷口孝志）

詳細については、また後ほど学校教育課長のほうが説明いたしますが、例えば多くの教師が、子供が主体的に考える授業をしたいと思っても、やり方がわからないのが現状とありますが、今、先ほど課長のほうが詳しく説明しました、県のいわゆる授業サポート授業です。これはまさにその考え方に基づく県の事業でありまして、市のほうもそのことを取り入れておりますが、これについては小学校でも当然、やらなきゃならないことでありまして、今、私どもが一番力を入れようとしているところは、いれようというか、入れてるところはこの部分でございます。

それから、小規模校が多いために、この記事でいきますと小規模校の結果がなかなか思うように出ないというようなふうに、受け取れると思いますが、本市の場合はそのような状況はないと捉えております。小規模校は総じて非常によく頑張ってもらっておりまして、結果も出ております。もちろん、学校間の差はありますが、むしろ本市の場合、大規模校はまだまだもう少し結果を出さなきゃならない。そういったときに、先ほどちょっと答弁の中で触れましたが、本市独自で議会の理解も得ながら配置しております学力向上支援員につきましては、これまで複式学級を抱える学校に、つまり小規模校に配置しておりました。この学力向上支援員を、私どもは今後、大規模校のほうにも配置しまして、先生方の授業のサポートをしながら、より効果を上げていきたいと考えております。

それから、教育行政と現場の意識の温度差というようなことで書いてありますが、このことについては、私は率直に申し上げまして、昨年ここにまいりましたときの管理職研修会等の雰囲気というか、私が受ける反応と、現在はかなりこの部分は縮まってきているというか、同じベクトルで動き出しているんじゃないかというふうに捉えております。

それから、先生方の中で、やはり自分の指導法に非常に固執している人が依然として少なくないというふうなコメントがありますが、確かにそういう面もあると思いますが、まさにそこを打破しようというのが、今取り組んでいる状況でありまして、いろいろな施策の中で、やはり最低限こういう授業はきちっと取り上げてい

うということを、今、進めているところであります。ちょっと細かいことについては学校教育課長のほうで。

○学校教育課長（中村涼一）

土屋議員のほうから4点質問がございましたので、本市の状況ということでお答えしたいと思います。

実は、学力上位県といわれる秋田、福井、石川は実際に授業を見てみると、どちらかという子供たちに一生懸命問題を解かせて、子供同士で学び合う、そういう授業を非常に力を入れている県でございます。昔は、先生が黒板を前に子供たちに一生懸命指導していく、いわゆる教師指導型の授業が多かったんですが、秋田にしても福井にしても、今はどちらかという教師は子供たちをサポートすると。やっぱり考えるのは子供たちですので、そういう授業のスタイルに今、全国的に変わりつつある状況があります。そういった意味でいうと、本市の場合、まだその辺が十分できていないと。

4点目で言われましたけど、鹿児島島の教師は自分の手法にこだわる。確かに、そういう現状があります。曾於市の場合も相変わらず、黒板の前に立って、1人でしゃべって授業を終える、そういう先生もいらっしゃいます。我々、教育委員会としては、まず先生方の授業を変えようと、やっぱり主人公は子供だと。子供が学んで楽しかった、わかったと。やっぱりそういう喜びを感じるような授業をつくっていかうということで、今、そういう授業のあり方について研修、もしくは我々、指導主事が行って指導しているところでございます。

それから、小規模校については、本市の場合は教育長が申し上げましたように、非常に成果を出しております。これは1つは、学力向上支援員の配置が非常に大きいと思っております。人的支援があるということで、比較的若い先生方もゆとりを持って授業できる、また個別指導も十分できるということで、それが成果に表れていると思っておりますが、一方で、本市の学力の最大の課題は、今、大規模校になってきております。大規模校の学力を上げていくためには、やはり人的配置を小規模校と同じようにしていく必要があるんじゃないかと。特に、特別支援教育支援の対象となるような児童も、大規模校にはたくさんおります。やっぱりそういう子供たちに対してどういう指導をしていくか。そういった意味で、小規模校とかかわらず、大規模校でも人的配置を、今後、教育委員会としては進めていく必要があるのかなと思っております。

あと、教育行政と学校現場ということでありましたが、教育長も申されましたが、昨年度まで私も見てて、曾於市の場合は教育委員会自体も大きな方針を2つ持っております。現場の校長先生方に言わせれば、どっちに力をいれていいんだろうか

という、やっぱりそういうところがあったと思います。昨年度の途中からですが、曾於市としては学力向上を、まずこれをやると。学力向上を実現して夢実現を図っていくと。そういうふうに、現在、取り組んでおります。管理職の先生方のまず意識を変えて、そこを足掛かりに学校職員の意識も大きく変えていきたい。そういうふうに考えております。

以上です。

○10番（土屋健一議員）

よくわかりませんので、教えてほしいんですが。

27年度学力向上支援員配置事業、12月の8人、1,632万円。これ26年度は名称が変わっておりまして、学習指導補助員設置事業というふうに呼び名が変わってありました。学力向上という大きな目的を持たせていただきましたので、よかったのかなと思ってるんですが、この学力向上支援員とは8名の方はこういう人たちなんだと、こういったことをやっているんだということを、もう少し具体的に教えてください。

○学校教育課長（中村涼一）

学力向上支援員については、26年度までは学習指導補助員ということで、複式校を中心に配置しておりました。ほとんどが兼務ってということで、複式校を2つ勤務するという形でやってきました。指導員は基本的に教員免許を持っているっていうのを条件で、採用しています。過去に、教職に立たれた先生方もたくさんおりますし、そういう経験を積んでいらっしゃる方を優先的に採用しております。学校においては、基本的に複式の学級の補助ということで最初あったんですが、今年度からはできるだけ授業にかかわっていくということで、取り組んでおります。

内容的には、担任の先生が複式の一方の授業をしているときに、別のほうで担任の指示のもと授業を進めていくと、そういう形で現在、実施しております。

以上です。

○10番（土屋健一議員）

小規模校は、マンツーマンで、なかなか子供たちにとってはいいという、我々は評価をしておるんですが、先ほど教育長が気になることを言われた大規模校対策です。これも支援員を配置する考えは取れないのか、ないのか。私は積極的に大規模校に対するテコ入れをしたほうがいいと、そういうふうに思っているんですが、答弁してください。

○教育長（谷口孝志）

今のこの件につきましては、先ほどちょっと答弁の中で申し上げたと思いますが、私どももどうしても小規模校だけでなく、大規模校にもこの学力向上支援員を積

極的に配置して、やはり学校における事業改善というか、子供たちに力を付けさせる取り組みをしていかなきゃならないと考えております。そういう意味で、来年度からもう少しこの小規模校の配置のあり方もまた検討しながら、なおかつ拡大して、大規模校にも配置させてもらえたらというふうに考えておるところです。

○10番（土屋健一議員）

小規模校についての考え方は、また日を改めて議論をしたいと思いますが、6年後のこの行政要覧、教育行政要覧の中で、6年後10人を割ってる学校が、これ統計ですから、予測ですから、2校あるようであります。ずっとこのままいくのかどうかです。検討していただきたい。学校現場とも、あるいは教育委員会内部で、お願いをしたいと思います。

ところで、教育長、文科省は各県ごとに成績を公表しておりますが、県教委は市町村に対してどのレベルまで、どのきめ細やかさまで公表しているのでしょうか、教育委員会、教育会の中で。我々にはこれは公表されませんが。そこをちょっと教えてください。

○教育長（谷口孝志）

ただいまの質問は、県教委がどういう公表をしているかということね。

県教委は、先ほど新聞に報道されたような公表の仕方でありまして、ただ私どもに県のデータももらえますし、そしてその結果で今度は市町村がどのような公開の仕方をするかということは市町村の教委に任せているという状況であります。

○10番（土屋健一議員）

学校現場は知ってるんですね。県の公表の結果を、学校現場は知ってるんですね。

○教育長（谷口孝志）

学校現場のほうには、当然、全国あるいは県の結果はいきますのでわかります。

○10番（土屋健一議員）

問題は、公表しない理由も知ってます。

小規模校ゆえに全学校を公表すると、小さなところまで、一人一人までわかってしまうということもあると思うんですが、旧財部町、末吉町、大隅町、中学校はもういいんです。3校を比べたらいいと思うんです。最下位になった、例えば財部中学校でしたら、教育現場は目の色が変わります。校長以下、教員の皆さんの目の色変わります。曾於市で3番目だったという捉え方をすれば、これは必然的に変わります。

ですから、そういった若干、荒っぽいことでも、やっぱり保護者の皆さんにも、こういう議会等でも公表すべきだと私は思うんです。ようするに競争をあおると。このことは、絶対学力向上につながると私は思っています。

答弁してください。

○教育長（谷口孝志）

ただいまの御提言は非常にありがたいことだと思っておりますが、この場で私教育長1人だけでやっていくこともできないと思っておりますので、また教育委員会でも検討しまして、今後の公表のあり方について、今、私どもも学校間の格差っていうか、差をいたずらにあおろうとか、そういう気持ちはございませんが、しかし、今、議員がおっしゃるように、適正なやはり競争意識っていうか、そういうものはやはり大事だろうということを思っております。これについては、また私どものほうで検討させていただきたいと。

○10番（土屋健一議員）

小学校も、旧町トータルして上げればよいと思います。そうしますと、一番慌てるのは本校です、財部小学校、末吉小学校、岩川小。やっぱり公表して、こうだよと、頑張らんかい、そういったスタンスというのは、この競争社会には絶対必要だと思うんです。それをしないのが実は甘い教育現場をつくっているのかもしれない。公表されないから。先生たちは、どっちかっていうと切羽詰まった気持ちよりか、のんきな気持ちがあるかもしれないです。私は、やはり厳しく指摘すべきだと、そのように思っています。

そこで、一例を挙げます。これも新聞記事の中から、大阪の例です。

高校入試の内申点評価に学校別成績を活用している、高校の内申書に。ですから、大阪の中学校の成績は軒並み上がるんです。大阪府教委が高校入試に参考にさせてもらいますよと。そういうことをやり始めたものですから、中学校は上がるんです、学力が。ですから、やはり警鐘を教育委員会がどう鳴らしていくか。その警鐘が地域全体にどう聞こえていくか。これとても大事なものだと思います。そのところは、答弁は必要ありませんけれども、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

ところで教育会では、底上げを大変喜びます、底上げを。底上げを喜ぶということはどういうことなのか、ちょっと解説をしてください。

○教育長（谷口孝志）

教育会とおっしゃったですか。そのことは、本市のまた一つの課題でもありますが、全体的に底上げがされるということは、端的な言い方をしますと、学習が振るわない子を重点的にやることで、その子たちが少しずつ上がると、いわゆるボトムアップっていうか、底が上がってくるわけです。それでよしとすることはどうかというものの、たぶん思いだらうと思うんですが、これまさに今、曾於市のことしの結果からもこの結果出てるんですが、学力下位の層っていうか、数が非常に多いんです。

では、学力の二極化というのがよく言われたりしますけど、じゃあ学力上位の子

供は曾於市はそれなりにあるのかと。学力上位の子供も少ないんです。ということは、全体として見てみますと、曾於市の子供たちの、この学力テストの結果を見る限りですが、曾於市の子供たちの学力というのは、中間、いわゆる平均を見たときに、全体が下に、やはり低いほうにシフトしてるということです。

ですから、子どもは今昨年と同じように申しあげましたけど、学校側に言ってますのは、学力の振るわない子を引き上げて、底上げすることが大事だと。と同時に今度は、非常に十分わかっていて、同じような授業の中では退屈するような、その状況にしちゃいけないと。学力、学習の理解力に非常に進んでいる子については、またその子たちに応じた課題を与えてもっとやる気ができるように。つまり、力のある子はもっと伸ばして、それも大事だということと考えております。ですから、子どもは底上げができればいいやということではおりません。

○10番（土屋健一議員）

底上げもやっぱりしなければいけないと思います。勉強になかなか気を向けられない子供を向けさせるというのはとても大事なことだと思います。

一方では、エリート集団をつくってしまうという。そういうことも必要じゃないかなと思うんです。例えば、公立の中学校から進学校のすごいところに行く子が何人いるのか、私はわかりません。だけど、やっぱり義務教育の中で、中学校までの義務教育の中でエリートをつくっていく。これは学校の誇りになりますし、地域の誇りにもなります。ですから、エリートをつくるという、この現場とのひとつ議論もしていただきたい、そういうふうに思いますが、感想をお願いします。

○教育長（谷口孝志）

大変、悩ましい御提言であります。ただ、エリート集団をつくるという意味ではありませんが、現在、本市の学校でも例えば、特に中学校当たりでは加配教員というのをもらっています。指導方法改善のための加配教員、定数よりも1人ないし2人、ようけもらってる。その活用の中で、教科はいろいろあるんですが、数学とか英語が中心になってると思いますが。

少人数指導。例えば、40人の学級ですと、それを20人20人に分けて、少人数指導のときに、もう一人のその加配教員が付けるわけ。そのやり方と、今、土屋議員がおっしゃったような、僕もエリート集団ということではないんですけど、なれて同じように学習の進捗状況が違う子供が、同じ場所で同じように指導してもらおうと、なかなか進んでる子と、なかなかうまく進まないことの調整、あるいは指導も難しいわけです。より効率的というか、効果的にするために、習熟度別指導、これは例えば数学の得意な子は、場合によっては習熟度進んだほうに入るかもしれませんが、英語は同じ子供は、英語が苦手であれば、今度はまたあまり進まないほうにという

ことで、そういうことはあり得るわけです。

ですから、単なるエリート集団をつくろうということではないんですけど、学習の習熟度に応じた指導というようなことは、今、学校でもやってる。これはまた大事なことだろうと思うんです。ですから、子供たちの得手不得手もございますので、またそこらにこの実施につきましても、子供たちもそうですが、保護者の理解も得ながら、誤解を生まないようにしながらやっていくことも、また必要だと考えております。

○10番（土屋健一議員）

底上げもしてください。一步でも曾於市の学力が伸びるように工夫をしてください。

私からの提案がございます。課長もお願いします。

今の中学校1年は、学力テストいつになりますか。今の中学校1年生、全国学力テスト。

○学校教育課長（中村涼一）

全国学力学習状況調査については、中3で受検ということになっておりますので、あと2年後になります。

○10番（土屋健一議員）

小学校6年生が、全国学力テストを受けるあと2年前というと、今の4年生でいいということになりますか。うなずくだけでいいです、はい。

1つ提案があります。今の4年生が6年生になったとき、最低限、県のレベルをクリアさせるという目標を持てば、2年間ですから。今の小学校4年生を徹底して、全国学力テスト用の児童に育てると。中学校1年生は、3年生になったときは、君たちは日本一になるんだからねと、そういう教育をしていく。1回だけでもいいじゃないですか。鹿児島県のレベルを超える。そういう曾於市の教育はできないものなのか。私思います。4年生と中1を今、挙げましたけど、重点学年というのをつくって、その子供たちが全国学力テストを受けるときには、せめて鹿児島県で1位か2位にしていこうやと。そういう目標設定というのがないから、漠然として毎年同じような学校現場が繰り返されてるわけです。私は、本気になれば重点学年をつくって、それはあくる年はどうでもいいんです。その子供たちが6年生、中学校3年になったときに自慢になれるような、学校中、卒業生のとき、卒業式のとき肩を組んで興奮して、俺たちは鹿児島県の学力を超えたというぐらいの、そういうの想定していいです。

これは一つの提案です。今の学校教育ではそういうことはできないんです。これは逃げです。やっちゃえばいいんです。今は矢沢永吉が言いますよ。やっちゃえっ

て。矢沢永吉は私とは同じ年で、教育長とは1つ違いです。ロックンローラーです。やっちゃえなんて。

つまりは、やっちゃえというぐらいの気概が、曾於市教育委員会になれば、いつまでたっても変わりません。変わらないですよ、5年後も10年後も。鹿児島県の平均にもはるかに届かない、そういった曾於市の子供たちの学力。これは伸びません。やっちゃえばいいんです。県教委から怒られようが、とんでもないことやるなと言われても、子どもはあなた方の下請けじゃありませんよという、曾於市の教育委員会です。曾於市独自の学力向上策を取ります。それぐらいやれば、子供たちは絶対感じてくれると思います、学校現場も。そうじゃないですかね、教育長。教育会というのは、そんなに崩せないものですか。

お願いします。

○教育長（谷口孝志）

大変、貴重な提言として私の頭の中にもしっかりと入れて、また学校教育課の指導主事もあります。それから、教育委員もおられます。いろんな場で、決して今、言われたようにできませんということだけ、ただやりますということもまた言えませんが、いずれにしても、子どもに課せられているのは、曾於市の子供たちの学力をしっかりと身に付けて結果を出すということでございますので、そのことだけは一つもぶれておりませんので、頑張っていきたいと思います。

○10番（土屋健一議員）

新聞を読む子、高い正答率、小学校では毎日読む子と全く読まない子とは、正答率で10ポイントの差があります。中学校は4ポイントないし9ポイント広がります。この新聞を読む子、いわゆる新聞活用の教育現場、これは現在どのような、曾於市は位置にありますか。お尋ねします。

○学校教育課長（中村涼一）

曾於市でも、新聞活用の教育N I Eと言いますが、これについて学校で取り組んでいるところもあります。また、教育委員会としても、学校にN I Eをどんどん取り入れてほしいということで、研修会等でもお願いしております。今、曾於市で一番熱心にやっっているのが、岩南小と大隅南小が取り組んでおります。また、そのほかの学校でも先生方の中には新聞活用を考えた授業をされている先生も、多数おります。

以上です。

○10番（土屋健一議員）

新聞を読む子は確かに興味があるから読むのであって、ただ家で新聞を取ってない家族も今、相当多いようです。ですから、どうでしょうか。これも各学校にぜひ、

おろしていただいて、図書室で、あるいは教室で新聞を親しませるという。南日本新聞の記者さんも大変喜ばれると思うんですが、そういった教育現場っていうのを創造してもいいんじゃないかなと思っております。

最後に申し上げますが、曾於市の子供たちは何であんなに成績が上がったんだろう。曾於市の教育を学ばせたい、曾於市に転入をしたい、これまちづくりの、本当に一番魅力のあるまちづくりだと思います。

ですから、この会場にいる誰しも、曾於市の学力が低いことはやっぱりよくないと思っています。学力がせめて県平均に上がれば、喜びとすることです。ですから、ありとあらゆる方法をとって、教育現場で危機感も持ちながら、今の教育委員会の体制、現場の体制で、数年後は私は今の小学校4年生が6年生になったころ、あと2年後です。期待をしたいと、そのように思っています。

そのためには、県教委の下請け、文科省の下請けだけでは、今までやってきたんです、それで。文科省の下請け、県教委の下請け的な業務をやってきたわけです、教育行政は。それではもうだめだというのが、曾於市においてわかりましたので、きょうの報告で。ありとあらゆる機会を見つけて、方法を見つけて、必ず、前年よりこれだけ上がりましたという報告をぜひしていただきたい。そういうことを思いまして。やれるべき手法は、矢沢永吉じゃありませんが、やっちゃえと、それぐらいの県教委から狙われてもやっちゃえというぐらいの、やっぱりユニークさがあった方がいいんじゃないかということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日9日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時50分

平成27年第3回曾於市議會定例会

平成27年9月9日

(第3日目)

平成27年第3回曾於市議会定例会会議録（第3号）

平成27年9月9日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第5 徳峰 一成 議員

通告第6 原田賢一郎 議員

通告第7 澁合 昌昭 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 岩 水 豊	2番 澁 合 昌 昭	3番 泊ヶ山 正 文
4番 上 村 龍 生	5番 宮 迫 勝	6番 今 鶴 治 信
7番 九 日 克 典	8番 伊地知 厚 仁	9番 八 木 秋 博
10番 土 屋 健 一	11番 原 田 賢一郎	12番 山 田 義 盛
13番 大川内 富 男	14番 大川原 主 税	15番 海 野 隆 平
16番 久 長 登良男	17番 迫 杉 雄	18番 坂 口 幸 夫
19番 徳 峰 一 成	20番 谷 口 義 則	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長兼議事係長 浜 田 政 継 総務係長 持 留 光 一
参事補 津 曲 克 彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	谷 口 孝 志
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	今 村 浩 次
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	中 村 涼 一
総 務 課 長	永 山 洋 一	社 会 教 育 課 長	河 合 邦 彦
大隅支所長兼地域振興課長	松 尾 安 次	経 済 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	富 岡 浩 一	畜 産 課 長	木 佐 貫 育 穂
企 画 課 長	橋 口 真 人	耕 地 課 長	吉 野 実

財 政 課 長	吉 川 俊 一	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
税 務 課 長	中 山 浩 二	水 道 課 長	堀 内 光 秋
市 民 課 長	久 留 守	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	桂 原 光 一
保 健 課 長	丸 野 哲 男	監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 和 弘
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	川 添 義 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 浜 昭 二

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（谷口義則）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第5、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

私は、共産党議員団を代表して市長に、大きくは4項目にわたり質問をいたします。

最初に、幼稚園や保育園の保育料は平成28年度から1万円以内に軽減をについて、これは五位塚市長のさきの市長選挙での重点公約でありました。

平成26年度から五位塚市長は、公約実行の立場から一般財源を約6,300万円投入したことで、現在保育料は1カ月平均で保育園が1万2,038円、幼稚園で1万735円、認定こども園で1カ月9,264円、1万円を割っております。また、旧末吉町の幼児学園で1万1,648円と軽減されました。

ただ、選挙の公約であります1,300数十名の全ての園児の保育料を1万円以内に完全に実施するには、新たに約6,000万円の財源が必要であるようであります。そうなりますと、父母が大変歓迎されるだけでなく、子育てしやすい福祉のまちとして曾於市は対外的に大きなアピールとなることはまず間違いありません。このことを五位塚市政の1期目の再来年までに実施するために、その大きなステップとして、とりあえず翌年度の28年度から、全ての園児の平均で1万円以内の保育料に持っていくべきではないでしょうか。このための財源は約6,000万円必要であります。そのことを強く提案と要求をするものであります。市長の決断と答弁を求めます。

次に、国民健康保険加入者全員に温泉券の発行について、国民健康保険加入者の希望者全員に温泉券の発行は合併前から旧3町で行われており、後でも質問いたしますが特に財部町は実に50数年間実施されてきました。

ところが、昨年10月から65歳未満は全て発行がカットされました。一方、同じく昨年10月から社会保険加入者の65歳以上の方にも温泉券が発行されました。この点は率直に評価するものであります。

しかし、だからといって長年続いてきた国民健康保険加入者に、65歳の年齢でそれ以下の方をカットすることはいただけません。カットされた方から見るならば、これは一方的な補助金のカットであります。後の質問で確認いたしますが、財源としてはわずかといいますか150万円ほどの財源で対応できるのであります。

私は、昨年9月議会の一般質問でこの問題を取り上げましたが、議会全体の意見は尊重したいとの市長答弁でありました。このため、ことし3月の当初予算の文教厚生委員長の報告の中で、国民健康保険加入者の希望者全員に温泉券の発行といった報告がなされ、その報告は全体の総意として確認がされました。こうした経過等を照らして、市長として平成28年度から国民健康保険加入者全員に温泉券を発行すべき、つまり長年続いてきたよい制度は存続すべきだと考えます。

もともと思い起こしていただきたいんですが、合併後10年たちますが、私たち共産党議員団は五位塚議員を初めとして、敬老祝い金問題を初めとして旧3町で長年続いてきて親しまれてきたよい制度は引き続き残すよう、これは共産党議員団のいわば中心的な取り組みでございました。この点も率直に言って思い起こしていただきたいのであります。市長の所見を求めるものであります。

3点目、職員採用試験について質問いたします。

①五位塚市長になって、職員採用試験はことしで3回目となります。一次二次試験を初め、採用試験の基本的考えと方針、試験内容と試験の結果についてお聞きいたします。

②合格者は市内に居住することが昨年から特記されております。これは、市民感情などから考えたときに当然のことと受けとめております。これは、一昨年までの合格者を含めて実行されておるのでしょうか。実情を報告してください。

質問の3、職員採用試験は市民に関心が高い、私のもとにもこれまで幾つか意見等が寄せられております。そのほか、改善点があるとしたらその点についてお聞きいたします。

最後に4点目、危険廃屋解体補助の拡充について。

平成21年度から実施されているこの補助は、お手元の資料にあるように26年度までに446件という多くの解体撤去が行われており、補助金総額が1億816万円であります。もしこの補助制度がなかったとしたら、全額市民の自己負担でしなければならず、どれほどこれまで解体撤去が行われたかということも考えてみたときに、この制度の非常にすぐれた点が考えられます。

私は、池田前市政の施策の中でもこの危険廃屋解体補助制度は高く評価してきた経過があります。ただ、どんなにすぐれた制度でも100点満点の制度はあり得ません。補助の内容を高めるために、さらにどの点を改善しなければならないか、常に

改善と改革の観点で分析を行うことが市にとっても必要で大事なことではないでしょうか。

その点から言って、この補助制度は危険廃屋の広さや大きさに関係なく、補助金の条件が一律に30万円といったシンプルなものであります。このため、資料に見られますように解体工事費が少なく済む、そうした廃屋に補助が集中しております。

一方、200万から250万の工事費はこの間わずかに14件、250万以上となると1件だけあります。実際、市内を回ってみますと、床面積の大きい家屋、あるいは農村で見られますが家屋と小屋、牛舎等がいわば1つの宅地内に2つ以上ある廃屋がいまだに少なからず残っております。こうした実態があります。今後、こうした廃屋についても解体撤去ができるように、この補助制度を発展的に見直し拡充をすべきではないかと考えております。

市長の前向きな答弁を求め、私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは徳峰一成議員の一般質問にお答えしたいというふうに思います。

1の保育料は1万円以内に軽減をの①園児平均で1万円以内は公約で実行すべきについてお答えしたいと思います。

ことし4月から、こども・子育て支援法が施行されました。認定こども園への移行や保育所の定員増もあり、園児数は曾於市内の無認可保育所を含めると1,339人となり、平成26年度よりも112人ふえております。

保育料の保護者負担金については、平成26年4月から保育料軽減を実施しております。階層1から階層5までは、国の単価の6割、階層6から8までについては、国の階層6の5割に減額しました。

本年7月1日現在の保育園等への入所児童数の状況で推計しますと、保護者負担金を国の基準で計算した場合の市の収入は約2億6,000万円となりますが、市の保護者負担金の軽減により市への収入は約1億5,000万円になる見込みです。

差額の約1億1,000万円は、全て一般財源対応となります。今後も、認定こども園の増加等で園児数の増加が見込まれます。保育料の軽減については、これらの状況を踏まえて検討していきたいと思っております。

次に、2の国民健康保険加入者全員に温泉券の発行をの28年度から全員発行に戻すべきについてお答えしたいと思います。

この制度は、昨年10月から65歳以上の全市民を対象に見直しをしたところであります。昨年の9月議会での徳峰議員からの一般質問の答弁で、私は今後半年間の状況を見て対応したいと申し上げました。

あれから1年が経過しようとしておりますが、市民の方々から疑問の声や不満の

声が私のところにも、また担当課にも寄せられていないところがございます。今後もこの制度を継続していく考えであります。

②元に戻して年間150万円ほどの財源で対応できるのではということですが、お答えしたいと思います。

平成25年度の発券枚数での試算になりますが、65歳未満への交付者数が467人で、国保加入者全体の交付枚数に占める割合は22.6%を利用合計金額668万9,950円に掛けますと、年間約150万円の財源が必要となります。また、交付者467人全員が交付枚数30枚を全て利用した場合は、年間約280万円の財源が必要となります。

次に、③ことし3月議会の文教厚生委員長の報告でも元に戻すように報告されているということについてお答えしたいと思います。

ことし3月議会の文教厚生常任委員長の報告の中で、旧町時代から市民に喜ばれ定着してきた制度であり、希望する65歳未満の被保険者全員に温泉保養券を交付されたいという強く望む意見があったということは承知しているところでございます。

最初にお応えいたしましたとおり、今後もこの制度を継続していく考えであります。

次に、3の職員採用試験についての①採用試験の基本的考えと方針、試験内容と試験の結果についてをお答えしたいと思います。

採用試験の実施に当たっては、原則として職種ごとの必要人員から定年退職者及び再任用予定者を増減して不足する人員を募集をいたします。

一次試験は、自治体職員としてふさわしい優秀な人材を採用するため、一般事務職にあつては高等学校卒業程度の一般教養試験、1,500字以内の作文試験、公務員としての社会生活を送るために必要な資質にかかわる一般性格診断検査を実施し、保健師の技術職にあつては一般事務職の試験に加え、職種の区分に応じた基礎的専門試験を実施しております。

二次試験は、一般性格診断検査を参考に個人面接を行い、最終的に合格者を決定いたします。

これまでの採用試験の状況ですが、平成24年度は一次試験が受験者138人に対して合格者が36人、二次試験が受験者36人に対して合格者が19人となっております。

平成25年は、一次試験が受験者87人に対し合格者が39人、二次試験者が受験者37人に対して合格者が18人となっております。

平成26年は、一次試験が受験者120人に対して合格者が38人、二次試験者が受験者36人に対して合格者が19人となっております。

試験の結果については、一次試験合格者を受験番号で公告し、二次試験合格者を

受験者番号及び氏名で公告しております。

次に、②の合格者は市内に居住することは履行されているかについてにお答えしたいと思います。

昨年から、受験資格に居住要件を加え、原則として採用と同時に本市に居住できる者と明記したところです。本年度採用者19人は、全員本市に住所があり居住しているところであります。

③その他、改善点があるとしたら聞きたいということでございます。お答えしたいと思います。

昨年、一昨年と採用辞退者が出たために、本年から採用辞退者を想定して、最終合格者のほかに補欠合格者を採用候補者名簿に登載することにしたいと思います。また、二次試験の実施に当たっては、本年は個人面接に加え、5人から6人程度での集団討論を行いたいと考えております。

今後検討する必要がありますが、中堅どころで民間経験のある社会人枠や社会福祉士等福祉専門職員の採用も視野に入れたいと考えます。

4の危険廃屋解体補助の拡充の①今後大きな廃屋でも解体撤去ができるよう、補助内容の見直しと拡充が必要ではないかということについてお答えします。

新たに始めた制度は、まいとし事業効果を検証しながら翌年度の予算編成に生かしているところでありますが、本制度の補助件数についてはまいとしふえている状況です。

また、現在空き家対策は、国及び地方にとって重要な課題となっているところでもあります。本補助金は、過疎対策事業債のソフト事業分を財源としていますが、今後新たな財源の見込み、あるいは他事業等からの財源の調整等を見据えながら、上限額の引き上げを検討していきたいと考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、保育料の1万円軽減について質問いたします。

もともとこの問題についても、私たちはそもそも論についてもこの際お互いに考えてみたい点であります。といいますのは、例えば小学6年と中学3年の9年間は、昔から日本の場合はいわば義務教育でありまして、基本的には授業料等が一応免除され、そうした国の施策がございまして、保障がされております。

ところが、その小学校に入るまでの、生まれてからいわば6歳前後までの6年間は、保育園、幼稚園入るにしてもそうした義務制度と違いまして父母負担が少なからずございます。曾於市を初めとしてですね。

ですから、これはそもそもの、あるいはもともと文化国家としての日本を考えた

場合に、私はやはり最も遅れたといえますか、今後改善すべき国の制度ではないか、小学校に入る前にもう基本的には国等が義務教育制度と同じように保育料等も父母負担をなくするのが理想的であり、またそれを目指すべきじゃないかと思っております。

そうしたいわば国の今後の制度の見通しが無いために、全国の市町村は我が曾於市を初めとして、なるべく父母負担を軽くしようということで精いっぱい努力をしておる、それが現実でございます。それを踏まえた上での本日の私の質問でございます。

さきのこの市長選挙で、五位塚市長はこれは重点公約でありました。重点公約として、父母負担の1万円軽減を公約されました。これは今申し上げましたように、もともと国がしなけりゃならない問題を曾於市がいわば大胆な施策でもって、お金はかかるけどもしかし父母負担を軽くしたいという大きな観点からの公約でありました。個人的に私はこれは高く評価いたしております。

言うまでもなく、公約は当選後、各地の選挙についていいますが、これは誠実に実行を果たすべく努力して取り組まなければなりません。あいまいにしてはなりません。どうしてもできない分は、それはあいまいにしないでしっかりとできないということでは有権者、市民に知らせることが公約としては、これは各種選挙で言えることじゃないでしょうか。

特に重点公約であります。重点公約は4点ありました。フラワーパーク、これは基本的に解決、そして財源的にはこれは軽減です。それから、市長の4年ごとの退職金、これも私の一般質問で、この任期中に条例提案を含めてこれをやりたいと言った明確な答弁がありました。これも財源的には負担軽減となります。

それから、高校3年生まで相当時までのこの医療費の無料化、これも26年度から実施されております。財源的には、資料に書いておりますけれども1,395万円、そう大きくない金額で、これはもう既に解決済みであります。残るのがこの保育料の軽減問題なんです、重点公約の中で。

これは、私は真正面から取り組まなければいろいろ財源が厳しい、今後も厳しいであろうといったことを予想すると、どうしてもこれはおくれがちになる傾向があります。そうしてはならない。やはりこれは重点公約でありますし、市民からも喜ばれる。先ほど言いましたように対外的にもこれは強力なアピールになります。1万3,000円と1万円以内で、もう受け取るほうが違います。もろもろから考えて、これはやるべきじゃないかと思っております。

そうした点で市長の、私個人としてはこの4年の間にこれは完全実行すべきじゃないかと思えます。その第1段階は昨年やりました。そして第2段階として、28年

度に完全実行が難しいならば、先ほど言いましたように約4,000万円かかります。これは福祉関係と財源の突き合わせもいたしました。約4,000万円かかりますが、これはやはり第2段階として平均で1万円以内、できるならば再来年の29年度の当初で完全実行、これを含めて6,000万円が必要でございます。

もう全て申し上げますけど時間の関係で。これを多いと見るか少ないと見るか、もちろん1つの側面としては多い金額であります。しかし、考えてみたいのであります。例えば、池田市政当時を含めて地域振興住宅が盛んに建てられました。池田市政の後半時には、年間3億以上の一般財源がつぎ込まれて、そして議会全体の一致のもとにこれが実行され喜ばれました。今は1億円に減りましたけども、あるいは、本年度はまとめて北部畑かんについては一般財源実に17億円が一応予算化されております。

こうしたもろもろの点から見て、これを多いと見るか、あるいはできると見るかできないと見るか、それがまさに最後に申し上げた市長の決断であります。そうした点で、平成28年当初、ぜひ市長第2段階として平均で1万円以内に下げる、こうした提案を思い切ってしていただけないでしょうか。市長の答弁をいただきます。

○市長（五位塚剛）

市長選挙に出るときの公約の1つが、保育料、幼稚園代の軽減措置ということで1万円以下ということをお訴えいたしました。それも多くの市民の皆さんたちが支持をしていただいたというふうに思っております。

最終的に、予算編成をする中で課税世帯の中で1万8,000円を基準にして、これを1万2,000円まで下げました。1万円以下に下げること相当議論をいたしました。が、財政的にこのことをするとほかの事業にやはり相当な支障がありましたので、志布志なみの基準で1万2,000円まで下げました。

公約ですので、公約を守るというのは非常に大事なことであります。ただ、非常に先ほど言いましたように財政的な負担が余りにも大きいということで今の1万2,000円でしてございますけど、多くの方々が1万2,000円まで下げていただいて本当に助かっておりますということは現実聞いておりますので、今の状況を推移を見守りたいというふうに考えております。

○19番（徳峰一成議員）

2年前の経過等から見て、私は文教厚生委員会で一応この保育関係も若干担当しておりましたので試算が、粗い計算ですけども、1万円以内になった場合は1億円前後かかるであろうということを個人的には試算をいたしておりました。

当然、やはり市長自身も重点公約でありますから言いだしっぺだけはいけないと思うんですね。市民に対するいわば失望感を与えることになります。ですから、ま

た1万円以内を1万以内にしますんですよ。目指しますじゃないんですよ公約は。目指しますだったら努力目標も一応含んでおりますけども。

ですから、1万円以内にしますですから財源問題を含めて確かにありますけども、もろもろさっき言いましたようにそこは決断で、やはり残りの1万円以内についての方針は出すべきじゃないかと。

私の提案は、来年と再来年の第2、第3段階で4年間にこれは完全実行すべきだと方針を出すべきではないでしょうか。一般質問であります。一応お聞かせ願いたいと思います。めど方針。

○市長（五位塚剛）

この問題については、副市長を含め担当課を含めて議論はしてまいりました。やはり、これを実行するとなると、先ほどから言いますように新たな一般財源の持ち出しが相当出てまいります。

そうすると、今ある事業を含めて市民から相当な要望がありますけど、その事業にやっぱり影響が出てまいりますので、今後一応どうしたらいいかということについては検討はまたしたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

残念ながらめど方針は出せないでことで、きょう段階で。これのやり取りを本日までじゃなくて共産党議員団出す議会であり、あるいは議会が出す議会であるみずから約束した公約です。私の公約じゃないんですよ、みずから公約についてめどと方針が示されないで、この結果も考えていただきたいんですよね。

せっかくの五位塚市長、期待感持っておった方々が失望感も少なからず、温度差ありますけども与えることになると思うんですよ。それがまさに私が、くどいようですが公約なんです公約。特に重点公約なんです。重点公約以外、私は今までも何がなんでもてことは1回も言っていません。この間何回も公約問題取り上げてますけど。

しかし、重点公約はやはり4年間にやるべきじゃないでしょうか。そのことで当選されたわけだから。そうした固い決意で、特に2人の副市長考えていただきたいんですよね。

本当に市長を支えるんだったら、あれこれ財源問題でてんびんにかけるべきじゃない、それだったら何もかも中途半端に終わっちゃうんですよ。再度決意のほどを考え、とりあえずお伺い願いたいと考えております。これ以上は質問いたしません本日は。

○市長（五位塚剛）

市政を運営するためには、この政策のほかにもまだやらなきゃならないことがい

っぱいあります。そういう全体の状況の中で市政を進めていくわけです。担当課を含めて、いろんな問題を解決しながら市民のために暮らしを守る、福祉を守る、やっております。

言われるように、1万円以下に今できれば非常にいいことですが、それは1万8,000円から1万2,000円まで下げたということで、これでも相当お母さんたち含めてありがたいこと言われておりますので、さっき言いましたように財政的なものがありますので、一応検討はさせていただきますというふうにお答えしたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

残念ですけどめどと方針だけは示していただきましたかったんですよ、めどと方針ですね。みずからの約束でありますから、公約でありますから。財源が厳しいんだったら厳しいなりにめどと方針はやっぱ持つべきじゃないでしょうか。それが行政の責任者と思うんですよ。本日めどと方針が示されない。これは改めて来年度の3月になるかどうかお聞きしたいと思います。非常に大事な私は、くどいようですけども重点公約であるからしいしつく聞いてんですよ。

次の大きな2点目に質問をいたします。これは、思わぬというか後ろ向き答弁ですね。これは、私はただ納得できないから時間を割いて質問いたします。

この国民健康保険の全員に温泉券の発行ですね、まず担当課長に二、三、数字の確認を含めて質問いたします。

旧3町では、それぞれ何年度からこれが実施されてきた経過があるのでしょうか。それから、予算的には25年度を参考にした場合に約150万前後で対応できる、1年間に。元に戻したとしてということが試算ができますが、その数字に大きな間違いはないでしょうか。この2点教えてください。

○保健課長（丸野哲男）

お答えいたします。旧町時代の旧町ごとの開始の年でございますけれども、旧末吉町でいきますと42年前の昭和48年4月からでございます。それから旧財部町が53年前の昭和37年の7月からでございます。それから旧大隅町でありますけれども平成5年からでございます。

それから25年度の64歳以下の経費でございますけれども、市長から先ほど答弁がございましたけれども、150万円ということでございますが、担当課で試算をいたしますと151万1,470円という数字が出てるところであります。

以上であります。

○19番（徳峰一成議員）

このただいまの課長の答弁にありますように、末吉で42年、財部町では実に53年間延々として合併後も続いてきたいわゆる本当よい制度なんですよ。

25年度も467人が利用されてるんです。私も利用してきたんですが、課長も調べたらわかると思うんですが、全員と言いましても実際使う多くが50代から60歳代の方々なんですよ。

私のところにも、これまで複数大きな農家から意見相談が寄せられて、私は去年から取り上げているんですよ。例えば、農繁期が終わって一応温泉にでも行こうかってことで行っておられて、私も50代の中ごろから使いました。温泉好きでありますから。全部は使い切っていないんですよ、何枚か残して使っております。

そうした制度が何十年間も続いたんですよ。1年間にわずかに150万円対応できるんですよ。厳しい言い方ではありますが、この去年の下半期から65歳以上全員、社会保険を含めて一応これが出るようになってこれはいいことではありますが、このために65歳未満のていうのをのをしかしか調べないまま、私の予想、はっきり言って当たってると思うんですが、調べないまま65歳未満をいわば機械的に切ってしまったて、こうした経過があるんじゃないでしょうか。

一人一人の利用してる人たちの痛みと言いますか喜びと言いますか、これを十分つかみながら行政を進むのが、おこがましいですけどもやっぱり行政の進むべきやり方じゃないでしょうか。ですから私いけないということで、昨年すぐこの問題は飛びついてて言いますか取り上げた経過がございます。議会の全体の意思もございます。

そこで市長に質問であります、議会の意思はことしの3月議会で全体の総意が示されました。議会の全体の意思は尊重するという事は、昨年9月の一般質問で市長は2回答弁をいたしております。

昨年9月の議会で、議会全体の意見、また声というのは尊重したいと思っております。これは194ページ議事録の。そして195ページでも、委員会の中で議会全体としてそのあたりのことが決定されれば考えていきたいと思っておりますということで、これは当然のことではないかと思っております。

私も旧田崎町長時代、あるいは池田市政時点でもあれこれの問題で議会の意思は尊重しますかということでもかなり質問いたしましたが、これまで池田市長を初めとして議会全体の総意意見は尊重されてきた経過がございます。

これが何千万何億といった問題は別にいたしまして、こうした個別的な問題については非常に民主市政を目指す五位塚市政としては残念なことであり納得できませんけれども、やはり来年度の4月から65歳未満の国民健康保険の加入者には全員に温泉券を、これまでどおりといたしますかやはり発行すべきじゃないでしょうか。市長の答弁をいただきます。

○市長（五位塚剛）

議会において、議会が総体として意見書をつけたりとか決定をされた場合は、それはもう尊重するのは当たり前だと思います。ただ今回の問題については、委員会の中でそういう強い声があったという報告がありました。全体でそういうふうになさいということで決定されたわけでありませんで、その経過はそういう状況だと思います。

ただ、今回の問題については、今まで国保会計から出してた事業を一般会計にかえて、900万円だったのを一般会計から約1,800万、倍にふやして広く65歳以上の社会保険に入ってる方々も全て、健康増進のための保養所、温泉の利用という形で、そのほうが市民のためになるということで十分担当課で議論をして提案したものでございます。

これについても、それ前提として予算を議会で承認していただきましたので、そのような状況を今進めてるところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

これ以上前に進みませんので、議長休憩をしてちょっと議運なり各課の代表者会議で、この点は議会全体の問題でありますので、若干の取りまとめをさせていただきたいんですけども休憩してください。

○議長（谷口義則）

ここで暫時休憩いたします。議会運営委員会を開きますので、第3委員会室にお集まりください。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○19番（徳峰一成議員）

じゃあ続いて、国民健康保険の加入者全員の温泉券の発行について、先ほど議運を開いて議論をしていただきましたけども、市長に質問いたします。

先ほどの繰り返しになりますけども、議会全体の総意であればこれは元に戻すと言いますか、国民健康保険の希望者全員には65歳未満の方々にも温泉券を発行するというそうした考え方であることで理解していいですね、これは確認です。

○市長（五位塚剛）

基本的には担当の委員会があるでしょうから、その中で実態調査を含めて議論していただいて、議会全体として意見書を含めてそういう形でしてほしいということ

が決定されれば、当然それはもう尊重したいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

そうした立場で取り組んでまいりたいと思います。本日はこれ以上はもう質問いたしません。

次の職員採用試験について、時間をちょっと割いて質問をいたします。添付資料にもありますけれども、曾於市の場合は、曾於市とも言いますかこの職員採用については2ページでございますけれども、1つは日本国籍を有しないものていうことがあります。

御承知のように、今もう国内外の交流というのはすごい規模でありまして、中国人、韓国人、もちろん欧米人を含めて長期で、いわば国籍は日本国籍でないけれども長期にわたり日本で仕事をされたり活躍されてる人たちはもうこれは相当数に上っており、逆に日本人もそうした外国に行つての長期の滞在者いっぱいおります。

そうした方々が、基本的には採用試験ができない、あるいは入れないということでございますが、60歳までぎりぎり働かなければいけないということだけでもないと思うんですよね。場合によっては、市から見て有能であったらあればぜひ必要としたい外国人だったら、5年10年15年でもいいから仕事していただきたいということがもう最初から、これオミットされているわけでございます。やはり日本国籍を有しないのは、これは法律上もやはり含めてできないんでしょうか。この確認でございます。

○市長（五位塚剛）

外国の方々が、曾於市内でもたくさん今住んでらっしゃるみたいですが。市との関係では、教育委員会のほうでALTの人たちが何人か一応一定期間の中で働いていますが、外国人であるがために曾於市の採用試験を受けられないということについてまだ具体的に、法的な根拠とかそういうのは全くちょっと調査しておりませんでしたので、総務課長も多分わからないと思うんですけど今答えなきゃならないでしょうか。

○総務課長（永山洋一）

お答えいたします。受験資格につきましては、地方公務員法の中で第19条の中で、人事委員会の定める受験の資格を有する全ての国民に対してということになっておりまして、この国民の解釈の問題であると思いますが、あくまでもこの国民に対してということであれば、今のところ日本国籍を有しないものについては該当しないのかなと思っておりますが、先ほど市長が答弁されましたとおりちょっと研究させていただきたいと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

これグローバルな形で言いますか、例えば京都市の場合は、私の理解では京都市の中に5万人前後いわゆる外国人が居住してんですよ、5万人での想像できませんね。

ですから、やはり今後さらに曾於市を含めてそうした交流があると思うんですね。必要だったら一定期間でも職員として採用するかどうか、いうことを含めてやはり今後時の流れとしてあり得ると考えられると思いますので、これは研究をしてください。

質問の第2点目であります。同じく2ページの上のほうで、一般事務本年度採用者が若干名とあります。これはいわゆる障害者だと思うんですが、もうまとめて質問いたします。

障害者は、この法律等では何によって義務づけられており、曾於市の場合は必要最小限何名が雇用がしなければならないか、実際今何名で雇用されているか、今回若干名とありますけども、若干名というのはもう第三者から見たら想像ができない数字であります。貴重な職員一人一人でありますので、何名ほど採用の予定であるか、以上まとめて4項目答弁してください。

○市長（五位塚剛）

職員の障害者雇用ですけど、これは一応法的に採用しなさいてことが義務づけられております。現在も障害を持つてる職員もいます。それで、今まで障害者だった方が退職されたとかそういう形であって、今その対象が減になっておりますので、今回障害者枠をふやしました。実数については総務課長から答弁させます。

○総務課長（永山洋一）

お答いたします。障害者につきましては、ちょっと国の法律のほうで決められておりまして、その中で。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（永山洋一）

法律名、済いませんちょっと今手元にごさいませんので、また後で答弁させていただきます。

本市の場合で、法定で雇うべき人数に対して現在2名不足をしてるところでござい

ます。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（永山洋一）

大体5名に対して2名ということで、パーセントもあるんですが、ちょっと済みません。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（永山洋一）

はい。済いません、それについてはちょっと押さえておりますので。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（永山洋一）

はい。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（永山洋一）

はい、申しわけございません。その中で、とにかく2名。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（永山洋一）

はい。

（何ごとか言う者あり）

○議長（谷口義則）

資料はないの。

○市長（五位塚剛）

休憩をお願いします。

○議長（谷口義則）

ここで暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前11時03分

再開 午前11時11分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○総務課長（永山洋一）

大変申しわけございませんでした。

法律名が障害者の雇用の促進に関する法律でございまして、その38条の中に、雇用に
関する国及び地方公共団体の義務ということでございまして、この条文の中に、
当該機関の職員の総数に、この法律に規定する障害者雇用率を下回らない率であっ
て、政令で定めるものを乗じて得た数ということでございまして、本市の場合がこ
の数字でいきますと2.3人が必要だということで、切り上げまして3人が法定で必
要とされる数字でございしますが、現在1名しかおりませんので、どうしても2名は
採用しないといけないような状況であります。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

今回、若干名というのは、2名ということで理解してよろしいでしょうか。

○総務課長（永山洋一）

若干名ですが、2名以内ということで考えていただければと思います。また、試験等につきましても、点数等がいろいろとあると思いますので、2名以内ということで考えていただければと思います。

終わります。

○19番（徳峰一成議員）

一応、推移を見てみたいと思います。

次の質問であります。

平成24年度採用から27年、27年の場合は昨年試験になります。五位塚市政になってからは26年と27年ということで、この資料を見てみたいと思います。

この資料にもありますように、最近市外からの受験者も非常に多い、このこと自体は私は喜びたいと思っております。どんどん市外からも受験者が数多く、昔は考えられなかったことですが、応募があつて受験されるということ自体は、やはり大きく言ひましてこれはいいことだと思います。

結果的に、市外からの採用者が、例えば五位塚市政になってからは、この資料にありますように、20名が採用されております、合格者が。一方、市内の合格者はそれよりも少なく、17名でございます。こうなりますと、はっきり言ひまして、市民の間でも評価、意見が分かれております。

もちろん、受験の家族を含めてのそうした関係のある方々は、これについては異なった意見と申しますか、疑問があるようでございます。一方、全く関係のない方々にとっては、全てではないですが、このままでいいんじゃないかといった意見が評価が分かれております。

もともと一般的に言ひまして、市政の大事な取り組み、これは大事です、採用試験は、大事な取り組みで市民の意見が分かれるということはやはり好ましいことではないと思っております。

そこで、質問であります、五位塚市政としてはすぐ本年度の試験が一次が9月にありますけれども、今回の試験を含めて、今後も去年、おとしと同じように、市内外を問わず公平に、いわば成績等のいいほうから上から順番で採用する基本方針であるのかどうかですね。

第2点目、意見としては、例えば10名採用でありましたら、その中で7名は市内から一応基本的には採用する枠を設けると。そして、残りの3割前後を市外から求めると、採用する、こうした考え方も市民の中にはございます。基本的としてはで

すね。基本的には、どういった方法をこしは採用する考え方でございましょうか。

○市長（五位塚剛）

採用試験を受けられる方々は、都城やら、また国分、また場合によっては住所が福岡あたりにある方もいらっしゃいます。よくよく調べてみますと、たまたま大学生で住所が福岡にあると、しかし出身は曾於市内の方であったりとか、自分のおば、おじ、また身内の方が曾於市内にいる、これはさまざまな結果でありまして、基本的には一次の教養試験を含めて、優秀な方々から一次試験を決定したいと思います。

一次試験については、基本的には市は全くノータッチでありますので、委託しているところから発表があります。その中で、面接を含めてしていきますけど、これは単なるわずかな時間の中で優秀な人を選ぶというのは非常に難しい部分がありますけど、原則的なやり方としては、市内に住所がある方を先に優先させるということはないというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

一応その方向ということで、これはこれで尊重したいと思います。

私が言っているもう一つの意見というのは、これは市民の意見です、優先ということではなくて、一定枠を設けて分けるという、そういった意味の優先ですね。この考え方を全く切り捨てるということじゃなくて、こういった意見もあるということを含めて考えに置いて、固定的に今後も続けるんじゃないかと、一応含んだ上で今後も対応していただきたいという柔軟性といいますか、弾力性は持ってほしいと思います。これは意見として申し上げておきます。

次の質問であります。

昨年から、つまりこし採用から、2ページにありますように、居住要件ということで、採用と同時に本市に居住できる者ということが書き込まれております。これは一昨年までは、総務課長、なかったですよ、去年からですよ。

私の質問というのは、ここの資料にあります、単純化しての質問でありますけども、平成24年度採用から27年度採用までの何名かの中で、今、曾於市内に何名が居住していますかといった質問なんです。全部で何名ですか、これは把握していますか。私は把握しなければいけないと思いますよ。去年からこれが一応特記されたから、おととしまではわかりませんじゃいけないと思うんですよ。これを答えていただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

市の職員につきましては、基本的には市内に居住していただきたいということをお願いしております。ただ、旧町時代から、特別な理由があつて市外の方もいらっしゃいます。それはそれなりの理由があるために、それは尊重はしなければなら

いと思います。

この間、かなり市内のほうにも移っていただきました。実数もつかんでいると思いますので、総務課長から答弁をさせたいと思います。

○総務課長（永山洋一）

先ほどの市長の答弁にありましたとおり、27年採用については全員市内に居住しているところでございます。昨年が、まだ2名、市外に居住しているところでございます。申しわけありません、その前の数字は押さえておりませんが、現在、市外在住者が348名の職員のうちに28名いるところでございまして、それに昨年の2名が入っているところでございます。

あと、当然採用後に結婚とか、そういったいろんな事情等に応じて、家庭の状況に応じて市外に住んでいるところでございますが、基本的には先ほどの市長答弁にありましたとおり、市内に居住してもらおうようお願いしているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

私は、分けて考えていきたいと思うんですよ。どこに住むかは、基本的には市職員を含めて本人の自由ですよ。これは守らなければいけません。だから、昔の採用者を含めてどうかということは、私は一言も質問していないんですよ。採用した段階で曾於市居住を義務づけるというか、これは先ほど言いました、当然のことだと思っております。市民感情から言いましてもですね。

ですから、わずか4年間に全部で67人ですか、採用されております。67人の中で市外居住者が何名いるかという単純な質問なんですよ。27年度採用はゼロ、26年度採用は2人と、同じく25年と24年度は何名ですかという単純な質問なんですよ。昔のことは言っていないんですよ。これは分けて考えなければ、これは大変な問題になりますので。

○市長（五位塚剛）

その前の2年間は調べないとちょっと今出ませんので、具体的に今調べますか。

○19番（徳峰一成議員）

後で報告してください、個人的にですね。

その点で、くどいようではありますが、これは意外とデリケートな問題であります。どこまで拘束性を設けるかなんですよ。

そこで、関連して質問いたします。資料の2ページの一番下、居住要件、採用と同時に本市に居住できる者とあります。これは去年からですね、ことし採用から。これは規則等があるんでしょうか、その根拠を示していただきたいと思います。こ

れがある以上、何かの行政の場合は必ず文章化した根拠がなければいけないと思っております。これは何の根拠に基づいておりますか。

○市長（五位塚剛）

法的な根拠もありませんし、市が職員を採用する場合は、やはり基本的には市内に居住してもらうというのはこれは基本だと思いますので、そのお願いを前提として、最初からそれができる者を基本的にお願ひしたいということをおっしゃっております。面接のときも、もし市が採用になったら市内に住める環境にありますかということをお聞き取りもしております。そういう前提として話をしているところで、条例とか規則とかを決めているわけではありません。

○19番（徳峰一成議員）

これは、市長でも副市長でも質問いたしますが、これは条例はもちろんですけど、規則要綱を含めて示すことはできないと私は思っておりますが、できますか。できたら、やはり要綱、規則でしっかりとこれはうたうべきであります。法律上はできますか、できませんか。できるんだしたら、うたうべきであります。それがないということでもあります。2つ同時に質問でございます。

○市長（五位塚剛）

市が採用する試験ですので、基本的にはお願いになります。だから、規則、条例で縛るとするのは非常に難しい部分がありますので、基本的にはできないというふうに認識しております。もし、何かがありましたら、また後で変更の答弁をいたします。

（「同時にやると言っているから、後じゃいかんですよ」と言う者あり）

○総務課長（永山洋一）

お答えいたします。

受験資格につきましては、地方公務員法に基づきまして、曾於市のほうでも職員の任用等に関する規則を定めております。この中で、第6条のほうで、受験の資格につきましては、受験者として必要な年齢、学歴、免許等について、試験の対象となる職員の区分に応じて、市長がその都度定めるということがございまして、これに基づきまして採用試験の実施要領を定めております。

それが、今ここに示していることございまして、この任用規則に基づいて、居住条件という形でつけさせていただいているところでございますが、またそれについては研究してまいりたいと思っております。

終わります。

○19番（徳峰一成議員）

ですから、現在のやりとりでわかっていることは、法的等の根拠はなくて、あく

までも市としての、あるいは市長としてのこれはお願いなんですよね。ですから、先ほどに戻って、1つの考え方として、採用試験も市内外を問わず成績のいいほうからどんどんとりますよというのもすぐれて1つの考え方であります。もちろん否定するものじゃありません。

しかし、市民感情と照らして、一定枠を市内から、一定枠を市外からというのも、こうしたもろもろの要件を考えた場合は、私はやはり考えるべき1つの方法論ではないかと思えます。これを私は支持しているわけじゃないんですよ。

ですから、先ほど言いましたように、1つのことを固定的に今後も考えるんじゃないかと、こうした両面から今後考えていくべきじゃないかと。それが広く市民から理解されやすい私に対応じゃないかと思っております。市長のまとめたの答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

採用試験におきましては、やはり公平、透明性というのが非常に大事だと思っております。それと、優秀な人材を採用するというのも基本であります。市内の出身の方を採用したいというのは、これも基本であります。

そのためには、まず曾於市内の方が市が採用する中にたくさん入ってもらわないと、それはとれないわけです。同時に、一次試験に受からないと、とれないわけです。だから、一次試験に受かった方々について、面接の中で優秀だなと思ったら、それは当然市内の方々をふやすという努力はいたしますけど、市内枠を幾ら設けるとか、それは限定は非常に難しいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

今後、研究をしていきたい問題でございます。

くどいようでありますけれども、あくまでも憲法や法律で居住の自由というのがあるということは、これは大前提に私たちは考えなければいけないと思えます。そうでないと、これは大変なことになりますので、ですからその点は今後お互いに、新聞沙汰にならないように考えていきたいと思っております。

次の質問でございます。

一次試験は、先ほど答弁がありましたように、第三者機関に一応委託をいたしております。第二次試験について質問をいたします。

第二次試験は、いろいろお聞きしますと、今、市長、2人の副市長、3名の三役の面接で行っております。今度から集団面接というのも答弁がありましたけども、3名で、そしてこれは点数制じゃなくて、A、B、C、D、Eの評価でされていると伺っております。

3名に率直な質問でありますけれども、これはおこがましい質問かもしれませんけ

れども、厳正に公正に、そして公平に面談を行っているということで、本会議でありますので、答弁をしていただければでしょうか。3名それぞれ一言ずつお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

当然でありまして、公平にやっております。

○副市長（八木達範）

当然、公平に行っております。

○副市長（大休寺拓夫）

同じく、公平にやっております。

○19番（徳峰一成議員）

当然のことではありますが、AからEでどういった評価でというのは、ここでは時間の関係上触れません。別の観点からのこの点での質問であります。

当然、3名の御本人は、一生懸命公平に厳正にされているんだろうと思っております。しかし、これを聞いた恐らく議員の方々も何名か、恐らく市民の皆様方も何名かは、何割かはほんなこっちゃやろうかいという疑問が湧くと思うんですよ。

なぜかといいますと、一次試験に合格した中で、市長、あるいは副市長の御存じの方々の家庭の子供さんが二次試験になった場合に、厳正にとってもやはり人間ですから主観が働かざるを得ない面があるんじゃないでしょうか。そうした点を感じるのが一般の私たちの気持ち、心情、特に市民の意見じゃないでしょうか。

これは、平行線ということじゃないんですよね。やはり多くの市民に共感してもらおうような試験制度であったら、提案であります。3名のほかに、少なくとも同数以上、新たに3名以上、これは市外からの大学教官などを含めて、いわゆる知識人、有識者にも二次試験の面接に入っていただく、そしてさらに客観的にも厳正、公正、公平な試験制度を、それこそ民主市政を目指す五位塚市政だったら目指すべきじゃないでしょうか。この点での質問と提案であります。

○市長（五位塚剛）

市の職員を採用するに当たりは、いろいろと一次を受かりながら二次で採用されなかった方については、非常になぜだろうかという疑問点があるだろうと思います。基本的にはそういうことがないように精いっぱいやっておりますけど、外部の方を入れるという、それも1つの案かもしれませんが、そのためにはまた新たな財政負担とか、いろんな問題が出てきます。1つの参考意見として聞かせていただきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

これは財源の問題じゃないですよ。ほかの理由だったらともかくとして、検討し

ていただきたいと思います。再度、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

採用試験について、今まで、徳峰議員が今マスコミ沙汰にならないようにと言われましたけど、決して……

（「出てくる問題ですよ」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

先ほどそんな発言をされましたので、私たちは厳正に、採用試験については基本的には受けられた方がもし疑問があったら、ちゃんと公開で質問ができるようになっておりますし、今までもそういう方もありますし、基本的には問題はないやり方をしております。

ただ、今言われたことについて、今、やりますということは言えません。ただ、私たちも1つの参考意見として、聞かせていただきたいというふうに思っております。

（「検討するわけですね」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

参考意見として聞かせていただきます。

○19番（徳峰一成議員）

参考意見でなく、検討するかどうかの質問なんです。これを提案した私のほうが、市民のほうから見て共感できると思いますよ。

市内部だけで、トップだけで最終的な採用者を決めるというのは、特にここにもありますように、かなり二次で残念ながらといたしますか、合格していないんですよ。例えば、27年度で言いましても、二次試験36名中19名が、約半分が採用されていると。26年度も、37名中半分の18名しか採用されていない、半分前後がいれば合格していないんですよ。

ですから、そうした残念な不合格となった方々にも一定の説得性をより持たせるためには、三役だけではやはり幾ら厳正、公正と言っても、市民は、恐らくここにおられる議員の方々を含めて何名かはなかなか信じたくても完全に信じられないというか、それが人間の心情じゃないでしょうか。

そういったことで、私の提案も少なくとも検討すべきじゃないでしょうか。これを実施するかどうかは、すぐれて五位塚市政の問題でございます。検討はすべきじゃないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

全国的にいろんな例がありますけど、外部の団体をお願いして……

（「団体じゃなく個人ですよ」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

だから、個人も1つの団体ですがね。

（「団体と個人は全然違いますわね」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

ちょっと怒らないでくださいよ。冷静に、大事な議論をして。今までにもしそれが
ありよるんだったら、今までも田崎町政、池田市政の中でも……

（「このことは一貫して取り上げてきているんです」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

そのことは初めて聞きました。

○議長（谷口義則）

手を挙げて言ってください。

○市長（五位塚剛）

だから、1つの意見として聞かせていただきたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

今後、この問題を取り上げます。私が、職員採用については、今言いましたように、田崎町長、池田市政から数年に1回のあれで、何回となく繰り返し取り上げてきて、そして現在の到達点があります。昔に比べたら、かなりこれは前進いたしております。第二次試験につきましても、特に一次試験は。これをさらに五位塚市政のもと、より発展的にしていただきたい、民主市政を目指すんだったら。

そうした点で、今の二次試験の採用のあり方にも完全さが欠けているんじゃないかと、率直に言って。ということで、提案かたがたの質問なんですよ。これは謙虚に聞くべきじゃないですか。一応参考意見というのであったら、今後もまた取り上げていかざるを得ません。

そこで、質問でありますけれども、もう一つ、これは池田市政のときにも私は提案かたがたの質問であり、市長が答弁の中で検討はするということでありましたけれども、そのままの項目が1つありました。

今回の答弁の中で、二次試験について集団面接を行うようにしたいというのは一歩前進であります。これまでも市長や副市長なんかはいろいろお感じになっていると思うんですが、採用した後にこれはどうであったかというのが幾らかあろうかと思っております。これは今の試験制度では、率直に言って限界があると思っております。

以前から言われている点、私も提案した点でありますけれども、二次試験の中で一定期間、もちろんその人によっては日にちがなかなかとれんでしょうから、日にちは二次合格者に合わせた形ですらしたらいいと思うんですが、一定期間、実習も

兼ねて行っていく、そしてそこもやはり二次試験の1つの採用の判断材料にしていく。幾ら試験でよい点数をとっても、あるいは幾ら二次試験で立派なことを回答があったとしても、それはそれでいいんですけども、それでなかなか人間というのは十分に判断することの見きわめは難しい側面があるかと思っております。

その点で、限界はあったとしても、一定期間、受験者の要望、希望も聞きながら、現場に、あるいは職場に入ってもらって、その中で見きわめというか、判断を行うという、こうした考え方も提案したいと思っておりますが、市長答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

今、採用試験を行って、最終的に合格通知を出します。合格通知を出した後に、辞退者も出ております。そういう問題もあります。4月1日から、基本的には職員の配置をいたしまして、そのときに新人の職員に対して市の考え方を含めて話をします。

それで、6カ月間は試用期間としております。6カ月間の間に、何か問題を起こしたりとか、また体調とかいろんな問題があって、本人との確認をとって、どうしても難しいなと思ったら、半年間の中で取り消しというのも今もあります。それは、基本的に6カ月間をそういう形で今当てているというところが状況でございます。

○19番（徳峰一成議員）

質問と答弁がかみ合わん部分がありますけど、時間の関係で次に移ります。

一次試験もそうでありますけども、まとめて二次試験の例えば不合格者に対しては、どういった問い合わせに対して通知がなされているのでしょうか。大事なのは、不合格となった方々が、なるほど、これだったら不合格もやむを得ないなということがわかるような形での試験結果の通知が大事じゃないでしょうか。どういった形で通知が一次、二次、不合格者には問い合わせがあったら出されているのでしょうか、わかりやすく答弁してください。

○総務課長（永山洋一）

お答えいたします。

合格と不合格につきましては、先ほど言いました職員の任用等に関する規則の中で、合格者の発表及び通知等につきましては、試験の結果、合格または不合格が決定したときは、書面で合格または不合格で通知するということになっておりますので、一応は合格、不合格、その旨を通知しております。

それと、不合格の場合は、また個人の情報については開示できますので、問い合わせる場合は電話もしくは書面で問い合わせてくださいということで通知をしております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

私が言ったのは、特にわかりやすい形で本人にどこまでしているかということをあえて申し上げました。特に、二次試験については、こういった形で不合格者には、本人が問い合わせがあった場合は、こういったことで残念ながら合格に至りませんでしたということの説明といたしますか、通知がされているでしょうか。わかりやすい形でということで、これは議会にもわかる形で説明をしてください。

○総務課長（永山洋一）

書面による二次試験の結果につきましては簡単なものでございまして、合格者につきましては、先般、受験されました曾於市採用試験の結果、あなたは合格しましたので通知いたしますと、これについてまた記書きということで、下記についてでございますが、1つには採用候補者名簿に通知しますとか、あといろんな手続についてうたっておりますが、不合格者につきましては、残念ながら不合格となりましたといった通知でございまして、その1行のみ。そして、あとは内容について知りたい場合はということでの通知しかしておりません。

○19番（徳峰一成議員）

なぜ、こういったことを質問するかというと、私のところにも問い合わせといたしますか、家族から意見が寄せられているから、あえて質問しているんですね。1年に1回しかない、はっきり言って市の職員は非常に希望が多かろうと思うんですね、御家族等を含めて。その場合に、なぜ不合格になったかというのは、完全とは言いませんけども、極力、御家族や本人に納得できやすい形で説明をしていくような丁寧な対応と説明責任が必要じゃないかと思っております。1つの私は研究課題だと思っております。市長の答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

二次試験まで受けられた方が最終的には不採用になった方に対する通知というのは、非常にデリケートな問題があります。面接をした中で、どうも公務員として何かふさわしくないような文章をするのか、頑張ったけど少し力が足りませんでしたとか、非常に難しい問題がありますので、今後については返事の仕方については検討させていただきたいと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

繰り返しますが、そうして見ても、さっきに戻りますけども、特に二次試験の面談については三役だけでなく、市外の方々の有識者を含めて交えるべきじゃないかという問題点はそこだったんですよ。そうでないと、説明もはっきり言って説得力が非常に欠けると思いますね。

これは経験的に相談があったから、なるほどと思って、私は今問題提起を含めて今回は質問しているんですね。ぜひ、そのあたりは一応考えて、先ほどの二次試験の面談の人数を含めて、考えていただきたい点であります。

次に、最後の4点目の質問に移ります。

危険廃屋については、先ほど冒頭申し上げましたが、曾於市の単独の取り組みの中でも、活性化住宅にならんで最も私はすぐれた、そしてそう大きな財源をかけないで対応できている、すぐれた定着した制度でございます。はっきり申し上げて、リフォーム制度よりも数多く利用されております。

そうした中で、私も個人的には、市内を議会だより等の配付を回る中で、利用されているけども大きな家が残っているな、あるいは小屋を含めて、家屋はそう広くないけども残っているなということを体験的に幾つか経験していたために、企画課に半年ほど前、その分類がされていなかったのもので、分類をしてくださいということで要請して、分類したのが先ほどのお手元の資料でございます。これで明確になりました。

そこで、質問でありますけども、これは企画課長、現在、市内に残っている危険廃屋はどれぐらいあって、その中でこうした比較的工事費の高くつくような床面積等の広い廃屋はどれぐらいありますか、実態を把握しておりますか、まずこの点から質問でございます。

○企画課長（橋口真人）

その点につきましては、把握はしていないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

私は、把握をすべきじゃないでしょうか。せっかく市長答弁の中で、上限についても今後見直しを検討したいという前向きな答弁がされているんですよ。じゃ、どういった見直しがいいかというのは、実態を見なければ、より正確な見直しは難しいでしょう、一般論から言いましてもですね。

どれだけ残っている、これだけは残っているということを含めて、全部とは言いませんけども、ピックアップしてまでもどういった家屋、あるいは小屋が残っていると、それをそれなりに分析した上で、そしてそれを踏まえて見直しの作業をするのが一般論的な手法ではないでしょうか、考え方ではないでしょうか。

その点、全部とは言いません、忙しいでしょうから、企画課も。それなりに実態調査を早期にした上で対応すべきじゃないでしょうか、まずこの点から答弁してください。

○市長（五位塚剛）

2年ぐらい前だったと思うんですけど、市内の空き家対策ということで調査をし

た結果があります。これも廃屋を含めて調査をしておりますので、それについては住居として住めるものと住めないもの、貸したいものを含めていろいろありましたので、この調査をもう一回再検討すれば廃屋というのは出てくると思います。

今、新たにまた再調査すると、また一定の費用がかかるんですが、それも含めて実態調査がどうなっているかというのは検討したいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

くどいようですが、あるいは細かいようでありますけども、私が申し上げているのは、廃屋自体はだから以前調べたのがあると、私も承知いたしております。その中で、特に床面積の広い、これは小屋を含めて、同じ宅地にあるのがどれだけ残っているかについての調査は分けてはされていないと思うんですよ。ですから、ピックアップしてまでも、かなり残っているなということであつたら、それを踏まえたどういった、上限だけを上げるのがいいかどうかを含めて、手法に生かしていただきたいと思っております。

若干時間があるから考えていきたいんですけども、今、非常に高齢化の中で、死亡される方々が多くなっており、長年住んでいた方々が住まなくなっていると、そうしたのがいわゆる廃屋が現在もたくさんございます。これも、遺族としては、関係者としてはなるべく早めに市が実態にかみ合った補助を提供しなければ、これが年数が5年たち10年たったら、そうした遺族関係者も年をとるわけであつて、そうした負担能力がなくなっているようでございます。ですから、ゆっくりしたことはできないと思っております。

ですから、そうした意味で、この点はぜひ、私が見る限り150万以上の家屋が残っているようでありますので、ですからこの点については早急に28年度から一定の見直しを、そう財源はかからないと思います。50万、100万、150万を比べて、それだけ残っていても、自分の出し前が大きいために利用者は少ないと思うんですよ、残念ながら。

ですから、であればあるほど、逆から考えて、早急に手を打つべきじゃないかと、曾於市全体の環境美化の立場からも、そうした点で28年度をめぐりにやっていただきたいと思っておりますが、市長答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

市内の商店街の活性化を含めて、商店街リフォーム、場合によっては撤去をしたりとか、解体したりとか、また増設をしたり、いろんな問題もありますし、全体的な問題の1つとして、これはそういうまた要望もあるし、また地域の仕事につながりますので、増額を含めてこれは前向きに検討したいというふうに思います。

○議長（谷口義則）

ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6、原田賢一郎議員の発言を許可いたします。

○11番（原田賢一郎議員）

11番議員、原田でございます。午前中の一般質問が大いに荒れましたけれども、私は平穩にいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私は、主に6項目についてを質問をいたします。

まず初めに、学校等主要施設における防犯体制についてお伺いをいたします。

ことしの夏休み、大阪の寝屋川市において、中学校1年生の男女が殺害され遺体で発見された事件の記憶は、皆さんまだ生々しく記憶に残っていることと思います。この事件では、この男女2人の行動を監視カメラが捉えており、捜査の決め手となったことは皆様御承知のとおりであります。

今や、事件捜査に欠かせないのが監視カメラの存在であります。大都市においては監視カメラの設置は常態化していますが、本市においての小中学校及び主要施設における防犯対策の現状をどのように認識されているかをお伺いいたします。

また、学校及び主要施設、商店街に、どの程度防犯カメラの設置がなされているのか、また児童生徒の安全の確保上、早急な対策を講ずる必要はないのかをお伺いいたします。

次に、森林保全対策についてお伺いいたします。

皆さん、ほとんどの方がお気づきになっていらっしゃると思いますが、市内に限らず、あちこちの山林でシイやカシ等の樹木の枯れているのが目につきます。被害の大きいところでは山一面が茶褐色になり、大木が枯死しております。この照葉樹が枯死する原因は何かをお伺いいたします。

また、市内の被害はどの程度なのか、調査されていたら報告をしてください。

また、このまま放置しておく、照葉樹が全滅するのではないかという心配をしておりますが、激減していく照葉樹林の保護の手だてを打つべきではないのかをお伺いいたします。

次に、橋梁安全対策について伺います。

昭和の時代、失業対策事業で各町いろいろな事業に取り組みましたが、

その中で橋の建設もされたと聞きます。耐震性や安全性に問題はないのかをお伺いいたします。

また、失業対策事業で建設した橋が何カ所あるのか、その年度と場所を示してください。

また、安全性のチェックはできているのかをお伺いいたします。

次に、低米価改善対策についてお伺いをいたします。

食生活の洋風化に伴い、国民の米離れによる米の消費低迷、米余りの状況下にもかかわらず、ミニマム・アクセスによる米の輸入政策等から、米の価格は年々安くなる一方で、米農家は今悲鳴を上げています。

そのような状況のもと、昨年度の米の価格は史上最低の玄米30kg当たりが1等で5,300円、2等米で5,000円、3等米で4,500円という結果になりました。

一方、TPP交渉においては、政府は5項目は絶対守ると国会決議までしたにもかかわらず、メディアによるところによりますと、アメリカからの米の輸入量をめぐっての交渉がなされているといえます。私、農家の一員として、全く農家の立場を無視した政府の姿勢が残念でなりません。と同時に、腹立たしさも感じているところでございます。このような状況のもとでは、米の値上がりは期待をできません。

そこで、質問であります。今、政府が推し進めている転作政策の一環として、飼料用米及び飼料用稲（WCS）を積極的に推進されておりますが、本市における作付状況はどうなっているのか、本年及び過去2年間の実績を報告してください。

また、飼料用米及びWCSにおける隣地との関係は良好にいつているのか、また、稲作農家の救済策として、畜産農家との飼料用米及びWCS契約締結に対し、稲作農家への補助は考えられないのかをお伺いいたします。

次に、鳥獣被害対策について伺います。

この件につきましては、昨日、宮迫議員からも質問がなされたところでありますが、多少重複する点もありますが、質問をさせていただきます。

昨日の宮迫議員と執行部とのやりとりの中で、市当局の答弁で、調査の結果、電柵設置においては家庭用電源からの設置はなかったとの報告でありましたが、このことにつきましてはまず安心したところでございます。

鳥獣被害は年々広がる一方であります。山間地域に限らず、町の中の畑等にもイノシシの被害が出てきているが、この実態をどう認識されているかをお伺いいたします。

また、助成を受けて設置された電柵設置の状況を各町ごと、本年度及び過去2年間の実績を示してください。

また、希望する農家には行き渡っているのかをお伺いをいたします。

次に、畜産振興対策についてお伺いいたします。

毎年、恒例となっている秋の肉用牛共進会も、各町の予選を終えて、来る17日に郡共進会を控えております。出品者におかれましては、一日千秋の思いで、日々、努力を積み重ねていらっしゃると思います。

そこで、質問であります。この品評会に向けての育成指導がなされていることだと思いますが、実態はどうなっているのか、報告をしてください。

また、生産農家からの育成指導に関して意見・要望等はないのかをお伺いいたします。

最後に、肉用牛増頭対策についてお伺いいたします。

今や、肉用牛飼養農家の平均年齢は、70歳に手が届こうとしております。後継者不足並びに高齢化に伴う飼養頭数の減は、一向に歯どめがかかりません。国、県を挙げて増頭をと旗を振っておりますが、本市の増頭対策の実態はどうなっているのかをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

原田賢一郎議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1の学校等主要施設における防犯体制についての①小中学校及び主要施設における防犯対策の現状をどのように認識されているかについてお答えしたいと思います。

小中学校の防犯対策の現状としては、一部の学校で防犯カメラの設置や、休業日・夜間等の機械警備を実施しております。

また、全学校に不審者撃退用としてのさすまたを設置しており、一部の学校では防犯ブザーの教室への設置、携帯用防犯ブザーの配付、メールによる不審者情報の配信、地域や保護者による見守り活動など、それぞれの学校ごとに対策が行われている状況であります。

主要施設の防犯対策の現状としては、防犯カメラを3施設に設置し、一部の施設で休業日・夜間等の機械警備を実施しております。

近年、全国的に昔では考えられない凶悪な事件・犯罪が発生しており、一般市民が犯罪被害者となる例も多発しております。特に、児童生徒の犯罪被害が広域化、多様化、低年齢化している現状を考慮すると、本市の現在の防犯対策が十分であるとは考えておりません。

次に、②の学校及び主要施設、商店街に、どの程度防犯（監視）カメラの設置がなされているかについてのお答えをいたします。

防犯カメラの設置につきましては、学校では大隅中学校に4基、財部中学校に5基設置しております。主要施設では、メセナ住吉交流センターに1基、四季祭市

場に5基、やごろう農土家市に5基設置しております。

商店街につきましては、調査をしておりませんので、実数は把握できておりませんが、コンビニ、ガソリンスタンドのほか、タイヨー、ニシムタ、マックスバリュなどの大型店には設置してあると聞いておりますが、商店街や個人商店についてはほとんど設置されていないようであるようでございます。

次に、③児童生徒の安全確保上、早急な対策を講ずる必要があるのではないかとということでお答えしたいと思います。

先月発生いたしました大阪府の寝屋川市の中学1年生男女殺害事件において、防犯カメラの映像が事件解決の有力な情報になったと報道されており、防犯カメラの設置は犯罪抑止や事件の早期解決につながり、児童生徒の安全確保の有効な手段であると考えております。

本市における防犯カメラの設置については現在進んでおりませんが、近年の犯罪状況を考えると、本市においても、防犯カメラの設置を初め、あらゆる角度から防犯体制の整備について検討しなければならない時期に来ていると思っておりますので、今後、警察、商工会、学校、地域、家庭等と連携を図りながら検討してまいります。

大きな2の森林保全対策についての①被害の大きいところでは山一面茶褐色になり、大木が枯死しているというが、原因は何かということでございます。

照葉樹林の被害についてであります。照葉樹が枯れている原因は、カシノナガキクイムシという5mmぐらいの昆虫が木に穴をあけて潜り込む際にナラ菌という菌を持ち込み、この菌が蔓延することにより通水ができなくなることによるものです。

また、この被害は、カシ・シイ等のブナ科の樹木に限定されております。

次に、②の市内での被害はどの程度か、調査されていたら報告されたいという質問でございますが、市内での被害については、7月の下旬から8月中旬にかけて調査を実施いたしました結果、被害は市内全域で確認され、場所によってはカシ・シイの多くが枯れている状況が確認されました。

次に、3、激減していく照葉樹林保護の手だてを打つべきではないかということでありますが、お答えしたいと思います。

保護の手だてですが、照葉樹林や広葉樹林は、カシ・シイ類のほか、被害に遭わない多くの樹種によって構成されており、森林全体が枯れてしまうことはないものと考えます。

また、これまでの被害地においては、おおむね3年程度で被害が終息しているようであります。

この被害を減らすためには、カシノナガキクイムシが比較的大きなカシ・シイに集中的に入り込むことから、大きな木はパルプ材などに利用して、山を若返らせる

ことも必要なことと考えております。

3の橋梁の安全対策についての①昭和の時代、失業対策事業で各町いろいろな事業に取り組み、その中での橋の建設もされたと聞くが、耐震や安全性は問題ないかということの質問であります。お答えいたします。

失業対策事業につきましては、戦後間もない1949年に緊急失業対策法が制定され、失業者に雇用の機会を与えることを目的に、主に昭和年代にさまざまな取り組みが行われたようです。その中で橋の建設も行われており、現存するものもあるところですが、例えば横市川にかかる宝来橋につきましては、他の橋が災害で流される中でも残っており、昔の技術の高さに驚くところがございます。

平成21年度に15m以上の橋梁につきましては長寿命化修繕計画を立てるための調査を行っておりますが、その中では緊急に何らかの措置が必要な橋梁はなかったところではあります。

次に、②の失業対策事業で建設した橋が何カ所あるか、またその年度と場所はという問いでございます。お答えいたします。

確かな資料はないわけですが、聞き取りによりますと、現存する橋梁が財部に4つの橋、末吉に1つ、大隅に3つの橋があるところではあります。

財部が、川内地区の横市川にかかる宝来橋が昭和38年建設、中谷地区の庄内川にかかる堤橋と溝ノ口にかかる溝ノ口橋が昭和39年建設、大川原地区の溝ノ口川にかかる堂之渡橋が昭和41年建設の4つの橋でございます。

末吉が、種子田地区の村山川にかかる種子田橋で、昭和41年建設です。

大隅が、小松地区の月野川にかかる小松橋が昭和40年建設、市吉地区の菱田川にかかる蕨谷橋が昭和45年建設、浅井地区の前川にかかる浅井橋が昭和40年建設の3橋になります。

次に、③の安全性のチェックはできているかについてお答えしたいと思います。

橋梁につきましては、日々の道路パトロール等の中で、異常がないか確認することをしております。また、平成21年度に、15m以上の87の橋につきましては調査を行い、長寿命化修繕計画を策定し、修繕が必要な橋梁につきましては平成23年度から修繕工事や耐震性を高める工事を行っております。

また、橋梁やトンネルにつきましては、5年に1度の近接目視による点検が義務づけられましたので、点検計画に沿って点検を行うこととしております。

4の低米価改善対策についての①飼料用米及び飼料用稲の作付が、ここ数年、多くなってきているが、本年度及び過去2年間の作付状況はということでございます。お答えしたいと思います。

飼料用米と飼料用稲（WCS）の作付面積は、年度ごとに、平成25年度の飼料用

米は全体で14.8haでした。内訳は、末吉町が2.8ha、大隅町が12ha、財部町は作付がありませんでした。

次に、飼料用稲（WCS）は、全体で96.5haでした。内訳は、末吉町が57.9ha、大隅町が25.3ha、財部町が13.3haでございました。

次に、平成26年度の飼料用米は、全体で10.7haでした。内訳は、末吉町が0.6ha、大隅町が10.1ha、財部町は作付がありませんでした。

次に、飼料用稲（WCS）は、全体で128.5haでした。内訳は、末吉町が67.7ha、大隅町が38.4ha、財部町が22.4haでした。

平成27年度は、飼料用米は全体で13.7haです。内訳は、末吉町が2.7ha、大隅町が10.7ha、財部町が0.3haです。

次に、飼料用稲（WCS）は、全体で170.1haです。内訳は、末吉町が79.5ha、大隅町が57.4ha、財部町が33.2haでございます。

次に、②の飼料用米及びWCS田における隣地との関係は良好かということについてのお答えをいたしたいと思います。

飼料用米及び飼料用稲の作付については、主食用水田と同等の肥培管理をさせていただくように説明しております。肥培管理状態によってはヒエ等が多く見られる水田もあり、隣地からの苦情もあるようでございます。市のほうで把握した水田については、耕作者に適正な管理をお願いしております。

次に、③の稲作農家の救済策として、畜産農家との飼料用米及びWCS契約締結について、稲作農家への助成策は考えられないかについてお答えいたします。

家畜を持たない方と家畜を飼養している農家との飼料供給契約を締結されていれば、飼料用米及びWCSとも稲作農家へ10a当たり8万円の助成金が交付されます。また、耕畜連携で飼料用米の稲わらを利用されると1万3,000円の上乗せもあり、さらに二毛作でイタリアンなどの飼料作物を作付されると1万5,000円の助成金も稲作農家へ交付されていますので、現在は国の交付に上乗せの助成は考えておりません。

5の鳥獣被害対策についての①街中の畑等にもイノシシの被害が出てきているが、この実態をどう認識されているかの問いでございますが、イノシシの被害実態については、以前までのイノシシの被害は山間部での被害が大部分でしたが、最近では平野部での被害も増加していると認識をしているところでございます。

次に、2の助成を受けて設置された電気柵設置の状況はについてお答えしたいと思います。

電気柵の設置状況についてですが、イにつきましては、25年度が、大隅が3基、財部が9基、末吉が8基で、合計20基です。26年度が、大隅が10基、財部が16基、

末吉が19基で、合計45基です。本年度が、大隅が16基、財部が16基、末吉が18基で、合計50基です。

ロにつきましては、平成26年度から不足分について補正予算をお願いし、対応しているところでございます。27年度におきましては、当初50基の助成を超える希望者があり、9月議会において15基の増額補正予算をお願いをしているところでございます。

6の畜産振興対策についての①市内各町ごとに肉用牛の育成指導が実施されていると思うが、実態はどうなっているかの問いにお答えをしたいと思います。

各支所とも、県畜産共進会対策として、育成指導を実施しております。

財部町の育成指導は、毎年、自治会へ文書を発送し、申し込みをとり、また導入保留対策事業の対象者へは別途通知しておりますが、申し込みがあるのは数名であるため、ここ数年は巡回で育成指導をしているところです。対象牛は、申し込みがあった牛と曾於地区春の共進会出品牛、導入保留の最優秀牛を対象として育成指導をしているところです。

末吉町の育成指導は、曾於地区春の畜産共進会出品牛を中心に、巡回で育成指導を実施しているところです。

大隅町の育成指導は、優良種畜導入保留事業及び春の畜産品評会の最優秀賞牛を対象に年1回、集合指導を実施しております。

また、3町とも、子牛検査やセリ市前下見等の農家巡回時に、育成指導を行っているところです。

なお、指導員は、JAの畜産部、JA各支所営農センター、市役所の技術員が担っております。

次に、②の生産農家からの育成指導に関する意見・要望等はないかという質問がありますが、集合指導であると、牛の運搬を頼んだりするので経費がかかるのと、高齢なので集合指導には引き出しが難しいとの意見があるところであるようでございます。

次に、3、肉用牛増頭対策の実態はどうなっているかについてお答えしたいと思います。

曾於市では、曾於地区肉用牛振興協議会と連携をとり、若手農家及びに中核農家の研修会を行って、増頭運動を図っております。

全体の増頭対策といたしましては、各支所ともに年1回から2回の和牛導入推進を肉用牛部会または畜産協力員を中心に実施し、改良増殖を図っているところであります。

以上で、1回目の答弁を終わります。

○11番（原田賢一郎議員）

ただいま市長のほうから1回目の答弁をいただいたところでございますが、まず最初の学校及び主要施設における防犯体制についてということで、小中学校及び主要施設における防犯対策の現状をどのように認識されているかということでございましたが、その中で項目の質問事項に沿って、総じて質問をしていきます。

今、学校での監視カメラの設置状況ということでは説明がありましたけれども、ないところもあったようでございますが、大隅中学校に4基、財部中学校に5基、設置をしておりますということでございますが、学校においてはですね、それ以外の学校においては設置がしていないというふうに理解するわけでございますが、答弁の中では、これは前向きに検討して、早急に対策を講じないかんというような答弁でございました。

それはそれで非常に前向きでよろしいんですけども、この前、私たち分校の学校訪問の中で、財部北小だったのかな、あそこに行きました。そうしましたら、正面に監視カメラ、防犯カメラだったかな、作動中という看板が入り口にありました。財部は、曾於市にはまだ小学校まではやっていないはずなんだけど、感心ですね、もう防犯カメラを設置されたんですねと尋ねましたところ、校長いわく、これは抑止力ですよと言われました。なるほどなと思いました。

ですから、やはり今、学校内でのそういった監視体制といいますか、そういったものが早急に急がれているんじゃないかというふうに感じます。ですから、各学校にぐらいは学校関係は設置をする、それと主要施設は、先ほどありましたが、メセナ住吉交流センター、それから四季祭市場、やごろう農土家市等ですが、例えばこういった庁舎とか、いろんな施設がございますけれども、最低そのぐらいは設置をしていただけるように配慮はできないものか、市長の考えをお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

今回の原田議員の質問がありまして、いろいろ調査してみましたら、やはり学校によっても、また施設によっても、防犯の対策がいろいろそれぞれあるようでございます。特に、学校関係についてはいろんな問題が発生するおそれがありますので、そのことを含めて、また各施設においても防犯対策、また監視カメラ、いろんな問題を含めて再検討して、教育委員会とも相談して、新年度からできないかということも含めて検討したいというふうに思います。

○11番（原田賢一郎議員）

もう一つ、補足的にですけども、学校の非常事態の連絡といいますか、もし犯罪が起きたときに本部に即通報ができるシステム、そういったセキュリティー関係、その関係が非常に曾於市の場合には弱いんじゃないかという指摘を受けております。

ある学校の教頭先生でした。私は、曾於の学校に来て一番驚いたのは、その対策がほとんどないんですねと言われました。そうなんですかと、私も認識が足りなかったもので、そう言いましたけれども、今までいろんな学校を回ってきたけれども、この不備は曾於市が一番おくらせていますねと言われたんですけども、あわせてそちらのほうの対策も考えていらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

学校の施設においてのいわゆるそういう対策について、認識も私も不十分でありましたので、当然ながら教育委員会でもこのことについては論議されているというふうに思っております。教育長から、基本的な今の状況を答弁をさせていただきたいと思えます。

○教育長（谷口孝志）

ただいま原田議員のほうから御指摘のあったことについては、私も緊急の場合の対応・対策について認識がちょっと甘かったと考えております。

いわゆる機械警備のシステムの構築ということになるかと思いますが、ぜひ緊急の対応として必要だと考えますので、これについては、今、市長も言われたとおり、財政課等も含めて相談をして、できるだけ早い機会に整備していきたいと考えております。

○11番（原田賢一郎議員）

大きな事件が起きないうちに、そういった対策を講じていただきたいというふうに考えます。

それで、商店街におきましては把握をされていないということでもございましたが、今回の事件も商店街の中の防犯カメラのあり方が非常に大事な点でもございました。そのようなことから、これは都会のことだというふうに私たちも認識をしておったんですけども、この事件は都会も田舎もかわらず、どこであってもおかしくないような状況に世の中がなっておりますので、ひとつ提案でございまして、商店街の方々に、うちもそういった防犯カメラ、監視カメラを設置したいという方がありましたら、そういった方々にも助成をするお考えはございませんか。

○市長（五位塚剛）

まだ、具体的にそのことに議論はしておりませんが、先ほど徳峰議員の質問に対してもお答えしましたように、商店街のリフォーム対策として、地域活性化をするために、監視カメラも対象にできないか等を含めて、総合的に内部検討してみたいというふうに思えます。

○11番（原田賢一郎議員）

商店街の方々からもそういった要望を聞いておりますので、ぜひそっちの方向で

検討していただくように要請をしておきます。

それでは、次の2番目の森林保全対策についてをお伺いいたします。

さきの答弁の中で、原因はカシノナガキクイムシという虫がその木の中に穴をあけて入り込んで、菌が蔓延することによって通水ができなくなって、枯れていくということでした。

これは、私も心配をいたしまして、曾於市の唯一の樹木医でございます吉元さんに一応聞きに行きましたところ、余りそう心配せんでいいよというような話をいただきましたので、安心はしているんですけども、市民の方々から、今、雑木山がどんどん枯れていくが、あれはどうしたことじゃろうかいという疑問があちこちでよく投げかけられてきました。そのようなことで、このまま放置しておく、これは全部全滅するんじゃないかというふうな危惧もいただきました。

そこで、ここに皆さんにもお配りいたしました、山の写真でございますが、これは二、三日前に撮りました。場所は私のうちからすぐ近いんですが、場所といたしましては中之内笠木でございます。坂口議員のいらっしゃる地域でございますが、ここは中之内の下鍋というところでございます。ここに何か山に桜が咲いたように見えているんですけども、これが全部枯れております。ですから、ごらんのような状況になっております。

こういった状況が今あちこちで見られておりますが、このまま放っておいても何も支障はないというような調査でございますけれども、もし、枯れますけれども、枯れた木は再生をするんですかね。いわば、昔で言いますと、芽といたしますか、ああいうものがまた出てきて、生きてくる可能性があるんですかね。

○市長（五位塚剛）

聞くところによりますと、二、三年後にまた芽が出てくるという話も聞いておりますけど、一応専門ではありませんので、経済課長が担当樹木医から聞いていますので、答弁をさせたいと思います。

○経済課長（竹田正博）

お答えいたします。

皆さんに、今、カシノナガキクイムシによる被害が発生していますという1枚の資料をお渡ししていると思いますが、今おっしゃられた点につきましては、ちょうど裏面の3ページ目になりますが、ちょうど上に写真が2枚ありまして、ここに黒ポツで3つ書いておりますが、まず1番目が、これまでの被害地では3年程度で被害が終息していますと、2番目に、被害を受けて葉が変色しても、多くは枯れずに回復する事例が確認されているということでありまして、回復をする事例が多いというようなことを私も吉元補佐のほうからは聞いているところでございます。

以上です。

○11番（原田賢一郎議員）

回復をするということに期待をしておるんですが、皆さん、市民の方々も特に山に関心のある方々は心配をされておりますが、こういうものは市報とか、あいつつた伝達方法で何らかの形でやられていますかね。やられましたか。

○経済課長（竹田正博）

今回のカジノナガキイムシの関係の被害については、まだ広報等はしていないところでございます。

○11番（原田賢一郎議員）

市民の皆さんも大変心配していらっしゃると思いますので、そういった1つの広報もしていただきたいなというふうに考えます。

それでは、次の3番目に入ります。

橋梁の安全対策にということで上げました。失業対策事業、これが昭和の時代、どこの町でも行われたわけでごさいます、非常に重宝な事業でごさいました。そのような中で、橋も建設をされたと、年配の方々から聞いておるところでごさいました。

それで、答弁の中では、特に問題はないというようなことでごさいました。安全性、耐震かれこれは全部クリアしているんだというふうに認識をしておりますが、今、橋の名前、場所と年度等も答弁をされたところでありますが、この時代は失業対策事業でやられたわけですけれども、先ほどの答弁の中では、非常に高いレベルの技術力があって、非常に安全性に問題はないということを言われたんですけれども、私たち素人考えでは、そんな専門もいなかったのに、普通、素人集団でつくったはずだが、大丈夫じゃったかいというような御指摘も受けるところでございますが、本当に問題はないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

1回目の答弁で、この間、そういう全ての橋梁を調査をいたしまして、耐震も含めてした結果の報告であります。建設課長が取りまとめをして報告しましたので、建設課長から答弁させたほうが安心するでしょうから、建設課長、答弁してください。

○建設課長（高岡亮蔵）

橋梁につきましては、市道にかかるものとしては全体で205橋あるところですが、今申し上げましたのは、出ておりますのは15m以上の87橋ということで、それは調査をしております。

ただ、そのときにすぐ何らかの補修が必要だという橋梁はなかったという意味で

の今の話でございまして、耐震性を言われますと、耐震性につきましては、大きな地震が起きるたびに何度も国交省の出す橋梁の指示書が変えられておりまして、最近で大きなのは神戸・淡路の震災後、大きく変わっておりますけれども、その後もまた変わっておりますので、今の現在の耐震性に橋が適合しているかということ、それは古いわけですし、8割方はそれには適合していないという形になります。

耐震性という面では、その確認はできていないところがございますけれども、今すぐ崩落とか、手を入れなきゃいけない、そういう状況にはないという意味での答弁だったところがございます。

以上です。

○11番（原田賢一郎議員）

わかりました。

私は、全てに何も問題がないかというふうに理解しておりました。耐震性におきましては、そこまで確認はできていないということがございますが、昔のそういった事業でやられたわけですので、どここの会社が発注して行ったということではございませんが、そのようなことでありますと非常に心配をいたしますが、特に今出ておりますこういった橋におきましては重点的にパトロールする必要があるんじゃないかと思っておりますので、そこらあたりを今から強力にしていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○建設課長（高岡亮蔵）

私どもも、失対事業で建設した橋があるとはちょっと考えておりませんので、この話を聞きまして、いろいろ昔の監督さんたちからの話を聞きますと、最初は私どもも基礎工事等の一部をされたのかなと思っておりましたら、型工事をして、橋桁までかけたんだというようなことで、非常にそのころ大変な仕事をされてきたんだなということでびっくりしたところがございます。

今、先ほどございましたけれども、山梨県の中央道のトンネルの天井板が落ちまして、大きな事故がございましたが、あの後、国交省のほうでは橋梁やトンネルを5年に1回点検をなささいということが義務づけられまして、これもことしも600万ほど予算を当初予算でいただいております。大きな橋は委託に出さないとできませんが、小さな短い橋は職員でできる部分もございますので、点検のほうを計画的にやるところでございます。

今回、失対事業で聞き取りで出てきました橋につきましては、早急に職員の間でも点検を1回させていただきたいと思っております。

○11番（原田賢一郎議員）

ぜひ、そうしていただきたいと思っております。その工事なんかには携わった方々が心配

をされております。それは現地の人から聞いた話なんですけど、そのようなことがございますので、特に安全面についてはチェックをしていただきたいというふうに要請をしておきます。

それでは、次に入ります。

4番目の低米価改善対策についてをお伺いいたしますが、この質問に入る前に、事は水田でございますが、水田で一番適した作物は何かということでございますが、市長、何だと思えますか。

○市長（五位塚剛）

水田に一番適した作物は、水稻、米づくりが一番適しているというふうに私は思っております。

○11番（原田賢一郎議員）

全く疑う余地のないところでございますが、そのとおりなんです。

なぜ、私がそういうようなことを言うかといいますと、日本の歴史が始まって以来、大和の時代から、ここ脈々と水稻は植えられております。これはなぜかといいますと、水があるからですよ。そして、水を張ることによって、いろんな浄化作用ができて、涵養な田んぼができて、そしてそこに稲が育ちます。

そしてまた、稲という作物は、連作障害が起きません。忌地現象がないんです。普通の作物でしたら、忌地現象といいまして、例えば3年つくったらそこではできないよという作物がいっぱいあります。里芋に例えますと、里芋は3年ぐらいいいんですけども、それ以上は同じところではつくったら物すごく減収になります。そしてまた、ショウガに例えますと、ショウガは1年ぐらいでかわったほうがいいと言われております。そのぐらいい連作障害、忌地現象というのは、作物につきものでございます。

だけど、水稻においては、何世紀もの間つくっても、それがありません。ですから、こんなすばらしい作物は本当はないんですよ。ですから、私は低米価改善対策についてということを今回取り上げました。

その中で、今回、政府が推し進めております飼料米及び飼料用WCS、この推進を行っております。だんだん、今作付がどんどん多くなってきています。さっきの実績のとおりでございますが、これは非常にいいことだと思います。なぜなら、田んぼには稲が一番いいんですよ。田んぼに稲をつくって、それで換金作目になる、これが農家にとっては一番のことです。

ですから、田んぼにカンショを今つくっています。笠木原のあの広大な区画整理の一番鹿児島県の先進的なモデル地区の70haのうちの中に、3分の1の転作がローテーション化されて、カンショが今あります。ですけど、あそこは非常にいいカン

ショができます。それは何でかという、排水がいいからです。田んぼをつくらんときには畑になるんです。そのくらい排水がいい田んぼです。ですから、カンショがいいんですけれども、田んぼにほかの作物をつくっても、何をつくってもうまくいきません。ですから、WCS、飼料用米の推進というのは、本当に的を射ていると思います。

ですから、私はこれを今度質問させていただいたんですが、それで先ほど説明の中で、反等当たり8万円と、それからイタリアンを植えると1万5,000円云々というのがございました。それも私も承知をいたしております。そういったことですが、その中で隣地との関係はうまくいっているかということを出しました。

それで、なぜそういうことを言うかといいますと、私もことしからそれに挑戦しておりますが、その田んぼを今まで見た限り、そんなにたくさんはないんですけれども、ヒエが一面生えていらっしゃる田んぼもございました。そのようなことで、隣の方からいろいろ苦情を聞いております。

ですから、そこは飼料用米、WCSを作付する農家におかれましては、今度も説明会が大隅でございましたが、厳しく隣に迷惑をかけないような管理だけは徹底して、むしろ稲作農家よりもきれいにしなさいというぐらい指導していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

飼料米をつくれる農家は、米をつくっても実際手取りが本当に少なく、飼料米のほうが収益が上がるということで、相当今広がっております。

ただ、今言われるように、ヒエ等が相当発生しているようにありますので、基本的には経営指導の中で今言われたことを言っておりますけど、引き続き飼料米をつくる農家に関しては、普通作をつくっている食用米の方々に迷惑をかけないようにお願いしますということを、今後も指導を強めてまいりたいというふうに思います。

○11番（原田賢一郎議員）

ぜひ、そうしていただきたいと思います。

それと、締結者に対しての助成は考えられないかということで、考えておりませんという答弁でございました。単純に、今、稲をつくっても、経費が約9万ほど要ります。このごろ山田議員も今田んぼに非常に熱心で、この前、私にお話をしてみました。原田さん、俺が計算をすれば、10何ぼぐらいまだかかりますよと言われております。ですから、今コストが非常に高くなっております。

飼料用米に向けても、さっきのようにヒエをつくらん田んぼにするためにはきれいにせんやいかん、除草剤もまかんやいかん。ですから、同じコストがかかります。だから、8万ぐらいもらっていても、赤字なんです。

ですから、これがいい機会ですので、今度、政府も飼料米振興に重点を置くということで、この前、8月25日に農業新聞で掲載されております。飼料用米などの生産を促すために、交付金を14.7%増の3,177億円を概算要求で要求するんだということで、今、ここに新聞に出ておるんですが、そのようなことで非常に政府も今から力を入れてくれるとは思いますが、これは畜産農家への保護ではなくて、稲作農家への助成策ということで、そこらを考えられないかということで申し上げたんですが、そっちからの観点でどうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

米をつくる農家の方に対する支援という意味では、非常に難しい部分があります。本当に長い歴史の中で、先祖代々の水田が今荒れてきておりますので、やはりこれを守るといっても自然災害から守るといっても大事な役目があるというふうにそれは認識しております。

本来なら、米が高く売れる政策を国がしてもらえば本当はありがたいと思います。そのために、私の考え方ですけど、国や政府が日本の国民に対して、テレビを含めて、米をあと1杯でもいいから食べましょうとか、おにぎりを食べましょう、そういうPRをしてもらおうと、日本全体で国民が食べる米の量が相当ふえるというふうに思います。

そういうことを1つには思っておりますけど、現実には本当に米価が下がってきて、そういう中で米余り、またさらに外国からコメを輸入しようという、非常に矛盾した現実の政治が行われておりますので、なるべく国の補助事業を取り込んで、農家の方々の手取りがふえるように、担当課と協議して、市民には農家には今後努力していきたいというふうに思います。

○11番（原田賢一郎議員）

前向きに検討されることを要請しておきます。

それでは、次に入ります。

5番目の鳥獣被害対策についてでございますが、これは昨日の宮迫議員も質問をいたしておりましたが、私は今配付してありますこの写真を見てください。これは、先ほど言いました、この圃場は鹿児島県でも名だたる最先端に行くモデル的な区画整理をしました笠木原台地です。この台地に約70町歩の水田がございます。それで、3年に1回、こうやって転作しております。

これは、私のつくっている田んぼでございますが、ことしは転作である青年が今つくっています。カンショをつくったんです。そして、行ってみましたら、これは7月25日でした。このような、ここはほんの一部です、全体的にやられているんです。ですから、本当嘆いていました。これは中山間地だけに出るんじゃないで、あ

の広大な笠木原にも出だしたんです。これはただごとじゃないと思いました。これを御参照ください。

そこで、宮迫議員も質問をしておりますが、電気柵の設置の状況はわかりました。年度ごとに先ほど説明をいただきましたので、理解をいたしました。

それで、農家からの声としまして、こういう声がございます。非常にありがたい制度でございますが、電柵は一応経済課のほうでされております内容によりますと、きのう説明がございましたが、本器・附属品一式で8万1,000円ということですよ。これは8万1,000円ですが、10万円ばかりとはならなかったんですかね。8万1,000円というのは、ある会社の機器がそれだけだということですか。

○経済課長（竹田正博）

お答えいたします。

今、取り扱いをされていますサツマ農機さん等の機械一式につきましては、実際、定価でいきますと10万を超えるというような状況だそうです。しかしながら、いわゆる大量に仕入れているという部分もありまして、今、農家の方への補助事業対象の分については8万1,000円を出しているということをお聞きしております。

○11番（原田賢一郎議員）

ということは、自己負担が4万500円ということによろしいですか。それ以上はないんですね。

そういったことですが、ある農家さんが3枚ばかりカンショ畑を持っていらっしゃいます。その3枚というのは、ここに1反歩、こっちに1反歩、こっちに1反歩、こんな感じですね。ですから、その方がおっしゃいますには、本器1体から全部線を引っ張っているというんですよね。そうしたら、道路を挟んで向こう側にも持っていかにやいかにという状況、これは珍しくありません。ですから、さお竹か何か知りませんが、高く上げて持っていく、そういった状況でうまく利用するんだというふうに話をされました。

それで、その方いわく、原田さん、8万1,000円であれば、これ本器があつて附属品ですから、本器だけを2つ買えないのかという話なんですよね。私は附属品は代用品がありますから、いろんな罫子とか持っているから、本器を2台もらったほうが私はいいんだけどと言われるんです。そこらあたりの配慮はできないですか。

○経済課長（竹田正博）

お答えいたします。

実際、そういった声を我々も聞いておりまして、本年度も点在する畑があつて、1申請者に対して1基という形で助成をしておりました。もちろん申請者がかなり多うございますので、そういった形でお一人1基ということをお願いするという

ことをお願いしておりました。それで、昨日も答弁いたしましたけれども、ある集落で団地化されて、2町歩なり3町歩なりという集団での電気柵でくくったというような事例もございます。

したがいまして、私どもも、来年度以降、要綱の見直しも含めて、そういった形での設置の対応ができないかということは今協議を進めているところでありまして、大きくくくったほうがより効果があるという検証も出ておりますので、そういったものも含めながら、また個人ではなく、そういったいわゆる営農組合的な部分で取り組んでいただければ、そういった対応もできるのではないかと今考えているところであります。

○11番（原田賢一郎議員）

ぜひ、そういったふうに前向きに検討してください。

これは一例ですけれども、某店の価格です。1基が2万2,000円するという事なんですよ。ですから、どれでもこれでもということじゃないんでしょうけれども、これでありましたら2基買うことは簡単ですよ。ですから、ニーズに合った補助のあり方、そういったことをぜひ検討してください。

と申しますのは、私たち、この前、誠和会の政務活動で大分県の臼杵市に行っていました。そこの中の野津支所というところで、そこに農業委員会のいわば事務所がございましたので、そこを視察をしてまいりました。

この場所は、至るところに電牧は常態化しております。でないと、作物はできない、これが常識というふうになっておりました。ですので、恐らく私は、この写真のカンショの後に私は今度は来年稲をつくるんですけれども、恐らくまたイノシシが来ると思います。ですから、電牧なしには恐らく作付はできないと思います。

ですから、このような状況で、こういった先進事例の圃場でも出てきているんです。ですから、大きな予算を組んで、農家が少しでも所得が向上するように、ぜひその対策を講じてほしいというふうに思います。この件につきましては、これで終わります。

あと、最後になりました。6項目めの畜産振興対策についてお伺いいたします。

先ほど、答弁をいただきました。余りよくわからないんですけれども、私の認識しているところにおきますと、共進会の前の育成指導に関しては、財部町は巡回して指導していますと、また末吉町は畜産共進会出品牛を中心に巡回指導をしていますというところがございます。大隅町は集合して、家畜市場に一回集合させて、そこで登録協会並びにJA、市の技術員の方々が来て指導をされておるところでございますが、私はこの体制はこれでいいのかなと思っています。

何でかといいましたら、大隅町は1カ所に寄せて、車に積んできて1カ所で指導

されておる。だけど、財部と末吉においては巡回をしながらやっているという、これは目に見えないんですよね。本当にされているのか、されていないのか、その必要はないのか、再度、その点を市長はどうお考えになられますか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、各町時代からのやり方があって、改善しながらやってきているようでございます。財部と末吉については巡回指導ということであるようですが、実際、畜産課長も場合によっては参加していると思いますので、課長が一番詳しいです。課長に答弁させたいと思います。

○畜産課長（木佐貫育穂）

実施状況ですけれども、平成26年度ですけれども、財部町が7月に実施いたしまして、30頭の巡回指導を行っているところであります。また、末吉町も7月に実施いたしまして、20頭の巡回指導を行っているところであります。

ちなみに、大隅町は7月に実施いたしまして、52頭、集合指導を行っているという話を聞いております。

○11番（原田賢一郎議員）

具体的に、よくわかりました。

それで、大隅の場合を取り上げますと、52頭、集合しました。そうしますと、集合した牛には、運賃がたしか商品券で4,000円やったのかな、記憶にございませんけれども、支払われておりますが、そこらあたりの整合性は財部と末吉ではその辺はどうされておりますか。

○畜産課長（木佐貫育穂）

巡回指導をした場合と集合指導のあった場合の整合性ということでもありますけれども、大隅町だけ1頭当たり4,000円の出品手当を支払いしているところであります。

○11番（原田賢一郎議員）

わかりました。

これは、各町の歴史がございますので、財部におきましては今も町民体育祭というのがございます。そういった特殊な事情がある、そういった事例と同じだというふうに考えればよろしいですか。

○市長（五位塚剛）

曾於市の牛を育てて、郡の品評会、また県、全共に出品していくための1つの大きな役目であります。これについては、JAさんを含めて一緒にやっておりますので、また独自でいろんな長い歴史の中でされておりますので、どういう形がいいのかというのは今答弁はできませんけど、1つの問題提起を今受けましたので、当然ながらこういう協議会とよく協議をして、皆さんたちが本当に目的の育成の指導に

いい意味で参加できるように検討したいというふうに思います。

○11番（原田賢一郎議員）

ぜひ、そのようなふうにして、前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、次に入りますが、いよいよ最後ですが、増頭対策ですね。

増頭対策も、各支所それぞれにやっつけらっしゃるというふうに思いますが、先ほども出ましたように、各町いろいろ違うかもしれませんが、増頭対策というのは各町どんな取り組みがなされているか、お聞かせください。

○畜産課長（木佐貫育穂）

各町の増頭対策ということで、平成26年度の実績でお話しいたしますと、財部町が平成26年8月8日、12月5日の2日間にわたりまして、財部町の肉用牛部会の支部長、それから畜産協力員、それから市技連会の畜産部会委員が2日間で246戸の畜産農家を訪問して、推進しております。年間の実績では、自家保留が42頭、導入が107頭の合計149頭になっております。

末吉町ですけれども、27年1月9日、これも26年度の実績でありますけれども、末吉町の肉用牛部会の支部長、それから市技連会の部会委員が80戸を訪問いたして、推進しております。年間の実績では、自家保留が321頭、導入が102頭の423頭となっているところであります。

それから、大隅町ですけれども、平成26年8月11日に、大隅町肉用牛生産連絡協議会の役員並びに多頭者部会の役員と市技連会畜産部会委員が103戸訪問しております。うち77戸と面談いたしまして、自家保留が114頭、導入申し込みが19頭の合計で133頭の申し込み等がありまして、その推進の実績では自家保留が102頭、導入が18頭の120頭の実績が上がったところであります。

また、年間の実績では、大隅町のほうでは自家保留が220頭、導入が67頭の287頭というふうになっているところであります。

○11番（原田賢一郎議員）

よくわかりました。

導入は、これは県、国頼りだけではなくて、今ここに実績が出ておりましたが、各役職員の方々がこうやって農家を訪問されて推進をされております。私たちが、大隅町時代もこういった活動をやっておりまして、一時は途絶えておりましたけれども、また今やっておるわけですが、確実に農家の方々と目と目と合わせてお願いをすれば、こういった実績が出てくるんですね。

ですから、やはり足を運んで、増頭に協力をしてもらおうということで、農家を巡回するということが最も重要なことではないかと思えます。

すばらしい結果が出ております。維持された頭数、これは今の曾於市の頭数維持

に、自家保留やら導入をしたときの頭数は維持できる頭数になりますか、それとも維持がちょっと下回るような頭数になるんですかね、どうでしょうか。

○畜産課長（木佐貫育穂）

導入の維持関係のお話ですけれども、曾於市の肉用牛振興協議会という曾於支部のところがありますけれども、その目標が曾於市全体で27年度の目標が1,119頭、約1,120頭ぐらいの目標があります。少し下回るのではないかと考えております。できるだけ努力していきたいと思っております。

○11番（原田賢一郎議員）

今、非常に子牛は高いわけですが、なかなか増頭になっておらないんですが、高いがゆえに今やめようかという人がおります。それはどういった人かといいますと、やはりいつやめようかと思っていた高齢の方です。ですから、高いから今やめようという人もおります。

ですから、増頭対策というのは一番重要なことではないかと思えます。そうすることによって、曾於市の市場に、曾於市の頭数が一番魅力なんですよね、全国の購買者は。ですから、寄ります。ですから、そういった意味でも、増頭対策を喫緊の課題でございますので、どうか畜産課長、頑張ってください、増頭につなげるようお願い申し上げたいと思えます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時21分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に通告第7、浏览昌昭議員の発言を許可します。

○2番（浏览昌昭議員）

2番、自民さくら会、浏览昌昭です。議員の皆さん、執行部の皆さん、眠いでしょが1時間ですので頑張ってください。よろしくお願ひします。

3項目について質問いたします。1つ目ですが、市内小中学校の学力向上についてお聞きします。

①番目、全国の学力テストの結果が8月26日公表されましたが、大隅地区、曾於地区、小学校の結果内容を聞きたい。

②番目、学力を上げるための教育委員会としての、昨年からの学校に指導してる内容をお聞きしたい。

③家庭学級が大切と思いますが、教育委員会としては指導してきた内容を聞きたい。

2番目、諏訪地区の廃ビニール処理施設建設について。

①番目、廃ビニール処理業者からの説明会もなく工事は進んでいるが、行政としての取り組みまたは指導してきた内容をお聞きしたい。

②番目、既に廃ビニールの持ち込みがされたようだが、詳しい内容を示してください。

③番目、6月の議会でも建設反対の陳情を出され、全会一致で採択された内容を考え、行政としての対応及び取り組みを聞きたい。

3番目、新地公園の進捗状況について（グラウンドゴルフ場）。

①市長がグラウンドゴルフ場として進めている新地公園の環境調査をお聞きしたい。

②新地公園の土地の買収状況を聞きたい。

③番目、グラウンドゴルフ場の運営についてのための収支計画を聞きたい。

以上3点、よろしくお願いします。

○市長（五位塚剛）

それでは、湊合昌昭議員の一般質問にお答えしたいと思います。

1の市内小中学校の学力向上については、教育委員会と打ち合わせしておりますので、後で教育長が全部答弁をしたいと思います。

私のほうは、2の諏訪地区の廃ビニールの問題から答弁したいと思います。

諏訪地区の廃ビニール処理施設建設についての①行政としての取り組み、または指導してきた内容を聞きたいということでございます。

ことし6月に副市長、関係課長で構成する曾於市環境保全推進協議会を開催し、事業者の出席を求め、事業内容の収集等を行いました。その中で、廃ビニール処理施設建設に伴う工事着手届け、出入口確保のための施行承認、排水処理の道路占用許可申請、また入り口付近にある農用地についての農地転用許可申請の提出を求めたところでございます。なお、廃棄物処理法、水質汚濁防止法、林地開発については、法令を遵守して対応していくことの説明がありました。

また、7月には業者に対して、まずは地元住民に対し、しっかりとした説明を行うことが必要であると助言をいたしました。

次に、②の既に廃ビニールの持ち込みがされたようだが、詳しい内容を示せというこの問いでございますが、ことし7月8日に、地域住民から現場にビニールが

運び込まれているとの情報があり、県リサイクル対策課に連絡を取り、現場確認に向かいました。中に入ることはできませんでしたが、トラックで数台分と思われる廃ビニールが置かれていることを確認いたしました。その後、8月に入り、搬入状況について、再度確認に行きましたが、当初と比べ、大量に持ち込みの量がふえたというような状況は感じられなかったようであります。

③6月議会にも建設反対陳情が出され、全会一致で採択された内容を考え、行政としての対応及び取り組みを聞きたいという問いでございます。

この蔵之町地区の廃ビニール破碎洗浄処理施設建設については、4月に行われた地元説明会において事業主が不在になり、事業内容がよくわからず、再度の説明会申し立てにも「事業を保留したい」と説明会の中止が伝えられたことです。その中で、突然予定地に電話、電気が引かれ、プレハブが設置されたため、信用ができないとのことで建設反対の看板、陳情書の提出に至ったものです。

地元、水利組合に対しても、事業内容、排水計画など一切の説明がないため、大変な不安を与えており、最初からしっかりとした説明があれば、反対する自治会じゃなく、地域住民を無視した施設建設は反対であるとの地元住民の御意見であります。

市といたしましては、まずは地元住民に対して、しっかりとした説明を行うことが必要であるとの助言をいたしております。今後も県に提出している申請処分の書類の審査状況などの動向や、県との情報の共有を図りながら、引き続き必要な助言、指導を行ってまいりたいというふうに思います。

3の新地公園の進捗状況についての、①市長がグラウンドゴルフ場として進めている新地公園の環境調査を示されたいということについてお答えしたいと思います。

新地公園につきましては、平成5年に都市計画決定がされ、法的にも公園としての整備が定められた場所ですが、市街地の中にあり、周辺に大規模な畜産施設もないことから、環境調査については予定はしておりません。

②の新地公園の土地の買収状況を示されたいということでございますが、土地の買収につきましては、山林4筆8,450m²を予定しておりますが、そのうち2筆3,252m²については、契約が完了しております。残りの2筆につきましては、1筆が分筆する必要があり、面積が確定していないことと、もう1筆については、相続等の関係もあり、まだ契約に至っておらないところでございます。

③グラウンドゴルフ場運営していくための、収支計算を聞きたいという質問であります。グラウンドゴルフ場につきましては、使用料を取らず広く市民に開放し、市民の健康づくりや交流の場として大いに利用していただくという考えを基本としております。したがって、収入は見込んでいないというところです。

支出につきましては、電気料、水道料、下水道、芝生等の管理費など年間約420万円程度が必要であると考えております。

あとは、教育長が答弁いたします。

○教育長（谷口孝志）

澁合昌昭議員の1番目の市内小中学校の学力向上についての、まず1番目、大隅地区、曾於市内小中学校の結果の内容を聞きたいということですが、お答えいたします。

大隅地区の結果はまだ公表されておられませんので、全国、県との比較について申し上げます。

昨日も申し上げましたが、全国平均との比較は、小学校では国語Aがマイナス5.2%、国語Bがマイナス5.5%、算数Aがマイナス3.0%、算数Bがマイナス6.6%、理科がプラス2.5%となっております。

中学校では、国語Aがマイナス7.8%、国語Bがマイナス7.7%、数学Aがマイナス8.5%、数学Bがマイナス10.1%、理科がマイナス7.1%となっております。

次に、県平均との比較ですが、小学校では国語Aがマイナス3.6%、国語Bがマイナス5.9%、算数Aがマイナス3.7%、算数Bがマイナス4.1%、理科がマイナス0.1%となっております。

中学校は、国語Aがマイナス5.3%、国語Bがマイナス6.0%、数学Aがマイナス5.8%、数学Bがマイナス7.9%、理科がマイナス6.0%となっております。

次に、②の学力を上げるため、教育委員会として昨年から学校に指導してきた内容についてでございますが、教育員会は学力向上を最重要課題と捉えておりまして、昨年度から学校に対して3つの取り組みを重点的に指導してまいりました。

まず1点目が、学習に望む心構えや態度といった、学習規律の徹底です。例えば、始業前着席や、学習の進め方や手順を理解させ、学習の決まりに従って行動する態度の確立を指導してきました。

2点目が、基礎学力の定着の徹底です。子供たちにできる喜びを味わわせ、学ぶ意欲の向上を図るために、読み、書き、計算である知識、技能を徹底して習得させるように指導してきました。

3点目が、授業改善の推進です。わかる授業を目指して、各学校に指導主事を派遣したり、授業力向上のための研修会を実施したりして、教職員の指導力向上に取り組んでまいりました。

次に、③の家庭教育が大切だが、教育委員会として指導してきた内容を聞きたいということですが、家庭教育の充実のためには、次の3点について学校を指導してまいりました。

1つ目は、家庭学習60・90運動の周知と実践化であります。各学校が作成した家庭学習の手引き等活用して、保護者の家庭学習へのかかわりを啓発してまいりました。

2つ目は、家庭読書の推進です。各学校ではノーテレビデーを設定し、朝読み、夕読み、親子読書の啓発に努めてまいりました。

3つ目は、早寝早起き朝ごはんといった基本的な生活習慣の確立であります。各学校では、家庭教育学級や学校保健委員会等の機会に、基本的な生活習慣の重要性を周知してまいりました。

以上のことについて、学校から家庭に具体的な内容を周知、啓発し、各家庭の理解のもと、実践化が図れるよう、市教委としても各学校と連携して推進してるところでございます。

以上です。

○2番（淵合昌昭議員）

それでは、1番目の教育長からの質問に入りたいと思いますが、今教育長から話が出ましたけれども、全体的な数字的なことが出ました。これで、理科の分が少しながら上回ってるという点ですが、そういう点に対しては何かあれば教えてください。

○教育長（谷口孝志）

各学校全校っていうことではありませんけど、学校によっては理科教育に対する支援員っていうかそういうものを配置しております。詳しいことは、学校教育課長のほうから答弁させます。

○学校教育課長（中村涼一）

今回、理科の結果が全国平均に小学校は達しておりましたが、これは鹿児島県全体も達しております。曾於市としても、1番の要因は大規模校は理科専科教員がおりますので、理科専科の教員の頑張りが1つあるのかなと思っております。

それから、小規模校には理科の観察実験支援員を曾於市は配置していただいて、小規模5校で取り組んでいただいています。そういう意味で子供たちが理科教育に非常に興味を持っていると、鹿児島県全体としても非常に理科教育に力を入れておりますので、その結果がこういう調査で出てきたのかなと思っております。

○2番（淵合昌昭議員）

きのうも同僚議員から質問が出ましたので、重複する点があるかと思っておりますけども、1つずつ進めていきたいと思いますが、やはり私は昨年の9月にも一般質問しましたけども、やはりせめて大隅地区の平均だけは曾於地区の方、曾於地区の生徒も頑張っていきたい、いただきたいというふうに思っています。

そして、やはりこれ人口増をあわせて、やはり大切なことだと私思っています。やはり学力低下がいずれも曾於市のためにもどんな影響を起こすのかという心配をするとぞっとする点が多いのですが、ほんとそういう面では危機感を感じて、教育長を含めてやっていただきたいというにも感じてます。

そん中での質問で、ずっと続けてるんですが、1つ教育長の私は今思うんですが、ちょっと資料いただいた中ではだいぶ右肩下がりになってます、点数が。ほんとに曾於、大隅地区の中でもいくと、曾於地区の点数がやはり5点ぐらい違うと、大きいのはこれは5年生の数学ですか、50点ない49.4という平均でいってます、26年度ですけど、これ資料的には。それからそういうのはありますんで、そこ辺はどうでしょうか、何か感想を聞かせてください。

○教育長（谷口孝志）

昨日も申し上げましたが、この結果については、私ども非常にただいま答弁をする場合でも非常に気持ちが、なえそうな、そんな気にもなりがちな状況です。ただ、私の捉え方としましては、先ほど申し上げましたように、これまで昨年から重点的に取り組んでおりますことは、やはり基礎、基本、今ちまたではというかよくいわれるのは、やはり応用力が必要だということ言われますけど、応用力の前にまず基礎、基本がしっかりなければ応用も何もあったもんじゃないというふうに考えております。したがって、基礎、基本をきっちりさせようということで、力を今入れております。まだ結果として、今回の調査でもまだ出ませんでしたけど、ただ学校自体も、学校現場自体もそのことについては十分意識は高まってきてると考えております。引き続き私どもそのことに重点を置きながら、学校と一緒に頑張ってまいりたいと考えてます。

○2番（淵合昌昭議員）

全体的なことを考えても、やはり大規模校なんです、末吉小、財部小、岩川小なんですけども、やはりこの点の学校のそういったものが平均を下げてるんじゃないかという気がしてるんですが、そこら辺どうでしょうか。

○教育長（谷口孝志）

議員のお感じのとおり、やはり私どものところで、きのうも答弁で申し上げましたが、小規模校においては、基本的には小規模校の大多数は非常に結果を上げおります。ただ、絶対的な人数を占めます大規模校では、なかなかまだ思うように上がってない。したがって、ここでのこ入れというのも今後考えていかなきゃならないということで、昨日ちょっと学力向上支援員等の拡充等も含めまして、この小規模校以外の学校にも、やはり何らかの対応策を打っていく必要があると考えております。

○2番（淵合昌昭議員）

今教育長言うとおりに、ほんとに大規模校の中で、ほんとに難しい点が多々あると思いますけど、ぜひ曾於市の私はすぐきょう、あしたってすぐってじゃないんですけど、やはりそういったものの努力をぜひしていただきたいなと思っております。

それと2つ目の項目入ってきますけども、学力上げるための方法として、私としては学校、家庭教育、そして地域だとこの3本だと私考えてます。そんな中でもやはりこの家庭教育の中でいろんな問題があるかと思えますけれども、若干3番目に入ったんですが、やはり家庭の中での指導と、今、先ほど教育長言った60・90というのも、ほんとに私はすばらしい内容です。若干この辺のことを、昨年度の6月議会でも私のほうにその旨のことは答弁していただきました。その後1年たってどんな感じだったでしょうか。

○学校教育課長（中村涼一）

60・90運動は、県が提唱している家庭学習の取り組みでございます。曾於市でも県の取り組みにあわせて各学校でやっているわけですが、今回の全国学力学習状況調査の結果の中に、意識調査もあります。子供たちの実態調査が。その中で家庭での学習時間の結果が出ておりますが、小学校6年、中3両方に共通してるのが、平均的な学習時間はさほど見劣りはしてないんですが、長時間の学習者、簡単に言えば3時間、4時間っていうのが全国からすると非常に少ないと。平均的なところは曾於市の子供たちもそこそこ頑張っているが、3時間、このくらいの長時間学習に取り組んでいる子供は少ないと。60・90運動はある程度達成はしていると思っておりますが、逆に言えばきのうの土屋議員のがありましたけど、やっぱり上の子を伸ばす、そういう手立て、またそういう取り組みが十分できていないというのは数字で感じることでした。

○2番（淵合昌昭議員）

ほんとにすばらしい事業だと思ってますんで、ぜひ教育長中心にぜひともこれを実現させて、県の上のほういきたい、頑張っていたきたいと思っております。

学力向上というとよくこないだも出ましたけど、新聞に出ましたけども、特に秋田県のモデルが出ました。秋田県あるいは岩手県ですか、石川県ですか、東北のほうの成績出ましたけど、ほんとにそんなにいい子もないんだけど、底上げすごくできてる、平均点いいということがまずこの成績出ておりますが。ほんとに私も文厚にいまして、秋田県のほうには行ってまいりました。そんな中でいくとほんとに子供たちのいきいきとしたものと、あるいは学校環境というんですか、建物中心にしてもものすごくモダンでほんとに学校が学校だろうか、ペンションってのおかしいんですが、木造づくりの秋田杉を使った形の建物で環境的にすごくいいなというのを

実感してきました。

ほんとにそんな中でも思ったのが、やはり学校の先生方の取り組みというのも1つ見えました。というのやはりその学校の先生方の異動の問題が、これとっても前回私6月も言ったと思うんですが異動がない。その地域だけでその先生たちが異動しながら仕事をしてると仕事してる先生しとるということで、若干鹿児島県とは違うんですけども、せめてそういう形にできないのかなというのがしました。

教育長ほんとに思うんですが、これから先の先生方の指導方法ってどういった形のものもっていくか、もしわかったら教えてください。

○教育長（谷口孝志）

先ほどからいろいろと課題は指摘されているわけですが、私どもは昨日土屋議員に対しても申し上げましたし、今渕合議員のほうにも申し上げました対策を取りながら、私は根底にはやはり教員の意識、やはり子供たちに学力をつけさせるんだというその意識がしっかり共有されること、これが1番大事だろうと。そのために今取り組んでいる授業改善にしろ、それから基礎、基本をしっかり身につけさせようというようなことについても、やはり学校の校風というか、うちの学校ではこれをやるんだっていうのが確立されていくこと1番大事だろうと思うんです。それがあると、鹿児島県の場合は先ほどおっしゃったように人事異動の標準というのがあります。しかし異動によってメンバーが変わっても、この学校ではこういう指導についての体制ができてる、あるいはもうお互いの共通理解ができてる、そのようなものがやはりつくり上げていく必要があるだろうと思っております。と同時に、やはり私が先だっの校長会、教頭会でも紹介したんですけど、私が紹介したのは福井県の例を紹介しましたが、取り立てて特別なことをされているわけじゃないわけです。言葉をよく報告の中でも出てる言葉は、当たり前のことを当たり前にとやると、そういうような書き方がよくしてありますけど。私もこの中で紹介した中では、これはどこの学校でもやろうと思えばやれるんじゃないかと。だからそのことを参考にしながら、今私たちが学校に指導していることも踏まえて、自分の学校では課題がこれだから、ここに重点でいこうとそんなことを考えながらやってほしいというふうをお願いをしたところです。

したがって、私ども私のほうで担当します人事の面でも、もちろん力を入れていきますが、やはり学校が自分の学校はこういうような子供への指導するんだって先ほど申し上げました、いわゆる校風みたいなものを伝統みたいなものをきちっとつくり上げていく、そこにもう力を入れなきゃいけないんじゃないかなと思っております。

○2番（淵合昌昭議員）

教育長のほうで話、答弁だったんですが、やはり先ほどちょっと重複しますが、家庭学級あるいは地域ということを考えるときの3つがなるべく一体となっていかなきゃいけないというの、まず考えるわけです。

けども、1日のうちでは子供、生徒さんたちは学校がほとんどなわけです。そん中での要するに何ていうのかな、生活指導からいろんな勉強だけじゃないんですが、スポーツについてもやっていく中でも、やはり先生たちの大変さもわかります。わかりますけども、それでなくて、やはりきのうも出ましたけども、やはり曾於市にほんとに教育、学力上がってきたということがあれば、私は反面意外と都城市から転入してくる子もいるかもしれません。私はそういうことをこういった学校づくりをしていただきたいというに思ってるんです。その辺はもし何かあったら教えてください。

○教育長（谷口孝志）

私どももぜひそのようなふうにして、曾於にいけば、子供たちが学力、力をつけさせてもらえると、そういうようなまちを目指していかなきゃならないと思っております。と同時に、私はここ最近議会ごとに、私ども教育委員会に対して学力の現状を踏まえてどうかと、もちよつとはしつとせえと、いつも言われることにある面非常に、もちろん責任は感じておりますが、非常にうれしく思ってるんです。というのは、私が昨年まいりましてから、もうこれ中村課長ともよく話をするんですが、学校の先生方自体がうちの子供がこうだったんですかということ去年は口にする職員もおったわけです。というのは、自分の学校の子供たちの学力の実態というのをほんとに具体的に掴んでない。それは管理職のほうがそういう情報提供というかこれを示してない部分もあるわけです。当然そうであれば、保護者も地域の人たちも余り知らない。

したがって私は、何をどのそれを何ていうか、隠しておく必要があるか、実態はこうなんだと、だから学校はこういうふうにして力を入れますので、例えば家庭ではこういうところを協力してください、あるいは地域の皆さんこんなところに力を貸してくださいと言いやすいじゃないかということを書いてまいりました。

今は学校もデータを出してると思います。そのことで、保護者の皆様にも子供たちの実態を捉えた上で、じゃあ家庭では自分たちはどういうことをやっていくかというの理解も得やすいだろうと思う。

そのようなことを地道に積み上げながら、ほんとに私たちも教育委員会職員みんな、何とか曾於の子供たちの学力が少なくとも平均以上に持っていきたいと、まずは、そのことにみんなで全力で取り組んでいきたいと考えております。

○2番（渚合昌昭議員）

ほんとに教育長からすばらしい言葉が出ました。教育長、ここで提案なんですけれども、ぜひ教育長が23校ありますね、中学校等あるんですが、ぜひ学校に出向いていただいて、場所、機会があれば、やっぱ教育長の口から父兄の方にそういう話をするのもいいかなと私は思ってます。

先ほど、きのうも土屋議員からありました危機感を持つというのは、ほんとに大事だと思ってます。そういうこと含めて現状が父兄がわかってないんじゃないかなという気がします。その辺を含めて、ぜひ教育長大変だか知れん、仕事多い、公務多いかもしれないですが、1校でも多くそういった面の学校も朝礼など使っていて、朝礼かなんか父兄会あったときに、1回は話してみることも私は1つの方法かなという気がします。どうでしょうか。

○教育長（谷口孝志）

ありがたい提言をいただきました。ぜひその具体化に向けて、私のほうも努力をしたいと思えます。

○2番（渚合昌昭議員）

一応、1番目には時間がありますので、終わりますけども、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

それから今度は、諏訪地区の廃ビニール、今度は市長お願いします。

この廃ビニールのこと、私諏訪地区のことなんですけど、ほんと私も6月議会で申し上げましたけれども、ほんとに諏訪の中心地である蔵之町というところの集落なんですけど、この地点でほんとに考えもつかなかったことが出てきた中で、たまたま私のほうに地域住民の方から渚合さんて、何か工事が入ると、何がでくつとですかって質問がありました。電話がありました。私も現場で雨の中行ってみたんなんですけど、何だろかいつていう話をしたところの背景と、こういう廃ビニールの工場ができるというので、すごく心配をしました。その中からいろんなことが出てきたんですけど、これに関しては市長何かお考えあったら教えてください。

○市長（五位塚剛）

この間の状況については、先ほども答弁いたしました。市といたしましては、業者の方々に、地元の方々によく話し合いをしていただきたいということと、基本的な手続はちゃんと踏んでいただきたいということをそういう指導もいたしました。

また、県からのいろんな情報も得ながら、地元民にもまたつないでいきたいというふうには思えます。

○2番（渚合昌昭議員）

そうなんです、市長が言うとおりのなんです。ほんとに地域住民にすると、やはり

説明会と申しますか、どういうのやってくんだということがなかったというのが1番心配です。そして、あの下の方には、村山川が流れてます。水利組合の方もすごく心配してます。

その心配っていうのが、やはり破片とかビニール破片が出てくるわけですよ。絶対出てくると思います。そういうことを含めて、心配してるところがあります。そこら辺に対しての行政としての、やはり制限される面があって、なかなか難しいところがあるかもしれませんが、そこ辺はぜひ指導、監視をという意味では、行政もほんとかかわっていただきたいなと思っておるんですが、何か経済課長何かあったら、市民課長か、市民課長何かないですか、それに関しての。

○市民課長（久留 守）

今、市長のほうからも申されましたように、6月に行われました審議会の中で、事業者をお呼びいたしまして説明をいろいろと聞いたわけでありまして。事業主のほうでは、基準以下、規制の対象外であると、全て法にのっとって遵守して行うといったようなことであります。

市としましても、関係各課の課長が出席しておりましたので、それぞれの関係課に必要な許可、申請等の提出の助言を行ってきたわけでありまして。

業者のほうでは、当初、有価物を取り扱うというような話もあったんですが、県の情報によりますと、先日申請を、新しい申請を提出したということの情報がありました。計画の変更が少しあるというようなことであります。今後、県に提出してあるこういった書類の審査状況と動向、こういったものをそれから県との情報交換というのが1番のことでもありますし、こういうのを共有を図りながら、引き続き必要な助言を行ってまいりたいと思っておりますが、市長からありましたように、とにかく地元に対するちゃんとした説明が必要であるといったものを伝えているところであります。

以上です。

○2番（淵合昌昭議員）

今出ましたけれども、ほんとに地元の交渉はないと、ほんとに4回ぐらい連合会蔵之町のほうで会合をやったみたいですけども、心配が絶えないという話だけです。せめて、どういったものやっていくということ聞けば、こちらもそんなに大きくして問題することないと思うんですが、若干行政としての私なんかは、行政を頼るしかないということのわけです。そこら辺でもって、ぜひそこら辺のことでまた市長、何か皆さんそうやってその指導をしていただきたいと思うんですが。

それから今課長言いましたけれども、別な申請が出たんですか。今ちょっと出たんですが、あったら教えてください。

○市民課長（久留 守）

今申しましたように、県のほうからの情報ということで、これは再生利用個別指定業指定申請書というような申請書の名前でございますけども、これは私も聞き慣れない申請でありますけども、県の話によりますと県内で出してしたところはまだないと。それからこれの申請の内容につきましては、産業廃棄物処理業の許可を必要としない、再生利用を容易に行えるようにする制度であると。

ですから、やはりこういった再生輸送から再生活用まで一体となったしっかりとした基盤のある運業者、そういったものが収支の計画もしっかりとしてると、そういった方々が、多分全国でもいろいろこういった申請書をもらってらっしゃるんじゃないかなと、私は推測しているところでありますけども、県としては今いろんな書類の不備も少しあるので、審査に必要な書類の再提出の通知をしているといったような状況であります。

以上です。

○2番（渚合昌昭議員）

これは、産業廃棄物ということですか。ちょっとごめんなさい、私意味が分からなかったちょっと違う、ちょっと教えてください。

○市民課長（久留 守）

今取り扱っているのは、農業用の廃ビニールですので、通常これは産廃の品となるわけでありまして。この許可をもとに営業を行うとなれば、多分これも産廃の中身ではあるんでしょうけども、先ほど申しましたように、そういった県が許可をする産廃、産業廃棄物処理業の許可を不用とすると。難しいそういった手続を踏まずに、国が進めている産業廃棄物を適切に処理するという産廃法の中の趣旨を表に出す、スムーズに産廃のそういったしたものが処理、適切にできるようにということで、流れやすい処理のしやすい、早急にそういった処理ができるそういったものを求めた申請であると思います。

以上です。

○2番（渚合昌昭議員）

これは、済いません、ちょっと勉強不足で。これは国が推選、推奨してる内容じゃないんですか。そうじゃなくて。

○市民課長（久留 守）

国としましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのがありますので、その中で施設を設置しようとする者がいった場合には、その県の知事の許可を受けなければならないと。産廃施設つくるときには県知事の許可を得ないといけないというのがあります。そういった事業に対しての計画書、市の意見などが満たす場合

には、県知事はそれを許可しなければいけないと。推奨という意味じゃなくて、そういう産廃を適切に処理とする法律がありますので、その中でいろんな許可等が発生すると思います。産廃の許可であったり、一般廃棄物の許可であったり、あるいは輸送、処理業、施設の設置、その中の1つとして、この再生利用という申請書があるというふうに伺っております。

以上です。

○2番（淵合昌昭議員）

これは、本当難しいなと思って私も心配したんですが、1つは環境的なもんが1番怖いわけですけれども、大変蔵之町の今のその工場入るための道路というのはほんと狭いです。子供たちもあの辺はちょうど通学をする時間でもあるし、地元住民の方に言わすと、やっぱりすごく心配なところ多いんですが、そういったものの、もうちょっと話し合いはなかったんでしょうか、全然、先方とか。

○市長（五位塚剛）

基本的に、1回業者を呼んでいろんな問題をお聞きしましたが、今の計画だと県の資格をもらう産廃とは該当しない範囲内でビニールの再生をしたいということで、県にこの申請を今出されてるようでございます。

あとのことについては、業者とも今連絡とれないということもありまして、あとのいろんな申請も含めて、まだ前に進んでないところがあります。また市の職員が中に立ち入りをすることも認めてもらえない状況ですので、現実的には、なかなか市とうまく交渉もできないというのが現実だというふうに思っております。

○2番（淵合昌昭議員）

私は、少しベールに囲まれたところがあって、なかなかわからないところが多くて、どうしたもんかと思ってるんですが、ぜひ注視していきたいと、私は思ってます。

役員会の蔵之町自治会の役員会に出て行ったときは、何か情報等教えてくださいという話はしてます。ぜひ、この件に関しては、市民課長大変でしょうけども、そういう点ではぜひ注視していただいて、何かあったら私のほうに連絡するか、あるいは共同してやっていきたいと考えてますので、ぜひよろしくお願いします。

それじゃ3点目のほうにいきますけども、3点目のほうの新地ゴルフのことですが。市長、新地公園のことなんですけども、私のほうでは環境調査ということを出しました。3月の議会で同僚議員からも話が出たと思うんですが、市長答弁では、周りがそういった畜産施設もないと、だからいらぬという話なんですけども、私は違うと思います。やはり、ハエとかあるいは騒音とか、いろんなことのものが私はあると思うんです。そこの辺どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

現地を見てもらえばわかるように、あそこは市の施設があります。それで、周りには、畜産農家もちょっと離れたところにあります。そういう状況はありますけど、特にあそこはもう公園として指定されてる地域でありまして、そこを整備して基本的には公園を進めるわけですから、あえて環境調査をするということは、いろいろ内部で検討しましたが、問題ないというふうに思っております。騒音についても、だいたい道路からは中に入っておりますし、全然問題ないというふうに思っております。

○2番（淵合昌昭議員）

私ちょうど6月議会のときに胡摩地区のことお話、質問しましたんですが、市長のほうに。向こうは畜産基地があるというので、相当環境調査で私も23年3月の議事録見たんですが、ほんと前池田市長の今五位塚市長になってます、議員のときに、もう相当大的な大変に環境調査のすごく議論してる内容あって、議長、あのときは大津議長だったんですかね、議長から途中水入り入るぐらいの話があったということ議事録見ました。私、確かに1つのことの、市としてはいいんだと言われても、やはりその辺がもし何か問題が出てこないんだと私心配してます。

私自身もグラウンドゴルフすごく賛成なんです。反対してませんからね、してるんです、賛成なん。健康増進とかいろんな面で考えても、そして今年の方がグラウンドゴルフすることによって、若干昨年度の医療費も下がってきました、下がりましたよね。それを含めてやはり健康であることが市の財政のプラスっていうのは十分考えてますんで賛成なんですけど、やはりちゃんとしたものの環境するべきじゃないかと私は思うんですがどうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

もうグラウンドゴルフ場をそこにつくるということについては、議会の議決ももういただいておりますし、現状としては公園としての指定も受けておりますし、周りの状況を見て、すぐに環境的に問題があるかというところもありませんし、だからあえて今からまた予算をいただいて、環境調査をするということは担当課といろいろ協議しましたが、特に今は考えてないところでございます。

○2番（淵合昌昭議員）

市長が議決で決まったとことということも出たんですが、私個人的には、個人的には胡摩地区にと思ってます。というのは、やはりこないだ行ってみたんですが、胡摩地区行ってみたんですが、荒地になってます。ものすごく草が生えて、あの土地はどうなんだろうというのがすごく心配してます。市長が企業誘致ということで言われてやってきました。1年間、1年過ぎた中で、議会の席上で見送ったと外山

木材も。その市長の中でもハエがいるから難しいんだということ言われたんですが、じゃなくて、やはりあの土地を生かしたいと、何とかできんだろうと私はあります。そこはどうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

胡摩地区のパークゴルフ場、フラワーパーク事業の跡地については、やはり市民の税金が投入されておりますから、やはりほんとに有効活用したいというふうに思います。有効活用するために、今随時用途変更についても同意をもらっているわけですので、基本的にはそういう方向の手続は一步一步進んでいるわけですので、刈合議員は特に地元の議員さんですので、後押しを、有効活用ができるようにまた支援してもらえれば、またそういう方向に進むんじゃないかなと思います。

○2番（刈合昌昭議員）

私も諏訪の地区です、ほんとに市長言うとおりでありますが、今の新地公園のいろんな心配をしてますので、私自身の中でいくと。なぜかというともう1つが、駐車場とか生きいきセンターとか施設がたくさんあります。そん中でほんとに大丈夫だろうかというのをすごく心配してます、現時点では。

市長はそんな心配いらないよって言われますけども、特に休みのときなんか特にグラウンドが4面だったですか、だと相当車が入って来る中で、何かこう何ていうんですか、そういう面での交通事故ないと思うんですが、そういったものの駐車場整備というのはどうなんでしょうか。何かあったら教えてください。

○市長（五位塚剛）

駐車場についても、この間説明もしておりますし、また乗り合わせというのを、大体大会のときには乗り合わせをずっと会員同士の中で勧めているようでございます。また、それはお願いしたいと思います。また、土地の区画整理の中の保留地処分のあるところなんかを、また有効活用したいということで、迷惑かけないように駐車場の問題については、前向きにどんどん努力してまいりたいというふうに思っております。

○2番（刈合昌昭議員）

わかりました。それでは2番目にいきますけども、2番目に買収のことですけども、全部で4筆あるわけですよ、4筆。4筆の中の2筆が決まったと契約されたということで、残りは残ってるということなんです、今これで説明文には相続税のこととあって、残りがあと5反歩ぐらい残ってるんですか。その辺で取得の見込みはどうですか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、市の計画で進めておりますので、ただやっぱり相手の相続の問題と

か、分筆の問題とかありますので、請求をするとやっぱり相手に感情的になりますので、相手の気持ちを尊重しながら、必ず取得できるように努力をしたいというふうに思っております。

○2番（淵合昌昭議員）

市長、これ坪単価はどのぐらいなんですか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、周りの評価額というのがありますので、それに基づいてやっておりますので、企画課長から山の単価の報告をさせたいと思います。

○建設課長（高岡亮蔵）

いただいている用地に関する費用と求める平方メートル数をそれで割崩しますと、平方メートル当たり2,000円ぐらいだったっていうことでございます。坪にすると6,600円ですか。

○2番（淵合昌昭議員）

課長、坪で6,000円ですか。2,000円、平方メートルで2,000円。1反歩で幾らなんですか、計算してください。1反で。10aですね。

私もちょっと何回か議会だよりのほうで行ったりして、写真とってきてるんですが、地目は山林ということでもいいですよ、課長。山林ですよ、地目は。

○建設課長（高岡亮蔵）

地目につきましては4筆とも山林ということでございます。

○2番（淵合昌昭議員）

ちょっと聞いた話ですけども、安いんじゃないかって話あったんですけどどうなんでしょうか、課長。

○市長（五位塚剛）

基本的には、やっぱり市が中に入っている場合は、やっぱり土地の評価額というの決まっていますので、それを前提としながら山の木があれば、そこもちゃんと計算をしてやりますので、それでも2人の方はちゃんと同意をさせていただいておりますので、特別に大きな金額を無理してということじゃなくて、やっぱり標準的な話し合い、あとは状況というか、なんか特別何かあれば、またそれを加味しなきゃならんと思いますけど、そういうことで安いということは多分、誰が言われるかわかりませんが、基本的なやり方しか今お願いしてないところです。

○2番（淵合昌昭議員）

わかりました。大変4筆ということで、面積も広いんで、場所的にもほんとに私も行ったんですが、山林なんですけどもいいとこだなというのは実感としてありますので、地権者からするともうちょっと高くしてほしいと、そりゃそうですよね。

高くしてほしいというのが聞いたもんですから、聞こえてきたもんですから私のほうで今質問したところです。

それから、もう1つあった1つ、市長、今のこの新地公園ですけども、工事完了はいつごろ見てらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

ことしの予算は土地取得をして、また設計するというので予算をお願いしてると思うんです。来年が造成工事に入る予定で計画はしております。そういう意味ではあと芝の問題をどういう芝の張り方をするかというのによって、若干のずれはあると思いますけど、なるべく早く完成したいというふうに努力をしたいと思います。

○2番（淵合昌昭議員）

来年の9月ごろでいいですか、もうちょっと。

○市長（五位塚剛）

来年の9月というわけにはいかないと思いますけども、来年度中に完成できるか、あと芝の問題で、あと半年ぐらい伸ばすかということもあると思います。安くしようと思えば直まきに種をまいて自然発生的にしてやるという、お金をかければ芝をちゃんと張芝をするわけです。これは費用がまたかかりますので、なるべく費用がかからない方法でなるべく早くしたいというのがあれですけど、それまたちゃんと議会とも相談して進めていきたいと思います。

○2番（淵合昌昭議員）

よろしくをお願いします。

それから、このグラウンドゴルフの収支のことですが、これ今市長いろんな施設関係あるんですが、施設の中でやはりこの料金のことなんですけども、市外、市内関係なくじゃあ徴収しないということでもいいですか。

○市長（五位塚剛）

これについても質問がありましたので、あすこを利用される方々については、市外の方々を含めて無料としたいというふうに思います。都城市の人、曾於市民の人ということはどういうふうにするかで非常に考えてもわかるように、有効活用してもらって都城の、なるべくなら市内の人たちが頑張ってもらいたいと思いますけど、その友達で連れて来て一緒に遊びたいという方もいらっしゃるでしょうけど、そういう料金をとるということは考えていないことです。

○2番（淵合昌昭議員）

私はやはり市外の方をとったほうがいいんじゃないかって私は思うんです。なぜかと思ったら、今曾於市内のグラウンドゴルフの人口相当多いです。やはり市内の方中心に使ってもらおうという意味では、私は逆に市内の人は無料でいいですけど、市

外の方はとるということを考えて、思うんですがどうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

施設が完成をすれば、やっぱり利用する届け出を申請書を書いてやりますので、当然その中で住民の地元の方々がやっぱり団体的に申請をされていくでしょうから、あえてその市外の方々についてお金をとるとということについては、議論してみましたけど、そういうこと全然考えてはないところです。今の市民の方々を中心に解放したいというのは基本ですけど、ほかに来られる方もあるでしょうけど、特別にどういう形で確認してとるかというの非常に難しい問題ですので、理解していただきたいと思います。

○2番（淵合昌昭議員）

そうですね、確かに難しい点もあるかもしれませんが、市民が仮にたくさんの申し込みがあったときに、市民の方ができないという状態が出てくるんじゃないかという心配をしています。それで、何か1つのハンデじゃないですけど、何か1つやったほうがいいんじゃないかという気がするのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

先ほども言いましたように、申請主義になりますので、当然市民のための施設になりますので、市民が優先になると思います。だからとって、市外からの方が申込みあってお金をとるということは、今んところは考えてないところです。基本的には使い方は市民優先だというふうに思っております。

○2番（淵合昌昭議員）

今市長から出ましたけども、市民中心だということでは言われましたんで、ぜひ市民の方が安心して形のを、ぜひともつくっていただきたいと思っています。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日10日、午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時25分

平成27年第3回曾於市議會定例会

平成27年9月10日

(第4日目)

平成27年第3回曾於市議会定例会会議録（第4号）

平成27年9月10日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 一般質問

通告第8 今鶴 治信 議員

通告第9 岩水 豊 議員

通告第10 坂口 幸夫 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 岩水 豊	2番 湊合 昌昭	3番 泊ヶ山 正文
4番 上村 龍生	5番 宮迫 勝	6番 今鶴 治信
7番 九日 克典	8番 伊地知 厚仁	9番 八木 秋博
10番 土屋 健一	11番 原田 賢一郎	12番 山田 義盛
13番 大川内 富男	14番 大川原 主税	15番 海野 隆平
16番 久長 登良男	17番 迫 杉雄	18番 坂口 幸夫
19番 徳峰 一成	20番 谷口 義則	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄徳 栄一郎 次長兼議事係長 浜田 政継 総務係長 持留 光一
参事補 津曲 克彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	谷口 孝志
副 市 長	八木 達範	教育委員会総務課長	今村 浩次
副 市 長	大休寺 拓夫	学 校 教 育 課 長	中村 涼一
総 務 課 長	永山 洋一	社 会 教 育 課 長	河合 邦彦
大隅支所長兼地域振興課長	松尾 安次	経 済 課 長	竹田 正博
財部支所長兼地域振興課長	富岡 浩一	畜 産 課 長	木佐貫 育穂
企 画 課 長	橋口 真人	耕 地 課 長	吉野 実

財 政 課 長	吉 川 俊 一	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
税 務 課 長	中 山 浩 二	水 道 課 長	堀 内 光 秋
市 民 課 長	久 留 守	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	桂 原 光 一
保 健 課 長	丸 野 哲 男	監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 和 弘
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	川 添 義 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 浜 昭 二

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（谷口義則） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第8、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○6番（今鶴治信議員）

6番、自民さくら会の今鶴です。議長の許可を得ましたので、私は大きく3項目について質問いたします。

まず1番目に財政について、①過去5年間の財政調整基金などの特定目的基金の取り崩し総額を年度別に示されたい。②過去5年間の特定目的基金の積立総額を年度別に示されたい。③平成26年10月の財政計画の基金残高見込みが平成27年度末97億7,487万円であるが、平成27年度当初予算説明資料では65億9,465万円となっているが、大幅に減少する理由は何か、市長に質問します。

続いて2番目に、胡摩地区の企業誘致について、①きのうの同僚議員の一般質問にもありますが、外山木材の企業進出断念に関して反省点は。②新しい企業進出の予定はあるのか、市長に質問いたします。

最後に、6月議会でも質問しましたが、蔵之町地区の廃ビニール処理場について、その後の経緯はどうなっているのか市長に質問しまして、私の壇上からの1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、今鶴治信議員の一般質問に対して、お答えをしたいと思います。

財政についての①過去5年間の特定目的基金の年度別取り崩し総額についてお答えをいたしたいと思います。

特定目的基金の平成22年度から26年度までの過去5年間の取り崩し総額は、平成22年度が2億2,911万円、平成23年度が1億9,001万4,000円、平成24年度が3億2,092万3,000円、平成25年度が6億174万1,000円、平成26年度が10億1,762万7,000円であります。

次に、②の特定目的基金の年度別積立総額についてお答えいたします。特定目的

基金の平成22年度から26年度までの過去5年間の積立総額は、平成22年度が17億3,144万3,000円、平成23年度が14億3,853万5,000円、平成24年度が9億2,537万8,000円、平成25年度が12億5,146万7,000円、平成26年度が11億6,321万1,000円です。

次に、③の基金残高見込みが、平成27年度末大幅に減少する理由について、お答えをしたいと思います。平成27年度末の特定目的基金残高は、平成26年10月に作成した財政計画では97億7,487万円、平成27年度当初予算においては65億9,465万6,000円で、31億8,021万4,000円の減額となっているところであります。

減額となった要因であります。国営曾於北部土地改良事業負担金の支払いのために、土地改良事業基金14億2,000万円を取り崩したことから、また当初予算説明資料を平成26年度3月補正までの数値で作成していることから、財政計画に計上している決算見込みに伴う積立金12億円を計上していないことが減額の主な要因であります。

なお、平成22年度から平成26年度までの前年度に対する特定目的基金の残高は、毎年増加しているところであります。平成26年度末現在の残高は、25年度末現在の残高と比較して、1億4,558万5,000円の増となっているところであります。

次に、胡摩地区の企業誘致についての①外山木材の企業進出断念に関しての反省点は何かという質問であります。外山木材さんは、国の補助事業等の申請に間に合わせるため、事業の着手を急いでおられました。土地の売買契約の問題により、曾於市から土地を提供することができず、結果的に新たな雇用の場を失ったことは残念であると感じているところであります。

②の新しい企業進出の予定はということでございますが、まずは、土地を譲っていただいた全ての方々が、土地の用地変更に同意していただけますよう説明を続けてまいりたいと思います。全ての方々の同意が得られましたら企業誘致等の公募を行いたいというふうに考えております。

3の蔵之町地区の廃ビニール処理場についての、①その後の経過はということでございますが、きのうも渚合議員にお答えいたしました。ことし7月8日に地域住民から現場に廃ビニールが持ち込まれているとの情報がありまして、県リサイクル対策課に連絡をとり、現場確認に向かいました。中に入ることはできませんでしたが、トラックで捨てた分と思われる廃ビニールが置かれていることを確認いたしました。その後、業者から反対運動の看板について相談がありましたので、まずは地元住民に対し、しっかりとした説明を行うことが必要であると助言を行いました。

その後、8月に入り、搬入状況について再度確認に行きましたが、最初の状況と比べ、大量に持ち込みがふえたような感じは受けませんでした。8月に県リサイク

ル対策課の課長、他職員が来庁され、県にも陳情のケースがあった関係で現地を見に来たと言われました。その中で、6月に事業主から産廃処理業の許可を必要としない再生利用個別指定業指定申請書の提出がありました。文書の不備があり、審査に必要な書類の再提出を求めています、その後の動きはないとのことでした。

今後も県に提出している申請書類の審査状況などの動向や、県との状況の協議を諮りながら、市といたしましても、引き続き必要な助言、指導を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（今鶴治信議員）

ただいま1回目の答弁を市長にいただきましたが、通告順に順次質問をさせていただきます。

特定目的基金の基金繰り入れと積立総額について、答弁をいただきましたが、平成22年度から26年度まで、特に26年度の取り崩し額が10億を超えるということで大きなものでございましたが、また積立総額は11億6,300万ということで、決算はこれから委員会がございしますが、25年度末に比べて1億4,500万程度の積み増しができたということで、今のところ財政数値的なものも問題はないと思っております。

しかしながら、今後、合併による特例交付されている地方交付税は、平成28年度から段階的に削減され、積立金を取り崩して対応していく予定とありますが、平成27年度、今度また10月に財政計画が出されると、今後10年間のが出されると思っておりますが、あくまでも財政計画の予定であります、27年度末では積立金がどのぐらいになる予定か、わかっている範囲でお願いいたします。

○財政課長（吉川俊一）

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず27年度の取り崩しにつきまして、現在把握しているところで申し上げます、取り崩し額が24億9,490万1,000円ということで、これは今回提案しております3号補正までの取り崩しの額でございます。

この主な要因につきましては、先ほど市長からも回答ございました土地改良事業基金の14億2,000万の取り崩しが主なものでございます。

それから、積立金につきましては、27年度の見込み額が13億3,606万8,000円と見込んでおるところでございます。そういたしますと、総額にいたしますと、トータルにいたしますと、ちょっとお待ちください、しばらくお待ちください。83億5,550万9,000円というふうに見ているところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

平成26年度、財政計画でありますので、国の交付税措置とかいろいろ歳入的な変

動がありますので、同じように行かないのは仕方がないことですが、平成26年度の予定額が96億ぐらいというのは、決算資料でいくと95億、平成25年度決算よりはふえておりますが、平成27年度では、先ほど土地改良基金のほうに払ったという経緯もございますが、計画では97億に、ことしまたふえる予定でございました。土地改良基金の目的で、今回、北部畑かん地区の土地改良に払ったというのはわかるんですが、最初は合併特例債で対応するというのも聞いておりましたが、今回基金を切り崩した方にした理由は特にあるのか、お伺いいたします。

○財政課長（吉川俊一）

当初、昨年策定いたしました財政計画では、土地改良事業基金につきましては、今後の土地改良事業に要しました起債の償還とか、そういったもの等に償還する予定で年次的に取り崩す予定でございました。しかしながら、今後、非常にたくさんの事業が、またクリーンセンターの改修、それから岩川小学校の改築、そういったもの等の財源を考慮するときに、どうしても有利でございます合併特例債を使用する必要が出てきたと。

それとまた土地改良事業基金につきましては、当初の計画につきまして、国営の土地改良事業の負担金に充当するといったような目的をもって積み立てるといったような経緯もございましたので、計画変更させていただいたところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

今後、国の普通交付税が平成28年より減額していく、歳入につきましても、これまで若干の増減はございましたけど、急に市税等はふえる要因はなく、現状維持ではないかと予想されます。

その中で、合併時の職員数425人から、平成26年4月現在で119人の職員を減らして、26年当初で346人、職員削減は限界に来ていて、人件費のこれ以上の削減は難しいところでありますし、またいろいろ職員が減ったということで、専門職の臨時職員がふえて、ことしに至っては人件費が若干伸びている状況でございます。

こういう中で、財源不足分を今後、普通建設事業費の削減により財政計画を策定していくとありますが、普通建設事業費というものはどういうものが当たるかお伺いいたします。

○財政課長（吉川俊一）

普通建設事業につきましては、まず端的に申しますと、道路整備とかそういったもの等の整備、それから建物等の建設、それから今回発生しました国営の土地改良事業に対する負担金、それから県営事業の負担金、そういったもの等が主なものでございます。

○6番（今鶴治信議員）

市長、きのうの徳峰議員の質問の中にもございましたけど、五位塚市長になってから、医療費の18歳以下まで、中学生以下だったのを18歳以下までに拡大、また保育料の平均1万2,000円の値下げで、温泉保養券を65歳以上の市民全員に支給するという国県の助成のない大きな予算を伴う事業が、きのうの徳峰議員の保育料の中でも、保護者負担を引いた1億1,000万円を市の持ち出し、また全体の小学生から高校生までを含みますけど、1億800万ぐらいの医療費助成ということで、また温泉保養券を国保に限ったのを65歳以上に全員ということで、1,800万ほどそれにもかかっております。

そしてまた、保険料の値上げ、収入の伸びがない保険料の波に法定外繰入金を9,000万円、やむを得ない事情でございますが、市の補助を伴わない一般財源が相当ふえていっております。

市長に伺いますが、今後、歳入が減っていく中、基金切り崩しをしながら、新たな地方創生の予算も少しは期待できるところでございますが、今後もこの事業をずっと続けていく財源的ことは可能かお伺いたします。

○市長（五位塚剛）

財源が、どこの自治体もそうですけど厳しくなってくるだろうと思っております。ですから、歳出を抑えながら、節約をしながら、やっぱり必要な事業を進めて、同時に市民の生活を守るという意味では、今提案している事業については、非常に大事な事業でありますので、曾於市の人口をふやす、曾於市の活性化するためには非常に大事だと思いますので、財政状況を見ながら、基本的には続けていきたいというふうに思います。

○6番（今鶴治信議員）

今後、大型の予算が伴うクリーンセンターの、国等の補助があった場合と資料には書いてありますけど、實際上、このクリーンセンターを合併特例債で対応する場合、全体的にどのぐらい一応予定してるか、財政課長にお伺いたします。

○財政課長（吉川俊一）

それでは、クリーンセンターに伴います起債の予定でございますけれども、クリーンセンターにつきましては、29年から31年までの計画を持っておるところでございます。クリーンセンターの29年度につきましては、これは合併特例債を充当するといったような計画を持っておりますけれども、29年度1億1,750万、それから29年度4億3,100万、それから30年度2億3,510万といったような合併特例債を充当する予定でございます。

○6番（今鶴治信議員）

全て足すと6億以上ぐらいになる感じですかね。

(「7億」と言う者あり)

○6番(今鶴治信議員)

7億。で、ほかにもこれは合併特例債であって、またこのほかにも市の一般財源か何かを充てる計画かどうか伺います。

○財政課長(吉川俊一)

起債につきましては、起債の対象事業がございます。それで、今私どもが今言いました数字は起債対象事業ということで、ほぼ補助金の対象事業と同じものでございますけれども、合併特例債は充当率95%といったような充当率でございますので、そのうち当然事業費から国庫補助金を引いて、それから合併特例債を95%充てまして、残りの5%は一般財源持ち出しといったようなことになるところでございます。

○6番(今鶴治信議員)

それと、先ほど答弁にありました岩川小の改築の今後、積み立てを学校施設整備として予定であるということではございましたが、何年から積み立てて、どのぐらいの総額になるかお伺いいたします。

○財政課長(吉川俊一)

まず、学校施設整備基金の積み立てでございますけれども、岩川小学校の改築がもう急がなきゃならないといったようなこともございました。それで、26年度の決算見込みの積み立てから5,000万円積み立てを始めました。それで今のところ、まだ最終的に協議と申しますか、今回の財政計画の中には、もう岩川小学校の計画を、特殊要因として組みたいといったように思っております。それにつきましては、今の予定では、31、32年度で改築したいといったような計画を持っております。それで、26年度から30年度までの5,000万を積み立てたいといったような予定を持っておるところでございます。

○6番(今鶴治信議員)

昨年いただいた財政計画によりますと、平成35年度はもう大きく今で変わってきておりますので、全然これは該当しなくなるのかと思いますけど。また、今10月に、もしこれを策定して、また新たな平成27年から36年度までの財政計画を作成中であるならば、35年でよろしい、予定では基金残高はどのぐらいになる見込みかわかっていたらお教えいただきたい。

○財政課長(吉川俊一)

まだこれには策定委員会等がございますので、その段階で決定して、それから市長のほうに答申を申し上げるといったようなことではございますので、まだ具体的に、しかしながら、昨年の財政計画よりも普通交付税につきまして、総務省のほうから制度改正がございまして、合併特例分につきまして減額幅が縮小されるということ

でございますので、基金残高につきましては、若干なりとも残高が残っていくような計画ではあるのではなかろうかと思っておるところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

今国のほうで示されている交付税とか、それで計算していくぐらいしかないので、国のほうでもいろいろ対策をして、今後新たな交付税があるかもしれませんが。その中で、これ以上の人件費の削減が難しい状況であるところで、機構改革というか、今後、以前同僚議員からも質問がございましたけど、いろいろな本所方式と大隅町、財部町で農業委員会、教育委員会等の課もございしますが、これを今後、合理化していくためには、将来的に本庁方式に一本化して、それ以上でないと人員削減は難しいところでございますが、そういう計画は今後される予定かお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今後の問題でございますが、まだ具体的にどういうふうにするかということについては、まだ決定はしてないところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

合併特例債が19億ぐらいまで積み立ててくれるというまちづくり基金は、平成何年度ぐらいまで積み増しはできる予定であるかお伺いいたします。

○財政課長（吉川俊一）

まちづくり基金につきましては、平成30年度まで積み立てる予定でございます。

○6番（今鶴治信議員）

今後、いろいろ市の施設も、学校のほうは耐震化、またこの前ありがたいことに非構造部材の国からの助成がついたということで、学校関係のほうは、もう耐震化とともに工事が今年度で終了すると思いますが、今後、市の文化センター、体育館並びに保健センター、各町にある公民館、これはもうどんどん老朽化してまいります。これらの維持管理費整備については、今後どのように考えられているかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今ある施設のやっぱり維持補修費は、今後ふえてくるだろうと思っております。そのため、各課から今後どのような修繕費が出てくるかということ、この間、出させております。

特に心配になってくるのが、大隅町の文化センターの空調設備が非常に古い状況でありますので、このあたりの問題とか、いろいろとどこもそうですけど、やっぱりそういう耐用年数が来ているところがありますので、計画的に修繕をしていかななくてはならないというふう考えております。

○6番（今鶴治信議員）

基金のほうも、どうにか26年度までは積み増しができてまいりましたが、その間も池田市政時代は地域振興住宅も30棟近くをつくってこられました。そういう中で基金を積み増ししてきましたが、今財政的にもやむを得ないところでございますが、地域振興住宅もことは9棟、その中でこれからは、なかなかそういう事業も難しい。その中で、この財政計画の中で、既存事業の聖域なき見直しを図っていく必要があるとございますが、この聖域なき見直しを、そういう委員会、また財政課の中ですのかわかりませんが、どういう感じでいつごろ見直しを図っていくのかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

いろんな事業があるわけですが、補助金を出してる事業もたくさんあります。その当初の目的を達成して、あとはもう住民で十分やっていけるといって、そういう事業については、少しずつ見直しをしながら、少しでもほかの事業に回すというのも大事だというふうに思っております。

具体的にどの事業というのは、まだ決めておりませんが、今後そういうのが必要になってくるだろうというふうに思います。

○6番（今鶴治信議員）

また、削減の方策として、施設の統廃合というのがございますが、この件についても、これからの課題ということで、具体的にはまだ決まってないのか、またもしこれをもうそろそろ検討する時期に来ていると思っておりますけど、いつごろからする予定がないかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

課の中でその機構改革を含めて、また総合的な市政運営を含めて検討しなきゃならない時期に来ているというふうに思っておりますけど、まだその具体的に何をどうするかというのは、まだ述べられる段階ではありません。

○6番（今鶴治信議員）

五位塚市長になって、市民はいろいろと子育て支援、また高齢者対策としても喜ばれる敬老祝い金を全員支給を初め、喜ばれる事業であると思っておりますけど、しかしながらやはり財源あつての事業でございますので、またことしから買い物弱者に対する宅配事業も始められたと聞いております。

福祉のほうでも、以前、久長議員からもございましたけど、訪問専門員とか、またそういう福祉のほうでも、通告には出しておりませんが、7月から宅配事業が始まったということで、経過的でございますけど、今現在この事業のほうはどうなっているか、わかっている範囲でいいからお教えいただきたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

今3つの道の駅に車を配置して、一応パートの方を各一人ずつお願いして今進めているところですが、具体的には経済課長がつかんでおりますので、答弁をさせたいと思います。

○経済課長（竹田正博）

お答え申し上げます。宅配事業につきましては、今3名の従業員の方をパートとして雇っております、今チラシ等で再度呼びかけをしているところでありまして、きのうまでで申し込みが2名ほど来たところでありまして。やはり希望が多いのは、弁当等が配達できないのかというのがありまして、道の駅の商品でお願いしたいということで今言っているところでありまして、今後また従業員の方々もそういった方々の巡回もしながら、またPRに努めていきたいというふうに思っているところ です。

以上です。

○6番（今鶴治信議員）

今事業は始まったというばかりで2名ほどということですが、せっかく車も準備して、高齢者の買い物に行けない人のためにできた事業でございますので、もうちょっと啓蒙というか、市民がよくわかってないところもあると思いますので、宣伝等をしていただければと思っております。

今後10年計画でいくと、半減までとはいきませんが、四十何%基金が減っていく予定でございます。やはり新しく財源の伴う国からの補助のない事業の拡大ばかりでなく、既存の事業を見直して、また同じような施設が、旧3町が合併した市でありますので、古いものから統廃合も考えていく時期ではないかと思っております。財政につきましては、今後もまだ決算等もございますので、またしっかり見詰めていきたいと思っております。

引き続きまして、胡摩地区の公園跡地についての質問をいたします。きのうの同僚の海野議員の質問の中でも、外山木材の企業誘致の用途変更への地権者の同意が16名中7名が同意していただき、残り9名がまだ同意がないということの答弁でございました。その中で、また平成26年12月25日に地権者に公園予定から企業誘致への用途変更をお願いの文書を送ったという答弁でございましたが、平成26年の11月に、地権者の一部から計画と違うという異議申し立てが出ました。また12月議会で同僚の岩水議員からの一般質問で、同意をとるべきじゃないかということで指摘されたことでしたが、これを受けての同意を求めることになったのか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

前池田市長と地権者の間で、土地及び立木の売買に関する契約書というのが取り

交わされたわけですけど、そのことの中身を私も見ておりませんでした。議員の方々から順序の問題もありまして、当然これは目的が違ってきましたので、当然ながら市の発展に資するために用途変更の同意をやっぱりやるべきだということで、その反省のもと、今その同意を回っているところでありまして、そのとおりでございます。

○6番（今鶴治信議員）

平成26年の6月議会で、市長は外山木材の企業進出を答弁されました。これは跡地利活用検討委員会の意見を踏まえてだったのかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

検討委員会の中に企業誘致を望むというのも入っておりまして、いろいろ入りました。その中の一つとして、外山木材さんからそういう話もありましたので、そのことを含めて検討したところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

跡地利活用検討委員会は、私もちょうどその予算のときにも、ちょっと指摘でやったんでございますが、有識者というか、専門知識のある人も入れたほうがいいんじゃないかと、一部にというんでしたけど、市民を30人考えているということでございましたが、いかんせん、市民は当たり前のことでございますが、山林ということで何がいいかということでいろんな意見が出たと思います。

その中で、結果的に外山木材が断念ということになりましたが、こういう中でそういう地権者の中の異議申し立て、また議員からの一般質問の指摘で同意が要ということで動かれた、時間的なものもあって、外山木材さんも断念せざるを得ないという答弁でございましたが、その時点で、公園予定から企業誘致への転向には、どういう問題があるか、どういう手続が要するかという内部での検討はなかったのかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

議会の中でも、ちょっと明らかにしていきまされたけれど、検討委員会を、跡地利利用の検討委員会を開いていただいて諮問を受けました。その後、企業を誘致したいということも明らかにいたしました。その中で外山木材さんという方が、曾於市に入ってきて林業の活用と雇用をふやしたいということでありましたので、それをどうしたらできるかということで進めてきました。当然、それは今後の手続の問題も含めて、内部で検討して進めてきたのは状況でございます。

○6番（今鶴治信議員）

同意も、今後理解していただいて、徐々にもらえるんじゃないかと思いますが、いかんせんもう外山さんが進出を今のところ断念したということで、もっとこのそ

ういう指摘がある前に同意が要るということで地元の人に説明をして、同意を急いでいたら、もう間に合ってたんじゃないかと、まあ結果論でございますが。その点についての反省はないか伺いたします。

○市長（五位塚剛）

言われるとおりに、その時点ではっきりとわかっていれば、そういうこともできたんですけど、私たちも、そのことについて私も、十分認識が足りない部分がありました。御指摘を受けまして、その後、12月にお願いの文書をお届けして、それで今進んでおる状況でありまして、結果論としては、今言われるようなこともあったのかなということで反省をしております。

○6番（今鶴治信議員）

以前、同僚議員の一般質問の中で、現場は高低差が、私たちも現地調査に行きましたんでよくわかっておりますが、高低差が大きいと、広い面積を要する企業誘致は難しいのではないかと市長は答弁されております。

その中で、外山木材は山林部の製材業ですので、全体を含めて買っていただくお願いをされているということで、いろいろ埋蔵文化財調査費まで含めると、1億7,000万ほどかかっておりまして、外山木材さんが、これを企業誘致で買っていただければ本当、一番よかったのではないかとございまして、結果的に外山木材さんが企業進出を断念。新たに、また同意を進めていただければ企業誘致を考え、公募による企業誘致を考えているということでございまして、果たして平坦地が少なく、そういうところに平坦地はないけど、全体的なものを利用する企業誘致が可能か、答えにくいところではございましょうが、市長の見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

せっかく市民の税金をここに投資をしておりますので、やはり有効活用するというのは大事なことであります。ただやっぱり企業誘致をするためにも、今回の地権者の方々の同意をちゃんともらうというのが基本でありますので、そのために精一杯努力したいと思っております。

その後、同意が全部いただけましたら、具体的には、また木の伐採とかいろんなことも出てきます。開発行為の問題も出てきますけど、やはり公募をかけて、できたら曾於市の農業の農産物を確保できるような企業が来てもらえばありがたいなというふうに思いますので、そういうことも含めて、前向きに努力したいというふうに思います。

○6番（今鶴治信議員）

前池田市長のときのフラワーパーク・パークゴルフ場、公園予定地を中止するというので、公約で市長もなられて、後のことはそのときは考えられてなかったと

と思いますが、その中で、いろいろ跡地検討委員会から企業誘致等の意見が多かったということで企業誘致に向かわれたんですけど、やはり場所的に、なかなか全体的の利用は難しい。以前も聞きましたが、公募による企業が来られた場合も市が工業団地みたいに造成するのではなく、買われた企業に造成等からお願いするつもりかどうかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

来られる企業の方が具体的にありませんので何とも言えませんが、一番いいのは、市が買った土地の代金をそのまま買ってもらって、その企業がしてもらったほうが、一番市としてはありがたいというふうに思います。

ただ場合によっては、企業が、市が造成までしていただければ、あとのものについてはやりますということがあれば、またそれも一つの考え方だと思いますけど、それは今のところ白紙の状態でございます。

○6番（今鶴治信議員）

本当、外山木材が一番の期待であったと思いますので、私たちもいろいろ意見は申し上げてきましたが、国県の事業等は大丈夫か、それを心配してきたところでございます。以前、9月議会になりましたけど、9月議会まで待ってくれないかという市長の答弁がございましたが、それはそういう補助事業関連を踏まえての9月議会だったのかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

いろいろ国にも出向きまして、いろんな予算のお願いも含めてしてまいりました。そういう中で、基金事業はなくなりましたが、別な事業で鹿児島県の配分というのもありましたので、その事業に乗っけられないか、また補正が組まれるんじゃないかという話もありましたので、状況を見たところでございました。

○6番（今鶴治信議員）

外山木材の進出も南日本新聞に最初出まして、企業進出されるのかなと思いましたが、この新聞報道等は、来たいという希望であったんでしょうけど、外山さんから流されたのか、市のほうでそういう取材に応じて外山木材が来るとというのが新聞に載ったのか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

新聞の記事というのは、それは新聞社の方が責任を持って書かれることであって、市がどうこうということではありません。やはり、議会の状況とかいろんなことで、窓口の調査をされて、されたんだろうというふうに思います。市からそういうことを具体的にお願したということではないということです。

○6番（今鶴治信議員）

その中で、国県の事業をもとにという内容も書かれたと思いますけど、やはりまだ全然そういう相談がない時点で、外山さんはされているというのか知らんけど、新聞等に載ったということは、やはり県側からすると、そういう実際上の相談がない上に載ったということで、少しやっぱり感情ではないんですけど、県の意向を無視したことではなかったと、まあそれ新聞社が向こうの取材で載せたというのだったらやむを得ないことだったと思いますが、その点について、いかがお思いですか。

○市長（五位塚剛）

企業誘致をする場合、外山さんが補助事業をもらう場合は、当然、鹿児島県とも、また宮崎県とも相談をいたしまして、そしてまた国にも、ちゃんと事実を含めてお願いしてしてございまして、県を無視したということじゃなくて、県とも十分相談をして進めてきたという状況です。

○6番（今鶴治信議員）

今のは、最初に新聞等で報道されたときに県のほうには打診をしていたかということがございますが、その点はどうだったんですか。

○市長（五位塚剛）

どの時点で新聞が載ったんかわかりませんが、当然、曾於市に企業誘致という形で外山さんが来る場合は、できたら国の交付金事業でやりたいという相談がありましたので、それをもとにして県のほうにもお願いをしたわけですので、その後のことについては、私はちょっとタッチしておりませんのでわかりません。

○6番（今鶴治信議員）

その中で、私も以前、質問しましたが、予算は通したことでございましたが、埋蔵文化財の早くしないと造成事業等にも支障を来すということで、先に済んだこととございます。私たちが調査に行きましたが、農地の部分でございました。私も農業委員会に以前おりましたが、そういう埋蔵文化財的なことは、転用が済んでない以前に行うのは可能だからだったんでしょうけども、農地法的な問題はないのかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

埋蔵文化財は、やっぱり開発行為をするという前提で議員の方々にも相談して議決をいただきましたので、埋蔵文化財をするについては、農地法との関係は問題ないというふうに思います。

○6番（今鶴治信議員）

一応念のために、農業委員会事務局長もいらっしゃったら。

○農業委員会事務局長（小浜昭二）

私も埋蔵文化財のことにしましては、山林の部分だというふうに考えておりま

した。農地法関係があったというのは、後で聞いた話でございまして、その段階で農地法の手続については、こちらのほうでは、そこについてはちょっと私のほうでも気づきませんでしたので、農地法上のことについては調べてはおりませんでした。以上です。

○6番（今鶴治信議員）

公共的なものであるから、問題はないと思いますけど、一応農地法上は確かめないとわからないというところでよろしいでしょうかね。

○農業委員会事務局長（小浜昭二）

それにつきましては、ちょっと調べてみないと私のほうでもわかりません。ただ、一時的なものでございますので、要は、そこがどうしても必要なのかというのは、確認してみないと、ちょっとわかりません。

○6番（今鶴治信議員）

通告しておりませんでしたので、調べて、もしわかったら、また後でも教えてください。

前回の6月議会で、胡摩地区の地元の渚合議員の一般質問で、胡摩地区に地元の人がグラウンドゴルフ場をつくっていただけないかという、それは地元の希望でございまして、そういう質問がございました。

その中で、先ほど農産加工の施設でも来ていただけないかという市長の答弁がございましたが、以前の市会議員のときだったらまだしも、そのときの答弁でハエが多く、弁当も食べれないところであるので、グラウンドゴルフ場には不適地であると答弁されましたが、やはり今後、ここの地区に企業誘致を公募とかされる場合、この発言に対して、実際に本当にそういうふうに市長は思われるのでしょうか、この言葉は要らなかったんじゃないかと思いますが、市長として。この点に関してはいかがですか。

○市長（五位塚剛）

議員のときは、やはり私はそのときの状況を見て発言しております。今は、企業誘致ということでお願いしたいと思いますが、そのことと、その発言は、また、ちょっと意味がちょっとわからないんですけど。

○6番（今鶴治信議員）

渚合議員がグラウンドゴルフ場は、もう市長は全て白紙ということで、そうは思っていないというような答弁でよろしいと思いますけど、それはフラワーパーク反対のときに市長がいつも唱えられた理由でありまして、この前の渚合議員に対して、企業誘致を考えられている市長が、ハエが多く弁当も食べられないところであるのでグラウンドゴルフは不適地であると答弁されたことは、これは市長として節度の

ある答弁ではなかったと私は思いますけど、これに関しては、いかがですかということでございます。

○市長（五位塚剛）

前の池田市長とのやりとりの中で、弁当を当初、公園の中で広げて食べるということも最初は言われたんですよ。その後、いろいろハエの問題とか、においの問題とか、そういうのが出てきまして、最終的には施設の中で弁当は食べさせるんだという話も出てまして、そういう中でのやりとりだったと思うんですけど。過去のときの議論と、今は企業誘致をするからどうのこうのという問題とは、また別な段階の問題じゃないかなというふうに思います。

○6番（今鶴治信議員）

だから、それは以前のことだった。だから、やむを得ないんですけど、前回の6月議会で渕合議員の質問にそういうふうに答えられましたので、市長として不適切な発言ではなかったということでは聞いていますところでございます。

もしそういうふうに市長は感じられてるのであれば、企業誘致を図るべく、そういうハエとか少なくなるような環境整備を市有地部分でもするべきではないのか、その点はどうお考えですか。

○市長（五位塚剛）

まず、やるべきことは、企業誘致ができるように、一応その地権者の方々の用途変更の合意をもらうというのが、まず先決だと思います。それができれば、企業誘致ということで公募もかけて、具体的に対象者が出てきたら、その中で具体的な話が出てくると思います。そうなれば、どこまでの部分を開発して企業誘致ができるかということも具体的に出てきますので、それはその時点で考えられたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけど。

○6番（今鶴治信議員）

なかなかかみ合わないところがございますけど。まあインターネットで議事録を調べていただければわかるんですけど、そういうふうに市長はハエが多くて弁当が食べられないということで不適地と発言されたので、それは市長として不適切な発言じゃなかったかということでは聞いていますところでございます。企業誘致についての問題は、その後のことではございますけど、その点はどうお考えかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

私もそのとき、近くに私も水田を持っておりましたので、私がそういう状況を踏まえた話もしました。また、議会でもハエの調査もいたしましたし、現実にもまた弁当を広げて調査もいたしました。

そういう段階のときの話でありまして、今現実がどうなっているかというのは、またこれ調査しなきゃわかりませんが、それは前のときの話でありまして、今それを不適切な発言だということではないというふうに思います。

○6番（今鶴治信議員）

今の答弁で、聞かれている人は、今はそういうことじゃないんじゃないというふうに理解されたと思います。

私たちの文厚委員会でも、またこれとは違いますけど、都城医師会病院が都北のほうに移転したということで、開所前に委員会で視察研修に行きました。その中に、やむを得ないことではございますが、水田地帯の真ん中にできております。そのときちょうど酪農のスラリーがまかれておりまして、非常に異臭のすることで、においがするなどは思いましたけど、そういう場所に病院が来たことでありまして、それをする事自体が悪いことではございません。畜産のまちでございますので。

また、ハエとかも、うちの家にも多いですけど、どれをもって、このハエが多いとか少ないかというのも、客観的第三者に委託して調査することで、これはフラワーパークのときに済んだことではございますので、これ以上は言いませんけど、前回、澁合議員のときに、市長は以前にそういうことがあったということでグラウンドゴルフは不適地であるというのは、最初の計画のときに不適地であるということであったので、今は新しく新地公園に予定地であるので、きのうの答弁のように、そういう事業が始まっているのでグラウンドゴルフ場は考えていない、こういう答弁でいいのかどうかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

基本的には、今グラウンドゴルフ協会の方々陳情を受けて、議会も議決をいたしましたので、それを前提として、末吉の町にその施設の建設についての予算をお願いいたしました。今も胡摩の方々も、小さいものでもいいから、できたらグラウンドゴルフ場みたいなものをつくってもらえればありがたいという声があるのは、まだあります。それについては、またその声も大事にするのも大事なことでありますので。

しかし、今は基本的には末吉の町の整備を進めたいというふうに考えております。

○6番（今鶴治信議員）

この点に関しては、今後また新しく同意が終わった後の公募による企業誘致をまた静観していきたいと思っております。

続きまして、3番目の……

○議長（谷口義則）

ここで今鶴議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時08分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開き、今鶴議員の一般質問を続行いたします。

○6番（今鶴治信議員）

それでは、最後の蔵之町地区の廃ビニール処理場について、質問いたします。

先ほど答弁をいただきまして、きのうの渕合議員の一般質問の中でもございましたが、6月に事業主から、産廃処理業の許可を必要としない再生利用個別指定業者指定申請書の提出があり、現在のところ書類の不備により再提出を求められているという状況でございますというような答弁書をいただきました。

その中で、8月、地元住民よりビニールが持ち込まれているということで、市の職員も確認に行ったということでもございましたが、その後、8月に搬入状況は、そんなにたくさんは来てないという話でございますが、私が知ってる範囲で、今甘藷の収穫が始まりまして、あそこが引き取ってくれるということで、本当、天候が悪くて、ポリも泥つき、焼酎メーカーは計画出荷でございますので天候不順でも作業をしなくちゃいけません。

その中で、ポリをあそこに持っていく、私が知っている中でもたくさんの方が言われます。今後、9月、10月と甘藷の収穫の最盛期になると、相当なポリが持ち込まれるんじゃないかと思っておりますが、事業はまだ始められていないということでもございますが、そういうポリを持ち込んで、そこに置くということ自体は何ら問題は無いのかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

ポリを置くのが問題ないかということですけど、法的にどんなことかちょっとわかりませんので、多分、わかりますか。一応市民課長に答弁をさせますけど、大分難しいんじゃないかと思えます。

○市民課長（久留 守）

お答えいたします。

当初、この業者の事業計画の中では、農家のほうから廃プラを購入するといったようなことでしたので、購入するとなれば有価物の取り扱いということになりますので、産廃ではないということになるわけなんですけど、きのうの渕合議員の御質問の中でも回答を申し上げたところでありますけども、6月に行われた環境保全推進協議会の中で、スキームの変更があるということで、今、今鶴議員が言われました

再生のそういった許可を今県のほうに出しているということでもあります。

この再生利用上のこの制度というのは、もとはその取り扱うのは産廃の廃棄物であると、この許可を必要としないためのこういった申請があるということなので。となりますと、産廃であれば、やはりそういうのを持ち込むのはどうなのかなと思うんですが。

ただし、まだ許可は下りてなくて、県のほうでも申請中ということでもありますので、そうなれば、まだその準備ということで、今の状態では、有価物だよと言われてれば、持ち込みについてはその建設の準備をしてるんだよといったようなことであれば、それもどうかな、通るのかなとは思いますが。

いずれにしても、こういった申請については、県の範囲の中の申請許可になりますので、大変申しわけありませんけども、詳しいことについては熟知していないところであります。

以上です。

○6番（今鶴治信議員）

8月に県リサイクル対策課の課長、または職員が来庁されて、県にも陳情があったので、見に来られたということでございましたが、やはりこういう点も小まめに連絡をして、県がそういう指導ができるということであれば、県の見解を伺って、これからどんどん持ち込まれると思います。私が聞いたところ、名前を書いて、トラック1台かわかりませんが、100円ほどいただけるということで、100円払ったら有価物かということで、お金を払ったから有価物といえども有価物でございますけど、これが再生利用されなかったら、本当、ごみとなりますので、そこら辺を地元の人は大変危惧されているところでございます。

また、きのうの渇合議員の質問の中でもございましたが、議会にもこういう現状に対しての陳情が出されました。その中で、地元の理解をいただくように地元説明会を即すべき、市のほうでも指導されたと思いますけど、議会で採択されたにもかかわらず、反対陳情が。地元説明会もいまだになく、また一応事業計画が通っていないからできないところかもしれませんが、経過でも地元の説明していただければまた安心されると思うんですけど。地域住民無視で事業が進むことへの怒りと、また市のほうでは、そういう監督ができない状況だということでございますが、市民からわかりませんので、行政への失望感で、もう地元の人は大変憤りを感じられているところでございます。

この点に対して、曾於市の責任者であります市長として、どうお考えか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市民からそういう要望もありまして、当然、市としてもそのための関係機関を集めて会議を開きました。また同時に、向こうの業者呼んで、基本的なことで指導をいたしました。ただ市が、基本的に市が権限がないところに非常にまた難しいところでありまして、市がまた別な形でのことをすると、市に対して損害賠償が起こされる可能性もあります。そういう意味では慎重にしなければならぬと思っております。

しかし、現状については、やはり県にもつないで現状報告をして、また県からも指導してもらい、また地元の方々にも今の状況についても、できたら役員の方々がいらっしゃいますので、報告はさせたいというふうに思います。

○6番（今鶴治信議員）

私も担当の環境系の職員に聞いたところ、再生利用個別指定業者指定申請書の提出を県にされてるけど、資料等が中国語の説明書であったりということで、不備等があり、再提出を求めたところ、今のところまた再提出してないという状況であると聞いておりますが、県のほうでも地元に行かれた場合は、看板が立って、とても地域住民に理解してる事業でないということも感じてらっしゃると思います。

こういう中で、県が判断することになりますが、最低、地域住民の理解がないと、事業はうまく行くはずがございませんので、県のほうも、書類的なものがそろえばどうかわかりませんが、最終的にやっぱり地元の同意がどうなのかということも聞かれると思いますので、許可が出るのは非常に難しいのではないかと私は感じるところでございますが、答えるに難しいところでございますが、この点については、どうお考えか伺います。

○市長（五位塚剛）

県のほうも地域の住民の方々が説明会もない中で事業を進むということで、それはもう十分わかっておられると思います。住民の気持ちも当然、市からも話をしてありますので、県のほうには伝わっているというふうに思います。

ただ、これについて県がどういう判断するかというのは、市が介入できるものではありませんので、これは推移を見守り、また状況については、また地元の方々にもお伝えはしたいなと思います。

○6番（今鶴治信議員）

6月議会でも私もちょっと提案したんでございますが、よくわからないところでございますけど、やはりこの廃ポリ処理場にかかわらず、山林伐採跡地が多いということで、何らかの環境条例といいたししょうか、そういう条例化は検討されたのか、市のほうでも、それについてお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

山林の伐採というのは、もう御承知のように、地主さんが伐採をしたいということで、市の経済課のほうに届け出をすれば、基本的には後の植林の計画もありますので、それはそのとおりにならざるを得んわけですね。ただ、今言われるような、こういう問題がいろいろありまして、全国的にはいろんな条例みたいなものをつくってやっつけていらっやっつけて、しかし結果的には裁判まで起きているみたいです。だけど現実には、裁判になったときは非常に行政のほうが不利になるようなことも言われております。非常に難しい問題がありますので、そういう条例をつくるということについて、具体的には指示もまだしておりません。現状についての議論はただけです。

○6番（今鶴治信議員）

私たち自民さくら会も、薩摩川内市の産業廃棄物処理場も、立派なのが県のができておりました。そういうちゃんとした合法的な立派な施設だったら、地域住民も理解されるんでございますが、建築許可の要らない200m²以下の建物ということで、地元の住民も私も思うんですけど、そういう小さな設備で相当なポリが集まると、農家としましては、誤解を招かないように言っておきますけど、そういうのが立派に稼働して地元の合意をいただければ、大変ポリの処理ということで助かる事業だとは思っております。

その中でやっぱり地元住民が、よく市長も御存じのとおり、排水の問題とか、そういう工場がうまく行かなかった場合、いろんな心配されておりますので、相手がいらっしゃることでございますので、地元説明会を、この県の許可がいただいたらされるのかもしれませんが、今のところそういう状況でないということで、地元市民としましては、裁判とかいうのは大変起きないほうがよろしいんですけど、そういうので、まあ負けるというやる人はいないんですけど、市が盾になって曾於市の住民のためにこう何かしていただくと、結果的に市民に迷惑が行くかもしれませんけど、そういうのをしてほしかったんじゃないかと思うんですけど、感情的に。市長としては、その点についてはどうお考えですか。

○市長（五位塚剛）

そのために、市は業者を呼んで、ちゃんと聞き取りをして、どういう内容であるのかということも含めてしたわけですね。それで基本は地元説明会を誠意をもってしてくださいというお願いをしました。市としても、最大限の努力をしております。今後も引き続き、進めていきたいというふうに思います。

○6番（今鶴治信議員）

市のほうでできる手立ては本当、限られているので、市のほうも対応に苦慮されていると思っております。その中で、県のほうとリサイクル課と打ち合わせて、向

こうも来ていただいた。そういう申請が出ている状態でございますので、今後の推移を見守っていきたいと思っております。

ちなみに、以前私も、このこととは関係ございませんけど、私の地域の鉄鋼スラブの件は、市の環境係、また経済課、建設課に来ていただいて、県のほうも相談をしていただいたということで、鉄鋼スラブという出したとこの責任もあるということで、全て撤退ということでスラブを持ち出して、また更地になって、事業者のほうではもとの山林所有者に買い取っていただくという、うまく行った結果でございますので、今後とも市を初め、市の皆さん、県と相談して、地元のために頑張りたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（谷口義則）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 24 分

再開 午前 11 時 25 分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第9、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○1番（岩水 豊議員）

自民さくら会の岩水豊です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

先日、南日本新聞にも「活発な曾於市議会」として紹介されました。私たちも襟を正し、一生懸命取り組んで、今後も取り組んでいきたいと思っております。今回は、市長の政策の実現性の検証と真意を確認するために伺いたいと思います。

今回は、胡摩地区の現在までの状況と、桜の名所を目指す弥五郎の里について、お伺いいたします。

まず、胡摩地区の買収地の再開発及び現状についてお伺いいたします。

まず1番目に、買収農地で登記済みの土地が何筆あるか示してください。

次に、買収農地で仮登記の農地が何筆あるか示してください。

3番目に、前回の議会で市長の答弁では、自分が相談に行けば今後の活用法について同意がもらえると自信あり気に答弁をされましたが、その後の結果はどうであったかをお示してください。

4番目に、行政が農地を購入する場合は、目的が明確でないと登記ができないものと伺っておりますが、状況をお示してください。

次に、弥五郎の里の桜の名所計画についてお伺いいたします。

先月ありました関東曾於市の会の総会でも、市長が一生懸命呼びかけられているのをお聞きいたしました。私たちも先輩の方がいらっしゃいましたので、先輩に、「どうか記念になるから協力をお願いします」と呼びかけをして帰ったところであります。

そこでまず1番目に、桜の植栽計画の寄附の現状と寄附件数、金額等をお示しく下さい。

次に、桜の名所計画で今後の予定を示してください。ハード面だけではなく、ソフト面の計画があるかをお示しく下さい。

3番目に、観光入り込み数の見込み計画、今後の管理計画、管理経費はどれぐらいになるか、経済効果は毎年幾らを見込んでいるかをお示しく下さい。

以上、壇上からの1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水豊議員の一般質問に対して、お答えをしたいと思います。

1の胡摩地区の買収地の再開発及び現状についての①登記済みの土地が何筆あるかについてお答えしたいと思います。買収済みの農地は、畑が10筆、田が1筆の計11筆であり、登記済みの土地は畑4筆であります。

②買収農地で仮登記の農地が何筆あるかについてでお答えいたします。買収済みの中で仮登記の農地は、畑が6筆、田が1筆の合計7筆であります。

③「私が相談にいけば、今後の活用法について同意ももらえるとされたが、結果はどうであったか」について、質問でありますので、お答えしたいと思います。9月4日現在で、未同意者は残り9名となっております。うち2名は関西在住のため、9月末に職員が訪問する予定です。7月以降に6名の方々に同意をしていただきました。

④行政が農地を購入する場合は、目的が明確でないと登記できないのではないかということについてお答えしたいと思います。購入した農地の4筆は、平成25年6月20日に所有権移転の登記を行い、曾於市の所有となっておりますが、この時点では、フラワーパーク・パークゴルフ場建設の目的があったところです。残りの7筆につきましては、平成25年12月9日に登記しましたが、この時点では、既にフラワーパーク・パークゴルフ場の建設は中止になっていたため、所有権移転の仮登記を行ったところです。

大きな2の弥五郎の里の桜の名所計画についての①桜の植栽計画の寄附の現状、寄附件数、金額等についての質問であります。本日現在で寄附の状況は84人から92本、1本当たりの5,000円で46万円になります。内訳は、曾於市内が63人、県内

が2人、県外が19人となっております。

②の今後の予定についてお答えいたします。平成27年7月1日に曾於市誕生10周年を迎えましたので、10周年記念事業として、平成28年2月14日の日曜日午前10時から、弥五郎伝説の里公園で植樹祭を行う予定となっております。

なお、植樹のお申込みをされた方には、植樹祭の御案内を差し上げることになっております。

③ハード面ではなく、ソフト面の計画について、お答えをいたしたいと思います。春の花見シーズンには、桜の花の下で焼き肉大会、夏には夏祭り、秋にはもみじ、冬にはクリスマス・イルミネーションや、正月行事等を計画したいと思います。

しかし、行政だけでは盛り上がりは欠けますので、曾於市商工会や農土家市あるいは露天商の方々の協力をいただきながら盛り上げていきたいというふうに思います。

④観光入り込み数の見込み計画及び今後の管理計画・管理経費は、経済効果を毎年幾ら見込んでいるかのことの質問であります。観光入り込み客数については、植樹してすぐ効果が出ればいいのですが、花見時期に道の駅のイベント等も実施されることから、道の駅に立ち寄ってくださった方の2割、約6万人程度を見込んでおります。

今後の管理計画・管理経費は、現在、指定管理委託している委託料2,768万5,000円に、植樹をすることによる草払い、幼木時の追肥・肥培管理等の経費が加算になるのではないかと思います。

経済効果ですが、入り込み客数の増加により、地元の商工会・やごろう農土家市での買い物等をしていただけるのではないかとというふうに思っております。

以上で1回目の答弁を終わります。

○1番（岩水 豊議員）

1番目の胡摩地区の買収地の再開発の件について、総合的に質問をさせていただきたいと思いますが。以前、質問いたしましたときに、農地はさまざまな手続が必要で、転用はできないので仮登記をしてあるという答弁であったと思いますが、現に4筆、市に農地が登記が直っているという答弁であります。これについての経過を示してください。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

今回の農地購入について、まず経緯から申し上げますと、平成25年10月にフラワーパーク・パークゴルフ場等整備事業の予算凍結が解除された後に、地権者等への説明会を行い、土地の売買契約等を行ってきました。この際、売買契約が成立し

た農地につきましては、田が1筆、畑が10筆あったところです。また、登記につきましては、対象の山林や農地等の売買契約が終わった契約者ごとに法務局へ登記申請を行ったところです。

この中で、本登記となった畑4筆について説明いたします。この畑につきましては、契約者ごとに売買の契約が済んだ畑と山林とともに登記申請を行いました。その後、法務局から25年6月20日付で所有権移転の登記済みが通知されたところでございます。

○1番（岩水 豊議員）

農地の登記を、畑の登記を見れば、畑のままになってると思うんですが、畑のまままで農地は登記、市にできますか。農業委員をされてた市長、詳しいと思うんですが。

○市長（五位塚剛）

行政が一応、今今回の地権者との関係で契約書が結ばれて、それで登記を法務局に出しまして、法務局がそれをちゃんと受けつけていただいて認めてもらった状況であります。経過はそういう状況ですね。

○1番（岩水 豊議員）

私が伺ってるのは、畑を市がそのまま登記できますかと伺っているんです。で、法律上、問題はないでしょうか、農地法等踏まえて。

○市長（五位塚剛）

市が農地を農地として行政が取得する場合は、きのうもちよっと説明いたしましたが、農業用の試験栽培とか、またいろんな農業に資する状況の中での農地としての登記というものはあるわけです。

○1番（岩水 豊議員）

私、今申し上げているのは、この4筆について質問してるんですけど。この4筆について、合法的にこれはできているという認識でよろしいのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、国の機関ですよ、法務局が基本的には登記を認めていただいているわけですので、基本的にはそれは合法的に認めてもらってると思います。

ただ、事務上の過ちというのも、またあると思います。それについては、また錯誤という方法がありますので、現状としては、今の登記官のほうでちゃんと認めてもらった今の状況であるというふうに思っております。

○1番（岩水 豊議員）

私は、前回までの市長の答弁からいきますと、農地は取得できないという形ですが、2年前、25年6月20日に登記済み4筆あります。これ2年前ですね。登

記されたのは、前市長時代だったとは思いますが。それから2年経過しております。2年間経過している間、今の市長は、これについて御理解しておられましたか、伺います。

○市長（五位塚剛）

職員とのやりとりの中で、登記はされているということを知りました。

○1番（岩水 豊議員）

その間の我々の議会での答弁に関しては、農地はかえないですよ、おわかりですかというぐらいのことで、私も答弁されました。で、現状はこういうふうになります。

しかし、非常にそれについて、今の答弁で私、納得できない部分があるんですが。農業委員を長年されてたという関係でお伺いしますが、農地を取得、もしくは地目を変更する場合には、3条ないし5条の申請が必要であるという認識はありますか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

認識はあります。

○1番（岩水 豊議員）

もう一つ、農振除外の手続も必要であると御理解してありますか。

○市長（五位塚剛）

市が転用をするために具体的に決まったときは、農振除外の手続をしなきゃならないと思っております。

○1番（岩水 豊議員）

それでは、先ほど今答弁で、錯誤の手続が必要であると。しかし2年間、私からすれば置いてあったと。2年間、これを議会にも報告がなかったと。我々は市長の答弁では、してないと、絶対してないと私は思っておりました。市長の答弁を総合的に判断すると、まさか農地が曾於市の所有になっているというようなことは、全く考えもしなかったです。どうでしょうか。あなたの今までの答弁で、我々が登記されている可能性があるというふうなふうに理解できたと思いますか。伺います。

○市長（五位塚剛）

地権者との間で、市との間で土地の売買に関する契約書の中に、第3条で、甲は乙にこの土地及び立木を本契約締結同時に乙に引き渡し、乙は直ちに所有権移転のための登記を行うものとするということで契約をされてあったみたいなんです。そのために市の職員もその準備に入ったんだろうというふうに思います。

経過としては、そのような形で、山と一緒に提出されて法務局がそれを認めていただいたということになっているようでございます。

○1番（岩水 豊議員）

私がお伺いしてるのは、あなたの答弁ですよ、ここにいらっしゃる先輩議員の方々を含め、私たちが登記が地目が畑のままで所有権が市に移っているという理解ができたか、できてると思いませんかとお伺いしているところです。

○市長（五位塚剛）

私も、詳しくはそういうふうになっていたというのは、正直なところ知りませんでした。この間の、ここ数カ月間の間の市の職員とのやりとりの中で、そのことを認識いたしました。

○1番（岩水 豊議員）

ということは、市長の答弁では、我々議員が理解できるはずがないという認識でよろしいですか。

○市長（五位塚剛）

議員の皆さんたちがどのように認識するかというのは、おのおのの考え方でしょうから、それはわかりません。ただ現状を今報告しているだけです。

○1番（岩水 豊議員）

私は、到底あれほど質問をしてきまして、問題がないかということ、企業誘致を含めて、精査する問題ということ、非常に言ってきておりました。しかし、本当、農地を法務局に手続する場合には、こういう先ほど言いました農地法上の適用を受け、農業委員会にかけて審議して、その結果を踏まえてするという手順は、市長は御理解されてますか。

○市長（五位塚剛）

基本的には理解しております。

○1番（岩水 豊議員）

なら、もう一つお伺いします。この土地が市の所有に変わったという事実を市長が知り得たのは、何年何月何日だったですか。

○市長（五位塚剛）

もう何月、それはわかりませんが、ここ数カ月間の中でこの問題が出てきましたので、知り得たところです。

○1番（岩水 豊議員）

といいますと、議員の皆さん方々から一般質問でるる質疑を質疑され、ここは正さないといけないよということで議会のほうで言われてからだったんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

そのとおりです。

○1番（岩水 豊議員）

これは市長の計画のなさを明確にしたと、私は認識したいと思います。

どう考えても、私として、農地がこうも簡単に市の所有に変わった、これあくまでも私としては違法だと認識しております。

しかし、市長は、国がしたことですから、県がしたことですからということで、合法扱いのように言われますが、本当にもう一回確認しますが、これ合法だと思う認識でよろしいんですね。

○市長（五位塚剛）

結果的に農地として農業をするという意味での農地の取得はできません。今後、これについて、転用をして、農振除外をして、転用をして、企業誘致としての宅地化を目指しますので、その前に今言われたような問題もありますので、法務局とも相談をして、錯誤という方法で、これはもう可能でありますので、市の職員もそれを出したという過ちもあります。国のほうもそれを認めて、畑で市にしたという、これも事実でありますので、お互いに一般的な考え方といえ、やっぱりお互いに過ちがあったのかなという感じはしますが、国が一応でも認めてもらってるのが今の事実ですので、経過だけ報告したいと思います。

○1番（岩水 豊議員）

合法か合法でないかをお伺いしたんですが。

○市長（五位塚剛）

このやりとりが合法か合法でないかというのは、私もそこは判断する能力はありません。

○1番（岩水 豊議員）

錯誤の手続をしなければいけないと。私、やはり30人委員会を、検討委員会を開催するとかいうことで、また企業誘致をするということで進んできているわけなんです。私も1年生議員として、まだ2年たっておりません。なかなかまとめて調べて、一般質問するというだけの力量を持ち合わせておりませんので、わかる範囲内で少しずつこう調べながら、私、実は今問題になっている4筆の土地を含めたその周辺の土地12筆を閲覧してまいりました。12筆をですね。初めて私も市の所有権が市に移っているというのがわかりました。これは本当、偶然だったと思うんですね。たまたま作物つくってらっしゃるところがあったりして、非課税の扱いを企画課から税務課のほうに届け出があったと。

しかし、その農地がそれなりの経済効果を生んでいるということであれば、非課税にするかどうかというのは、もうちょっと慎重に考えなければならない部分もあるんじゃないかと思ひまして、そこを踏まえた上で、私は登記の閲覧をしたわけなんです。そういうことで調べようと思ったんですね。

そしたら、全然違う方向に行ってきました。こういう違法な状態、錯誤をしなければならぬ問題というのを2年も放置してあると。これはやっぱり執行責任者としての責任をどう感じますか。

○市長（五位塚剛）

この問題というのは、フラワーパーク事業を前市長がするという事の中での、この間のずっとやりとりがされた結果の状況です。この畑を市に登記をしたときは、私もタッチできる状況ではありませんでした。ただ、現実的には、この2年間たっております。それでここ数カ月の間に、私も確認いたしましたので、それは錯誤という方法があるということで、そのことの手続も含めて、今検討しているところでございます。

○1番（岩水 豊議員）

錯誤という手続をとるのかとらないのか、検討なのか。もう一回明確に回答をお願いします。

○市長（五位塚剛）

基本的には、まだ具体的に全ての同意が得られておりませんので、錯誤の手続をとりたいというふうに思います。

○1番（岩水 豊議員）

先ほどの1回目の答弁で、4番目の、1の4のところ、残りの7筆については、25年12月9日に登記したが、この時点ではフラワーパーク建設中止ということで所有権の仮登記を行ったとありました。

しかしですね、今私、たった12筆調べた中で、4筆が市にかわってましたね。残り12筆、8筆です。8筆のうち私は偶然とった3筆は未買収地でした。残りが5筆ありますが、5筆ある。ここですね。25年12月9日と言われましたが、25年4月1日と25年7月1日に2筆と3筆は仮登記されてるんですね、前後して。前後して。ですから、ここで残りの7筆と言われましたけど、私が見たところでは、25年の7月と25年の4月なんですよ。先ほどの1回目の答弁は食い違うのではないのでしょうか。説明をお願いします。

○市長（五位塚剛）

ちょっと何が食い違うのかちょっとわからなかったんですが、もう一回説明してもらえますか。

○1番（岩水 豊議員）

登記の日付です。登記の日付が、25年6月20日に本登記された分がありました、4筆。それより前に2筆、仮登記した。それより10日後に仮登記したのが3筆ある。ですから、先ほど言われた26年12月9日に登記したとありますが、ここでは食い違

うんじゃないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

橋口課長は新しく課長になったばかりですけど、一応引き継いでますので、答弁をさせます。

○企画課長（橋口真人）

今の7筆の件でございますけども、売買は25年4月1日と、25年7月1日でしたが、登記につきましては、25年11月26日、12月9日に登記済みとなっているところでございます。

○1番（岩水 豊議員）

失礼しました。登記の時期はそうっております。売買による条件ということで、農地法の第5条の許可ということで、25年7月に売買ということで記載されてあります。ですから、同じ時期に、一部そういう形になって、一部がこういうようなことになってることは、やはり市全体として、行政の全体としての私が再三申し上げております企業誘致にするというときに問題はないか、法的な問題、何もないかということ。2年たってこういう問題が明確になるじゃないですか。私はこれ、去年の12月から申し上げてますね、問題はないかということ。しかし、全然それが改善されてない。行政の怠慢じゃないですか、市長、どう考えますか。

○市長（五位塚剛）

言われるとおり、手続上の不備があったことは謝りたいと思います。市の職員も、この契約書に基づいて契約ができたところについては登記をしていくということで進めてみたいですので、若干のずれがありまして、そういう法務局とのお互いの意思疎通を図ってなかった部分もあったようでございますので、それについては、ちゃんと錯誤をして手続を踏んでいきたいというふうに思います。

○1番（岩水 豊議員）

私としましても、再三再四申し上げてる問題が、正確に、行政たるもんが、先ほどの諏訪地区の廃ビニール処理の問題についてもしかりですが、やはりもう少し慎重にやっていただきたいというのは再三再四申し上げている。新しい市長になってから12月議会から再三再四、これについて申し上げてる中で、なかなか精査されていない。私はこれ、トップを含めた、市長を含めた三役の指導能力、管理能力に問題があるんじゃないかというぐらい感じます。どうでしょう、もう一回、何回も言ってますが、口酸っぱくしておりますが、ほかにも問題がないですか。もうないという自信がありますか、伺います。

○市長（五位塚剛）

「ほかにも」という意味が、私、理解できないんですけど、行政全体という意味

ですか。それともこのフラワーパークだけ。詳しくほかにも問題があるかということについて、今すぐ問題があるようなものがちょっと浮かばないんですけど、基本的には問題ないというふうに思っております。

○1番（岩水 豊議員）

いや、私、きょう今すぐ言った話じゃない。今まで再三再四そういうことをこちらからも進言してきました。もうちょっとしっかり調べなさいよということを書いて1年以上経過している中で、こうやってぼつぼつ私みたいな1年生議員ですら調べつけられるような内容で問題が出てきております。ですから、もうそろそろ自信を持って、ほかにないというぐらいの自信はあると受け取っていいですね。

○市長（五位塚剛）

基本的には、市の職員も精いっぱい努力してやっております。ただ、これは市の職員も完璧な人間ではありませんので、過ちは起こすこともあります。それについては、やはりちゃんと見直しをして、直すべきところは直していきたいと思えます。

○1番（岩水 豊議員）

精査してくださいということですとずっとお願いしてきておりますが、精査がなかなか進んでいないようであります。

もう一つお伺いしますが、昨年度遺跡の発掘調査をされました。先ほど農地法上の問題はないかということでありましたが、問題はないと言われましたですね、先ほど今鶴議員の質問に対して。しかし、農地を一時的にでも農地の状態でない状態にする場合には、私は一時転用の届け出が必要じゃないかと思うんですが。

○農業委員会事務局長（小浜昭二）

先ほども今鶴議員のほうから同じ質問がございました。ちょっと私のほうも、その件に関して熟知しておりませんでしたので、現在確認中でございますので、後ほど回答したいと思います。

○市長（五位塚剛）

埋蔵文化財の地質調査なんですね。それで現況を變形はしてないんです。またもとに全部戻しました。盛り土をすとか現況を変えてするということだったら届け出があります。基本的には、発掘調査をしたところは全部また元に戻しておりますので、農地法等は基本的には私は問題ないというふうに思っております。

○1番（岩水 豊議員）

私は元に戻すのは当然のことでありまして、それを問うてるわけではありません。一時的に遺跡発掘調査をする段階、間というのは、農地の状態ではないですね。作付ができないです。その時期がある一定の期間を必要とする場合には、届け出が必要と我々民間の我々であっても、農業委員会に届け出をしております。そういう意

味では必要ないんですね、行政の場合は。その確認です。正確にお答えください。

○市長（五位塚剛）

正確にと言われましたので、一応中断して、法的に問題ないかというのをちょっと調査をさせますので。

○議長（谷口義則）

ここで昼食のため、岩水議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。
午後はおおむね1時、再開いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開き、岩水議員の一般質問を続行いたします。

○農業委員会事務局長（小浜昭二）

先ほどの埋蔵文化財の試掘の関係でございますが、原則的には、埋蔵文化財の試掘につきましても、一時的なものでございますけれども、農地法の許可が要するというところでございます。

ただし、今回の胡摩地区の関係につきましては、市から県、県から文化庁のほうに届け出がなされておまして、文化庁のほうで農林水産省のほうと協議が進んでいるというようなことで、問題はないものと考えております。

以上です。

○1番（岩水 豊議員）

市長、やはり農業委員会に届け出が必要と。農地法上は届け出が必要ということ
でよろしいですか。

○市長（五位塚剛）

はい。よろしいです。

○1番（岩水 豊議員）

先ほどの登記の錯誤の取扱いという件につき、今回の農地の一時転用手続とあわせまして、私は議会として、議会の一員として正式にこういう不備のあった問題、手続の再三再四、議場で問題はないか、正確に調べてしなさいと、我々からも提案、提言している中で、こういう問題が一つずつ明らかになってくる。こういう時代に2年間、市長、市長が就任されて2年たっているわけです。2年間、こういう問題がずっと山積してきております。私は、議会全員の気持ちとして、正式に謝罪を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この間の手続の問題で、やはり不備な点がありました。その点についてはおわびをしたいというふうに思います。

○1番（岩水 豊議員）

はい。明確な謝罪をいただけたということで、議会を軽視することのないよう、我々議会人が言ったことについては、発言したことについては、しっかりと受けとめてやっていただきたいと思いますので、今後ともその辺のところは十分留意していただきたいと思います。

一昨日の海野議員への答弁で市長の答弁の内容ですが、外山木材さん、企業側はインターネットで議会を聞いていて難しいと判断されたとの答弁がされました。これは、具体的に言いますと、契約書の不備問題が明確になり、問題解決に時間がかかるとして外山木材は断念したと理解していいでしょうか。進出を急ぐということ考えた中でそのような理解でよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

外山木材さんにも、今後の手続の問題もお話をいたしました。議会からもいろいろ指摘がありまして、最終的に外山さんに売却するまではちょっと時間がかかるということで、そういうお話をいたしまして、そのことも、やはりインターネットを含めて御存じでありましたので、ちゃんと説明をいたしました。

○1番（岩水 豊議員）

それでは、契約書の不備問題が明確になり、問題解決に時間がかかるとして断念したと理解いたします。

もう一つ、きのうの海野先輩議員の質問の答弁でありましたが、同意をいつまでにもらわなければならないということはありませんと言われました。言われましたね。同意を早くもらえていれば、この取り組みを事前にしていれば、企業進出が実現できたのではないかということは考えませんか。

○市長（五位塚剛）

企業と外山木材さんは、やはり国に補助事業として申請をする場合は、もうその土地が外山さんに所有権を移転した中で申請をしなきゃなりませんので、そのためには手続上、開発行為の問題とか転用の問題とか、その前にまた同意のもとに、これはもういっぱいありましたので、時間的に非常に厳しいということの中での判断だということで理解していただきたいと思います。

○1番（岩水 豊議員）

それでは、同意を早くもらえれば、企業進出が実現できたということで、理解したいと思います。

また、もう一つ、農業委員会は県とよく相談してやっているという答弁がありましたけど、実際にどういうところを、先ほどの問題を含め、錯誤の問題を含め、あるんですけど、実際、農業委員会は県と具体的にどんな内容で相談されて、今があるんでしょうか。胡摩地区の件についてですね。どうも言葉でこういう言い方は悪いですが、言葉で何かうまく言われてるだけで、実質的に具体的中身というのがどうも明確に見えない部分があるんですが、その辺、具体的には県や農業委員会と折衝した、相談したという内容というのは、具体的にどういうことだったんだろうかと思うんですが、お伺いできますか。

○市長（五位塚剛）

今回、具体的にこういう所有権移転の問題とかありまして、担当課から農業委員会とも相談したりとか、あと法務局との関係でも錯誤の問題を含めてお願いしたという状況でございます。

○1番（岩水 豊議員）

議会もありますし、議員も我々は注目してる場所であります。市民も含めてですね。ですから、できましたらというべきではなく、実際にこういうことについても経過として、全協あたりでも議会には随時報告を求めたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

外山木材さんについては、基本的には白紙の状態に戻りましたので、今後、地権者の同意の状況とか、その後の状況については、全協あたりで随時報告をしたいというふうに思います。

○1番（岩水 豊議員）

これからは先のことですので、今からしようということであれば、できることですので、今までは済んだ、今まで、経過したことについての質問をしてまいりましたが、今のは今後のことですので、十分留意してやっていただきたいと思っています。

この問題の最後になりますが、私のところに私、赤旗の日曜版をとっておりますが、その中に、折込で曾於民報が入っておりました。8月30日付の曾於民報の記事で、こういう記事があったんですね。

土地売買契約書の異議が出されたのが今年の11月末だそうです。フラワーパーク関連の予算が削除され、跡地利用が審議され、市が事業計画を出してからです。事業が中止された時点で、どうして早目に異議の申し立てをしなかったのか、私には不可解なことですとの記事があったんですね。

私はこの記事には重大な間違いがあると思っております。物事の土地の売買だけ

でなく、契約というものは甲乙対等な立場で契約いたします。一方だけが不利になるような契約はないと思っております。実際は、これは契約違反であるので、行政側が事業を中止した時点で、どうして早々と申し出なかったかが不可解ですというのが私は正しい記事の書き方だと思うんですね。

甲乙あって、甲側が申し出るのか、乙側が申し出るのかということに関しては、やはりこれは市として申し出をして問題解決にすることが先だと思うんですね。ですから、やはり正しい表現をこういうふうにしていただかないと、ねじ曲げた報道をすることで市民を誘導するような、しようとしていることが、この記事には見えるような気がいたします。いかがですか、この記事について。

○市長（五位塚剛）

その民報の記事については、私は基本的には編集する立場にありませんので、そのことについてコメントはちょっとできないということです。

○1番（岩水 豊議員）

コメントができないということであれば、これについては、こちらの考えというのも理解していただけるということに受けとめたいと思います。もう一回よう見てください。やはり、例の説明することを怠ったり、精査を十分にするように再三言ってる問題について、やはり固定資産税の問題しかり、再三再四議会からも提案しておりますが、市長、市長の力量を疑われますよ。こういうところがないようにですね。本当は、私、先ほど謝罪を求めなくていいところで謝罪されましたので、これ以上、これについては言いませんが、市長としての力量、市長としての方針を出された、市長になるための大きな政策があったと思います。その実現可能か不可能かと、当初1回目の質問で言いましたとおり、計画が実現可能かどうかという問題に入ってくるわけですね。市長の公約が。ですから、私はもう一回初心に帰って、そういうところを考えていただければと思っております。もう一回よう精査していただければと思います。

一つだけ、同意書についての件で伺いたいんですが、市の発展に資する事業に供する用地への用途変更を行うことについて同意を求めますということ、同意しますというのがなっていますね。市の発展に資する事業に供する用地への用途変更と。具体的に議場の場で明確に、この内容について御説明いただけませんか。

○市長（五位塚剛）

今回の土地については、前提として開発行為をするということを表明しております。で、開発行為というのは、やはり農地を転用して、山も開発をするということでの基本です。で、最終的には、市のために発展のために進めるということで、企業誘致を前提として進めていきたいという考えで、この間、何人かの方には説明

しておりますけど、まずそういうお願いでございます。

○1番（岩水 豊議員）

市の発展に資する事業、これは企業誘致という理解でよろしいでしょうか。それ一本に絞ったことでいいんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

願いは企業誘致を望んでおりますけど、そのほかにもいろんな事業が今後出てくる可能性もあると思います。それは市の発展のためになるようなものについては、また具体的に出てきたときは、また明らかにしていきたいというふうに思います。だから、企業誘致だけということじゃありません。

○1番（岩水 豊議員）

その辺のところまで地権者の方には十分説明とただし書きなりをする必要がないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今私も直接お会いしてお願いに回っております。最終的には具体的に何をするというのが決まりましたら、またこういう形で決まりましたということを報告したいということをお伝えしておりますので、最終的にはそのような報告で、地元にはらっしゃらない方もいらっしゃいますので、最終的には文書をもって、こういうことになりましたということはお伝えしたいと思います。

○1番（岩水 豊議員）

前後して済みませんが、私、当初、契約書の不備の問題で、用途外活用できないと、契約を不履行にしないといけないという事態があるということで質問したときには、市長は3月でしたかね、再度契約をとり直すと答弁されました。いかがでしたか。されましたよね。確認です。

○市長（五位塚剛）

再度契約をとり直すという中で、一応市のほうから弁護士の方と相談したら、今回のお願いのこの文書で十分大丈夫だということで確認を得ましたので、今回のお願いを進めているところでございます。

○1番（岩水 豊議員）

先ほどに戻りますけども、私が3月にしたときには再度契約書を取るといって弁護士に相談したら同意書でいいということになったということですが、我々にはそれについての説明は一切なかったですね。されてないということなんです。一般質問した私にも、ありません。でも、議会をインターネットないし議会だより等で見る市民、もしくはこの当事者は契約書を交わすんだろうなという、その同意された方も、いらっしゃる方もおられます。契約書はまだだよと、同意書は印鑑を打っ

たけどという方もいらっしゃいます。

ですから、そういうところが変わった場合は、やはり説明を求めたいんですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

そのときは、私もそのような答弁をしたんだろうというふうに思います。その中で、内部でいろいろ検討して、弁護士の方にも出向き、いろいろ相談したら、今回の同意書で問題ないということを受けましたので、進めているところですけど、そのことについて、議会の皆さんにそういう変更したということをお伝えなかったということについては、陳謝したいと思います。

○1番（岩水 豊議員）

いろいろまとめて陳謝がたくさんえられるようでは、私たちとしても非常に心配な部分が出てまいります。十分今後、気をつけていただきたいと思います。

それでは、2番目の弥五郎の里の桜の名所計画について、質問させていただきたいと思いますが、議会でも、委員会でだったと思いますが、桜の植栽場所の再考を提案した経過がありました。いかがだったでしょうか。

○市長（五位塚剛）

桜の植樹するところについては、担当課、あと経済課の専門の職員を含めて、いろいろ準備をして、話し合いをして、また現地にも出向き、検討して、約100本の場所を決めたところでございます。将来の桜の大きくなる状況を見て、10mぐらいがいいんじゃないかなということで、そういう計算で場所を選定しているところでございます。

○1番（岩水 豊議員）

多目的広場、芝生の傾斜地とかいろいろあります。当初の目的で、当初の利用状況、現在を含めてですね。将来にわたっての利用状況等を考えて、適切な小さい子供さん方がよう遊びに来られます。そういうことも踏まえて、目線を広く持って、植樹される場所を再考していただきたいと思います。

もう一つなんですが、弥五郎の里の入り口の左側、国道から入った左側。あの今クヌギだと思うんですが、クヌギが植えてある民地が一部あります。カズラがほこって見苦しい場所があると思うんですけど、いかがでしょうか、ここを景観上のことも考えたり、桜の植栽場所ですね、ちょうど入口で目立つ所でもありますし、購入とかいう方法というのは考えられないものなのでしょうか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

この土地につきましては、今三重県にいらっしゃいます川野さんという方の土地であります。以前からそういう要望もありまして、一応私も出向きましてお願いを

いたしました。ただ、今までのちょっといきさつがありまして、簡単に、「はい、そうですよ」というわけにはちょっといかないということで、将来的には何か考えがあるようですので、また機会がありましたら、またお願いをしたいというふうに思います。

○1番（岩水 豊議員）

相手のあることですし、相手が売ってくれないということであれば、いろんな方法、借地とか含めた、長期的な借地とかを含めた形での計画を、市長と私も同じ思いであります。周りの市民の方からも聞かれます。ですので、どうかこれについては再考していただきたいと思います。

次に、今回桜を植えられるわけなんですけど、周りの沿道とか、きのう私、ちよくちよく行くもんですから、銅像の裏側の防護柵ですかね、手すりですかね、あちこち傷んでいる場所、壊れている場所等も見受けられます。その辺の維持管理と言いますか、修繕等について、どのような計画があるかお伺いしたいんですが。

○市長（五位塚剛）

公園の委託管理をシルバーの方々にもお願いしているし、社協のほうにも施設のお願いをしてあります。また、問題があれば、当然要求が上がってきますので、担当課のところで大隅振興課のところ、具体的にまた相談があると思います。そのときは対応したいというふうに思います。

○1番（岩水 豊議員）

大隅の支所長、今の時点で何かそういうような要望とか計画とか、具体的なものがありますか。あれば教えてください。

○大隅支所長兼地域振興課長（松尾安次）

お答えいたします。

多目的広場のところに休憩所がございますが、そここのところの日が差すということで、日陰のための壁をしてほしいと。それと雨が吹き込んでくるということもございますので、雨どいとあわせて修理をしてほしいという要望は来ております。

以上です。

○1番（岩水 豊議員）

私も見て回った部分で、その件も言われ、私も聞いております。あと、全体的なことも見ていただいて、必要がある部分については、事故があつてからは管理者責任を問われるようなことがないようにしていただければと思います。

ところで、桜の名所として、来年の2月に植樹祭をされるという計画をお伺いしておりますが、それ以降の桜の名所としての何か企画とかいうのは出てないですか。

○市長（五位塚剛）

今回の台風15号で、母智丘の桜の大木が50本ぐらい倒れてだめになったみたいというのを聞きました。やはり私たちのこの地域では、一番、母智丘の桜並木というのが一番有名であったんですけど、今、高城のほうに今人気が移っておりますけど、ここもやっぱり通り沿いだけでありまして、やはり広大な公園という中での平面的なところは、余りこの近辺ではないなと感じておりますので、やはりこの大隅半島、南九州含めて、本当に早咲きのカワズザクラからソメイヨシノにかわって、そして最後の八重に移るような、やはり長期的な花見ができる、私たち曾於市の宝として何かのイベントを含めてできないかということは、また今後もさらに市民の声も聞きながら進めていきたいというふうに思います。

○1番（岩水 豊議員）

そうです。そこで私もいろいろ考えてみたり、調べてみたりしたところなんですが。私、母智丘の桜が好きで、若いときからその時期になれば、よく通っております。桜の満開を挟んで2週間ぐらい、屋台、お店が、出店ですか——が出たり、土日にはイベントがあったりして、長期間にわたってしてるんですね。ですから、桜を植えるというハード面ではなくて、そういう、人が行ってみようかというような、平日でも、土日でも、夜でも昼でも、行ってみようかというような、もう少しソフト面の面白い展開というのも考えたらいかがかなと思います。

たった200人か300人集まった焼肉大会をするだけでは、ちょっとお粗末じゃないかなと考えるんですね。やはり民間の力を借りて、開花期間中に多くの方々が来られて楽しめるようなことを、ハード面だけでなく、ソフト面に力を入れてほしいと思うんですが、こういう計画というのはいかがですか。

○市長（五位塚剛）

1回目の答弁で、地元のところにも露天商の方々もいらっしゃいますし、今言われるような桜祭りという形で、これは十分できると思います。ただ行政だけではできませんので、やっぱり商工会とか、農土家市とかいろんなやっぱり市民を巻き込んだ形でのそういう実行委員会をつくっていただいて、皆さんが参加できるものを、ぜひそれは検討したいというように思います。

○1番（岩水 豊議員）

私は、桜の名所として、植樹をするというときに、本当はここまで将来像を見据えた形で来年2月、植栽をします、植樹祭をします、その年の春にこういうイベントもしますよということも、十分必要じゃないかなと思います。

ですから、私が一番心配してるのは、何かをする、植えるだけじゃなくて、その先まで、10年20年先までを見据えた形での植樹祭になってほしいという考えです。

また、市長がこの前、関東曾於市会でも言われました。ぜひ皆さん、5,000円で

す、協力をお願いします。地元に戻ってきたときには、「我が桜じゃっど」ということで見に来てほしいと言われました。しかし、よそにいる方々は、今回は少ないですけど、しょっちゅうはできません。できたら、市のホームページとか活用したりして、来年2月に植えた桜が何年目はこんなふうだよ、何年目にはこういうふうには咲いてるよとかいうような、少し目先を変えた曾於市のアピールという形でできないものか、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今言われるように、やっぱり将来的な、どういうふうにもその桜を生かしたまちづくりを含めて、これはもう非常に大事なことです。

実は、お昼の間に電話がありまして、80歳ぐらいのおばちゃんたちが3人集まってらっしゃって、敬老祝い金を3,000円いただいたから、それに2,000円、自分のお金を足して、記念植樹をしたいから取りに来てくださいという電話がありました。非常にありがたいなと思います。一人の方は、お孫さんの大学が受かるように、2年後にそれが桜が咲くように、そういう思いも言われましたけど、ひとつそういう記念樹がいろんな思いにつながっておりますので、やはりこの桜をいろんな方々が見てきてもらう。また都会にいる方々もふるさとに帰ってきて、すばらしい桜を見て、また元気になってもらうという意味では非常に大事だと思いますので、引き続き努力をしたいと思います。

○1番（岩水 豊議員）

広報活動をPR、そういうことを十分検討していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

先ほど、秋にもみじと言われました。市長はもみじのある場所は御存じですか。弥五郎の里に。

○市長（五位塚剛）

正面に、農土家市がありますけど、あの裏側のほうにもみじが植えてあるというふうにも思っています。また、あの右側のほうには、イワツツジが非常に満開のときは、もうすばらしい状況で……

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

もみじはさっきの左側のほうにあるというふうにも思っています。

○1番（岩水 豊議員）

ところで私、きょう一般質問するということで、きのう夕方再度見に行ってみまして、ずっと確認させていただいたんですが、確かにもみじあります。しかし、残念ながら、やぶがほこって、ことしはちょっと手入れが何かおろそかになってる

ような気がするんですね。そこに、弥五郎の里で働いている方がいらっしやっただので、こういうやぶははらわないですかとお伺いしたら、これは私たちの管理下にはないというようなことだったんですね。

ですから、せつかくのことで、そういう、先々日上村議員からもありました。総合的に、やっぱりこの一点集中で桜の名所と観光地としてするのであれば、そういう日常管理についても、十分に専門の、できましたら専門の、専任のスタッフがおるぐらいの形で取り組まないと、今のような考えだけでは、打ち上げ花火に終わるような気がするんですね。植樹祭で物事は終わりというようなことになりかねないと思うんですよ。

ですから、実際それを生かすのであれば、それなりの手立てをして、いろんな形で専任を置いてでもやるぐらいのことでないと、さあ、今の職員の体制で全部しろと言ったら、それは大変なことです。ですから、それだけの名所として育てるという意気込みがあれば、私もそれについては感銘しております。ぜひそれなりのスタッフをそろえるということも非常に大事じゃないかなと思います。

今のままでは担当部署としても私は大変だと思います。あそこでは、一昨年でしたか、水道が故障した問題も含め、やはり専任のスタッフを置けない現状の中で、管理としても十分にできない部分、たくさんあると思うんですよ。

ですから、何かをしたいと市長が言われました。さあ、あそのグラウンドゴルフ場のところにしてもしかり。では、それをずっと運営していくために、将来まで運営を続けていくために、それなりのやっぱり管理をしてないといけない。特に、木とか芝とか草とかいうものについては、日々の管理が必ず出てきます。ですから、そういうところまで考えて、どうでしょう、そういうような体制というのは必要じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

あその施設については、いろんな課が入っておりますので、やはり今言われるようなことが十分心配されますので、もう一回、関係の課が集まっていただいて、今後の管理のあり方について、前向きに検討したいと思います。

○1番（岩水 豊議員）

植樹祭までにはその体制をつくりましょうよ、市長。そして多くの方が寄附をしてくださった方々に、こういうふうにはこれからは管理していきますと堂々と言えるようにして、そして、春は桜、ツツジ、花見があってイベントがあって、開花中の2週間前後楽しめるような場所に、夏は花火大会、秋は紅葉のもみじ、冬はイルミネーションと、一年中楽しめるような場所にするために、それはやっぱり管理というものが非常に大変だと思います。

ですから、そういう総合的に物事を考えて、やっていただきたいと思います。いかがでしょうか、来年の2月まで、その辺、方向づけができますか。

○大隅支所長兼地域振興課長（松尾安次）

もみじのところなんですが、例年、経済課の作業班の方をお願いして、草払いをしていただいております。秋に向けて、草払いのほうをお願いしようと考えておりましたので、また近々経済課のほうに出向いて、協力をお願いはしたいと思いません。

また、来年以降でございますが、経済課と協議しまして、定期的に草払いをしていただくように検討したいと思っております。

以上です。

○1番（岩水 豊議員）

総合的な管理ということを念頭に置いて、やっていただきたいと思います。

最後になりますが、いろいろな諸事業に、新しい事業に取り組みられます。しかし、それについては必ずこういうような管理という問題というのが発生します。運営という問題も発生します。先ほど、経済課長が言われました例の道の駅に車3台置いて、辺地の高齢者のためのサービス事業をしようと、たった今希望者が2人と。残念でなりません。ですから、いいことをアピール、いいことをされるということは十分わかりますが、やはり方針を立てられて進めるわけですので、場当たりのな予算執行にならないように、計画にならないようにしていただきたいと思いません。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（谷口義則） ここで10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時47分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に通告第10、坂口幸夫議員の発言を許可いたします。

○18番（坂口幸夫議員）

さきに、通告いたしておきました案件について質問いたします。

まず、1番目であります。鳥獣被害についてであります。

鳥獣被害については全国各地でいろいろな種類による鳥獣の被害が新聞等で報道されているところであり、その被害状況も深刻であり、その防止対策の強化が望まれているところでもあります。私どもの住む曾於市内の田園風景を見ても、数年前と

変化してきており、電気柵が身近なところで見られるようになり、その被害状況を心配するところでもあります。

そこで、①として市内の平成26年度分の旧3カ町ごとの被害状況について報告をしてください。

②に、被害状況は拡大であるのかお尋ねいたします。

③に、市として被害防止対策をどのように講じられているのか示してください。

④に、静岡県では7月に獣害防止用の電気柵により2人が感電死した事故が発生しましたが、本市において電気柵の設置状況を示してください。

⑤に電気柵設置者への調査、安全策の周知徹底をなされたのか報告してください。

⑥に、設置者に対応はどうであったのかお知らせください。

⑦に、今後、市の被害防止対策の予算をどのように考えておられるのか示してください。

⑧に、市の鳥獣保護区を市長はどのように認識されておられるのか伺います。

⑨に、大隅鳥獣保護区の鳥獣被害の拡大をご存じか伺います。

⑩に、保護区（大隅）の住民も被害に大変な心配をされております。住民から保護区を解除していただきたいという声が多いですが、指定解除は難しいのか伺います。

⑪に、市が指定解除への指導はできないのか、市長の考えをお聞かせください。

次に、大きな2番目でありますプレミアムつき商品券発行事業についてであります。

鹿児島県内43市町村が消費喚起のため、国の交付金を活用して本年度発行したプレミアム付商品券は2割前後の割り増し分が人気を呼び、各地で完売が相次いだと報道されております。

そこで、①に曾於市の商品券準備から商品券を完売するまでの経過を報告してください。

②に市の計画どおりにこの事業は実施されたのか伺います。

③に、このプレミアム付商品券の販売について、市民の感情、反応を市長はどのように受け止められておられるのかお尋ねします。

④に、この事業の反省点と今後、次回への教訓があれば示してください。

次に、大きな3番目であります組織機構についてであります。

合併10周年を記念して、市民の待望であった曾於市のキャラクターの発表があり、たくさんの応募の中から、そお星人に決定され、その後、マスコミ等に取り上げられ、その注目度も高まっており、曾於市の今後の商工観光の発展に大いに貢献してくれるもと期待しているところでもあります。

そのためにも、市の商工観光係の一層の充実が求められるところであります。

そのような観点から、①に、県内19市の中で、商工・観光課（仮称）の設置状況を示してください。

②に経済課の多種多様にわたる係りを見たとき、今日の曾於市の商工観光を市民のニーズに応え、そして将来の曾於市の商工観光を展望するとき、商工観光の設置が必要と思いますが、市長の考えを示してください。

③に商工観光課の設置を新年度である4月からのスタートとしたら考えますが、市長の考えを示してください。

次に、大きな4番目であります教育行政についてであります。

いじめは決して許される行為ではありません。いじめはいじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利に著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる深刻な問題であります。そのような観点から、曾於市及び曾於市教育委員会はいじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、曾於市いじめ防止対策基本方針を本年3月に策定され、いじめのない曾於市を築くために日々努力されておることと思います。

次のような観点から、確認のために①から⑦までの質問をいたします。明快な答弁を求めるものであります。

以上で、演壇からの質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

坂口幸夫議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

最初の質問の1から3については、私が答弁をいたしますが、質問の4は教育長が答弁をいたします。

1の鳥獣被害についての①市内の平成26年度分の旧3カ町ごとの被害状況についてお答えをいたします。

鳥獣被害についてですが、経済課の調査によりますと、旧3カ町ごとの被害状況に伺ってはいませんが、市内全体では平成26年度の鳥獣被害面積が4,180aで、被害金額が1,060万円と推定されており、また、有害鳥獣の捕獲数も増加しており、旧3町とも被害が増加していると考えます。

次に、被害状況は拡大の方向かについてお答えいたしたいと思います。

被害状況の拡大については、農家から捕獲依頼の状況を見ますと、特にイノシシによる被害がふえており、従来依頼のなかった地域からの捕獲依頼もふえてきております。また、捕獲実績もふえてきていることから被害は拡大しているものと考えております。

③市としての被害防止対策をどのように講じられているかについてお答えいたします。

市として、被害防止対策については、有害鳥獣捕獲隊による捕獲の実施、イノシシと被害防止事業での電気柵設置、補助などの被害防止策を講じているところです。

次に、静岡県で7月に獣害防止用の電気柵により2人が感電死した事故が発生したが、本市において電気柵の設置状況についてお答えいたします。

本市において電気柵の設置状況については、平成25年度から27年度までの設置数は115基です。年度ごとの内訳は、平成25年度が20基、平成26年度が45基、平成27年度が50基となっています。これらについては、電気事業法に適合した設置状況となっております。

⑤電気柵設置者への調査、安全策の周知徹底をなされたのかの質問であります、お答えいたします。

電気柵設置者への調査、安全策の周知徹底については、静岡県での事故後設置状況の調査を行い、また有線放送、オフトーク、市報を通じて、安全使用についての広報、啓発を行っております。

⑥設置者への対応はいかがなものかということでございますが、設置者の対応については、調査の中で、設置者も静岡県の事故は認識されているようでした。十分に気をつけるという声を聞いております。

⑦今後、市の被害防止対策の予算をどのように考えておられるかという問いでございますが、市の被害防止対策の予算については、有害鳥獣捕獲隊による鳥獣捕獲実施電気柵設置補助などの充実を重点的に取り組みたいと考えております。

⑧市の鳥獣保護区を市長はどのように認識されておられるのかということでございますが、市の鳥獣保護区については曾於市内の鳥獣保護区に指定されているのが、大川原峡、財部城山、末吉、深川小学校、南之郷花房、大隅の6カ所に設定されており、それぞれの鳥獣の保護を図るため指定されたものと考えております。

⑨大隅鳥獣保護区の鳥獣被害の拡大をご存じかということでございますが、大隅鳥獣保護区の鳥獣被害の拡大については、ここ数年、保護区内での、特に、イノシシによる農作物被害が拡大していると認識しております。

次、住民から保護区を解除していただきたいという声が多いが、指定解除は難しいのかということでございますが、保護区の指定解除については県との協議が必要になりますので、今後地元からの要望、被害の状況などを県にも説明をしながら、保護区の解除、縮小などについて協議をしていきたいと考えます。

⑩市が指定解除への指導はできないのかということでございますが、指定及びその解除については、県知事権限であるため、指定解除への指導については被害の状

況などを県が判断し、指定を継続することが適当でないと認めていただくことが解除する方向になるだろうと考えております。

2のプレミアム付商品券発行事業についての、①商品券販売準備から商品券完売日までの経過についてお答えをしたいと思います。

プレミアム付商品券につきましては、国の地方創生事業の地域消費喚起生活支援型交付金を活用し、市内での購買力の増加、商工業の活性化及び市外への消費者流出防止のため、商工会へ委託し発行したものであります。国の26年度補正予算でしたので、曾於市も平成26年度補正予算（第9号）において議決をいただき、平成27年度で4億9,800万円分の商品券が発行されたところです。商品券の発売準備から完売日までの経過ということですが、まず、平成27年2月10日に補正予算を上程するに当たり、商工会で発行が可能か、商品券事業企画委員会が開催されました。

その後、4月24日、商工会と委託契約を締結しております。そして6月の8日、2回目の企画委員会を開催し、プレミアム率20%や発売開始7月1日、1人当たりの購入限度額5万円、購入方法、広報手段などについて決定したところです。7月1日販売が開始され、初日は購入者が多く、時間的に購入できなかった方には整理券を配布し、翌日購入していただきました。

またその中で、代理購入で大量に購入された方がいらっしゃいましたことが問題になり、急きょ、企画委員会を開催し、翌日より販売所に張り紙をし、大量買いの自粛を求めたところであります。結果的に、7月8日で完売となったところであります。

次に、市の計画どおりにこの事業は実施されたのかの質問でございますが、事業の日程等につきましては、当初の計画どおり、7月1日に発売開始でできましたので問題ありませんでしたが、交通弱者対策として、代理購入を認めたため、想定外の大量買いが発生し、早期の完売となったところもありました。購入を予定された方々には、大変、御迷惑をおかけしたと思っております。

③市民の感情を市長はどのように受け止められておられるのかということでございますが、今回のプレミアム付商品券につきましては、プレミアム率20%ということで、購入者が殺到され、また、大量購入者があったということで希望者全員が購入できなかったことについて、大変、申しわけなく思っております。今後は、十分に検討を重ねながら公平に購入できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

次に、この事業の反省点と今後への教訓を示されたいということでございます。

この事業につきましては、市内の商工業の活性化と市民の方々がプレミアム分の恩恵を受け、消費拡大を図ることを、目的に実施されたところです。商工業の活性化にはつながったと思っておりますが、一部の方々が商品券を購入をできなかった

ことで、20%の恩恵を受けられなかったことを反省として上げられます。この事業は単年度事業でしたので、次回このような事業が継続するようであれば、他の市町等の成功事例を参考にして取り組みたいと思っております。

3の組織機構についての①県内19市の中で、商工観光課の設置状況についてお答えいたします。

県内19市の中で、商工、観光、PRの名称のついた課を設置しているは、曾於市を除く18市です。

次に②商工・観光課の設置が必要と思うがについてお答えいたしたいと思えます。

現在、ふるさと納税が順調に伸びておりますが、他市町村との競争力を高める上でも、窓口の一本化を図り、強力に促進する必要があると思われま。このほか、グリーンツーリズムやイベント等、多様なニーズへの対応をするとともに徹底した観光PRや情報の発信によって、曾於市の知名度、認知度の向上を図り、交流人口、定住人口の増加や、曾於市ブランド等、地場産物の販売促進による産業振興につなげていく必要があります。このようなことから、商工・観光に特化した専門部署の設置が必要であると考えております。

次に③、来年4月から設置すべきと思うがについてお答えいたしたいと思えます。

商工・観光に特化した専門部署の設置については、数年前からの懸案事項であり、課の新設が必要なのか、課の再編や事務分掌の見直しで対応できるのか、現在、検討中であります。時期についても、同じく検討中であります。

あとは教育長が答弁をいたします。

(何ごとか言う者あり)

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後2時05分

再開 午後2時05分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長（谷口孝志）

坂口議員の大きな4項目めの教育行政についての①本市における児童生徒のいじめ不登校の実態についてお答えいたします。

平成26年度の本市におけるいじめの発生状況については、小学校で15件、中学校11件であります。

本年度は7月末現在において、小学校、中学校からいじめの報告はありません。また、不登校については、平成26年度中に不登校を理由に学校を30日以上欠席した児童生徒は小学校が1名、中学校が27名でした。本年度は7月末現在で、小学校が4名、中学校が7名となっています。このうち、昨年度から不登校が継続しているのは中学生2名であります。

次に②、いじめ、不登校をなくすための教育委員会の取り組みについてということでお答えいたします。

まず、いじめ問題への取り組みとしては、各学校のいじめ防止基本方針に基づいて、積極的にいじめを把握するためのアンケートや教育相談を確実に実施するように指導するとともに、スクールカウンセラーや心の教室相談員を配置して相談体制の充実に努めています。

また、いじめ対策リーフレットや相談機関一覧表等の配付を通じた家庭への啓発、警察や児童相談所等の関係機関との連携、さらには地域の見守り隊、民生委員や青少年育成指導員との連携にも努めております。

次に、不登校問題への取り組みとしては、各学校に対して、日常的な声かけや目配りなどによる児童生徒理解に努めるとともに、さまざまな教育活動を通して、児童生徒の絆づくりや居場所づくりを行い、子供たちにとって魅力ある学校づくりに努めるよう指導しているところであります。

また、いじめや不登校の未然防止のために、心の教室相談員やスクールカウンセラーを派遣するとともに、家庭的な問題等による不登校解消に向けてスクールソーシャルワーカーの活用の推進に努めております。さらに、学校復帰を目的に、本年度から設置しました適用教室での取り組みを通して、その解消を図っているところであります。

次に、③岩手県矢巾町で、中学生がいじめを苦に自殺した事件は、本当にたまらない悲しいできごとでした。その報道の中で生活記録ノートの内容が掲載されていたが、本市でも児童生徒と担任の間にそういうノートがあるのかということですが、市内の全ての小中学校において児童生徒と担任等をつなぐ生活記録ノート等を活用しています。内容は日記や、家庭学習の取り組み状況、生活チェック表、学校や家庭からの連絡などを記入するようになっており、児童生徒の発達段階に応じた活用を図っているところであります。

④の生活記録ノートに書かれているSOSを発見できなかったのが残念です。本市では児童生徒と担任の信頼関係は十分なのかということですが、生活記録ノートに書かれた小さなサインやメッセージを見落とすことなく、しっかりと受け止め、必要な対応を迅速に組織的にとっていくことは、極めて大切なことであり、今回の

事故から学ぶべき教訓の1つでもあります。

あわせて、日常の学校生活や授業、学校行事など全ての教育活動を通して、児童生徒と担任を初めとする教職員が、強い信頼関係で結ばれ、悩みごとや心配ごとを気軽に打ち明けられる関係を築いていくことが大切と考えます。教育委員会としましては、本市の各学校では、このような信頼関係が、おおむねできていると考えておりますが、今後もさらに強固な信頼関係が構築されるよう、学校への指導や支援に努めてまいります。

次に、⑤担任と管理職、管理職と教育委員会との信頼関係は当然、連携もよく万全であると思っておりますがということですが、よりよい学校経営、教育行政を推進するためには、その組織の構成員である教職員の人間関係が良好であることが大変重要であると考えます。

相互の信頼関係の構築を図るために、例えば、人事評価制度における自己申告の際に、各学校においては校長と教職員の面談、教育委員会においては教育長と校長の面談を実施し、意志の疎通を図っております。本年度からは教育長と教頭の面談も実施することにしていきます。また、学校も教育委員会も報告、連絡、相談を欠かさないよう繰り返し指導しているところです。このような取り組み等を通して、本市は、学校、教育委員会ともに、おおむね良好な状況にあると思っておりますが、今後も良好な人間関係づくり、信頼関係の構築について継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、⑥番目の教職員の超過勤務が新聞等で報道された、本市の平成26年度の実態を示せということですが、本市の教職員の平成26年度の超過勤務時間は一月当たり小学校教頭が平均70時間、中学校教頭が平均71時間であり、また、小学校教諭は平均21時間、中学校教諭は34時間です。

次に、⑦超過勤務により、いじめ、不登校の問題を見過ごすことが一番心配であるが、本市においてはそういう心配はないのかということですが、いじめ、不登校の防止に向けては、まずは基本的な姿勢として、先生方が目の前の子供の姿を見つめ、その背景に思いを巡らし、抱える課題に真剣に向き合うことが非常に重大であると考えております。そのような取り組みがなされるためには、先生方の時間や心に十分な余裕があることが不可欠であります。しかし、現実には教職員の多忙化が進み、子供と向き合う時間の確保が難しくなる状況にあるようであります。

そこで、本市では、教職員の多忙化解消のための1つの手段として、市教委主催行事の削減などの見直しを図り、先生方が出張等で学校を離れる機会を減らしたり、公務処理の簡素化、合理化や適正な勤務時間の管理等を指導したりするなどして、教職員が子供と向き合う時間を確保できるような体制づくりに努めているところで

あります。今後、このような多忙化対策に、さらに検討を加え、各学校で教職員が子供たちと触れ合う時間や教育相談の機会がふえ、いじめや不登校の見逃しが絶対ないようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（坂口幸夫議員）

質問に入る前に、私はこの一般質問をつくるために一生懸命努力して、一般質問は自分の持ち時間50分ですよね。その中で、いままで、私はずっとこの方式でやってきた。私が質問する前になぜ、そういうクレームがつくんですか。おかしいです。私は心外、本当に残念です。これだけやって、自分で持ち時間の50分の中で、自分でやってこういう方向でしたんですがね。議長も経験してたからわかるでしょう。自分の持ち時間50分ですよ。私は何も失礼なことはやってないです。

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時14分

再開 午後2時15分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（坂口幸夫議員）

当席から冷静になって再度質問させていただきます。

今回の一般質問は、イノシシに始まりイノシシの中断にはじまり、最後はイノシシで打ち止めでした。そういうことで、イノシシの状況については把握できました。そしてまた、電気柵の危険性ということで、設置状況、そしてまた、住民等にも危険がないように周知のほうに安全指導をされたということは、早い段階での行動だと思っております。私も土地改良区の理事長をやっている、理事長のほうにもそういう文書が来ました。早い行動に、職員の、本当に敬意を表したいと思っております。

そういうことで、この中で、大きな1項目ですが、あえて、1番から7番までは了解するということで、7番目の防止対策の予算、これをこの答弁書の中で見れば、まだ拡充していくようなことを申し上げました。答弁書の中に書いてあるんですが、27年度予算、28年度予算と対比してどういう方向でいかれるかということ。増額のほうで検討されるのか、予算の額です。そこをお知らせいただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今回もイノシシの被害が非常に増加しているということで、申し込みの方がふえました。現実には、本当に農家方々が、収穫が取れないということで、厳しい状況ですので、当然ながら、ことしの実態を踏まえて、来年度も増額する方向になると思います。

○18番（坂口幸夫議員）

当然、増額していただければ、市民の方々も大変喜び、それがまた防止策につながると思っておりますので、ぜひ、28年度当初予算には増額のほうでの予算計上を要請したいと思っております。

ここで、私が一番言いたいことは、この保護区のことを言いたいんです。市長、この大隅鳥獣保護区、どこからどの辺の区域だと思えますか。

○市長（五位塚剛）

大隅については、私はわかりませんが、私たちの子どもが出た小学校のある深川小学校のあるところは、そういうのがあったんですが、大隅のほうは具体的に、まだ、掴んでおりません。

○18番（坂口幸夫議員）

ここに地図があるんですけど、場所的にいえば、大隅の農協があります、農協から県道を笠木のほうに上ってきます。河原、松田を通過して郷田を通過して、鍋を通過して、今度は笠木小学校から右のほうに入ります。それから、笠木から猫塚、柳井谷に下って、それから、馬渡、牧、それから、渡、それから飯塚、それから今度は、新城土成、で農協のほうに回って1周ということで、面積で725ha、物すごい広大な面積なんです。そういう中で指定されている、実際のイノシシの状況とか実際の場所をご覧になったことがありますか。

○市長（五位塚剛）

大隅のところのことを言ってらっしゃる。

○18番（坂口幸夫議員）

大隅です。

○市長（五位塚剛）

大隅も、私もいろいろと、今、言われたところは、全体的に場所はわかっております。非常に広大なところの、住宅地域を含めたところも入っておりますし、現状的には今のところはわかりますけど、その被害というのは、きのうも原田議員から図面を、写真を提示をされましたので、そういうことだけしかわかってません。

○18番（坂口幸夫議員）

原田議員と私も、隣に田んぼを持っているんですけど、今まではカライモをつくっていても、全然、電気柵なんかなかったんです。そういう中であの辺もやはり、

独居老人、廃屋、いろんな状況の中で、今まで出てきてこなかったイノシシが出てきているんです。

新城土成あたりでは、犬がイノシシからやられたということもあるんです。人家まで出てきているんです。ですから非常にこの、なぜ、そこに出てくるかというのは保護区の問題があると思うんです。保護区というのは、やはり、県が指定します。そういう中で保護区の場合は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律というのがありまして、指定をしようとするときは、あらかじめ関係地方公共団体に意見を聞かなければならないということで、法律がそういうふうに書いてあります。

あの地区が、いつぐらいから、市長、指定されていると思いますか。

○市長（五位塚剛）

私、いつごろかというのはわかりませんので、経済課でわかりますか。

○経済課長（竹田正博）

お答えいたします。

私の資料によりますと、存続期間ということで平成21年の11月1日から、平成31年の10月31日までを、今存続期間となっているようであります。

○18番（坂口幸夫議員）

あれですよ、課長。最初の指定されたのがいつかっていうことなんです。

○経済課長（竹田正博）

最初に指定された年については、今、手元に持っておりません。

○18番（坂口幸夫議員）

実際は、昭和54年なんです。昭和54年といえば、市長が二十四、五歳のころです、二十四、五歳。それから、この保護区の指定ちゅうのは、最長20年間、延べられるということで、10年スパンで更新していくんです。だから、この大隅鳥獣区の場合は、昭和54年の11月から今度は平成31年10月31日待ちなんです。

例えば、今回の最後のあれは平成21年から31年まで、あと4年間が残っているんです。今のままでやっておけば、イノシシが毎晩行動して、昼間は枕を高くして寝ているんです。カライモはある、稲穂はある、飼料トキ、おいしい水はある、ここは天国じゃって、みんな寄って来るんです。700haの中で。私は県がそういう許可をして、指定解除も県だっていうのはわかっているんですけど、市が現状を見ているんだったら、ぜひ、そういうのを解除に向けて、努力していただきたいということをお願いんですけど、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

1回目の答弁で解除するためには、市のほうからいろいろ意見を上げなきゃなら

ないと思います。それについて再度、経済課を中心として実態調査を含めて、本当、これは解除すべきなのか、そのあたりを含めて、前向きに検討させたいと思います。

○18番（坂口幸夫議員）

指定が31年までなんですけど、今のままだったら大変なことになりますよ。できるならば、早くやって、県のほうと協議して、実情をやってください。ぜひ、竹田課長、県の指定があるんだけど、市のほうも動いてください。実態を見てください。ひどいですよ。農家の皆さん方は、あと4年の更新を待ってませんよ。ぜひ現状を見てください。いいですか。市長。

○経済課長（竹田正博）

お答えいたします。私のほうも、被害が増大しているというのは、担当のほうから聞いております。まだ現地を見ておりませんので、大変申しわけなく思っておりますが、県の地域振興会のほうに問い合わせをさせていただきました。回答が来ております。指定当初の意義が薄れてきた場合、鳥獣による農林業被害が増大し、生産活動に直接、携わっている人、団体等、利害関係の人の意見に合理性があると認められた場合には解除、区域変更を行うことができるということの回答を得ておりますので、引き続き、県のほうにもこの被害状況等を報告しながら、区域変更、解除等に向けて、県のほうとも協議を進めたいと思っております。

○18番（坂口幸夫議員）

市長、そういう担当課の答弁しましたので、ぜひ、解除へ向けての努力というものをやっていただきたいと思います。

次に、大きな2番目です。

プレミアム付商品券発行事業についてということで、市長は8日間で売れたということなんですけど、実際、どういう感想をお持ちですか。完売ということで。

○市長（五位塚剛）

最初は5億円近い予算でしたので、東串良が一日で完売したというのも、先に情報は掴んでおりましたけど、実際、私たちの曾於市が1週間で完売できるというふうには思っておりませんでした。やはり、20%のプレミアというのは、市民の中で非常に関心が高かったのかなということを感じております。

○18番（坂口幸夫議員）

前もって、毎月、月1回、1人5万円までが限度ということで、実際、ゆっくり待ってた方もいらっしゃると思うんです。それが、8日間で完売というのは、本当に、何があったのかなというのが実際の気持ちなんです。そこで、どういう方々が、名前まではわからないけど、大口っていうのはどういうのがあったか、購入者の方々の中で、ちょっとそこを教えてください。

○市長（五位塚剛）

還元が、今、されつつあるみたいですよ。実際、買われた方々。

10万円前後の方々というのは、車の車検とかそういうのに使われているみたいですよけど、特にガソリンスタンドで、交換されている方も非常に多いようですよけど、一応、担当課が全体的な流れを掴んでいますので、今の段階で状況だけは報告をさせたいと思います。

○経済課長（竹田正博）

お答えいたします。

現在の段階での4億9,800万円発行金額に対して、いわゆる回収した券ですよ、これが3億7,113万7,500円ということで、74.5%がもう、消費されているという状況でございます。商工会のほうに、どういったところが多いのかということを確認をしましたが、総体的には大型店舗、いわゆる、タイヨー、ニシムタ、Aコープ、このあたりで70%を超えてるというような回答でございました。あと、1件当たりの金額が多いものについては、先ほど市長が申されたとおり、車検等とか、そういったものを使って……。

○18番（坂口幸夫議員）

大口金額。

○経済課長（竹田正博）

購入の大口の方につきましては、200万円以上の購入者がお一人、それから、100万円以上の購入者が13名いらっしゃったと聞いております。

以上です。

○18番（坂口幸夫議員）

びっくりしました。200万円以上が1人、100万円以上が13人ということで。これが結局、代理購入ということになるわけですか。代理購入について説明してください。

○経済課長（竹田正博）

お答えいたします。

当初、先ほど、市長の答弁にもありましたとおり、商工会との、この協議の中で、やはり、自分で買いに来られない方がいらっしゃるというふうなことで、代理購入も認めましょうということになりました。それについての人数制限をしなかったという部分がございます。そういった形で、こういう大口で買われる方がいらっしゃったと。もちろん、買われる際にお名前を全部書いていただいて、買われているようでございます。

以上です。

○18番（坂口幸夫議員）

代理購入も名前を書かれた。例えば、250万円の方がいれば、本人も入れて49名見つけてきたということです。本人外で49名。ちょっと想像できんです。49名。どうやって、後の追跡っていうのはないわけでしょう。名前をもってきて、印鑑を押しておけば、それで、はい、250万分、ぽん言うて、50万分もうけたという感じになるわけですか。どうでしょうか。

○経済課長（竹田正博）

お答えいたします。

当初、この商品券発行の協議をする中では、こういった大口で、これだけの金額を買われるというのは想定をしておりませんでしたので、最初、全て、身元を明らかにして住所、氏名、全て書かせるというようなことをという意見も出たところがありますけれども、非常に販売窓口が、大変、混雑するということもありまして、市内の方であるということの確認、もちろん市外者も購入できるわけですが、お名前を書いていただいて、代理購入もできるようにしましょうという、その協議で終わっておりましたので、非常にそういった面では不手際だったのかなというふうに反省しているところであります。

○18番（坂口幸夫議員）

この新聞に載っています。課長見られたでしょう。この中で、係長のコメントが載っています。今度は、この曾於市の場合は、ちょっと失敗した事例の中での係長のコメントだと思うんです。反対のほうが、今度は、鹿屋のほうは課長の答弁ですよ。だから、私はこれを見たときに、係長が一生懸命やったんだけど、係長が答弁すべきことでなかったと思うんです。係長がこれを見て、彼のお蔭で失敗したんじゃないかというような誤解を招くようなこともあると思うんです。やはり、コメントについては、課長か、最高の決裁者である市長が出すべきです。私はそれを思いました。今後の新聞等のインタビューについては、やはり、最低でも課長、コメントを出していただきたいと思います。

そういう中で、鹿屋のほうは、事前のはがきを出して受付、事前申し込み、世帯に送ったというけど、市長はこのことをどう思いますか。全体枠の中から下げたということなんです。

○市長（五位塚剛）

今回のこのプレミアム付商品券の発行については、国からの規制っていうのが余りありませんでした。ですから、私たちも最初は、そんなに簡単には、長期的になるだろうというふうに思っておりました。で、はっきりとその地域の中で、お金が曾於市内に落ちれば良いということで、前提と考えておりましたので、その鹿屋方

式というのは全く検討したことはありませんでした。結果論として、いろんな、初日にそういう大量に買ったということがわかりまして、急きよ、商工会も集まっていたいて、あとは対策をしたところですけど。そういう意味では、問題があったかなというふうに思っております。

○18番（坂口幸夫議員）

今の市民の感情は、この事業が、錢持ち、お金持ちのための事業だったというふうに受けとめられている方も多いです。鹿屋のこの事例を読みます。これに対し、鹿屋市は割増率20%で、原則1人5万円分までとし、希望者全員が購入できる事前申し込み制を導入した。この続きが市が送料を負担する専用はがきを、市内全戸に配り、申し込み者に引換券を送る仕組み。希望総額、発行額9億円分を上回った場合は購入を、上限額を下げると決めてた。こういう事前の申し込みが一番いいんです。これだったら、みんなに行き渡ります。1人当たりの額を下げればいいです。だから、これは今回、いい教訓になったと思います。ぜひ、次回あるかわからないけど、ぜひそういうときはみんなに回るような施策っていうのが私は大事じゃないかと思っておりますけど、市長の考えをお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

今、言われましたように、やっぱり市民が、希望者は全員わたるようにしなきゃならないと思います。そういう意味で、有線放送また、商店街、いろんなことを含めて、PRには努めたつもりでしたけど、やはり、この初日から1週間ぐらいで、全部、完売になったということは全く想像ができない状況でありました。反省をいたしております。

○18番（坂口幸夫議員）

やはり、この早く完売しなきゃいけないという心配もあったと思うんです。でも、一部の市民は、月に1人5万円までしか買えないというふうに、みんな思っていたんです。だから、2カ月目、3カ月目ぐらいまであるのかなという、やはり、そういうこともあったので、ぜひ今回の教訓を生かして、みんなが平等に行き渡るような、地域振興につながるようにやっていただきたいと思います。

次に、3番目、組織機構についてということで。私は、なぜこの問題を商工観光課の新設を申し上げたかという、弥五郎どん保存会役員会というのがございまして、その中で、弥五郎どんの保存会の会長、津曲芳夫さん、あの方々から、当然、曾於市の基幹産業は農業の窓口であると。しかし、私ども、商工観光に携わる人間も曾於市の基幹産業になるように一生懸命努力しているのだが、商工観光係がたった3人の中で、いろんな事業に取り組んでいる。そういう中で、私はぜひ、専門の課を設置していただきたい。そうすれば、また、商工観光にまだまだ、私どもも頑

張るし、それに従事する人たちも頑張っていくというふうになるが、ぜひ一般質問等で取り上げてくれということだったので、今回、取り上げたんです。

その中で、19市の中で、その専門の課を持ってないのは、我が家だけだということですよ。でもやっぱりその津曲、保存会長が言われること、実行委員長が言われることはわかりました。そういう中で、この答弁書にはまた事業が拡大していくような、商工観光係の中で、いろいろな事業等が載っております。

実際、こういう文言をふるさと納税とか、グリーンツーリズムとか、難しい言葉で書かれても、私が聞きたいのはやる気があるのかないのか、単刀直入なことを、私は、言葉は、その専門の名前じゃなくて、やっていきますというような言葉が欲しいんです。それはまだ検討中でいいんですか。私ははっきりここで言えば、議会に対しても、議会は誰も反対せんです。執行部は楽ですがね。12月で条例改正をやって当初予算の査定を受けて4月からゴーサインですか。ここで黙っちゃっちゃ、もんご、もんご言っても何もならないですがね。ばしゃっと言うことが大事ですよ。どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この問題は、内部でも相当検討をしております。今、経済課の商工観光係の方々、本当に今、忙しい毎日でございます。そういう意味で、やはり、19市の中で残念ながら曾於市だけがそういうのがありませんので、どうしても内部的にはやるべきだ、いいじゃないかということで、今、準備中であります。しかし、機構改革の検討委員会も、今やっておりますので、この中で、最終的にはどうするかというのを決めないと、やっぱり議会には、失礼になりますので、なるべく前向きに出されるように、十分、不備がないように努力したいというふうに思います。

○18番（坂口幸夫議員）

やはり、係で終わらせたら駄目だと思います。今度は企画課に持って行ったりとか。絶対、それはだめです。専門の課を設置することです。もう、本当に4月からスタートするような感覚でやっていただきたい。条例改正、予算、配置、これだけでいろんな事業があります。課にふさわしい予算措置もしていただきたい思います。そうでないと志布志なんかには負けます。

今これだけ、そお星人もできたですがね。いろんな中でやろうとしよるんに、たった3人ばかりの係の商工係で何にもならないです。もう1回、市長の勇氣ある決断を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

今、2015のゆるきやらに、そお星人もエントリーしております。今の段階で、きょうの段階ですけど574位までいきました。スタートが670前後からで始まったと思

います。職員の方々を含めて、いろんな方々に今、お願いして、そお星人のPRのために商工係が頑張っております。そういう意味では、本当に大変な思いですけど、まだ、そのほかにも仕事がいっぱいありますので、曾於市の商業観光全体をするためには、早く決断をして、議会にお願いしたいなと思います。

○18番（坂口幸夫議員）

やはり、議会はいいい改革であれば、絶対、賛成します。今の商工係の中では絶対に、私は十分な活動はできないと思います。4月から市長がまだ検討中であるということですので、私は、4月から課として、専門の課を設置して、予算もピシャツとかとして恥ずかしくないような人員、それから予算措置をしていただきたいと思います。議会は、いい改革であれば、絶対に反対しないと思います。そのためには、早く決断して、12月の条例改正、当初予算、いろいろなことがあろうかと思います。早く議会に相談してください。

それから教育行政についてということで、教育長、簡単に済ませます。簡単な質問でありますので、簡単に、簡潔に答弁をお願い申し上げたいと思います。

びっくりしました。26年度、15件小学校、中学校11件ということで、7月末まだいじめの報告はないということですが、これは何の効果があったんですか。教育長が変わったからですか。何の効果があったんですか。わかっていたら、分析していたら。

○教育長（谷口孝志）

幸いなことに、今、7月末現在でいじめの報告がないところでありますが、ここには、御承知のとおり、国のほうから先般、もう1回、要するに都道府県、あるいは市町村によって、非常に報告、いじめの件数の把握に大きな差があり過ぎると、だからその信用性について疑義が持たれて、再度、調査をなささいというのが来ました。その結果、私どものところも各学校にもう1回、これまでの調査報告の内容について精査をして、再度報告をしてもらったわけですが、その結果でございます、今のところ、7月末ではそのようであると把握しております。

ただ、その成果は何であるかということ、やはり、現場で、学校の先生方が校長、教頭を初めとして、やはり、このことについて危機意識を持ちながら、組織的に対応する体制がつくられてきたということであろうと考えております。

○18番（坂口幸夫議員）

今、ゼロということで、非常に、私もびっくりして、今後このゼロが、来年の3月まで続くような結果が出ればいいと思うんですけど、そういう努力をされていますか。

○教育長（谷口孝志）

当然のことながら、せっかくこうして、今、ゼロできているわけですので、各学校ともに真剣に、これまで以上に、子供たちに目を向けて、取り組んでもらいたい。そして、最終的には1件のいじめもなかったということになれば、一番いいことだと思います。

○18番（坂口幸夫議員）

ここで、申し上げるか、後で申し上げるか、考えたんですけど、本当にいじめを把握してなかったのか、そこは微妙なところもあろうかと思いますが。きちんと、判断された結果、このゼロに出てきたと思いますので、今後もまた、今年度、ゼロでいくような努力を期待していきたいと思います。

②につきましては、教育委員会がいろいろ取り組みをしてることがわかりました。この、曾於市いじめ防止基本、これに基づいて、各学校が対応されていると理解いたしております。

③番目です。本市でも生活記録ノート、実際活用されているということでございますが、小学校、中学校において、担任とつなぐノートを活用されている。小学校は何年から活用されているんですか。

○学校教育課長（中村涼一）

基本的には、もう、1年生から活用しております。

○18番（坂口幸夫議員）

基本的に、議長、その生活記録ノートの日付であれば、先生方は、毎日チェックされるわけですか。

○学校教育課長（中村涼一）

担任であれば、まず、それはしなければならぬことですので、私はやっているとっております。

○18番（坂口幸夫議員）

私たちの時代もあったんです、生活記録ノート。僕は、全然、書くのが好かんかったもんだから、いつも先生から叱られておりました。本当に、先生と児童生徒のコミュニケーション、つまりは交換日記みたいな感じなんですよね。だから、このよさというものを、今、曾於の小中学校で実際記録ノートを活用されている。よさをあれば、二、三点上げていただきたいと思います。今の児童生徒にうまく有効活用されているような点があれば。

○教育長（谷口孝志）

この件については、私も経験がございますので、やはり、一番のよさは、かねてなかなか言葉で話すことの苦手な子もおります。そういう子供が、文章を書いて自分の気持ちを表すことには、また、抵抗感がないという子供がいますので、兼ねて

余り、直接、言葉を交わすことによって、いろいろ思いを聞いたりというのをできにくい子にとっては、非常に有効だと思います。

それから、これは担任、それから、その様式にも寄りますが、ほとんどが保護者の感想等も書けるようになってる部分もあります。保護者もまた、担任が書き、今度は返したコメントに対して、保護者もまた、いろいろ、感想があるときには、また書いてくれたりということで、やはり、先ほど、交換日記ということをおっしゃったけど、そのような意味で、やはり、これをうまく使うことでお互いに率直に気持ちを交わすということ。それから、友達のおるところで言えないことも、ここにいろいろ思いを言ったりすることで、案外と担任自身が気づかない面を、ああ、こういうことを考えているのかということでも気づかされるいい資料になるというふうを考えております。

○18番（坂口幸夫議員）

子供たちの先生とのやりとりの中で楽しみにしていれば一番いいことだと思います。継続は力なりで、毎日、子供たちにも書かして、先生たちにもちゃんと、また、答えられるような、立派なノートになっていただきたいと思います。

④で生活記録ノートに書かれていたSOSを発見できなかったのが残念だということで、これは、児童と生徒との信頼関係にもあると思うんですが、本当にこの生活記録ノートを先生方が真剣に見てチェックして書いていただけるか。そこは、当然だと思いますけど、確認のために。

○教育長（谷口孝志）

先ほど、課長のほうも申し上げました。基本的に、担任は、この生活記録ノートをまず、一番に担任の仕事として、多分目を通しと思います。それでコメントを書けない。例えば、人数の多いクラス等では40人ぎりぎりまでいるクラスもあります。でも、努めて担任は書いていると思います。コメントを一言でも書くことで、また、書いた生徒自身もまた次も書こうという気持ちになると思います。私も、学校訪問等で、先生方にお願ひしますのはやはり、大変だろうけど、一言でもいいからコメントを書いてくれと言っている。私は、この生活記録ノートは、私自身がやってるときは、私自身も楽しみでした。子供といろいろ、気持ちの交換ができるので。

○18番（坂口幸夫議員）

そこで、教育長、心配することがあるんです。先生も人間です。人間であれば、好き嫌いあります。大人であつても好き嫌い、例えば、子供に対しても好き嫌いがある先生によってはあるかもしれません。先生が、20人子供たちいれば、平等な感覚で、その子供たちの記録ノートを見られるか、それはプロだから当然だと思いますけど。こんた、聞かんたらやっで好かん。こんた、ビンタがわりで好かん。ここん

子はよか子やで。そういう、平等にちゃんと見ているのは当たり前なんだけど、これは念のためです。僕は昔、嫌われた経験があるものだから。僕を基本に考えて言ってるんです。先生方も人間です。子供も児童も十人十色あります。ちゃんとした公平、平等の中で、ちゃんと線を引いて、先生は記録されておりますか。その教育長の考えを聞かせてください。

○教育長（谷口孝志）

そうせんにゃいかんわけで。ですから、それが基本ですから。そういうことをしないのがおると思いますということは、私は思いたくもないし、言いたくもありません。ですから、ただ、また、教職員にも年数をへて、非常にベテランの教員もおれば、まだ、採用間もない、若い教員もおります。場合によっては、今、おっしゃるようなことが出てくる場合もあるかもしれません。しかしそうすると、必ずトラブルと思います。

ですから、そのトラブルのところであとはどう修復しているかだと思いますので、偶にはそういうのがあったら、すぐ。信頼関係のある学校では、例えば保護者とも信頼関係があるところでは、すぐそういうのがくると思います。苦情が。それに対して、今度はどう対応するかが先だっの質問に対する答弁で申し上げましたけど、やはり、組織的な学校としてどう受け止めていく体制ができているかということにつながると思います。

ただ、私はそういうことはないと思いたいと思います。

○18番（坂口幸夫議員）

今のは、先生の立場からの答弁なんです。子供のほうから見たときの子供を考えてくださいというのを、私は言いたいんです。子供は敏感です。私は、子供のとき、そう思いましたもん。隣の生活記録はよかこっばっかいけちよっせえ、僕なんかちんがら書かれちよわけです。その言葉が、まだ私は心の中にあるっていうことです。子供の敏感さを正確に、また、教育長が先生方にも再度、公平、公正にわたるような回答をするように指導いただきたいということを、私は、教育長に要請しているところなんです。再度お願いします。

○教育長（谷口孝志）

私どもが生徒指導に関する事で、例えば、管理職の研修会とか、あるいは教職員等の話の中で言ってますのは、今、議員がおっしゃったようなことでございます。これからも機会あるごとに、そのことについては指導をしまいたいというふうに思います。

○18番（坂口幸夫議員）

ぜひ、公平平等の中で当たっていただきたいと思ってる。

⑤担任と管理職、管理職と教育委員会との信頼関係等はどうかということで、曾於市の場合は良好であるという答弁をいただいたところでございます。

私はここで何を言いたいかという、人間関係も複雑で、本当は言いたいことを言えない。先生同士の中でも好かん先生もおれば、あん先生なかかいよごちゃねという先生もいます。事を荒げたくない、もう、見ざる、言わざる、聞かざるになったのが一番いいんです。そこを出してみても、聞いて言う、そこが本当に信頼関係の一番いいところだと思います。

日光東照宮の見ざるにならなければいけません。だから果たして、かおつくりだけで、はいはい言えば、いじめの芽を摘むところを、関わり合いたくない、一年間辛抱すれば、ほかの担任にないかもしれないような感じで。そういうことが一番恐いんです。その辺のところの、信頼関係、本当にあると思いますか。あっちゃいかんわけです。

○教育長（谷口孝志）

これも、先だつての答弁で申し上げましたが、今、議員のおっしゃるようなことがあってはならないと思います。そのためには、やはり、例えば、校長、教頭が職員をどう評価していくか。評価という言葉は余り好きじゃないですが。ですから、そういう奇遇があるので、あるということは現実にそのような状況も見られるということの裏返しかと思いますが、文科省のほうも、よくいじめ等を発見することで、何をやってるかということで、その責めるのではなくて、できるだけ細かく、多く発見して、それに適切な対応をしていくことが大事だというふうに評価しなさいということで、わざわざ通知も来たわけです。

私どもが、今、校長、教頭と話すときにも、それからまた、先生たちと機会があって話すときも、そのことは基本的な考え方として、いつも持って接しているところであります。

○18番（坂口幸夫議員）

私は、学校も縦の職場ですが、管理職がいて、教頭がいて、その中で下っぱの先生方がなかなか発言できない機会があるのではないかと思うんです。私は先生方も平等です、先生方が勇気を振り絞って発言できる場というのも、私はつくらなければならないと思うんです。先生方が、上の先生から何もないかっち、本当はこれがあるんだけど言えない。黙っところ。そういうような蓋をしような密閉するような体質ではだめだと。若い先生でも、堂々と言えるような勇気ある発言を出されるような学校現場であってほしいと思って言っているんです。そこからの信頼関係が始まります。再度お願いします。答えてください。

○教育長（谷口孝志）

おっしゃるとおりです。したがって、やっぱり学校が活性化というか、そういう自由にももの言えるような環境になっているかどうか、やっぱり、基本的には、校長、教頭、特に校長の姿勢にあると思います。校長が積極的に職員室に行って、例えば、先生方と茶飲み話みたいにして話をしたり、あるいは、教頭さんが、中学校の例で言うておりますけど、学年部の控室に行っていけなこつけど。そういう雰囲気をつくっていくことが信頼される人間関係で。それでまた場合によっては、校長にも教頭にも、あるいは先輩にも若手が冗談でも言えるような、そういう雰囲気が一番大事だろうと思います。

私ども、若いときには先輩から、やはり、いろいろ、普段の話の中で、生徒指導に関する重要なポイントとかあるいは、教科指導の中でこういうことが大事だよなということを改めて向かい合ってどうのこうのじゃなくて、雑談をしているような中で、教わってきている。そういう関係づくりを一生懸命、やっぱり意識して、仕掛けていくことがまた、学校を運営する管理職にも大事だと思います。

○18番（坂口幸夫議員）

若い先生も、中間的な先生も、何でも言えるような学校経営、学級経営に携わっていただいて、児童生徒の本当に、目配り、気配りをやっていただくような学校の現場を指導していただきたいと思っております。

⑥番、教職員の超過勤務が今、答弁があったわけですが、本市の教職員の平成26年度の超過勤務時間は一月当たり小学校教頭が平均70時間、中学校教頭が平均71時間、小学校教諭は平均21時間、中学校の教諭は31時間。これはどういうふうに評価したらいいわけですか。ほかの学校と比べて。時間的なもの。長いほうか、短いほうか。

○教育長（谷口孝志）

単純に数字の比較をしますと短いほうですので。ただ、教頭の時間は変わらないと思います。短いとは言えない。やはり、月二十日と考えたときには、最低1日、毎日3時間以上というわけですので。ただ、数字で比べますと、本市の場合は一般の教職員は少ないと、ただ、少ないほうがいいわけですね。本当は。そういうふうに考えております。

○18番（坂口幸夫議員）

この超過勤務の時間が出ていますけど、はっきりと把握できない。そういう中で新聞に文科省のほうから長時間労働の浮き彫りということで、1日平均の在校時間ということで、校長、教頭、教諭、事務職員ということで、校長先生が11時間在校時間、教頭が12時間50分、教諭が11時間35分ということで、ちょっと漠然としておりますので、この超過勤務、今、教育長が答弁された、この時間帯を換算して、曾

於市の場合は、教頭が平均70時間、中学校教頭が71時間、小学校教諭が21時間、中学教諭が34時間ということで、何時間ぐらいの学校にいる時間かということを経算ができれば出していただきたいと思います。学校を出る時間でもいいです。

○学校教育課長（中村涼一）

お答えいたします。

文科省の調査となる在校時間で見ると、小学校の先生方が、およそ勤務が終了してから1時間、中学校の先生方が1時間半ぐらいの時間になると思います。

○18番（坂口幸夫議員）

特に、今、学校の教頭先生なんか見りゃかわいそうです。朝、7時前から学校に来て、私の笠木小学校区であれば、有線放送で流したり、学校の行事じゃないのに、いろんな校区の行事のことを放送されています。

帰りもまた、7時過ぎでも有線放送で流したりとか、大変な激務だと思いますけど、やはり、教育長、当然、把握されていると思いますけど、本市の教頭先生の中もやっぱり、そういう激務ですか。

○教育長（谷口孝志）

激務だと思います。特に、今、議員がおっしゃられたようなところで、場合によっては教頭が校区の公民館の主事とか、そういうものを、また、兼務してる場合もございますので、余計、やはり、特に学校の中では、教頭さんが一番、激務かというふうに思っております。

○18番（坂口幸夫議員）

教頭が激務であって、なかなか校長にも言えない。下にも、愚痴も言えない。そういうときは、教育長、ちゃんとはけ口とか、そういう声を聞く場っていうのがあるんですか。ただ、我慢せ、我慢せばかりでいくんでしょうか。どうでしょうか。

○教育長（谷口孝志）

我慢せという言葉をついたことはありませんが。教頭研修会でも、私も教頭経験をしましたので、教頭の仕事が大体どういうことかというのは経験上、ある部分、共有できる場所がありますので。ただ、やはり教頭でなければ、要するに大変な激務ですとのさんわけですけど、のさん、のさん、と思っていれば、ますます、のさんと、おもしろくないと。だから、その激務の中で、何か自分で楽しみを見つけようやという、今、怒られるかもしれませんが、私は、そういうことを話をしています。

もちろん、先ほど、答弁の中で申し上げましたように、微々たる場所ですけどまだ、やはり教頭先生方の仕事がちょっとでも少なくなるようにということで、例えば報告書とか、あるいは様式の簡素化とか、そういうことも教育委員会内で、今、

できるところから工夫はしてるところであります。

○18番（坂口幸夫議員）

教頭が一番、この超過時間が浮き彫りになっているわけですから、ぜひ管理職、教頭の体力面、それから精神面、ぜひケアするような感じの場所というものを設けていただきたいと思います。

最後です、⑦番目。超過勤務により、そういうことで、超過勤務の実態を教育長が示していただきました。小学校は平均21時間、中学校は34時間、短い方だと言われましたけど、短いのは教育長も当然だとお分かりだと思います。

曾於市の小学校、中学校の先生方は曾於市にほとんど住んでいない。ここが、隼人、霧島、鹿屋、一番遠い方で、早く帰らんな、早く戻らんな、到着できんわけです、我が家に。早う学校出るのはあたりまえです。だから、こういう勤務体制が、ほかの学校と比べまして、少なくなってるような感じを、やはり把握しないといけないと思うんだけど、学校教育課長、一番、片道長い方で、どれぐらいの時間ですか、長い方で片道、例えば、7時に学校を出ます。あるところに住んでる。どれぐらいの時間がかかりますか。

○学校教育課長（中村涼一）

一番長い職員で、通勤距離がおよそ80キロを超えております。時間として、1時間半程度かかっております。

○18番（坂口幸夫議員）

課長、結構、1時間近く通勤されてる先生が多いというふうに理解していいですよ。

（何ごとか言う者あり）

○18番（坂口幸夫議員）

みんな、聞いちゃらんです。

○学校教育課長（中村涼一）

曾於市の教職員のおよそ7割が市外からの通勤者となっております。その中で、ほぼ40分から50分という通勤時間をかけて、本市の学校に通勤しております。

○18番（坂口幸夫議員）

実際は、平均21時間、34時間、7時に学校を、6時半に学校を出ても、片道で1時間近くかかるわけです。例えば、6時半に出て、7時半に着いた、大変。それは片道だけでそれだけです。往復であれば、大変な時間です。そこで、明日の授業の準備もしなければならぬ。いろんな報告事項もしなければならぬ。授業以外でもいろんな業務、執務が多くなってますよね。そうじゃないですか、教育長、今の先生方は。

○教育長（谷口孝志）

おっしゃるとおりだと思います。

○18番（坂口幸夫議員）

その先生方が公務多忙の中で、私が一番恐いの、一番大事な生徒、児童との触れ合いの時間がなくなる。反対にふえていかなければならないのを、いろんな行事に出席したり、報告書を作成したり、いろんな勉強外の、子供との、一番触れ合える場の時間がさけていってるんじゃないでしょうか。どうでしょうか。簡単でいいんです。自分の思ったことを言ってくだされれば。

○教育長（谷口孝志）

よく、マスコミ報道等では、そのように言われますが、これもやはり、一人一の教職員によって違うと思います。

○18番（坂口幸夫議員）

当然、教員の能力にも違うと思いますが、やはり、私がここで教育長にしっかりと把握していただきたいのは、超過勤務プラス通勤距離というのを、頭の中に入れてほしいんです。どれぐらい、我が家をさっき言ったように、1時間半ぐらい片道かけていけば、自分でも体力が不調になったり、ストレスが溜ったりします。そういうのを毎日やっていけば、子供たちにも、なかなか不機嫌な時出てきます。精神的なバランスも悪くなる。

ぜひ、最後になりますけど、教育長、子供にあたる時間、子供を見る時間、子供の時間を大切にするような教育委員会の指導というものを、私は、希望します、切に、どうでしょうか。

○教育長（谷口孝志）

今言われたことは、非常に大事なことであると思います。そういう意味で教員の異動等に伴い、本市に来ていただく先生方には、なるべく本市への移住ということをお願いするわけですが、ただ、どうしても家庭の事情、あるいは本人の、どうしても気持ちの上で、自宅からの通勤ということを選ばれる方が多い現状です。超勤とさらに通勤距離の時間があって、子供と触れ合う時間が少なくなると。さらに、いろいろ事務処理もあってということですが、確かにそういう面もあると思います。

したがって、ただ、教員として、子どもは目指したときに、これはどの先生も一緒だと思いますけど、やはり子供が好きで、子供がいるところ、どこにでも行きますということで、みんななっているわけです。私はいつも機会あるごとに言いますが、しかし、だんだん、だんだん、時間がたつにつれて、やはり家庭を持ったり、いろいろなことで事情が違ってきます。

しかし、教員の本来の仕事は、子供と触れ合って、そして子供を健全に育ててい

くことだというふうに思っておりますので、今、坂口議員の指摘されましたことについては十分意識しながら、これはもう機会あるごとに、例えば遠距離通勤が多いので、仕事の疲れ等もある、あるいは、また家庭を持っている人は家庭生活でのいろんな生活でのストレス等もあると。そのためについ、運転等が漫然となりがちなので、少なくとも事故を起こすことのないように、あるいは事故にも遭わないようにという指導は繰り返し、繰り返ししてほしいということで、言っております。

まずは、そのことは、今一番、私どもが心配し、また、力を入れていることでもあります。ということは、先生にいろいろありますと、先生が欠けることで、また、子供に影響が出てきますので、今おっしゃったことは、また、管理職研修等でも、このような提言もあったと。これまでも繰り返してることですが、十分、また、配慮しながら、先生たちの指導に当たってもらうようにということでやっていきたいと考えております。

○18番（坂口幸夫議員）

教育長のすばらしい指導力のもとで、いじめが今ゼロ。今後も、いじめがゼロにずっと継続して行って、また、先生方が、児童生徒に本当に優しい心で接していただきたい。先生方も肉体的にも精神面でも強くなって、さらに学校経営、学級経営に努力していただきたい。教育長の強い指導力をもって、曾於市の教育がさらに向上するように強く要請いたしまして、私の一般質問を終わります。また、次回いたします。終わります。

○議長（谷口義則）

ここで総務課長より発言訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

○総務課長（永山洋一）

昨日の徳峰議員の一般質問において、間違った答弁をいたしましたので、訂正をお願いします。

本市における障がいのある職員を1人と答弁いたしましたが、誤った数字を報告したものでありまして、実際の職員数は4人でありました。なお、この実員4人に対しまして、法律で定める係数を掛けた結果、理論的に職員数は6人になります。地方公共団体における障がい者の法定雇用率は全職員数の2.3%であり、本市の場合は、三役を含めた職員数総数352人にこの2.3%を掛けますと、法定雇用障がい者数が8人になります。この8人から先ほどの6人を差し引きますと、今年度は不足数が2人となります。これについては、答弁したとおりでございます。また、仮に、重度障がい者を1人雇用することとなった場合は、係数の関係で、不足数は1人になるところであります。このことから、一般事務Bの採用については、答弁のとおり、2人以内になるところでございます。

訂正してお詫び申し上げます。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日11日、午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時13分

平成27年第3回曾於市議會定例会

平成27年9月11日

(第5日目)

平成27年第3回曾於市議会定例会会議録（第5号）

平成27年9月11日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

- 第1 議案第59号 曾於市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第2 議案第63号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 第3 議案第64号 曾於市コミュニティFM放送施設整備事業放送施設整備工事請負契約の締結について
- 第4 議案第70号 檜小学校屋内運動場改築本体工事請負契約の締結について

（以下3件一括議題）

- 第5 議案第56号 曾於市自治会有線放送施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第6 議案第57号 曾於市個人情報保護条例の一部改正について
- 第7 議案第58号 曾於市手数料条例の一部改正について

（以下4件一括議題）

- 第8 議案第60号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について
- 第9 議案第61号 曾於市末吉総合センター（文化センター・農業構造改善センター）の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第62号 曾於市民プール施設の管理に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第71号 字の区域変更について

（以下3件一括議題）

- 第12 議案第65号 土地改良事業計画の変更について
- 第13 議案第66号 字の区域変更について
- 第14 議案第67号 曾於市道路線の認定について

（以下2件一括議題）

- 第15 議案第68号 訴えの提起について（調停）
- 第16 議案第69号 訴えの提起について（訴訟）

- 第17 認定案第1号 平成26年度曾於地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算の認定について

て

- 第18 議案第73号 平成27年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について
- 第19 議案第74号 平成27年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

（以下3件一括議題）

- 第20 議案第75号 平成27年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第76号 平成27年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第22 議案第77号 平成27年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第23 陳情第11号 川内原発2号機の再稼働に当たって、九州電力に住民説明会を求める陳情

（以下4件一括議題）

- 第24 報告第5号 平成26年度曾於市健全化判断比率の報告について
- 第25 報告第6号 平成26年度曾於市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第26 報告第7号 平成26年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第27 報告第8号 平成26年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計資金不足比率の報告について

（以下7件一括提案）

- 第28 認定案第3号 平成26年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第29 認定案第4号 平成26年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第30 認定案第5号 平成26年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第31 認定案第6号 平成26年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第32 認定案第7号 平成26年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第33 認定案第8号 平成26年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第34 認定案第9号 平成26年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岩水豊	2番	淵合昌昭	3番	泊ヶ山正文
4番	上村龍生	5番	宮迫勝	6番	今鶴治信
7番	九日克典	8番	伊地知厚仁	9番	八木秋博
10番	土屋健一	11番	原田賢一郎	12番	山田義盛
13番	大川内富男	14番	大川原主税	15番	海野隆平
16番	久長登良男	17番	迫杉雄	19番	徳峰一成
20番	谷口義則				

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

18番 坂口幸夫

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄徳栄一郎 次長兼議事係長 浜田政継 総務係長 持留光一
参事補 津曲克彦

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市	長	五位塚剛	教	育	長	谷口孝志									
副	市	長	八木達範	教育委員会総務課長		今村浩次									
副	市	長	大休寺拓夫	学校教育課長		中村涼一									
総	務	課	長	永山洋一	社会教育課長	河合邦彦									
大隅支所長兼地域振興課長		松尾安次	経	済	課	長	竹田正博								
財部支所長兼地域振興課長		富岡浩一	畜	産	課	長	木佐貫育穂								
企	画	課	長	橋口真人	耕	地	課	長	吉野実						
財	政	課	長	吉川俊一	建	設	課	長	高岡亮蔵						
税	務	課	長	中山浩二	水	道	課	長	堀内光秋						
市	民	課	長	久留守	会	計	管	理	者	・	会	計	課	長	桂原光一
保	健	課	長	丸野哲男	代	表	監	査	委	員	野村行雄				
福祉事務所長兼福祉課長		川添義一	監	査	委	員	事	務	局	長	高橋和弘				
大隅支所産業振興課長		八木秀久	農	業	委	員	会	事	務	局	長	小浜昭二			

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ここで、会議録署名議員の坂口幸夫議員が欠席されましたので、徳峰一成議員を会議録署名議員に追加指名いたします。

本日の会議は配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第59号 曾於市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○議長（谷口義則）

日程第1、議案第59号、曾於市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました宮迫勝議員の発言を許可いたします。

○5番（宮迫 勝議員）

市民課に1点だけ確認をいたします。

この条例の一部改正の理由と、どうもこの改正によって影響はないと思ったんですけど、もし何か影響があるんだったら教えてください。

以上、1点だけです。

○市民課長（久留 守）

お答えをいたします。

災害によりまして生じた廃棄物を円滑、迅速に処理していくために必要な措置を講じる必要があるために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中に新たに非常災害により生じた廃棄物の処理の原則の条文を加える改正がございました。

これに伴いまして、第2条の3、国民の責務の条番号が第2条の4に繰り下がったことによるものですが、曾於市廃棄物の処理及び清掃に関する条例におきまして、この条例、条項を引用しているため、今回、第5条中の第2条の3を第2条の4に改めるものであります。

なお、この改正に伴う条例に対する影響については特にないところであります。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案第59号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第63号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、議案第63号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

3点にわたりまして質問いたします。

この議案は、消防ポンプ車の購入に対する提案であります。

質問の第1点、落札したのが鹿児島森田ポンプ株式会社であります。この会社の所在地、代表、そして会社の規模等、そして現在これまでこの鹿児島森田ポンプは、曾於市は消防自動車関係についてはどういった実績があるか。

以上でございます。

質問の第2点目、購入したとして、この車の耐用年数、あるいは保証期間等はどうか。

さらに質問の3点目、これまで使っている消防ポンプ自動車はどういった形で今後処分、処理をされるのか。

以上、3点でございます。

○財政課長（吉川俊一）

それでは、ただいまの質問にお答えいたしたいと思います。

まず、落札いたしました鹿児島森田ポンプ株式会社でございますけれども、所在地は鹿児島市の松原町でございます。それから、会社の規模でございますけれども、営業年数が41年ということでございまして、資本金が2億2,071万円でございます。それから、従業員数が技術職が常勤が10名いるところでございます。それから、主な業務の内容でございますけれども、消防機器販売等の販売、修理でございます。それから、曾於市での森田ポンプの実績でございますけれども、平成22年に財部の中谷分団の消防ポンプ自動車を森田ポンプが受注しておりますところでございます。

○総務課長（永山洋一）

お答えいたします。

保証期間につきましては、1年間でございます。あと耐用年数というのが、それについては、ちょっとはっきりわかりませんが、3番目の質問の代替の処分と同じように考えますと、大体今回の笠木分団のポンプ車が経過年数が大体18年ということでございまして、大体18年とか、そういった20年未満について一応更新をすることになっているところでございます。

以上でございます。

○財政課長（吉川俊一）

先ほどの答弁の中で代表者名が抜けておりましたので、お答え申し上げたいと思います。代表取締役が尾曲昭二氏でございます。

○総務課長（永山洋一）

濟いませぬ、1つ漏れました。

処分につきましては、財政課のほうで競売で処分することになります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

質問が前後しますけど、消防自動車のこれまではどういった形で処理されるのかということで、めどを含めて、当然古くなったから新しいのを購入するわけであって、すぐ処分を考えて準備していると思いますので、その点について聞かせてくだ

さい。

歳入は、その後の予算提案となろうかと思っておりますが、確認方々のこれが質問の第1点であります。

質問の第2点目、保証期間が1年というのは短いような感じがするんですが、これだけの金額の車を20年近くにわたって今後使わなければならないわけでありまして、保証期間をもっと長くすることはできなかったんでしょうか。1年とは余りに短いです。再度答えていただきたい。今後手直しはできないものかどうか。

それから、質問の3点目、予定価格と落札金額の差異が非常に少ないんですけれども、市外の業者が落札したにしては。この予定価格の設定というのは、こういった形でこの、こういったあるいは計算でもって設定されたんでしょうか。

以上、3点でございます。

○総務課長（永山洋一）

車両の更新につきましては、新しい消防車が来てから、その後に納車をしましてから処分をすることになります。

それと……

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（永山洋一）

これにつきましては、市内の登録自動車の業者がございまして、そちらのほうを指名委員会等で指名いたしまして、その中で入札、競売という形になります。

それから、保証期間を1年間と短いんじゃないかということでございまして、これにつきましては、やはり保証期間を長くすれば、その分についてはまたそういった保険料とか、そういったのが発生すると思われまして、通常は1年間ですいているところでございます。

以上でございます。

○大隅支所長兼地域振興課長（松尾安次）

それでは、予定価格について御説明申し上げます。

当初2業者から見積書をいただきまして、その低い価格の見積もりを出されたところを一応予定価格としております。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

予定価格の設定から質問いたします。

その前に、この予算額の計上は幾らで予算は計上されていますか。

第2点目、この予定価格の設定、ただいま課長から2業者から一応見積もり出しもらったということですが、その2業者は、この6業者には入っていない

ですね、これを確認させてください。

それから、こうしたいわゆる基本的には市外の業者が入ってくる購入については、予定価格、あるいは入札のあり方を含めてもっと研究する余地があるんじゃないかという感じもいたします。余りにも結果的に落札金額が高過ぎるからでございます。単純化して考えましてですね、単純化して考えまして。その点で今後工夫すべき点はないのかどうか、予定価格の設定においてですね。これが質問の第2点目でございます。

それから、繰り返しますけども、保証期間が1年というのは、もろもろ保険を含めて考えた場合は1年でいいというのも、聞くほうから見て、ちょっと説得性が少ない、弱いと思うんです。一般に例えばコピー機械でも、民間でも5年か6年ですよ、保証期間というのは。あれ普通の電化製品でも1年じゃないでしょ、金額が大きいのはですね。そうした、やっぱり私は市民レベルというか、市民の感覚から見て、率直に1年は短いんじゃないですかと聞いているんだから、1年がやっぱり最もベターであるんだったら、それなりのやはり説明が必要だと思うんです。ですから、もっと詳しく、もう3回目の質問でありますので、お答えしていただきたいと考えております。

以上です。

○大隅支所長兼地域振興課長（松尾安次）

予算価格は予定価格と同額を設定しております。今回、入札価格が高かったということでございますが、消費税の値上げと既存ポンプ車にはないハイルーフ仕様としたということで、ハイルーフという理由としましては、室内空間を広くすることで、出動等の作業スペースが広くとったということと、機材の収納スペースの確保等ができるようにするために、これを採用したということでございます。

以上でございます。

（何ごとか言う者あり）

○大隅支所長兼地域振興課長（松尾安次）

予定価格をつくる段階では入札された業者のほうが高い見積もりでございましたので、予定価格は別の業者の見積もりを採用しております。

（何ごとか言う者あり）

○大隅支所長兼地域振興課長（松尾安次）

いや、入ってます。

○総務課長（永山洋一）

保証期間の関係でございますが、通常瑕疵担保責任が1年ということで、今回の場合は1年で保証期間を設けてるところでございますが、御指摘がございましたの

で、今後仕様書等をつくる段階で、そういった保証期間が延長できるのかどうか検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案第63号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案63号には賛成いたしますが、質疑でも若干出てきましたけれども、やはり今後、この種の入札には改善の努力が必要じゃないかと思っております。

保証期間については、ただいま3回目の答弁で課長から今後さらに検討を深めたいといった答弁がありました。この予定価格等の設定と入札参加のあり方についても、もっと検討を深めるべきじゃないかと思っております。もともとこの予算が予定価格と一緒にある。通常は予算よりも若干幾らか少ないのが通常の予定価格でありますよね。そして、この予定価格に参加した2つの業者が入札にも参加しておられる、落札したかどうかは別にして、そうした点から見た場合に、やはり市民から見ても、もっと十分な説明のできるような、そうした予定価格の設定、あるいは入札参加を含めた今後研究の余地があるんじゃないかということをお願い添えて一応討論いたします。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第64号 曾於市コミュニティFM放送施設整備事業放送施設整備工事
請負契約の締結について

○議長（谷口義則）

日程第3、議案第64号、曾於市コミュニティFM放送施設整備事業放送施設整備
工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました宮迫勝議員の発言を許可します。

○5番（宮迫 勝議員）

企画課に2点ほどお伺いします。

まず1点は、25社中23社が辞退をしていますが、これ何か特別な理由があったの
かお伺いします。

2点目は、九電工鹿児島支店のこういったコミュニティFM放送施設等の工事实
績について、何かあったら説明してください。

以上、2点です。

○財政課長（吉川俊一）

企画課への質問でございますけれども、入札関係でございますので、財政課のほ
うで説明をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目の入札辞退の経緯について説明申し上げます。今回、指名につ
きましては25社ということで指名いたしましたところでございますけれども、その
うち22社が入札前に辞退届が提出されまして、それから残りの3社は応札をいた
したけれども、そのうち1社、日本無線株式会社につきましては、入札書のほうに
辞退といったような表示がございまして、実質辞退をされたところでござい
ます。その金額に伴う入札につきましては2社ということでございます。

それから、辞退の理由でございますけれども、辞退の理由につきましては、なぜ辞

退されるかといったような問い合わせはしていないわけですが、しかしながら、中には辞退の理由を1社につきましては書いてございました。それにつきまして、専門的な工事のために、技術的に履行が困難であるということで辞退をさせていただきますといった理由でございました。それから、あとにつきましては、もうこちらの判断といたしますと、もう会社の都合によるといったような判断をしているところでございます。

それから次に、九電工の鹿児島支店の実績についてでございますけれども、電気通信工事におきます主な実績といたしましては、徳之島町におきまして、平成22年度に地域情報通信基盤整備工事を4億5,938万で受注いたしております。それから、佐賀県の武雄市におきまして、平成24年度におきまして防災行政無線整備工事を1億4,749万円で受注いたしております。本市におきます実績でございますけれども、本市におきましては、平成21年度におきまして、本庁舎の太陽光発電設備工事を2,037万円受注いたしております。それから、平成24年度におきましては、財部中学校の太陽光発電整備設置工事を1,333万円で受注しているところでございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の64号については、通告を記載し忘れておりましたので、一応順序に従って質問いたします。

25社中23社が辞退というのは、ただいま宮迫議員が質問いたしましたけれども、私の長年の議員経験で全く例はないことでございます。率直にこれは伺いますけど、今から30数年前に、企画課じゃないんですけれども、旧末吉町であったのでございますけれども、ともかく、この種のつていうのは、もういわば何年に1回の自治体にとっては、また県内でも少ない事案になろうかと思っております。

ですから、関連する業者は実際最初からこの入札に参加する、そうした確たる見込みはなくても入札届を出す。そして、恐らく落札する業者はどこどこであろうということを想定して、いわゆる談合が行われるというのが昔は見られたんです。余りにも入札辞退者が多くなって、ですから一定のやはりこれは本来調査をすべきじゃなかったか、そして確かに落札率は84.3%であります。これは2社によつての84.3%でありますか。質問でありますけれども、もう1回仕切り直しを行って、参加業者をふやした形で入札したら、もっと落札率は低くて済んだんじゃないかという気も、そうした私の危惧といたしますか、心配点から見た場合は考えられないことはございません。

その点で質問でありますけれども、結果論でありますけど、なぜこの23社は辞退、

異常なまで辞退したかっていうのを調査すべきじゃなかったか、それなりにですね、分析といいますか、これが第1点。

第2点目、仕切り直しをなぜしなかったのか、2社だけの参加で入札をされたのか、これが質問の関連しての第2点目であります。

第3点目、この設計業者は九州テレコム振興センターになっておりますが、やはり設計業者の役割がこの種の入札では非常に客観的にも重要な役割をより担うことになるのじゃないかとも思っておりますが、この設計業者を、この受注させたこの会社、あるいはその入札についての経過等についても教えてください。これが質問の3点目。

それから、今回この九電工が請け負ったとして、保証期間は何年であるのか、これが質問の4点目であります。

なぜ、こうした質問をするかといいますと、今後の28年度以降のこの管理に当たって、当然一定の今回設置した機器等の、あるいは機具等の整備が修繕を含めて必要となります。保証期間とも関連がありますけれども、そして当然28年度以降は新たに毎年管理等のいわば費等の提案を議会に予算として計上されるかと思っております。そうした場合に、28年度以降はどの業者が今度は管理に当たるのか。

関連いたしまして次の質問、この整備の委託は、今後は管理については随意でされるのか、あるいは最初から入札の予定であるのか、関連性がありますので、この入札、非常にお答え願いたいと考えております。

以上でございます。

○市長（五位塚剛）

入札の関係で考え方を示したいと思います。

今回は、曾於市では初めてのコミュニティFMの工事をするということで入札をいたしました。この予算が通って、やはりいろんなところの方々が仕事ができるとなれば、条件を整えば入札をされるんだろうと思います。そういう意味で、広く一般競争入札をいたしました。

また、東京で全国市長会がありまして、有楽町でこういう関係の、放送電波関係の展示会がありまして、私もそこを見まして、その中でまたいろいろと日本の各地のメーカーが来ておりましたので、市のほうの計画もお話しました。そういう方々も実際入札も参加されております。そういう意味では、たくさん参加することによって落札率を落としたいという計画もありました。具体的に、最終的に、その中から25社の入札ありましたけど、いざ最終的に各会社、やっぱりそれなりに計算されたら、なかなか参加できないという状況もあったり、会社の事情やいろいろな問題があっただと思います。最終的には数社入りしましたが、その中でどうしても辞退

届というのが入札の中でもありましたということをお伝えしたいと思います。

○財政課長（吉川俊一）

それでは、辞退が非常に多かったということで、この件について、原因について調査すべきではなかったかといったような質問でございますけれども、確かに私も辞退が多かったことについては驚いておりました。当初は金額も非常に大きい金額であります。それで、できるだけ低価格で契約していただくということで、九州内の、選定につきましては、県内が9社ございます、25社中。それから九州内が16社ということで25社選定したわけでございます。

それで、工事的にも九州内の方々を全て、資格を持ってる方を入札に参加していただきまして、できるだけ低価格での契約を望んだわけでございますけれども、結果的に辞退といった件数が非常に多くて驚いたわけでございますけれども、先ほど宮迫議員の質問にも答弁申し上げましたけれども、技術的にできないというところもございました。私も入札指名をするときには、そういったところの実績等も勘案しまして指名するわけでございますけれども、このFMの整備事業というのが、非常に地方自治体では余りない工事でございます。それで、民間ではあるんですけども、そういうことを勘案いたしまして、類似の実績があるところを抽出いたしまして、実績があるであろうというところを見まして25社指名したわけでございますけれども、そういったところで技術的にできないというところもございました。

それから、先ほど言いましたように、社の都合といったようなことがございました。その社の都合というのが、中身的にはちょっとはつきりわかりませんが、今後のことも、こういった辞退があるのも初めてのことでございます。ですから、二度とこういうことはないと思うんですけども、特殊な工事でございましたので、調査も、今後継続する工事等でございますれば、また調査すべきと、今後の指名の参考にするために調査すべきであろうということも考えたわけでございますけれども、調査を行っていないとこでございます。

それから、結果的に3社応札いたしまして、2社が入れたわけでございますけれども、価格をば。なぜ中止をしなかったかということでございますけれども、これは入札をするといったようなことは、もうインターネット、それから掲示板等で流しております。

もしこれが辞退が出まして、1社になった場合は、これは当然競争できませんので中止といったような措置をとらざるを得ませんけれども、2社以上であれば、当然これは入札をすべきというふうになっておるとこでございます。

以上でございます。

○企画課長（橋口真人）

今後の保守管理につきましての御質問でございますが、今後の保守管理につきましては、今有線放送保守管理業務を行っている業者を含めまして、市内、県内の業者に伝達して、指名競争入札を行っていきたいと考えているところでございます。終わります。

(何ごとか言う者あり)

○企画課長（橋口真人）

保証期間につきましては、通常この工事後1年となっているところでございます。

○財政課長（吉川俊一）

もう1点、管理業務につきましての答弁が漏れておりましたのでお答えいたします。

管理業務につきましては、もう既に入札を執行いたしております。9月の7日に執行いたしまして、設計業者でございます九州テレコム振興センターが落札をいたしております。これにつきましては1社の随意契約ということでさせていただいたところでございます。と申しますのが、非常に業務的になかなか困難と申しますか、一般でできないような業務でございましたので、精通した設計業者じゃないと管理につきましては十分な管理ができないであろうということでございまして、1社随契ということでさせていただきました。

○19番（徳峰一成議員）

2回目、もう1回整理し直して質問いたします。

もともとこの議案については、予算額は幾らでしょうか。これが第1点。

第2点目が、この設計価格と予定価格は同額であるのか、これは確認でございます。

質問の第3点目、まさかこういったことはないと思うんですが、先ほどの1回目の質問の繰り返しでありますけれども、私はあえて談合の疑いということで質問いたしましたけれども、これは2社の談合ということじゃないんです。辞退した方々に対して、過去あったことであります。新聞沙汰にもなりましたが、当時。大体落札する業者がわかっていることを前提に、事後辞退した業者に対しての一定のいわゆるお金が動くということはまさかないでしょうね。そのことだけ、危惧ということであえて言うておりますけれども、確認方の質問であります。

それから、第4点目、今後のこの保証期間が1年ということで、1年ということは、来年のいわば秋までになりますよね。一方においても、このFM放送の実施は、一応来年の基本的には4月からでしょう。来年の4月からは、この種の機器についての管理を含めて、当然予算計上しなければなりません。どういった業者を競争入札でこれは決めたいという課長の答弁でありましたけれども、決め方、非常に大事だ

と思うんです。1年1年コロコロ変わることになってはいけない事情もありますので、一旦決まったらその業者に基本的にずっと管理運営をやっていただくというのが通常だ、ごく自然だと思うんです。その点から見て、来年の4月から始まる、保証期間は来年の間違えば秋ごろまでということで、1点ダブりますけれども、いうことを含めて、細かい点での質問で申しわけないんですけども、そのあたりを含めて、当然保証期間等を含めて議論されて、しっかりした市の考え方が出ていると思いますので、お聞かせ願いたいと考えております。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今回の入札業者に対して、談合的なことはなかったかということの質問であります。今はそういうことをして、ましてお金のやり取りをするということ自体が非常にこれは大変なその会社の、もう存続を危ぶむ状況であります。今回のことについては、皆さんそれなりに連絡をとれることがまたできません。そういうことで、純粋な入札結果の状況の中で、どうしても仮に福岡の方が請けても、福岡からここまでかけてきて仕事をするとなると非常に大変で、またこの地元の業者を下請に使ってとなると、その体制を含めてなかなかできなかったということも聞いております。

そういう意味でのいろんな会社の事情がありまして、入札参加できなかったということも聞いておりますし、そういうことはないというふうに思います。

○企画課長（橋口真人）

私のほうからは予算額と保証の件についてお答えいたします。

まず、予算額でございますが、今回参考資料につけております総合センターの改修工事、電気設備工事、機械設備工事を含めまして2億3,804万5,000円が予算額でございます。

それから、保証期間の件でございますが、保証期間につきましては、この工事の契約につきましては来年3月11日を工期としております。そこから1年が始まりますので、1年とは、再来年の3月までというふうに考えているところでございます。

それから、指名業者の件でございますが、通信設備の保守ができる業者を選定したいと考えているところでございます。

○財政課長（吉川俊一）

それでは、設計額と予定価格が同額かといったようなことでございますけれども、本市の予定価格につきましては、工事等につきましては、ことしの4月の1日から歩切りは廃止しております。ですので、基本的に予定価格と設計額は同額といったようなことになっておるところでございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第64号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案第64号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第70号 檜小学校屋内運動場改築本体工事請負契約の締結について

○議長（谷口義則）

次に、日程第4、議案第70号、檜小学校屋内運動場改築本体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

議案70号について質問をいたします。

先ほど議案の64号の中でも財政課長から本年度に入って、設計価格と予定額は基

本的には同額になっているということでありましたけれども、その点で関連して、今後ますます設計業者の行政にとって位置づけ、役割が非常に重要となります。

質問の第1点、設計業者の選定と、そして設計業者どこが選定されたのか。

質問の2点目、確認であります、設計額と予定額は同額であるのか。

3点目、先ほどの設計に関連して、設計の入札は何社が参加されたのか。

そして最後に、今回のこの議案での工期、あるいは排水対策を含めての特に設計、あるいは今後のこの事業で市として留意した点、どういった点があるか、間取り等を含めて、基本的には児童数が減少傾向に、櫛の場合は特に顕著にこの間なっておりますけれども、そのあたりを含めて、どういった点で中身においても工夫されたのか。

排水については、御承知のように、櫛小学校はいわゆる北側の山から絞り水が常時出ておりますけれども、こうした排水対策を含めて、側溝を含めて考えていっていると思うんですが、どういった点で考慮がされているのか説明してください。

以上です。

○財政課長（吉川俊一）

それでは、設計業者の選定の理由につきまして申し上げます。

選定につきましては、まず公立小学校の屋内運動場といったような工事でありませう。そういうことから、主に設計業者の技術力、それから在籍する建築士の数、それからこれまでの実績等を勘案いたしまして選定したところでございます。

それで、市内業者につきましての配慮ということも考えたわけでございますけれども、会社の規模とか技術力、それから建築士の数、そういったものを総合的に勘案いたしますと、今回の工事の規模に対応できないのではなかろうかということで、県内の業者を……

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（吉川俊一）

入札の指名業者は11社でございます。全て鹿児島市に本社を有する設計事務所でございます。

それから、落札された業者は、堂園設計株式会社でございます。これが契約金額が993万6,000円といったような金額で契約いたしておるところでございます。

以上でございます。

○教育委員会総務課長（今村浩次）

それでは、まず工期でございますが、工期は参考資料をつけていると思っておりますけれども、3月8日までとなっているところでございます。

それから、排水対策、絞り水等ということでございますけれども……

(何ごとか言う者あり)

○教育委員会総務課長（今村浩次）

まずは、排水対策等につきましてでございますが、前年度、平成26年度におきまして委託をもちまして、地盤の調査等を行っておりまして、そこら辺あたりにつきましては問題がないというところでございます。

あと、その中身の間取り等につきましてでございますが、学校の教職員等と協議をいたしまして、幾つか要望等が出てきております。ステージの照明を明るく、あるいはハト対策、ステージのところの出入り口関係とか、そのような要望等をお聞きいたしまして、設計会社と協議をいたしましての設計ということでございます。

それから、児童数につきましては、櫛小学校は現在5学級42名でございますが、平成33年度も43名というところで、ほぼ横ばいで推移するというところでございます。そういうところも勘案いたしまして面積等を決めているところでございます。以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

市長に1点だけ、この入札についての基本的な考え方について質問をいたします。

これまで旧末吉町を含めて、あるいは合併後も、戦後自治体の入札については、設計価格を決めて、そして若干幾らか落として大きな事業については予定価格を設定する。昨年の決算でもこれが、その差額が全額で、委託を含めると1億円を超えております。あるいは2億円だったですかね、ということで、それは基本的にはいろいろ経過ありまして、この4月から一応同額にするということになりました。これは両面からももちろんあると考えていかなければいけないと思うんです。業者にとってはありがたい、それはそれで大事な点であります。また、市民全体から見て、億を超えるのについては、経費節減ということで苦労して入札をやっている経過があつて、この基本線は譲れません。

ですから、その点で、特に、この設計価格と予定額を同額に今後もしていくとなると、どういった点での今後工夫が必要かって、いろいろ今後研究が必要であります。もちろん研究はされてると思います。研究の過程での初年度でありますので、今回のこの70号提案であろうかと思いますが、その中でやはり設計業者の役割というのも客観的にこれまで以上に重要な意味合いを持つんじゃないかと思っておりますが、この設計業者の選定を含めての設計価格の決め方の基本的な考え方について、基本方針を十分三役で議論されて、研究されていると思いますので、答えていただきたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

今、国の指導に基づいて、やはり単価の見直し、歩切りはやめなさいということ

が指導がありました。やはりそれは地元の企業を育てるべきは、そういう方向にならざるを得ないというふうに思います。

ただ、今言われるように、そのことによって市の財源が新たに今までよりはふえるわけです。だから入札のあり方については、やはり工夫する必要があるというふうに思います。

例えば、空調工事においては、一般的な公共的な単価というのは非常に高い現実でございます。しかし、一般的に民間レベルの実際やり取りする金額は非常に安い状況であります。そういう意味では、そういう実勢の価格を加味しながら、やはり予定価格も決めていきたいというふうに思っております。

また、工事についても、こういう建物の工事についても、基本的には国が示している職人の単価と私たちこの曾於地域における労働者の単価がどれぐらいの開きがあるのか、現実にはですね。そういうことも今指示をしながら、やはり下請を使った場合に、実際にその下請にどれだけの金額が出されているか、そういうことも市としては基本的にはいろいろ計算しながら、なるべく予算をとって、その予算から設計額をなるべく落とすという努力を指示しております。それはやはり職員の技術を高めるといふのと同時に、やはり民間のレベルの状況もさらに勉強しなさいという指示をしておりますので、今後いろんな形での努力をしたいと思っております。

入札不参加者の問題については、やはり市内でできる方については、市内の方々を優先を入れながら、また競争もさせていきたいと思っております。今回のようなちょっと特殊な工事になると、どうしても地元の業者では設計ができないということもありまして、鹿児島県内の中での競争をしてもらって、こういう形になりました。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

これは本当かつてない形での初年度でありますので、十分勉強、研究はされてるし、今後もさらに研究が必要だと思っておりますが、業者から見ても納得できる、市民から見ても納得できる形を、両面との相矛盾する内容がありますけれども、しかし一定の線は可能でありますので、ですから十分研究しながら、地元業者の育成というのはもちろん大事でありますので、その点も十分配慮しながらも両面から研究していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

もう答弁よろしいです。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（今鶴治信議員）

勘違いしております、委員会付託だと思っておりますけど、通告をしまして

んでしたけど、ちょっとだけお伺いいたします。

昨年、柳迫の屋内体育館の設計上でちょっと卒業式、入学式に間に合わなかったんでございますけど、今回、先ほど市長で特殊な設計であるから鹿児島市内の設計業者に委託されたということでございましたけど、柳迫と違って、そんな難しい設計じゃないのかということと、3月8日までの工期だということでございますが、この入札が議決された場合、大体いつぐらいから工事にかかるのか、そこをお伺いいたします。

○建設課長（高岡亮蔵）

昨年の柳迫の屋内運動場につきましては、関係者の皆さんに多大な迷惑をかけたところでございます。

今回のこの体育館につきましては、床面積等もほとんど柳迫と一緒にございます。屋根の構造も、断面の集成材を使っておりまして、構造的にもほぼ同じものでございます。

違いがあるとすると、基礎工事のほうで、柳迫はコンクリートパイルを打ちましたけれども、ここはセメント系の固化剤で土壌を固めるといったやり方でございます。そこが違う。あと、ステージが柳迫は横のほうについておりましたけれども、今回は、これはその土地の条件によりますけれども、妻側についてるといった違いがあるところでございます。

今回、確認のほうも、昨年の失敗がございましたので、協議等を十分行いながら進めておりまして、申請のほうを27年の7月15日にいたしまして、確認済みの確認済み書をいただきましたのが27年8月5日ということで、もう既に確認のほうも済んでおりますので、このことについては問題ないかと思っております。

工期につきましては、準備期間がございますので、今回9月の14日から工期にいたすということにしておりますけれども、準備期間等を考えますと、準備工事にはすぐ入られると思っておりますけれども、本格的には10月に入ってからではないかと考えております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第70号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案第70号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第56号 曾於市自治会有線放送施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第6 議案第57号 曾於市個人情報保護条例の一部改正について

日程第7 議案第58号 曾於市手数料条例の一部改正について

○議長（谷口義則）

次に、日程第5、議案第56号、曾於市自治会有線放送施設の設置及び管理に関する条例の制定についてから、日程第7、議案第58号、曾於市手数料条例の一部改正についてまでの、以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

56、57、58号について質問いたしますが、項目が多いですので、答弁漏れのないように答弁してください。

まず、議案56号でございます。自治会の有線放送等の設置に関する条例の制定でございます。

まず、質問の第1点は、市長、まだこの来年の4月からコミュニティFMが一応運営されますけれども、この本体部分のFM放送についての条例提案はまだされて

ないですよ。これはいつ議会にする予定であるのか、あるいは使用料の、コミュニティFMの使用料の徴収の条例もまだ提案されてないですよ。だから、これはトップや課長を含めてよく考えていただきたいんです。何十年に1回あるかないかの、これは大変な大事業なんです。ですから、そのためには本体部分である基本条例の制定、この徴収条例を含めて、この土台の部分を議会に提案するというか、そしてあわせて必要ならば、その都度、枝の部分、附帯部分を、今回のこの設置条例の56号提案を初めとして、あるいは先日議会の全員協議会で示されました議決事項じゃないんですけれども、新たな組織の役員体制についてもやはり提示すべきではなかったかと思うんです。

本体部分がまだ提案されてない中で、特に先日の全員協議会での役員等の提案というのは、いわば順序が逆立ちしてるという、個人的には感想を持ちました。議論ができないんです、本会議で。役員についても。役員の提案が議決事項じゃないためにですね。私だけじゃなくて同僚議員も何人かがやっぱりいろいろ意見があろうと思うんです。この点で、いつ提案されるのか。結果論になりますけど、本来だったら、この9月議会で遅くとも提案すべきじゃなかったと思っているからでございます。これが質問の第1点であります。

くどいようであります、そうしないと、恐らく28年度、この実施に当たって手直しする部分が出てくるということを私は心配しているんです。これもお互い考えていただきたいんですが、この取り組むべき柱が大きければ大きいほど、やはり土台をしっかり据えて大いに議論をして議会に提案するというか、議会でも議論を重ねる。そして、それを踏まえて今度は枝葉の部分提案するというか、そうした手法というか、順序といいますか、オーソドックスな取り組みが、特に副市長はそういった意見を上げてほしいんです。くどいようでありますけども、これが質問の第1点であります。

第2点目は、この議案56号について、現在ある条例の改正による、つまり継続的な議案ではなくて、今ある関連する条例はもう廃止にして、そして今回新たに新規の条例の提案がされております。

特に、この放送設計については、改正事項で済むような、そうした内容ではなかったかと個人的には思っております。あえてわざわざ新規の条例を今回のように提案する必要があったのかどうか、そのことを含めて答弁してください。

関連いたしまして、現行の条例の廃止はいつ議会に提案されるのかでございます。

さらに次の質問、設置の、これは特に課長に強く申し上げたいんですが、ほかに関連があります。設置の施行規則、当然施行規則を課長はつくってますよね。課長つくってますよね。施行規則を今現在、私たち議員は誰ひとり見てないんです。こ

の条例案と施行規則は表裏一体のものであります。ですから、それを施行規則も私たちは見ながら、この条例について今現在質問をしたいんです。そうでないと、いわば一つの側面だけの判断材料としての私たちの質問にならざるを得ないというか、ですから、特にこれは市長初めとして注意していただきたんですが、昔から言うことでありますけども、施行規則等が新たにできた場合は、議案提案と同時に議員には配付していただきたいと思うんです。

付託する、例えば、この総務委員会では当然審議の中で資料提示が行われるでしょうけども、もうそれ以外の議員というのは、もう本日しか直接執行部には質問ができませんので、ですから、取り急ぎ、この休憩を挟んですぐ提出してください。場合によっては2回目以降の質問に、それも含めながら質問をいたしますので、取り急ぎ、これはほかの議案でも関連いたします、課長。

それから、次の議案の57号、個人情報保護の問題でございます。

これも先日、同僚議員の宮迫議員が一般質問でもいろいろ質問されましたけれども、これも全く戦後初めての新たなマイナンバー制度導入に関連した57号提案じゃないかと思っております。

具体的な中身については2回目以降質問をいたします。

質問の第1点目でございます。いろいろ言われております。共産党議員団も国会では、これは厳しい質問もいたしております。今回この地方自治体の場合に、個人情報の流出ではどういった点が具体的に本市の場合は心配され、これは勉強されておると思います。全国でもいろいろ議論されていますから。心配され、どういった点で留意されて、今回条例57号として提案されておりますか。どういった点が心配されて、具体的に。どういった点が留意されて今回提案されていますか。最も本質部分でありますので、お答え願いたいと考えております。あとで問題を残さないよう、市民からも問題が出されないよう、十分なこれは議案の審議が大事じゃないかと思っておりますので、質問いたします。

第2点目、先ほどの56号に関連いたしまして、課長、これも規則、要綱がありますよね、新たなのが。つくってますよね。つくってないんですか。今までの現行は規則と要綱があります。これの変更でしょうか。そうでなくて規則、要綱をつくっていたら、これも取り急ぎすぐに議会に提案してください、休憩を挟んでですね。

質問の第3点目、そもそも論から1点質問いたします。

名前が個人情報であります。個人情報というのは、国会でもこれまで議論されてきた経過がありますけれども、例えば、曾於市の場合も曾於市個人情報保護条例では、個人情報の定義として、第2条でありますけども、個人情報は定義として、生存する個人に関する情報であります。生存する個人に関する情報、つまり亡くなっ

た方は、この曾於市の条例からは個人情報から離れております。

一例で言いますけれども、挙げますけれども、身近な例として。非常に最近葬式が多くなっておりますが、亡くなった後の方のいわゆる財産等、財産等をどう処分するか、この処分するか、あるいは引き継ぐが、関連して固定資産税などの税をどうするか、税の支払いを。これは毎日、日常的なやはり取り扱い事項となっております。この死亡した方に対する個人情報、これは個人情報の定義から離れております、曾於市の場合は。

今回のこの57号議案では触れられておりませんが、この種の心配、トラブルは、今後心配ないのかどうか。特に個人情報となるといろいろ心配される点がありますけど、その一つがやっぱり財産問題なんですね、税金問題含めて。直接的には。ですから、この個人情報の定義を含めて、一例ですよ、これ死亡したっていうのは。この種の点が、この条例の中に入っておりませんが、こうした点も十分議論された上で、議論された上での今回のこの57号の提案であるのかを含めてお答え願いたいと考えております。

次に、議案の58号、手数料条例でございます。

これは一部改正です、条例制定じゃなくて。この点での単純な質問から質問いたします。

質問の1点、この個人番号カードの発行は、あるいは個人番号通知の発行は無料なんでしょうか。この改正案に出てないからでございます。この議案のこの新旧対照表を見ましても、私の見落とししかどうか書いてないですね。無料という事項はありますけども、ですから確認方の質問。無料であるのかどうかであります。これが質問の第1点。

それから、第2点目は、もろもろから考えて、ここに提示されておりますけども、個人番号通知カードの再交付が1件について500円、個人番号カードの再交付は1件について800円とあります。500円にしても、さらに800円って私、高いのじゃないかと思うんです。高いのじゃないかと思うんです。ほかの市町村が500円、800円は関係なく、やっぱり市民感覚から見まして、市民が求めている番号制度じゃないんです。市民から陳情が上がっての多数意見で出された今回の措置じゃ、あるいは提案じゃないんです。それを1回、再交付するのに500円、800円のやっぱり労力が必要でしょうか。労力がですね。ちょっと高いと思うんです。何を判断として500円とか800円にしたんでしょうか。

この例規集を見ましても、手数料条例の。やはり整合性というのが必要だと思うんですけども、手数料条例見ましても、二、三百円からせいぜい500円どまりです。簡単な手続は二、三百円ですよ、曾於市の場合はですね。御承知のように。あるい

はもっと広げまして、例えば国民健康保険、あるいは介護保険、この発行、あるいは発行は無料でしょ。手続は余り変わらないと思います。私この前もなくして、個人で責任で、介護保険再発行してもらったんだけど、お金はとられなかったですよ。ただですよ。しかし、こっちの再発行は800円とか500円でしょ。この整合性、バランスから見ても、このあたり研究したんでしょうか、当局としてですね。ほかの市町村関係ないですよ。市民感覚から見て、やはり考えていきたいんです。民主市政を目指す五位塚市政でありますので。ですから、その点で、そっち高いんじゃないかと思っております。その点でお答え願いたいと考えております。

あとは2回目以降の中で質問をいたします。

○議長（谷口義則）

ここで徳峰議員の質疑を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の質疑を続行いたします。

○市長（五位塚剛）

コミュニティFMの関係ですが、来年から実質スタートしたいということで、今準備をいたしております。そのために今担当課を含めて条例を出すために準備をしております。12月の議会に出したいということで今準備中です。あと出してから、後々手直しをするといけませんので、問題がないように今十分協議しておりますので、12月に出したいと思っております。

あとは、担当課長から答弁させます。

○企画課長（橋口真人）

私のほうから3点答弁いたします。

まず、最初のFMの条例の件ですけども、市長が申しましたとおり、12月に提案を予定しているところでございます。

今回この自治会放送の使用料につきまして、今回提案した件でございますが、今回の条例で使用料を決定していただかないと自治会等の説明ができないため、先行して出させていただいたところでございます。

また、FMの条例につきましては、使用料の件ですけども、ラジオ放送ですので、使用料は無料という形になっております。ただし、放送設備を使ういわゆる法人でございますが、法人につきましては公共性、公益性を考えまして、施設の使用は無料

という形で検討をしてるところでございます。

それから、現在ある条例の改正でございますが、今回はこの自治会有線放送施設の設置及び管理に関する条例を新たに制定した上で、関連する既存の3つの条例、曾於市有線放送の設置及び管理条例及びオフトーク通信事業の設置及び管理に関する条例を改正しておりますが、これにつきましては来年4月から今2,460円の使用料がございますが、それを無料とすることが主な内容でございます。

それから、有線放送施設使用料徴収条例、これに2,460円を記載しておりますので、これは廃止するところでございます。

今後でございますが、来年4月から曾於市コミュニティFM放送が開局し、市内全域でこの放送を受信できることが確認できましたら、有線放送とオフトーク通信の放送業務を終了し、今回改正しました有線放送の設置及び管理に関する条例とオフトークの設置及び管理条例につきまして、条例の廃止を提案する予定でございます。

それまでの規則でございますが、添付しておりますのでよろしくお願ひいたします。

○総務課長（永山洋一）

それでは、ただいま質問のございました3件について説明申し上げたいと思ます。

まず1番目の個人情報の流出等とか心配して、どういった点で提案したかということでございますが、今回のまず改正から説明を申し上げますが、今回の個人情報保護条例の改正につきましては、先ほど徳峰議員が言われたとおり、個人情報ということで、生存する個人に関する情報とかあるわけですが、これについて、あとの保有個人情報ということで、これにつきましては、個人情報について、まず1番目には実施機関の職員が職務中作成し、または取得した個人情報であって、②で当該実施機関の職員が組織的に利用するもの、3つ目には、当該実施機関が保有しているものということで、保有個人情報につきましては、今言いましたように、作成し、または取得したものであって、また職員が組織的に利用するもの、そして保有しているものというのが一つの保有個人情報の定義でございますが、今回の改正には、番号利用法の制度に伴いまして、個人番号をその内容に含む個人情報、これを特定個人情報といたしますが、それと先ほど言いました保有個人情報の中に、やはり特定個人情報というのが番号利用法の関係で入ってまいります。

個人情報の中にも今回その個人番号の内容を含む個人情報ですか、そういった部分を含めて今回改正するための内容でございますが、これまで先ほど話が出ましたとおり、どういった点がということですが、やはり特定個人情報を利用されるため

には、その特定個人情報が不正に閲覧、漏えいされたりするようなことが一部では懸念されております。そういったところから、番号利用法では特定個人情報を取り扱う者に、これまで以上に厳格な情報管理、保護措置を講じているところでございますが、そのための今回の改正であるところでございます。

法律のほうではいろいろと罰則が、4年以下の懲役とか、200万円以下の罰金とか、そういうのもありますが、この個人情報保護条例の改正によって特定個人情報、保有特定個人情報の保護を図るために、開示訂正、利用の停止等、これについて改正するものでございます。

それと2番目の規則についてでございますが、今回の規則の改正につきましては、条例の改正に伴いまして、一部改正でもございまして、その内容等について変更点は、規則のほうでは余りないということでございます。ほとんどないということで、改正は考えてないところでございます。

それと3番目の個人情報の定義の関係で、この生存する個人に関する情報ということで、死者の関係でございますが、これにつきましては、死者に関する情報がその取り扱いによって生存する個人の権利、利益を侵害するおそれがあるときや遺族等に関する個人情報でもあるときには、生存する被侵害者、遺族等の本人に関する個人情報になる場合もあるということ解釈があるところでございます。

そういったところから、遺族等第三者の権利、利益を保護することは意図はしておりませんが、やはりこういった死者の情報についても、この条例の対象から外しておりますが、しかしながら、先ほど言いましたように、遺族等の本人に関する個人情報になる場合もあるということは考えて、留意する必要があるということでございます。

以上でございます。

○市民課長（久留 守）

議案第58号の曾於市手数料条例の一部改正について、2つの御質問があったかと思っております。

提案理由を先に説明させていただきたいと思っておりますけれども、今回、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、平成27年の10月から、全世帯に発送されます個人番号通知カードですけれども、それと来年の明けて1月に、これは申請のあった方に対して交付される個人番号カードの再交付の手数料を定める必要があるため、曾於市手数料条例の一部を改正するものであります。

それと、また、これまでの住基カードにつきましては、この法律の施行に伴いまして交付しなくなるということで、手数料のこの部分を削除する内容の一部改正を

あわせてお願いするものであります。

まず、最初の番号カード、それから通知カード、これの発行は無料かという御質問に対してお答えいたします。

このカードの初回の交付の手数料相当経費でございますけれども、国庫の補助の対象となる予定でありますので、これは当初は無料でございます。再交付の手数料につきましては、国庫の対象としない予定のために有料となるものであります。

それから、2番目の、この再交付の手数料でございますけれども、通知カードについては500円、個人番号カードについては800円となるわけですが、これが高いのではという御質問でありました。

これにつきましては、ことしの4月に総務省の自治行政局の住民制度課からの事務の通知がございました。それによりますと、再交付の手数料相当経費につきましては、それぞれのカードの原価、それからICカードの購入原価等を考慮しまして、通知カードは500円、そして個人番号カードは800円となるといったものであります。

それからなお、個人番号カードの再交付に伴う電子証明書、これの再交付手数料は200円でありますけれども、これについては地方公共団体情報システム機構が定めて、この機構からの委託に基づいて、市町村において徴収することとなるため、電子証明書については手数料の条例は制定は不要とのこととなっているところであります。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に移ります。

まず、議案の56号でございますけど、整理して質問をいたしますので、確認方々の2回目の答弁をしてください。

繰り返しますけれども、この本体部分のコミュニティFM放送、やはり最初に提案すべきじゃなかったかと思っておりますが、これは12月議会であるということでございます。

質問であります。今後このコミュニティFMに関連するこの条例の制定、改正、あるいは廃止等については、今後はどういった条例を制定、あるいは改正、あるいは廃止する予定でありますか、計画でありますか、何月議会の中でということですね、全部答えてください。これは質問の第1点であります。そうしたことを含めながら、私たち議会としては考えていかなければなりません。一体のものであるからでございます。

議案の57号でございます。個人情報、今後問題が生じなければよいのですけれども、

あるいは私たち議員のもとにも施行後市民から苦情や問い合わせがなければいいんですけども、まず質問の第1点でありますけれども、この新旧対照表の中の2点だけ絞って質問いたしますけれども、例えば、この議案の57号の13条の2項、13条の2項では個人情報の利用の制限という中において、まず冒頭に、実施機関は利用目的以外の目的のために保有特定個人情報をみずから利用してはならないとあります。これは当然の一般的な表現でございます。

そして、この2項においては、2項の4行目で、3行か4行にかけてでございますけれども、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報をみずから利用することができるかとあります。利用することができるかとあります。これは基本的には単純化して考えますと、相反する内容になるかと思っております。この13条の2項の2と2項についてはですね。この整合性についてはどのように受けとめたいのでしょうか。当然、議論されて、研究されていると思いますので、答えていただきたいと思っております。単純化しての理解と、単純化しての私の質問でございます。

関連いたしまして、質問の2、これを利用してはならない、あるいは利用することができるって、これはどこが決めるんでしょうか。もちろん市が決めると思うんですが、市のどこの段階で誰がこの最終的な権限を持っているのでしょうか。もちろん最終的には市長ですよ。1回1回市長のところには伺いを立てるわけにもいかんでしょう。ですから、そのあたりも、もう議論されてると思います。非常に大事な問題、徹底的に現場で上司のトップの意見も聞きながら、議論した上で、頭で訂正ないようにやはり議案、あるいはこの条例案というのは出さなければいけないと思うんです。ですから、どの段階でそうしたいわば判断ができるようなシステムにしたいと考えているんでしょうか、システムにですね。これが1点でございます。もう絞ってこの1点だけ。

次に、質問の第2点目、先ほどの総務課長の罰則にも関連いたしますけれども、例えば13条の3、13条の3では特定個人情報の提供の制限ということです。特定個人情報を提供してはならない。これも、だからどこでやはり判断をするわけでしょうか。この罰則規定はどこに設けてありますか。ただ一般的な強調では足りないだけでは、やはり行政としてはなかなかなじまないと思うんです。それなりの中身のある実効性を伴う罰則規定がやはり行政の場合は一般的に考えて必要じゃないでしょうか。その点で罰則規定はちょっと見た限り見当たらないんですけども、何を採用するんでしょうか。

以上2点に絞って質問でございます。

次に、議案の58号について、先ほど私は、やはりこの手数料が高いんじゃないかということを行いました。何回も申し上げます。市民感覚からやはり当局も考えて

いただきたいと思います。国等から通知があります。通知は通知、優れて一つの判断材料として考えていくことは当然のことでもありますけども、それは一つのあくまでも判断材料であって、もう一方の一番大事なのは、市民が主人公でありますから、市民サイドから常に考えていきたい問題だと思います、この種の問題はですね。ほかの市町村に関係なく、我が曾於市にとって。

ですから、この発行については無料というのは、国庫補助があるから無料なんですよね、国庫補助があるから。一方のほうでは、国庫補助がないから500円と800円って、市民サイドから考えてないんですよね、先ほどの答弁では。これは残念です。しかも500円、800円ほど手間かかるのだったら、これはいたし方ない面もあるかもしれませんが、もろもろから考えて、先ほど国民健康保険、介護保険のカードについて出しましたけども、やはりそう手間はかからないという点から見て、やはり500円、800円、高いんじゃないか、これは総務委員会に付託されますので、議論を深めていきたい点でございます。

あわせて、これ見ますと、例えば、議案58号の中のページで言いますと14ページです。14ページを見ていただきたいと思いますけど、14ページの別表の旧のほうでは、住民基本台帳の交付が1件につき500円ってありますね、500円と。交付は500円、再交付が見当たりません、再交付が。住民基本台帳の再交付は幾らなんでしょうか。ここに見当たらないんですよ。見当たらないということは無料ということでしょうか。これは確認方々の質問であります。

以上です。

○市長（五位塚剛）

ちょっと細かいことは担当課長から答弁させますけど、当然私たちが条例を提案する前には、国の法律のもとにおいてあるわけです。当然今回の場合も国の法改正によつての提案も多いわけですが、やはり前提にはそういうのがあるというふうには認識していただきたいと思います。

また、マイナンバーの問題のカードの問題ですが、ちょっと徳峰議員、勘違いをされてるんじゃないかなと思っております。市役所で発行する住民票とかそういうペーパーのことじゃなくて、こういう基本的なカードなんです。カードのこのカードにはチップが入ってまして、写真も添付されるわけです。そういう意味で、申請された方は写真も入ってるし、その本人の個人情報が入ってるということで、これは私たちの曾於市ではつくれないです。これをちゃんとしたところに専門に送って返ってくる、そういう最低限の費用がかかるということで、民主市政を目指すから安くしろという、そういう問題じゃちょっとできないものなんです。そのあたりちょっと理解していただきたいと思いますというふうに思います。

○企画課長（橋口真人）

私のほうからは、今後のコミュニティFM整備に関する条例についての、改正、廃止を整理させていただきたいと思います。

まず今回提案しております曾於市自治会有線放送施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、来年4月1日からの施行としておりますが、これの附則の中に関連する条例、有線放送の設置及び管理に関する条例、それから有線放送施設使用料徴収条例、それからオフトーク通信の設置及び管理に関する条例の改正が3つあるところでございます。

そのうちの有線放送設置及び管理に関する条例につきましては、使用料についてうたっておりません。ですので、改正を来年の4月1日にしております。

それから……

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（橋口真人）

これにつきましては今提案しておりますので、今後これを廃止する件につきましては、来年4月からFM放送が始まります。並行して有線放送、オフトーク放送も同時に1カ月、ないしは2カ月続けたいと考えております。その状況を見て6月議会に、この2本につきましては廃止条例を提案する予定としているところでございます。

以上です。

○総務課長（永山洋一）

それでは、個人情報保護条例関係の2回目の質問について説明を申し上げます。

まず、13条の2の保有特定個人情報の利用の制限に関係いたしますが、第1項と第2項の整合性がないんじゃないかというお話でございますが、これは国のほうの、先ほど省略しまして説明するならば、番号法の第29条のほうで、人の生命、身体または財産の確保のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合以外は利用目的以外での利用を禁止するというふうに規定されておりますが、今回のこの条例の本市の条例の中では、最初に、もう利用目的以外の目的のためには利用できないよということで、強くここで規定しているところでございまして、先ほど説明しましたように、でも、人の生命と身体または財産を守るためには必要ですよということが第2項のほうで例外規定として掲げているところでございます。

それと、誰が決めるのかということでございますが、それにつきましては、第13条の3と同じでございますけど、これにつきましては、先ほど市長から答弁がございましたとおり、国の法律に基づくものでございまして、これまでの個人情報保護

条例のそれぞれの、普通の、普通といいますとあれですが、個人情報よりも厳格に、その取り扱いについて、その番号利用法の個人番号を、その内容に含む特定個人情報と、保有特定個人情報の取り扱いについて、厳格にするために、全て法律での縛りがあります。

だから、ここに書いてありますとおり、13条の3のほうに書いてありますとおり、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合とかいうことです。自治体のほうで勝手な解釈はできないように、法律のほうで規定しているところでございます。

それと罰則規定につきましては、本市の個人情報保護条例の中でも第5章の罰則のところ、第69条から第73条まで罰則規定あります。それ以外に今回のこの行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の中でも、第67条、第68条、第69条、第70条と、それぞれ我々地方公共団体の機関の職員が職権を乱用したりとか、そういった分で正当な理由なく、そういった特定個人情報ファイル等を提供したりとかいうのについては、4年以下の懲役、もしくは200万円以下の罰金とか、そういった法律でも厳しく規定がされているところでございます。

以上でございます。

○市民課長（久留 守）

それでは、議案の第58号について説明をいたしたいと思えます。

まず、この通知カードの500円、そして個人番号カードの800円がやはり高いんじゃないかということに関連してでございますけども、これらの再交付に伴う交付として500円、800円を徴収した場合には、これについては先ほど申しました地方公共団体、地方の地方共同法人でありますこのJ-L I Sがこういった製造、発送の仕事をするわけですけども、こちらのほうに交付金ということでお渡しするわけですけども、ここでもし例えばの話ですけども、通知カードを500円とあるのを300円と設定した場合には、残りの200円は自治体のほうで負担をして、あわせて500円のお金ということで、そちらのJ-L I Sのほうにお渡ししないといけないということになります。全国的にこういった設定でありますと、原資、あるいは購入原価等を考慮して設定してあるという総務省からの通知に基づいて設定をしたところであります。

それから、住基カードについての500円の再交付の欄がないということでありまして、住民基本台帳カードにつきましては、これはもう当然このマイナンバー制度によって、もう廃止となるカードは一応10年間はありますけども、これとともに再発行という形にはならないんですが、今まではこの交付に関しましては初期から500円が必要となります。そのために交付という形で、初期も、それから再交付も兼ねての500円という設定になっているところであります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

議案58号、管轄する委員会で十分議論を深めていきたい点でございますけれども、細かいですが、住基カードの500円の再交付はあえて記入されていないけども、これでいいということですね、理解で。答弁してください。

それから、議案の56、7号でありますけど、1点だけ質問し忘れておりましたので、議案57号の31条、費用負担、これは個人情報の開示請求にかかわる手数料は無料ということですね。この基本的な無料でいいんですけども、一方でずっとお金とっていただいて、ここだけ無料というのも、ちょっと読んでみてちょっと質問したくなったものですから質問いたします。これはやはりこの種の手数料というのは無料ということで考えて今回も無料ということでもいいわけですね。これは確認方の質問であります。

以上です。

○市民課長（久留 守）

ただいまの住民基本台帳カードの交付、再交付については、1件につき500円でございます。

○総務課長（永山洋一）

31条の費用負担の改正でございますが、今回この第3項につきましては、新たにつけ加えられた項でございます。これにつきましては、番号利用法の第29条第1項及び第30条第1項により、読みかえられました行政機関の個人情報保護法第26条第2項において、手数料を減免できる旨の規定が追加されたために、法律の改正に伴いまして市のほうでもあわせて改正するところでございます。

○議長（谷口義則）

次に、上村龍生議員の発言を許可します。

○4番（上村龍生議員）

議案第57号のところで、本条例の理解を深めるための質問を3点したいと思えます。

まず1点目が、この個人情報保護条例の定義のところなんですけども、2条の定義のところの特定個人情報と、これは5号、それから6号の保有特定個人情報、1、2、まとめてですけども、これらの具体的な情報名、わかりやすくちょっと説明をいただきたい。

3点目が、これの関連になると思うんですけども、17条の開示請求権のところ、これまでの法定代理人から代理人が変えられてますけれども、これの内容的な変更、変更というか加わった理由、その辺の説明をお願いします。

○総務課長（永山洋一）

それでは、議案57号、曾於市個人情報保護条例の一部改正につきまして、議案書のほうでは13ページでございますが、先ほどから出ていますとおり、従来は個人情報という形で、それぞれ住所とか氏名とか、その個人を特定できる部分が個人情報でございましたが、これに今回の場合は個人番号をその内容に含む個人情報という形でございますが、これまでの個人情報の中に、またその特定個人情報というのが入っているということでございます。

これにつきましては、番号利用法の第2条第8項に規定するものでございまして、同法の別表第二に規定されております。同別表では具体的なそれぞれの事務ごとに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令というのがございますが、そこで定める事務及び情報を定める命令に定めると規定されております。

たくさん項目がございまして、例といたしましては、住民基本台帳法第7条第4項に規定する事項、このことを住民票関係情報と言います。また、2つ目の例といたしましては、児童手当法による児童手当もしくは特例給付の支給に関する情報ということにつきましては、児童手当関係情報と申しておりますが、これらの項目は全部で83項目ございます。全て……

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（永山洋一）

はい、特定個人情報です。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（永山洋一）

83項、現在のところでは83項目ということで、法律で全て指定されているところでございます。

これらにつきましては、それぞれ個別事務に係る法律名の適用条項を示して規定されているということから、相当な情報量でございますが、これらについては、この場で述べれば相当時間がかかるということでございますので、また委員会等で説明させていただければと思います。

あと2番目の関係でございますが、今度は保有がついて、保有特定個人情報ということでございますが、これにつきましては、先ほども若干説明申し上げましたが、保有特定個人情報というのは、保有個人情報の中に入っているそういった個人番号を使う個人情報の関係でございまして、まず保有個人情報について説明申し上げますが、先ほども説明いたしましたけど、3つの条件が整えば、それが保有個人情報ということになります。

まず1点目といたしましては、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した個人情報、作成か取得した個人情報です。2番目には、当該実施機関の職員が組織的に利用するもの。3番目には、当該実施機関が保有しているものということで、この3点セットが整いますと保有個人情報となりますが、これから保有特定個人情報も同じような条件でございまして、この中で特に個人番号をその内容に含む個人情報、保有してある個人情報を特定個人情報ということになります。

これらについても法律で縛りをかけておりまして、限定しているところがこれまでの保有個人情報とは違ふと、ただ保有個人情報の大きな枠の中にまた小さい保有特定個人情報があるということでお考えいただきたいと思っております。

それから、第17条第2項の法定代理人が代理人に改めた理由でございまして、これについては、議案書の13ページのほうにございまして、なかなかわかりにくいところでございますけど、保有個人情報につきましては、これまでも未成年または成年被後見人の法定代理人が開示請求、訂正請求及び利用停止請求ができておりました。保有特定個人情報については、これに加えて、任意代理人による請求も認められるようになったところでございまして、そのため、今回の改正で未成年もしくは成年被後見人の法定代理人、または本人による代理人を追加しまして、それらを総称して代理人と、この条例上では言っているところでございまして。

この本人による代理人を追加した理由といたしましては、マイナンバー制度におきましては、情報提供ネットワークシステムの導入に伴いまして、不正な情報を提供がなされる懸念があり得ることから、開示請求、訂正請求及び利用停止請求といった本人さんからの権利の自主的な保証が重要であるということが考えられまして、今回その本人による代理人を追加したところでございまして。

具体的には、インターネット利用が困難な人や、成年被後見人がいない、自分自身では請求が困難な人に対して開示請求、訂正請求及び利用停止請求の道を開くための意図があるところでございまして。

以上でございます。

○4番（上村龍生議員）

そのところまでは理解してはいるんですけども、さっきも説明があった保有特定個人情報に追加になっていると、任意の代理人が請求ができると、その特定個人情報の場合には今までどおり、要するに子供であれば親が請求できるし、法定代理人がですね。こちらのほうには、その任意の代理人の規定は設けられずに、何でその特定個人情報と保有特定個人情報を説明を求めたかということ、保有特定個人情報についてだけが要するに任意の代理人を認めたと、今回の請求においてはですね。

だから、法定代理人というのはわかるわけです。親が情報を、子供の情報を請求

するとか、昔は禁治産者、準禁治産者と言っていたのかな、この成年被後見人のところは。この人たちも責任能力がないから、法定代理人は認められていたのはわかるんですけども、なぜ今回この保有特定個人情報になってのところだけが、それ以外の本人が頼める代理人が請求できるのか、そこの違いです。

多分これはさっきの定義のところの違いだと思うんですけど、定義のその違いのところで説明できますか、今のこれ。

○総務課長（永山洋一）

定義のところですか。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（永山洋一）

定義の違いといいますか、個人情報は御存じのとおりなんですが、特定個人情報といいますと、先ほど言いましたように、法律で定められている、とにかく個人番号を、その内容に持つ個人情報が特定個人情報ということで、今回の番号法の改正に伴いまして、指定されている情報の関係が特定個人情報というわけですが、要はこの法律の改正というのは、あくまでも特定個人情報と保有特定個人情報を守るための改正でございまして、それで先ほどの代理人の関係でございまして、実際今回の個人番号カードの関係では、マイナポータルということで、行政機関が自分のマイナンバー、個人番号のついた情報をいつ、どことやり取りしたのか確認ができるところでございます。

行政機関が保有する情報、自分の情報や行政機関が自分に対しての必要なお知らせ等を自宅のパソコン等でも管理、確認できるわけですけど、それがこの個人情報保護条例の改正によりまして、結局こういった任意の代理人を認めることによって、行政等が勝手に提供したり、使ったり、それをある意味で監視しやすいようにするためにこういった任意代理人という制度を、特にこの特定個人情報については任意代理人を認めて、といたしても、大体そういった行政書士とか、司法書士とか、簡単にお願ひできる弁護士等と違ひまして、簡単にお願ひできるような方々のことを大体想定していると思われるところでございまして、とにかくこの番号法がそういった漏えいしないように、また職員等がそういった意味で勝手に利用したりしないように、そういった情報等のそういった開示請求とか、そういった利用停止の請求権について簡単にできるようなシステムをつくったということの改正でございまして。

以上でございまして。

○4番（上村龍生議員）

濟いませぬ、わかりませぬ。

なぜ保有特定個人情報にだけ、その任意代理人が認められたのかという質問なんです。だから、その特定個人情報と保有特定個人情報の違いになるでしょうけど、その中身がわからんから質問をしてるんです。ですから、そこをまた調べて、後でいいですから、資料でまたいただけますか。

○総務課長（永山洋一）

結局、この任意代理人を認めないと、極端に言えば、認知症になっていても成年後見制度を利用できないとか、高齢者などは特に法定代理人がいないとかいう場合等がございます。そういった問題等が考えられるために、自分のそういった個人番号が入った情報を行政機関のほうで勝手に利用してるんじゃないか、そして指定した場合は利用停止を制限するとか、そういうのを簡単にしやすいようにするために、この個人番号を含めた特定個人情報のそういった開示、利用して、利用停止の請求とか、とにかくしやすいようにするということですが、また委員会でもまた説明したいと思います。

○議長（谷口義則）

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時に再開いたします。

—————・—————
休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

—————・—————
日程第8 議案第60号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について

日程第9 議案第61号 曾於市末吉総合センター（文化センター・農業構造改善センター）の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第62号 曾於市市民プール施設の管理に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第71号 字の区域変更について

○議長（谷口義則）

次に、日程第8、議案第60号、曾於市教職員住宅条例の一部改正についてから、日程第11、議案第71号、字の区域変更についてまでの以上4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

議案62号に絞って、2点質問いたします。これは、私の所属する文厚委員会に付託になると思いますので、詳しくは委員会審議でいたします。

質問の第1点は、9月の補正段階で、なぜ年度途中でこうした提案がなされたかの率直な疑問でございます。

さきの議会運営委員会では、総務課長から、これまで市民からの強い意見があったため提案されてといった説明がありました。その市民からの強い意見の内容を含めて、今回提案に至った経過について説明をしてください。

それから、質問の第2点目、この条例の中身を見ますと1カ月間に限ったのプール利用券の発行ということでございます。

市長やら担当課長も一番承知していると思うんですけども、あのプールはもともとが、規模が大きい割には、利用者が非常に、たくさん利用できないといえますか、そうした構造上の欠陥というか、問題点があると思っております。

年間として、利用者は確かに少ないんですけども、しかし、夏場になると、七、八月比較的多いんじゃないでしょうか。担当課長から七、八月の、ことしの実態を把握してなかったら、昨年でもいいですけども、利用者を報告しながら、答弁してください。7月、8月は例月に比べて多いと思うんです。

そうした中で、今回のこの利用券が1カ月限定で発行された場合に、心配されるのが、子供たちを中心とした七、八月の利用でございます。大幅な利用増でございます。繰り返しますが、もともと構造上、たくさん、広い割には利用できないような構造上の弱点があります。

七、八月を中心とした券の発行によって、利用が制限されるんじゃないかということをお心配いたしておりますが、そうした恐れはデータ等や現状を見ながら考えて、全く心配、恐れはないのかどうか、以上2点の質問であります。

○社会教育課長（河合邦彦）

議案第62号の条例提案の経過とその内容についてお答えいたします。

条例案提案の経過につきましては、市民プールと同じ敷地内ですぐ隣にあります。

曾於市そお生きいき健康センターのトレーニング室の利用料で、1カ月利用券2,200円がありますが、プールでも同様にできないかということが、複数の市民の方からも問い合わせや要望がございました。

同じ市の施設とともに市民の健康増進等のための施設でございます。できるだけ早く市民の方々への利益につなげるほうがよいのではないかと考えまして、年度途中での改正をお願いすることになりました。

現在の利用料は、1回限りの分は高校生及び一般が330円、中学生以下が120円、未就学児が50円となっております。その他12枚つづりの回数券がございまして、高校生及び一般が3,300円、中学生以下が1,200円、未就学児が500円となっております。

今回の条例改正をお願いするのは、対象者が現に曾於市に住所を有するもので、高校生を含む一般の方々のために、1カ月間、1カ月利用券として2,200円の利用券を追加するものであります。一月の間に何回でも2,200円で利用できるというものでございます。

先ほどの御質問で、7月、8月の利用者数という数字でございましたけれども、1万485人でございます。利用につきましては、8月の時点でプールのほうに照会いたしました。1カ月券ですので、週3回以上行かれればメリットがある券でございます。ですから、何人ぐらいいらっしゃいますかとお聞きしましたら、週3回以上来られる方が三、四人いらっしゃるということでございます。

年間にしますと、シミュレーションいたしました。単純に8月の現在の利用を見ますと約36人になるかなと思っています。当然ながら、これを販売すれば、この魅力的な特典ですんで、冬場についてもふえると思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

これは、教育長、特に市長も考えていきたいんですが、2回目課長質問からいたします。複数っていうのは、複数の方ですね。団体じゃなくて、後で答弁してください。だから複数っていうのは、もっと詳しく答弁してください。何名か。2人か、あるいは10名、20名かです。詳しく説明してください。これはもうはっきりしておきます。

そうした複数の方から要望があったからといって、年度途中で、20年、この御承知のように、プールが続いております。そうした条例です、これは条例の改正を提案するっていうのは、今まで聞いたことがないですよ。

ですから、どんどん意見が出されたこと自体はいいことですよ。市民からどんどん意見が出るってことはいいことです。それは前向きに受けとめなければいけない。

これを否定するとか、過小評価ということでは私全然ないんです。ただ、複数の方から意見が足りたから、当初3月では想定していなかったのを、年度途中からいきなりぼんと出すというような、作風といいますか、姿勢といいますか、それをやっていいのかどうかです。いう単純な疑問なんですよ。

そうしたら、強く意見をいったら、ほかの問題でも、せざるを得ないということになりかねんでしょ。だから、一定のやはり五位塚市政あるいは谷口教育長の姿勢として、確固としたスタンスといいますか、スタンスというものを持たなければいけないと思うんです。それが、2回目、3回目と質問いたしますけれども、1回目の質問当然、聞く側で見えないんですよ。ですから、そのあたりもっとわかりやすくしてください。誤解ないように、これを過小評価するのではなくて、市民の意見がどんどんいい点は取り入れるというのは当然のことです。

それから、第2点目、ちょっと課長もう一回答弁してください。2回目の私の質問にです。もともと課長、構造的にたくさん利用できる、この屋内プールですか、については、構造なってないでしょう。面積が広い割には。どうしても利用者が、やっぱり夏場に集中ををすると思うんですよ。1年やってみたらわかると思うんですが。

もともと夏場が年間を通して利用者が多いと。課長、去年1年間データでもいいから、一番少ない月と夏場、何月か、7月、8月、多い月をデータ出してください。課長、よく聞いてください。

このプールの発行券を、夏場に集中することになると思うんです。1年たってみたらわかりますけれども、そうした場合に対応できるかなんです。そのあたりもわかりやすく、2回目で答弁してください。問題ないということを前提に提案だろうと思いますので。

以上、2点です。

○市長（五位塚剛）

今回の提案については、担当課から相談がありました。私は市の職員に、小さな市民の声も大事にして、できるものについては、精いっぱいしなさいというのを指示しております。予算が伴うものについては、ちゃんと手続を踏んで予算を提案しなさい。同時に市民の暮らし向きに含めて、市民のためになるものだったら積極的に提案しなさいというのを指示いたしました。

その中で、市民から私のところにも実際声がありました。また、たまたま夏にも財部の清流大会のときに、たまたま別の方からも末吉の温水プール、また、生きいきセンターを利用されている方が、市民にとっては市の同じ施設なんです。だけど、基本的には、施設が違うために、一方はそういう1カ月券は出して、一方はしてな

いです。

やはりこれおかしいのじゃないかと言われて、よくよく考えてみると、市民の立場だったら、やっぱりおかしい話なんです。だから基本的には、やっぱり両方ともうまくいくようにということで、それは、最初は新年度の3月議会に出そうかということも考えたんですけど、市民のためになるんだったら、一応、一定期間の広報をするという意味で、早目に条例改正を出したほうがいいだろうということで、そういう指示を決定を受けたところでございます。

以上です。あとは担当課長から答弁させます。

○社会教育課長（河合邦彦）

一番少ない月が12月でございます。957人。一番多い月が7月、8月でございますけれども、7月のほうが多ございまして、5,515人ございました。

以上です。

プールの利用につきましては、先ほど申し上げましたけれども、問題ないと。週3回以上利用される方、現状として、三、四人と。当然ながら、ふえると思えますけれども、ふえたとしても問題ないこちらは思っております。

○19番（徳峰一成議員）

市民の意見をどんどん採用するというのは、私も大賛成なんです。それを、だから、年度途中補正段階で、この年度の段階でどんどん出していいのものと。これは今回は予算を伴わないですけども、予算を伴うと当然、市民の意見というのはどちらかという和多いと思うんです、要望としては。それを含めてどんどん出していいものか。議会との関係を含めて、市長も長年議員経験ありますので、考えていきたい。これは議会でも今後論議されると思うんです。議会運営会ではっきりいって、議論になったから、私は代表する形で、ほかの議員も質問あるかもしれんですけども、今率直な質問をしているんですよ。

ですから、今後これは考えていきたい。一定のスタンスを持たなければいけないと思っているから、答弁よろしいです。

課長、これ委員会審議会の中でもっと詰めますけれども、答弁にありますように、七、八月は5,500名利用しているわけでしょう。1日当たり幾らかわかんんですけども、あそこの場合は、どれだけの1日最大利用が可能であるって、すし詰め状態じゃいかんから、お金払って利用している人たちは、不愉快な感じになったらいかんですよ。これも。

そして、今回の利用券の発行に伴って当然計算されたと思うんです。年間としていつでも1カ月だったらいということだから、だから七、八月にどれくらい利用が集中すると想定しておりますか。当然そのあたりも検討されたと思います。

そして、それを考えた場合にあのプールの場合、1日最大で、不愉快な思いをしないで、気持ちよく利用したとして、何名の利用が可能なそういったプールになっていますか。この3つあわせて説明をしてください。

後になって問題が出ないように、市民から。特に利用している人たちから不満が出ないように、その点での心配からの質問であります。

○社会教育課長（河合邦彦）

7月の利用が5,515でございますけれども、1日当たり450が平均でございます。

（何ごとか言う者あり）

○社会教育課長（河合邦彦）

450から500を想定しております。

○議長（谷口義則）

次に、上村龍生議員の発言を許可します。

○4番（上村龍生議員）

議案の第61号につきまして、全協のほうでも説明があったと思うんですけども、曾於市の末吉総合体育館の小研修室を、今回のコミュニティFM放送事業における放送室として選定するまでの経緯、議論内容その選定理由を説明を再度お願いします。

それから議案62号のほうにつきましては、市民プールの1カ月利用券の内容と、なぜ今の発行なのかをということでしたが、これは、もう徳峰議員のほうで説明受けましたので、こちらは答弁よろしいです。

以上です。

○企画課長（橋口真人）

社会教育課所管の施設ですが、この件につきましては、企画課のほうの主となり選定を行いますので、私のほうで答えさせていただきます。

スタジオの選定につきましては、末吉総合センター、図書館本館、旧末吉中央分団詰所、旧県農業改良普及所、市役所、大隅財部支所等また民間施設、農協等の民間施設12カ所を検討したところでございます。

その中で選定条件といたしまして、イベント等の交流の場とするため、人が集まりやすいところであること、床面積を100m²程度確保できること、災害情報をお知らせするため市役所本庁付近とすること、無線波を送りやすい場合であること、建物に耐震性があること、光回線に接続できること等の条件に合った施設として、末吉総合センターを選定したところであります。

○4番（上村龍生議員）

こちら、総務委員会のほうで、この放送室の件につきましては、サテライト方

式、サテライトスタジオ方式を含めて、市民に見えやすいといいますか、人たちから関心を受けやすいといいますか、そういうところが、この放送室に限らずこれサテライトでもできるということだったんですけども。そういう方面の議論といいますか、話といいますか、考え方はどういうふうに話しされましたか。

○市長（五位塚剛）

曾於市内では、都城にありますジャスコとか、ああいう大型商業施設というのが、実際なくて、宮崎にはああいう施設の中にFM放送局を設けておまして、気軽に普通の人たちが見れるところにしてあるんです。都城のFM放送は中央通り街の、外からも見えるところに一角にしてありまして、私たちのところもそのことも前提でいろいろ協議いたしました。本庁に近いところのまちの中に、やっぱり住民が立ち寄れるどっかいいところないかということで、相当検討しましたが、なかなかそういうところがなくて、やはりお金をかけないやり方が、どこがいいかということで、最終的に文化センターの入り口の中の一室を改造したほうが、あそこは外側からはガラス張りで見えますし、当然、空間を設けて遮断も音響的にはしますけど、外と中から見れるように、またあそこの施設は、基本的には月曜日以降は、休み以降は、ほとんど毎日いろんな人たちが出入りしておりますので、最終的にはそういうことを検討いたしました結果でございます。

○4番（上村龍生議員）

内容的には理解いたしました。サテライトスタジオ方式になれば、また違うところにもできるわけですけども、その辺のところは含みとしては、まだ考えられる余地はあるという理解はしてもいいんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

基本的には視聴者、住民、その方々が、高校生学生を含めて自由参加できるような形も十分検討をしておりますし、本当に市民が積極的に参加できるような形で、これは運営もしなくちゃならんし、そういう方向を考えております。

○議長（谷口義則）

次に、宮迫勝議員の発言を許可します。

○5番（宮迫 勝議員）

まず、議案第61号についてお尋ねいたします。

今度、この末吉総合センターの小研修室の跡に、コミュニティFMスタジオ及び事務所が設置されることとなりますけれども、現在は社会教育課の所管であります。今後はどこがこの所管になるのか、これが1点です。

議案第62号については、もう徳峰議員のほう詳しく聞いていただいたので、これは割愛いたします。61号だけお尋ねいたします。

○企画課長（橋口真人）

この件につきましても社会教育課の施設ですけども、企画課のほうで答えさせていただきます。

この総合センターそのものにつきましては、社会教育課の所管となっておりますが、施設の使用につきましては、行政財産使用料条例に基づき、放送運營業務を行う一般社団法人まちづくり曾於から施設の使用申請を行う予定としております。

○5番（宮迫 勝議員）

最終的に窓口とか、それから対外的な責任体制、ここは社会教育課か、それとも企画課ですか。

○企画課長（橋口真人）

この部分につきましては、企画課で担当いたします。

○議長（谷口義則）

次に、岩水豊議員の発言を許可します。

○1番（岩水 豊議員）

議案62号についてお伺いいたします。先ほど説明がありましたが、どうも、いつどのような形で、どのような方が何名、改正要望が具体的にあったのか。それともう一つは、近辺市町のプールがあると思いますが、そこの利用の料金等の対比を示してください。

○社会教育課長（河合邦彦）

お答えします。

3月に、お二人社会教育課のほうに御連絡がございました。

それと近隣市町の状況についてお答えいたします。

近隣市町の状況としましては、志布志、大崎町、鹿屋市、霧島市、都城市合わせて14カ所のプールがございます。

その中で、1カ月券を発行しているところはございませんけども、霧島市、都城市は回数券を発行しているところでございます。

志布志、大崎町、鹿屋市においては、1回の利用券のみとなっております。

なお、指宿市では、半年及び年間フリーパス券を発行しております。一般の料金でいきますと、半年フリーパス券が1万5,430円、1カ月当たりになりますと2,570円になります。年間フリーパス券が2万7,770円でございます、1カ月当たり2,310円となっております。

また、日置市でも同じくございまして、3カ月券、半年券、年間券を発行しております、一般の料金でいきますと3カ月券が5,140円、1カ月当たり1,710円、半年券が9,260円、1カ月当たり1,540円、年間券が1万5,430円で、1カ月当たり

1,280円となっております。

○1番（岩水 豊議員）

利用は志布志とか近辺の回数券とか1回券ですか、の金額等ちょっとも明確に示していただけますか。

それと、ちょっと前後しますが、やはり年度途中で改正すると、条例を改正するというのに、市長の年度当初の所信表明なりあります。そういう中で、私こうやって条例の改定というのが出てくるのが、基本的に1年を通して当初予算を審議する3月に基本的にやっぱり出るとか、3月に新年度から施行を計画する形での提案という形が、一番望める形ではないかと思うんですけど、もう一回その辺の説明をお願いします。

○市長（五位塚剛）

行政というのは、4月1日から始まりまして3月末で締めるわけですから、基本的には市の予算の組み方もそのほうがすっきりいたします。今回の場合は、市民の中からいろんな方々の要望がありまして、特に、今回を利用される方、温水プール、温水プールを昼間利用される大人の方々から非常にそういう声がありました。

当然、だから市の施設が両方ありながら、一方が認めておきながら一方はないという、大体これはやっぱりおかしいと思うんです。だからそれは市民の利用者をふやすという意味でも、市民の健康を守る健康増進のために非常にいいことですから、そのことについて、本来ならば、やっぱり3月議会で条例改正というのが望ましいわけですけど、決してこれは途中提案してはならないということでもないし、今までも多分あると思います。また、今後必要によっては、途中の条例改正というのは当然出てくると思いますので、基本的には、私は市民の皆さんの声を聞いて、担当課がちゃんと仕分けして大事だと思ったら、積極的に出すべきだというふうに思っております。

以上です。

○社会教育課長（河合邦彦）

周辺の施設の料金を申し上げます。鹿屋市のB&G、海洋センタープールです、一般でございますけども110円。都城市、ラスパ高崎これ一般でございますけども420円。霧島市、国分総合プール420円。志布志市、運動公園内温水プールが1月から6月までが300円、7月から12月が200円になっています。全て一般でございます。

以上です。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案4件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第12 議案第65号 土地改良事業計画の変更について

日程第13 議案第66号 字の区域変更について

日程第14 議案第67号 曾於市道路路線の認定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第12、議案第65号、土地改良事業計画の変更についてから、日程第14、議案第67号、曾於市道路路線の認定についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

議案65号について質問いたします。3項目の質問であります。

質問の第1点は、計画縮小の経過と理由について説明をしてください。

第2点目、この事業の、事業の期間、それから地権者、平均年齢等について、示してください。これは最初の事業計画の段階でも同じ質問をした記憶がありますが、現在の平均年齢を含めて教えてください。

それから、第3点目今回のこの事業縮小によりまして、参加されている地権者の自己負担額は今後もこれまでどおり、現行のままであるのかどうか、これ確認方々の質問であります。

以上3点です。

○大隅支所産業振興課長（八木秀久）

ただいまの質問に対しましてお答えいたします。

まず事業全体の概要と計画の変更と、その内容ということで、概略説明させていただきます。

この事業の概要は、平成21年度から25年度にかけまして実施しました、大隅町、中之内、柳井谷地区、自治会でいいますと、馬渡から柳井谷、市吉にかけた田んぼにかかる団体基盤整備促進事業でございます。

事業主体は曾於市で、平成20年9月議会で事業の施行につきましては、議会の議決をいただいております。

事業の主な変更ということで、農業用排水施設が900mから859mに、区画整理が8.4haから7.8haになりまして、事業費につきましては、2億420万円から1億6,982万2,000円になりまして、16.8%の減額変更になりました。

最終法手続として、事業費減額が10%を超えたため議会の議決が必要になるということで、今回お願いをしたものであります。

計画の縮小の理由につきましては、当初計画してました面積が減ったこと、それからパイプライン等やら、パイプライン等で計画しておりました後工事法が改正になったとか、それから入札減によるものとか、そういったものが結構あったということで、16%という数字になったのではないかと思います。

それから平均年齢ですが、詳しくは今こっちに手元に資料がありませんので、後から報告申し上げますが、多分このあたりは大分高齢の方たちがほとんどだと思っております。

それと、負担金につきましては、従来5%と、圃場整備した5%ということで、大体2万から2万5,000円くらいということで、この額についても今後ともまた変更はないというふうにお答えしたいと思います。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○大隅支所産業振興課長（八木秀久）

地権者等につきましては、37名であります。

(何ごとか言う者あり)

○大隅支所産業振興課長（八木秀久）

当初からしますと、当初の計画では40名だったのが37名というようになっております。

それと、平均年齢ですが、六十四、五歳だったのではないかと、正確な数字はちょっとわかりませんが、そのぐらいだったと思われまます。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○大隅支所産業振興課長（八木秀久）

はい、負担金は変わりません。

○19番（徳峰一成議員）

あの一带は私もしょっちゅう通っておりますので、この曾於市内でもあれが旧大隅町内でも、全体の地域としては最も過疎高齢化が大きいというか、そういった地域の1カ所じゃないかと、かねがね回ってみて感じております。そうした中で、課長答弁にありましたように、平成20年の9月議会で提案がされて、今思い起こしま

したけれど、そのとき、この年齢等も含めて質問をした記憶が戻りました。

質問でありますけれども、この最初の段階では40名、それが37名に今少なくなっているわけです。もっと詳しく説明していただきたいんですが、37名に減ったら、全体面積を縮小しなければいけないでしょう。そのあたりはどうなっているんでしょうか。

あわせて、関連して第2点目の質問、この数年間の事業の中で地権者が亡くなられて、新たな、その地権者にかわる代理人的な地権者というのが発生した事例は、ここでは見られないのかどうかです。その2点であります。

それから、64歳の平均年齢、これは間違いありません。私見る限り、60代の後半では間違いなく思っているんですよ。だから、私も知っていますので、本当に64歳で問題ないかどうかです。議事録に残りますので。

今後のこの負担金の支払い能力含めて、問題ないと理解して、今でもよろしいのかどうか。以上について答弁してください。

○大隅支所産業振興課長（八木秀久）

詳細については、ちょっとまだ把握しておりませんので、再度調べて報告をさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託します。

日程第15 議案第68号 訴えの提起について（調停）

日程第16 議案第69号 訴えの提起について（訴訟）

○議長（谷口義則）

次に、日程第15、議案第68号、訴えの提起について（調停）及び日程第16、議案第69号、訴えの提起について（訴訟）までの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

議案の68号、69号一体感のある提案でありますので、まとめて質問をいたします。

質問項目が多いですので、答弁漏れのないように答弁してください。

まず、質問の第1点、市営、市有、そして振興住宅の家賃滞納者の数と滞納額、現在入居している全体の数について報告してください。

第2点目、そうした中で、分割納付などがなされていない方、つまりこの納付が滞っておられる方が何名いるかです。

一方、それに対して保証人が払っている方が現在何名おられるかです。

大きな質問の3点目、この議案の68号の4名の方の中で、一番滞納額が少ないのが43万2,000円です。これは、何か月分の通算で、累計で滞納となっているのかでございませう。ナンバー4の方です。

質問の4番目、ナンバー4の方と同じように、ほぼ同じ月数についての滞納者がこの住宅の滞納の方で何名おられるか、あるいは全く1人もおられないのか、43万2,000円前後滞納しておられる、あるいは43万2,000円前後から以上の滞納者がここに顔出してない方で何名おられるかです。

次の質問、議案の68号、69号の5名の方については、このほかに税金等の滞納が見られるのかどうかです。当然、十分論議した上での提案であらうかと思ひます。国保税等初めとして、市民税とか、介護保険とか、滞納が見られるのかどうか。

それから、次の質問、この68号、69号の5名について、保証人の方々、保証人はこれまで、そして現在全く負担はしておられないのかどうかです。負担してないのかどうか。負担していないとしたら、なぜ負担していないのかどうかです。

次の質問、昔は、旧町時代の以前までは、こういった住宅の使用料の滞納者っていうのは、はっきりいって、旧未吉町にもありました。ありましたけど、このような形で議案として議会化することが一度も、以前は、昔ありませんでした。途中からこれが出されるようになりました。

このように出されるってことは、本人はともかく、もちろんでありますけれども、私たち議会としても、あるいは私個人としても、余りこのいいことじゃないと思っております。いわば、表現は悪いですがけれども、さらし首にするような形に、名前で出てくるというかです。こういったことは、本当余りしたくない、もちろん市長もしたくないでしょうけど、担当課長も。そうした提案であります。

そこで質問でありますけれども、これまで市としては、こういった方々に対して生活保護等の努力はされなかったのか、あるいは生活保護の対象とはならなかったのかです。どういった理由で。そのあたりを含めてです。

日本の法律の場合は、御承知のように、一番大事なのが国民の等しく生存権、生活権というのが、柱となっています。これらに戦後の憲法の柱であります。そうしたもとの、憲法25条のもとで規定されており、それに基づいて、例えば、生存権を

保障する一つとして大事な生活保護制度もあります。それをどれだけ適用する努力を市としてはされたのかを、私は聞きたいんです。

最後に、一番大事な点ですが、5人がこの退去命令までありますけれども、5人が退去したとして、ほかに住む家があるのかどうか、住む場所があるのかどうかでございませう。まさかないということはないと思うんです。もし、なかったらこれは憲法に逸脱した提案にならざるを得ないかであります。ほかに住む場所があるのかどうかです。

以上の点に答弁をしてください。

○建設課長（高岡亮蔵）

まず、住宅ごとの滞納の状況でございます。平成26年度の決算の資料がございませうので、それに基づき御報告させていただきます。

まず、住宅の状況でございますが、市営住宅が、管理戸数が1,029ですけれども、入居している個数は876と、空き家が153あるところでございませう。市営住宅につきましては、まず、現年度分でございますが、収納率は97.52%、収入未済額が527万8,800円ということで、滞納者が100人ということになっております。

それから、現年度の市有住宅です、済いません、今のは市営と市有を合わせたものでございませう。市営住宅につきましては、収入未済額が503万1,800円、滞納者が94人でございます。

それから、市有住宅でございますが、108戸ございませうが、入居個数としては100戸、8戸が空き家の状況でございます。市有住宅の現年度分の滞納額が24万7,000円、収納率は99.5%で滞納者は6人ということになります。

それから、今度は過年度分があるわけですが、過年度分につきましては、市営市有を合わせますと、収入未済額が3,837万1,028円ございませう。滞納者が98人でございますが、市営と市有を分けますと市営が滞納額が、収入未済額が3,770万5,428円、96人の方がいらっしゃいます。市有住宅が、66万5,600円滞納者が2人ということでございませう。

地域振興住宅地につきましては、滞納者はいないところでございませう。

それからナンバー4の方との月の同じような方はということでございませう、ここで滞納額43万2,000円でございますが、滞納の状況で申し上げますと、これは現在の状況でございますが、少ないものから申しますと、15万未満の方が40人、15万から50万というくくりをしておりますけれども、その方が34人、50万から100万までの方が22人、100万から150万が5人。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（高岡亮蔵）

100万から150万が5名です。150万から200万の方が3名ということになっております。総計で104名の方が15万以上の方でいらっしゃるということになります。

5名の税金等の滞納でございますが、ちょっと滞納のほうについては、訴訟の方の1名については無申告ということで、確認をいたしております。あとの4名の方については、それぞれそれ相応の収入がございますので、支払い能力はあると私どもは思っておりますけれども、滞納については、しっかりとは確認していないところでございます。

5名についての保証人の負担はということでございますが、これは保証人からの負担は全然ないところでございます。

それから、その生活保護等への取り組みはということでございます。これは、福祉課等からもいろいろ相談等がくる場合もございます。また、生活保護の対象になる方に対しては、私どものほうでも福祉と連絡をとりながら、そういった対応もこれまでもしている状況でございます。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（高岡亮蔵）

先ほど申しました、15万以上で申しましたが、104名が分割納付を、一旦はするんだけど滞ったりとか、なかなかスムーズな支払いができない方々でございます。

○19番（徳峰一成議員）

建経委員会で深い議論がされると思いますので、3回しか質問、制約上ありませんので、2回目、冒頭にまず市長に質問いたします。

市長としてこの問題は、かつては私と同じように質問追求する立場でありましたので、非常に考えられたと思うんですよ。苦しい立場かと思うんですが、それにしても立場は今回違いますので、率直に質問いたします。

まず、第1点は、これは課長でもよろしいですよ。

そもそも、この行政における今回のこの住宅の家賃問題での保証人です。保証人の正式な行政の定義です。定義について説明してください。正式な保証人の定義について説明してください。これが1点目。

それから、第2点で関連して、曾於市の保証人の取り扱い、これは課長が1回目で答弁されたように、百数十名の滞納の方がおりますけれども、その中で今回の5名については、保証人の支払いが全くないということでございます。

あわせて課長答弁していただきたいんですけれども、百数名の中で、保証人が肩がわりしておられる方が何名おりますか。部分的であってもです。何名おられますか。

そして、3点目のこれは市長でもどなたでもいいんですが、責任持って答弁してください。

曾於市の保証人の実際上の取り扱い、これは以前から議会でも議論されている点ですが、保証人としての役割をほとんど果たしていないという現状が、今の答弁でも見られるようでございます。

この5名についても、保証人の保証、課長に伺いますけれども、保証能力が全くないということじゃないでしょう。これ答弁してください。5人についてです。恐らく保証能力はあると思うんですよ。全額保証できるかどうかは別にして。一定部分は、しかしこの保証人については、はっきり言って保証人には悪いですけど、目をつむっている、行政として。今回保証人の取り扱いについての基本的な曾於市としての考え方、これは市長でなければ答弁できんでしょうから、答弁してください。

さっきの冒頭の保証人の正式な定義との間で、いわば、カイリといいますか、そういった点が指摘できるんじゃないかと思うからの質問でございます。

次の質問、提案されている68号の中で一番滞納額が少ない方が、43万2,000円ですけれども、正式な分類が諮問されて、してないですけども、この同額のあるいは同額以上の方々がほかにやはり数十名がいるでしょ、課長、数十名が全員が分割それなりに努力、されているかどうか含めて、なぜ全体で数十名いる中で、一番その中では比較して少ない40万円相当の方々を、こうした形で議案として出されたのか、そのバランスといいますか、整合性といいますか、これも十分に検討されたとは思いますが、これわかりやすく、やはり出していただきたいと思います。公平の行政としての公平の原則からの質問であります。

次に、先ほどの質問の繰り返しになりますけれども、生活保護の対象とはこの方々はならなかったのか、そして、この間の行政としての取り組みは、あるいは努力はしなかったのか、これは、もちろん連携プレーを、建設課だけじゃなくって、とらなければいけないです。とらなければいけないし、とっていると思うから、もう2回目の繰り返しの質問であります。それで、お答え願いたいと考えております。一番これが大事な点であります。本人間の生存権の問題でありますから。さらし首にしていいのかどうかという点から見ても。

そして、これも繰り返しになりますけれども、一番大事な点、住宅退去したとしてほかに住む家があるのかどうかのこれ確認方々の質問であります。これも答弁漏れでありますので、2回目で答弁してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

基本的な問題についてお答えしたいと思います。

住宅の今回の滞納、この問題については、提案のときも説明をいたしました。市の職員はこの住宅の滞納については、本人と会いまして、ちゃんと支払いをしてくださいというお願い、またどうしても生活が大変なら分割でもいいですから、お支払いをしてください。これはもう再三お願いをしてやってきております。全く分納もしない人について、このようなことはいたしません。今回の方はそれに全く応えていないのが現状でございます。

それと全く残念ながら、市に出てきて事情を説明して、収入の中からいろいろあるということを含めて、誠意がある対応が出れば市としては必ずそれはいたします。この間も生活保護のほうでいろいろ手続とってした人もたくさんいらっしゃいます。そういう意味で市の職員も相当な苦勞しながら、やっているのが現実でございます。

ただ、今回の場合は、これ以上滞納、誠意もない状況になると、結果的には市民の皆さんたちの税金で不納欠損に落とすことになりまして、これやっぱり市長としても見過ごすわけにはいかないわけでございますので、大事な税金を使うわけでございます。

基本的には、市は本人たちと誠意を持って話し合うのはやっております。また、相談があれば、精いっぱい努力をいたします。

保証人の問題ですけど、保証人については、基本的には所得証明書含めて印鑑証明書つけて保証人になっているわけですから、当然保証人の方が代理で払っていただきたいと、お願いも再三しております。しかし残念ながら、それが実行されてない現状でありますので、やむを得ない形でのそういう形をお願いをする提案でございます。

あとのことについては、担当課長から答弁させます。

○建設課長（高岡亮蔵）

保証人の定義でございますが、ちょっと用意をしておりませんが、連帯保証人という形でございますので、本人のそういった債務に関しても全責任を負わざるを得ないと、連帯保証人については、そういうふうに考えております。

保証人が変わって、こうしたが何名かということでございます。これにつきましては、何点か過去あるかと思っておりますけれども、私どもとしましては、本人以外にも保証人のほうへ、やはり滞納の状況等報告いたすわけですが、その中で保証人の方が動かれて、本人が支払いに応じたりとか、またその親族がかわって払っていただいたりとかした例はあるところでございます。

保証人の能力でございますけれども、なかなかどこまでが保証人としての能力があるのかというのは、難しいわけでございますが、そういった家賃にかわる支払い能力があるという一定の収入の状況を見ながら、判断をいたしておりますけれども、

その人その人でなかなかそういった、自分が能力のある方を用意できるかというところでも限らないわけでごさいます、やはり高齢の親御さんがなったりとかいうことで、私どももそれにつきましては、やむを得ないというようなことで認めている方々もいらっしゃるわけでごさいます。

それから、なぜこの方々を選んだのかということでごさいます。

この方々につきましては、いろいろこれまで催告書を送ったり、個別訪問をしましたり、いろいろ声かけをしておりますけれども、そういったものに反応していただけないということでごさいますので、今回そういった調停の場、これは話し合いの場でごさいますので、裁判所の調停の中で、裁判官と調停委員が間に入っていたきまして、お互いに話し合いをして、問題の解決を図ろうということでごさいます。

生活保護の対象とならなかったのということでごさいます。

先ほど申しましたように、いろいろ声をかけますけれども、来ていただけない、また会っていただけない方々でごさいます、収入につきましては、調停の4名に関しては、ある程度の収入がごさいますので、支払い能力はあるとは考えております。したがって、住むところにつきましても、そういったこれまたどっか出れば、かりることにはなると思いますが、そういった能力はあるとは思っております。

ただ、訴訟の1名の方につきましては、申告が、未申告でごさいますので、わかりませんが、母親の方がありまして、実家が同じ町内にあるところでごさいます。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○税務課長（中山浩二）

1回目のよろしいですか。

(何ごとか言う者あり)

○税務課長（中山浩二）

1回目の質疑の税金の滞納があるかということでごさいますが、まず68号の関係ですが、4名中3名が滞納がごさいます。うち2名は少額でごさいます。

それと第69号のほうですが、こちらは1名ですけど、滞納がごさいます。

金額まで必要でしょうか。

(何ごとか言う者あり)

○税務課長（中山浩二）

はい、終わります。

○19番（徳峰一成議員）

まず市長に申し上げたいんですけども、市長の先ほど、2回目、私の質問に対する答弁というのが、一般論的な答弁であります。しかしそれを全部に当てはめたら大変なことになります。

これ、決算の中でも、一言私質問しますけども、税務課長が一番知っているように、税務課サイドでも、恐らく26年度の滞納額はトータルで4億円を超えるでしょう。そして、滞納者が、延べ、実数はまだ把握してないですけど、3,000人は超えるんですよ。住宅とか、水道関係は別ですよ。これがほとんど減ってないんです。

こうした中で、税務課の懸命な努力をしていることは、私も十分承知しております。分割納付を含めて、それでも分割納付を含めて滞ってきたというのは、はっきり言って、決算の場合じゃないから申し上げませんが、多いんですよ。

そういったことに、先ほどの市長の答弁を当てはめたら、大変なことになりますよ、数の多さから見てもです。その点をお互い考えていきたいと思うんですよ。お互いに。10名、20名とこじゃないんですよ。

たまたま建設課サイドの住宅については、こうした調定を含めて制度があるために、あるために以前からこのような提案がなされていると。

税務課サイドの大量のです、はるかに大量のこれがされてないんですよ。こうした、整合性との関係でも今後の研究すべき課題であるということは、率直に申し上げておきたいと思います。

そうした中で、まずこの保証人です、もう保証人に絞って申し上げますけども、これは以前から、私だけじゃなくて同僚議員からも指摘しているんですけども。形だけの保証人になっている。名義かしの。これでいいのかというのは、もう考えなければいけないと思いますよ。

保証人が全く支払う能力があるのに、払わないままこうした議案として出される。これでいいのかなんですよ。民間だったら容赦なく保証人にいきますよ、これは。そのための保証人だから、もともと。保証人の定義というのが。

行政上の定義が、一般の私たちが社会で使っている保証人と違うということは、同じ日本の憲法のもとでの営みでありますから、違うということはありませんよ。これでいいのかというのは、問われております。これは委員会を含めて、もちろん今後考えていかなければならない問題であります。

最終的には、やっぱり市当局の行政上のトップを含めた問題であります。これがそのままいわば、履行されないまま、こういった形でいわば、出されるという点についてでございます。

答弁よろしいですけども、この件について問題を指摘しておきたいと思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○社会教育課長（河合邦彦）

訂正を申し上げます。

先ほどプールの最大利用人数1日当たり何人かという御質問の中で、450から500と申し上げましたけれども、1日210人に訂正させていただきます。

訂正してお詫び申し上げます。

○議長（谷口義則）

次に、宮迫勝議員の発言を許可します。

○5番（宮迫 勝議員）

私の聞きたいことが、もういっぱい回答が出ましたので、なるべく重複しないように聞きたいと思います。

まず、68号の調停と69号の訴訟の違いについて、若干説明してください。

2番目に、家賃を3カ月以上滞納したときは、住宅の明け渡しを請求できるとあります。今回滞納月数が最長で92月に及んでいますが、この理由は何なのか、お聞かせください。

あと、3番目でこれも若干重複します。

滞納者のここ数年間の収入、所得の状況はどうか、以上3点をお尋ねします。

○建設課長（高岡亮蔵）

まず、調停と訴訟の違いについてでございます。

調停と訴訟の違いについてですが、調停は、簡易裁判所において、裁判官と調停委員が当事者双方の主張を聴取して、調停案を提示し、当事者がお互いに合意することで紛争の解決を図る手続でございます。

訴訟は裁判所において、法律上の紛争につき当事者がお互いに主張、立証を行い、裁判所が判決という形式で判断を行うものでございます。

それから、3カ月以上の滞納者に対する明け渡し請求ができるのに、92月に及んだ理由ということでございます。

滞納者に対しましては、文書による催告や建設課等に来ていただく、またはこちらから訪問等により納付交渉を行い、納付誓約書の提出を求めています。誓約どおり、納入してもらえない場合も多く、苦慮しているのが現状でございます。

これまで調停による解決も試みておりますが、内容証明郵便を相手方が受理しないと手続ができないことや、相手が出てこないとな調となるなど、限界もあるのが現状でございます。

また、調停が整わない場合は訴訟によるわけですが、裁判における弁護士への費用が1件当たり45万円程度。さらに強制執行となりますと、40万円程度の予約金も必要となることから、これまでなかなかそういう手続に踏み出せなかった面もあると考えております。

滞納者のここ数年間の所得ということでございます。

調停の相手方4名につきましては、これは家賃を決める際の、家賃算定基準で収入分位という形で分けておりますけれども、その4名につきましては、収入分位が1、これは月額10万400円以下でございますが、その方が1名。収入分位1から2、これ10万4,101円から12万3,000円ですが、その方が2名。収入分位5から7これは15万8,001円から25万9,000円の方でございますが、1名でございます。

数年間の所得額ということで、一番多い人で、これは二人世帯等もございまして、本人と子供の所得の合計等もございまして、一番多い人で315万9,000円から330万8,000円、一番少ない人で56万7,000円から128万7,000円、これは最近、一時低かったんですが、最近128万7,000円ほどこうなっております。

それから訴訟の相手方1名については、先ほどもありました未申告ということでございます。

以上です。

○5番（宮迫 勝議員）

それでは、2回目の質問いたします。

この調停です、これで出てきて調停がまとまったとする、これで効力はどうなんですか。裁判で判決が出て確定したらその公的な差し押さえも含めて出ると思うんですけども、この調停の効力をちょっと教えてください。

それから、さっき内容証明を郵便で送った場合に、なかなか向こうが受け取りを拒否とかあったというけど、今度のこの調停もしくは訴訟の、訴状というのかな、を郵送した場合に必ず出てこれるという確証はあるんですか。

以上、2点です。

○建設課長（高岡亮蔵）

調停につきましても、訴訟と同じ効力があるということでございます。調停を結

んでも納付が滞るとか、そういったことがありますと、次はもう強制執行が出てくるということになります。

内容証明につきましては、一応、今回出している方々は受理していただいた方、訴訟の方は別でございますけど、調停についてはです。しかし、裁判所のほうに出てこない場合も実際のところはあるところなんです。その場合は不調となります。ただ、訴訟の場合は出てこなくても判決は出ますので、判決は出て、後また、その判決に従わない場合はまた、最後は強制執行という形があるところでございます。

○5番（宮迫 勝議員）

詳しくは所管で審議していただくんですけども、今までこの調停もしくは訴訟で確定して実際に強制執行なり、そういうのを実行した数というのは、ここ二、三年でいいですけども、数をつかんでいたら教えてください。

○建設課長（高岡亮蔵）

調停につきましては、19年度ごろから、19年度、そのころから始まりまして、今まで実際裁判所で調停をしたのは38件ほどございます。その中で、成立したのは26件、取り下げに至ったのが7件、不調が5件ということでございます。

強制執行につきましては、調停による、19年度に調停を行った方が、全然履行されなかったということで、ことしなんですけども、7月に強制執行の申し立てを鹿屋の裁判所に行いまして、強制執行を7月22日に行っております。ただ、この方はもうその住宅にはいらっしやいませんでして、その中の物品を裁判所のほうで持ち出したと、空き家にしたというような強制執行の内容でございます。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第17 認定案第1号 平成26年度曾於地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算の認定
について

○議長（谷口義則）

次に、日程第17、認定案第1号、平成26年度曾於地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

この認定案の1号については、補正予算でも出ておりますけれども、この認定案1号でまとめて質問いたします。

まず略して言いますが、協議会が解散した理由について、補正でも出ておりますし、さきの全員協議会でも説明がありました。いわゆる不正問題がこの解散には関係があるのかの質問であります。

第2点目、協議会の監査委員について、例えば、この不正問題も数年間にかこついていたわけでございますけれども、例えば、平成25年度あるいは6年度です、この協議会内部の監査委員ですよ、監査委員について、これを見つけることができなかつたようでもありますけれども、監査委員の25年度、26年度の意見書をここで読み上げていただけないでしょうか。協議会内部の監査委員です。お持ちであると思えますから、これを読み上げてください。

それから、第3点目、一方、市の監査委員です。議長、市の監査、質問していいですね。

（何ごとか言う者あり）

○19番（徳峰一成議員）

はい、市の監査委員に一、二点質問いたします。

まず、質問の第1点はそもそも、おこがましいですけど、監査委員の役割について説明してください。監査委員の役割についてです。というのは、一般の監査委員の場合は計数的なのを中心としての監査がしたる役割になろうかと思えますが、しかし、この行政にかかわる、特に、議会代表も入っておりますので、監査についてはそうした計数的な監査だけじゃなくて、今回の不正に見られますようなそうした、いわば問題等についても、やはり監査委員の役割が言及する、監査の中で言及する役割があろうかと思っておりますが、そのように理解していいのかがありますので、監査委員の役割について説明ください。

第2点目、今回のこの不正につきましては、この監査委員の意見書は全く言及してないんです。こういったはっきり言って、200万近い不正でありながら言及されておられません。

決算審査意見書、監査委員として、審査の結果、審査に付された歳入歳出決算書及び決算附属書類の係数等は、関係帳簿等と符合していた、とこれだけしか言及がないんです。率直に思って、これでいいのかといった疑問がありますので、率直な質問をしたのでございます。これで、不正問題があるのに、それを受けての監査で

あるので、こうした一つの側面だけの監査の説明だけでは十分ではないのではないかと、といった立場からの質問であります。

以上です。

○社会教育課長（河合邦彦）

お答えします。

協議会が解散した理由とこの不正問題とは関係ございません。協議会のやはり存在意義が薄れたことによって、26年度末に解散したわけでございます。

25年度、26年度の監査につきましては、24年度分、25年度分の監査を実施されております。これが、大崎町の監査委員でございます。

そして、意見書ですけども、歳入歳出決算書及び帳簿、帳票等書類等について監査した結果適正に処理され、正確であることを認めますというのが意見書でございます。

以上です。

○代表監査委員（野村行雄）

お答えいたしたいと思えます。

協議会の26年度の決算審査につきましては、27年3月までの協議会の財務につきまして、提出された書類等を審査いたしております。決算審査を実施いたしましたのが、8月3日でございます。不正問題につきましては、既に新聞報道はなされておりました。監査としては直接なタッチしていないところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○代表監査委員（野村行雄）

監査委員の役割についてということでございますけど、既に協議会は3月末日をもって解散されておりますことから、財務についてのみの監査を行ったところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

監査委員の方にも率直に、私、監査委員の役割については、この協議会に限らず監査委員全体、全般にわたっての役割というのを率直に伺ったわけです。申し上げたい点は、計数的な点を監査するというのは、第一義的にももちろん大事な点でありますけれども、あわせて今回の不正に見られるような問題については、やはり監査の中で指摘するというか、言及するというのがほしかったっていった点からの質問でございました。もう、野村監査委員よろしいのです。2回目は。

あと、当局に質問をいたします。これは教育長が答弁すべきことです。今課長答弁にありましたように、当時は大崎町の監査委員が2カ年連続、それ以外はどこか

わかりませんが、持ち回りということでもあります。不正問題見抜けなかったわけですね。課長が説明があったように、適正に処理しているって、適正に処理してなかったわけでしょ。

だから、監査委員が監査委員としての機能と役割を、いわば果たしてないんですよ。これほど端的な例はないと思うんです。これは、回りまわって曾於市にもやはりかわり、あるいはもちろん責任があります。あります。

ですから、まず率直に、私伺いたいのは、全員協議会では、それなりの釈明といえますか、が見られましたけれども、やはりこれは大きな問題であって、告訴は曾於市はしておりませんが、その対象となるようで、私は事案じゃないかと思っております。

ですから、これを総括する意味でも、二度出ないですよ、これ、この問題解散ですから。そのために議会議決として例外的に提案されておりますので、ですから釈明、もっと言いますと、一定の謝罪が必要じゃないかと思っております。率直に言って、それをしていただきたい。

これは市のほうには関係ないのでしょうか。市として、市長として、釈明なり、謝罪が必要だったらしてください。必要ないと考えたらもうしなくていいです。

以上の質問であります。

○市長（五位塚剛）

この組織は志布志と大崎町と曾於市が旧曾於郡の後を引き継いできたわけです。その中で、持ち回りで事務局をしながらやってきた状況です。この間、不正を見抜けなかったというのは、私も反省をいたしております。

いろんな外郭団体がありますので、こういうことがないようにということで、今回の例を受けて、全ての曾於市の職員がタッチするものについて、全てチェックをいたさせました。それで、市が預かっている各種団体のお金も必ず複数するのと、場合によっては会計課を通して、チェックをするという、二重、三重の防止をするようにしたところでございます。

今回の問題については、大変お騒がせしたというふうに思っております。

以上です。

○教育長（谷口孝志）

今回の曾於市の視聴覚協議会の不正問題につきましては、さきに議会の全員協議会でも説明を申し上げ、お詫びを申したところですが、御指摘があったとおり、これまでの直接の所管課であった教育委員会のほうで、社会教育課がいわゆる職員に任せきりということから生まれた不正だと考えております。

釈明をということですが、今回、私は、26年度最終的に協議会を閉じるに当たり、

解散するに当たり、最後の締めをきちんとしなければならないということで、課長にも申しまして、十分監査に備えた準備をするようにということで、話をしました。その結果、結果としてこの不正が明らかになったということでもあります。

そういうことで、先ほど市長も申されましたが、私も今回のことを教訓にして、今後、教育委員会が所管するいろいろな社会教育関係団体等の会計については、これまで以上に目を凝らして、そして複数の目でチェックするようということを示したところでございます。

今後このようなことが二度とないようにしたいと考えています。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定案第1号は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第73号 平成27年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（谷口義則）

次に、日程第18、議案第73号、平成27年度曾於市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

簡潔に質問いたします。

通告要旨に基づいて、まず、ページの1ページ交付金1,000万円について、先行型という説明であります。

27年度の今後のこの交付金の見通しについてお聞きいたします。今後の追加分のこの交付金については、その時期あるいは金額、あるいはどれほど交付されるのか、わかっていたら答弁してください。それがわからなけりゃ、曾於市としても大きな取り組みが本年度分、なかなかできないと思うんです。そういった点からの質問であります。

質問の第2点目は、3ページ、5ページ、45ページに関連いたしますふるさと寄附金についてでございます。

質問の第1点は、直近の寄附金額は幾らであるのか、そして、昨年同時期との違

いについて、これは金額だけじゃなくて、その寄附金の内容等、若干違いが見られたら、あるいは今後の教訓としたい点があったらそれを含めて、内容面を含めて、報告してください。

それから、この基金を繰り入れたりあるいは取り崩したり、また積み立てたりしております。歳入歳出です。基金現在高は、この現在そのことによってどれだけの残高となるのか、単純な質問でありますけれども、教えてください。

次に、34ページの防災ラジオ普及推進補助金の501万円について、質問の第1点、これは要綱があるのかどうか、もし、補助金でありますから、やはり要綱もつくらなければなりませんけれども、要綱をこの場に出してください。

第2点目、1回目は、この防災ラジオは無料で各戸に市から配布されますけれども、もし、いろんな事情等がありまして、壊れたりして、2回目の配布をいただきたいといった場合、当然有料になると思いますけれども、その場合は1個幾らで販売となるのか、こうした有料等に対する規定がまだ見られないと思うんですけれども、先ほどの関連した議案とも、関連がありますけれども、そうした規定はもうつくってあるのかどうかでございます。

次に、36ページ定住促進の中の業務の委託料496万8,000円についてでございます。その内容と、目的それから期間などについて説明してください。

次に、38ページの地域おこし協力隊についてでございます。

これも協力隊についての規定が出されてなかったために、先日の全員協議会で急ぎ出していただきましたけれども、質問の第1点は、今回のこの協力隊の提案については、市の総合振興計画には入っていないと思っております。これは継続事業になるべきそういった提案かと思っております。

本来、計画に入れてから、総合振興計画に入れてから、やはり提案すべき内容ではないかと思っております。6月議会でも関連して計画に入れるべきも入れてなかったということで、厳しく指摘した点がありますけれども、この点については、なぜ総合振興計画に入れないうまま提案となったのかでございます。

質問の第2点目、これも先ほどの議案とも関連しますが、本来この種の提案はやはり当初予算ですべきではないでしょうか。継続事業はありますし、それもこのほかの自治体では前年度から行っている自治体も見られます。この年度途中で、今回行った理由について答弁してください。

質問の第3点目、全額一般財源でありますけれども、これは歳入の項目の交付金での対応ということで理解していいのかどうかでございます。

次に、4点目の質問、協力隊員が5人となっておりますが、5人の内容について、例えば男女別、あるいは年齢は何歳くらいまでを考えているか、あるいは公募方式

によるものか、あるいはこの協力隊員の契約年数は単年度ごとの契約であるのか、そのほかにこの5名を採用にしたに当たっての市としての特に、この点についてやはりこういった方々に採用したいという点がほかにあったら、お聞かせください。

最後に、この地域おこし協力隊で優れた既に実績を上げている、あるいは上げつつある自治体があったら紹介してください。

以上です。

次に、66ページの畜産競争力強化対策整備事業の1,344万円、これは国県のトンネル事業でありますけれども、単純な質問であります、畜産クラスターの協議会について説明してください。あと、そのクラスターの協議会の場所、代表、そしてこの経営体の規模内容等についても説明してください。

それから67ページの、最後です。県営土地改良事業232万2,000円、これも1点だけ単純な質問。修正業務委託竹山地区32haとありますが、この業務委託の内容等について、提案に至った経過を含めて説明してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

ふるさと納税について一言答弁したいと思います。

昨年は年度途中から補正をお願いしまして、実質9月から始めましたので、比較はちょっとできないところですが、27年度はきょうの段階で、全国から1万2,343人からの寄附がありまして、2億1,865万という到達でございます。

鹿児島県が全体で、6月末だったかな、7月末だった、7月末に全体の集計を出したみたいですけど、今のところ、曾於市がトップにきているようでございます。

今後については、曾於市産の特産品ということでウナギとか、お米についてもですが、早目に出したいと思っております。

来年度からは、曾於でマンゴーも栽培しておりますので、そういうのをふやしなから、また努力していきたいなというふうに思っております。

あとのことについては、各担当課長から答弁をさせていただきたいと思っております。

○財政課長（吉川俊一）

それでは、ふるさと納税の関係で質問がございましたので、今市長からも答弁がございましたけれども、まず、私は収納額で、寄附金の収納額で答弁申し上げますけれども、8月末現在で、2億61万6,201円というのが、収納額でございます。件数が1万1,349件でございます。

それと、26年度と比較でございますけれども、今市長が申し上げましたとおり、ふるさと納税に本格的に力を入れたのが9月からでございますけれども、昨年の8月末の納税額でございますけれども、件数が21件で、金額が65万6,100円となっ

ているところでございます。

それから、今回ふるさと思いやりふるさと基金を寄附金の贈呈のほうに1億円取り崩しておりますけれども、それに伴いますもろもろの今回の補正に伴います、基金残高でございますけれども、財政調整基金で27年度末の見込額が26億1,435万9,000円ということで見込んで、これは予算ベースでございます。

それから、特定目的基金全体で申し上げますと、73億8,663万7,000円という金額でございます。この中には、きのうの答弁の中でも申し上げましたけれども、土地改良事業基金等の14億2,000万等の取り崩しも入っておる減額分でございます。

以上でございます。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（吉川俊一）

思いやりふるさと基金につきましては、26年度の末の残高が2億6,730万1,000円でございます。それで、当初予算で、1億6,550万円取り崩しを計上しております。今回1億円を取り崩しております。そうしますと、しかしながら、寄附金の積み立ても計画しておりますので、今のところ残高が2億250万1,000円というふうな残高を見ているところでございます。

○企画課長（橋口真人）

企画課分につきましてお答えいたします。

まず、1番目の地方創生先行型交付金の件でございます。今回曾於市につきましては、1,000万を計上しておりますけれども、これにつきましては、11月に交付決定となる見込みでございます。

また、額につきましては、市町村単位でおおむね1,000万程度が上限とされているところでございます。

それから、34ページのFMの件でございます。

(何ごとか言う者あり)

○企画課長（橋口真人）

これにつきましては、昨年度1,700万円予算化されまして、300億円が今年度に留保となるところでございますが、残りにつきましては、今度各市町村単位で約3,000万を上限であるというところでございます。

この残りについてでございます。まず最初にこの1,000万でございますが、これにつきましては、本年4月2日以降に、いわゆる補正予算で計上されているのが、上限となっております。

残りの分でございますが、その分につきましては、曾於市で、この前新聞でもう出たんですけども、国の予算額に対して大幅に要望額が上回っている状態ござい

ますが、今の状態では、27年当初予算に計上されているのでもよいとなっておりますので、27年当初予算の中から事業を探して、いわゆる一般財源、あるいは起債で行っている事業を探しまして、計画書として出す計画でございます。国としては、大体3,000万というのが、一応来ているところでございます。

2番目の34ページFMの件でございます。

この要綱でございますが、今回新たな補助金でございますが、要綱は準備しておりましたが、配付しておらずまことに申しわけございません。

2台目以降でございますが、通常使用の故障につきましては、交換という形を考えております。明らかに瑕疵がある場合につきましては、有料というふうに考えているところでございます。

それから値段でございますが、それと一つの家庭で2個とかなった場合に、この1個は有料と考えております。有料金額につきましては、これは検討段階なんですけれども、単純にこの前1万8,000個買いましたので、それを割り崩しますと1個当たり約4,700円となるところでございます。

36ページの定住調査でございます。

目的と内容期間でございます。本業務の内容につきましては、曾於市内の民間住宅の分布状況や住宅所有状況、建築時期、賃貸住宅の家賃、新築着工戸数等の調査に加え、都城や霧島市、志布志市等の近隣自治体の住宅政策、また民間住宅着工状況、賃貸住宅等のアンケート調査及び本市が今まで行っている住宅取得祝い金等交付者へのアンケート等を行い、主に宅地分譲政策や住宅政策あるいはソフト事業の検討を資料として、調査するものでございます。

本年度末までの工期としているところでございますが、途中報告ももらいたいと考えているところでございます。

それから、38ページの地域おこし協力隊についての件でございます。

まず、総合振興計画に記載すべきではないかという意見でございます。

まず、総合振興計画につきましては、今10年目に入って、当初が始まってから10年目に入っているところでございますが、基本構想、基本計画のもとに毎年度3年間の当初予算編成時に、そのときの財政状況や財源状況を見きわめながら、翌年度当初予算を含めて3年間のローリングで策定しているところでございます。

また一方、当初予算が議決され執行されてきますと、当初予算編成には予想されない事項、例えば災害復旧や公共施設の修繕、国の補正予算成立までに伴う財源の調達など、さまざまな状況が発生しているところでもございます。

またその中で、翌々年度の当初予算編成に向けての準備予算も必要となる場合もございます。これまで総合振興計画を年度途中で見直す場合には、大規模な一つの

整備について、総合計画審議会の上承を受けて実施計画に掲載し、補正予算に計上しておりますが、今まで災害復旧や施設の修繕また国や県の施策によりソフト事業、当初予算に計上した事業の年度途中での増減については、これまでも計画書の変更は行ってないところでございます。

今回の地域おこし協力隊事業につきましては、国の事業それから翌年度への準備ということで、計画の変更は行ってないところでございます。

それから当初予算ですべきじゃなかったかということでございますが、当初、来年度の募集に向けて本年度準備予算、いわゆる募集経費等って考えていたところでございますが、この対象となる事業に我々一番いいと思ってたのが、コミュニティFMのそこに派遣する職員が一番いいのかなと、考えてたところでございます。そこにつきましては、実質12月、1月くらいから業務が始まってきますので、前倒しをして12月から予算計上したところでございます。

それから、全額一般財源のことでございますが、これにつきましては、特別交付税で1人につき給料で200万円、その他経費で200万円というルール分の交付税措置があるということでございます。

それから、5人の内容でございますが、コミュニティFMいわゆる情報発信でございますが、それに2名、それから観光、特産開発それで2名、それから、文化の振興、それで1名、の5名を予定しているところでございます。

募集要綱でございます。男女に関しましては、特に差を設けてないところでございます。年齢につきましては、主に二十から40くらいが適当ではないかと考えておるところでございます。

公募方法につきましては、民間の情報雑誌リクナビとかそれからホームページ等で掲載する予定でございます。

契約年数でございますが、1年契約の最長3年となって、契約して、最長3年を予定しているところでございます。3年の理由でございますが、これは特別交付税の中で、1人につき3年が限度だよとありますので、最長3年を予定しているところでございます。

それから、5番目の優れた実績を上げているところがあるかということでございますが、当初、隣の志布志市を、まず、ここにつきましては2回現地調査にまいりました。それから、電話等で薩摩川内市等の聞き取りを行ったところでございます。

以上でございます。

○畜産課長（木佐貫育穂）

66ページの畜産競争力強化対策事業の1,344万円の内容ですけれども、まず最初に、事業主体の曾於市畜産クラスター協議会です。場所は曾於市の畜産課内にあり

まして、事務局が畜産課というふうになっております。

協議会の構成員ですけれども、曾於市の畜産農家、曾於市の畜産家、それから曾於市の農業委員会、曾於鹿兒島農業協同組合、大隅地域振興局曾於畑地かんがい農業推進センター、それから曾於家畜保健衛生所、曾於農業共済組合、のメンバーというふうになっております。代表は畜産課長がなっております。

それから、取り組み主体のアグリファーム中島の場所ですけれども、大隅町月野8670番地というふうになっております。

規模内容ですけれども、繁殖牛が現在106頭おりまして、今回のこの事業によりまして、繁殖牛舎1棟を新設いたしまして、また、既存の繁殖牛舎1棟をパドック牛舎に改修するものであります。

また、5年後は170頭の繁殖牛になるということで、計画しているところでございます。

○大隅支所産業振興課長（八木秀久）

67ページの232万2,000円の内容についてお答えいたします。

これは県営土地改良事業にかかる委託料であります。

委託の内容は、大隅町竹山地区の県営農地防災事業、俗に言うシラス対策事業の計画書の作成であります。場所につきましては、八合原台地の国道269号線それと市道の寺下・竹山線、桜ヶ丘線、吹谷線この4つに囲われた昭和47年の第一次構造改善事業で圃場整備をされた地区の排水路対策事業の計画書作成であります。

内容につきましては、排水路の概略の計画とそれから事業費の算出と経済効果の算定となります。この地区の計画は25年度採択を目指して、23年に計画書を作成したんですが、県のヒアリングの段階で用地に問題があるということ指摘をされまして、用地等の解決に期間を要しました。それがことし5月に用地を取得しまして、7月に県と協議したところ、事業申請が可能であるという判断でありましたので、少しでも早い実施に向けて、補正をお願いをしたところであります。

この地区につきましては、今でも議会で再三再四取り上げられてきた地区であります。私たちが喫緊の課題の地区ということで、今回補正をお願いをしたところであります。

以上です。

○財政課長（吉川俊一）

基金の残高の見込みのところ誤りがございましたので、訂正いたしたいと思っております。

思いやりふるさと基金のところ積立金を今回の補正額の2億円を加算しておりませんでしたので、思いやりふるさと基金を先ほどは2億250万1,000円と申し上げ

ましたけれども、ここが4億250万1,000円として、訂正をさせていただきたいと思
います。

それで特定目的基金全体では、先ほどは73億8,663万7,000円と申しあげましたけ
れども、これも2億円追加させていただきまして、75億8,663万7,000円というこ
とで、訂正をさせていただきたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

時間の関係で、3つに絞って2回目の質問をいたします。

1つは、交付金が、先行型が一応これが本年度で最終最後ということで、これも
年度末、11月交付決定でありますので、今後は課長答弁にありますように、27年度
当初で3,000万円ほどか、になるかどうかという答弁であります。

これまで、市のほうでは、本年度からの向こう4年間のいわゆる地方創生につ
いての議論を進めております。議会でも特別委員会設置されておりますが、これだけ、
もちろん1,000万円じゃほとんど何もできないわけでありまして、大きな取り組み
については。

市としては、この1,000万円を含めて本年度は、この地方創生のための事業につ
いては、予算的には大体何千万円を考えているのかどうかです、当然ほかの財源か
ら財調になるかどうかわかりませんが、持ってこないといけませんけれども、当
然それを前提にして、議論を進めていくべきでありますけれども、その点について考
え方あるいは方針を聞かせていただきたいと思います。これが第1点。

それから第2点目は、地域おこしの協力隊でございます。

先ほどの課長答弁では、この総合振興計画に入れないのはもうしょうがないとい
うのは議会には、私には聞こえましたが、これでいいのかでございます。

もともとこの1,000万円を超える大きな事業、しかも継続事業であります。これ
は、やはりこの種の事業については、総合振興計画に入れて、そして議会の視野に
も入れてもらいながら、議会の論議しながら、やはり必要な予算をあわせてこの議
論していくというのが本来のあり方じゃないかと思っています。

何よりも企画審議会の委員の方々に、いわば蚊帳の外でありまして、これはいけ
ないと思うんです。これまでも、繰り返しておりますが、これまで審議会自体が
1年に1回しか前年度まで開かれていません。ことしから2回になりますか。

ですから、この種の事業はやはりしっかりと総合振興計画に入れてから、予算化
するというオーソドックスな手法をとるべきではないかと思っています。

今後の総務委員会のほうでも議論されると思いますけれども、市長の考え方を聞
かせてください。

最後に、この県営土地改良事業についてです。課長の説明にありますように、八

合原地域の排水対策の一つとしても、いわゆるシラス対策事業の取り組みじゃないかと思っております。

質問でありますけれども、これは実際採択されたとして、この計画が、平成何年度から、実際事業ができますか。何カ年くらいの事業であってそして、それが事業費が大体総額どれくらいになるでしょうか。

あくまでもこれは、全体の八合原の排水路のための一つの手法でありまして、これで全てできるわけじゃもちろんないと思うんです。ですから、全体の中での、兼ね合いの中でどれくらいの、土地改良事業が排水路対策として、全体の中でどれくらいウエイト、重みを占めるのかも、答弁していただきたいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

総合振興計画に入れる問題であります。なるべく早目にわかる事業については、それは入れたいというふうに思います。

今回も国が非構造建物に対する補助金をいただきました。こういうのを計画となったものをぽんとくるわけです。入れられないというそういう状況もありますので、基本的には努力をしたいというふうに思います。

あとは担当課から答弁させます。

○企画課長（橋口真人）

それでは、2点ございましたので、まず地方創生先行型の事業費でございますが、それは26年の3月補正に、3月の追加補正に計上された分と合わせまして、事業費総額は7,966万3,000円となっております。

これに伴う交付金は7,209万4,000円となっております。先ほども申し上げましたが、交付金につきましては、このほかに最大で3,000万円というのがありますが、地方の要求は国の予算額を大幅に上回っている状況でございます。

それから、地域おこし協力隊の件でございますが、本年度も総合企画審議会の増額予算をお願いしたところでございまして、来年度も複数回の審議会を開催したいと思っておりますので、先ほども延べました大規模な改修、それからこのような特徴的な事業につきましては、できるだけ早目に計画にのせられるようにしたいと考えております。

○大隅支所産業振興課長（八木秀久）

それでは、事業の実施年度についてお答えしたいと思います。

まず、順当にいけますと、来年の2月のヒアリングを受けまして、28年度早ければ採択をしていただいて、実施は29年度から33年くらいになるかと考えております。

それから、事業費ですが、当初計画でいきますと3億3,500万程度計画をしております。この地区が占める八合原の排水路対策のウエイトということだったんですが、ここの桜ヶ丘住宅地帯の畑地については、もっとも大きく占めていると、全体でいきますと志布志方面に向いました道路両脇に挟んだそれぞれの住宅、農地、また、事業で取り組める、こういった大型の事業に取り組める地区でないところ、そこを考えると、一応に比較はできないと。ですから、事業で取り組めない小さい事業である、それとまた市の単独の維持補修、または原材料等で対応できるものも、今、要望等も農地に関しては上がってきております。それについてはまた予算との兼ね合いを検討しながら、対応をしていきたいと思っています。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、八合原の対策でございますけれども、全体の中で、今回の提案がどれくらいウエイトを占めるかは定かでないようでありましてけれども、これまで各議員の方々が切実な問題としてどんどん一般質問初めとして、取り上げている経過がありますので、ほかの事業を取り組むことを含めて、どんどん出していくべきじゃないかと思っております。答弁はよろしいです。

2点目、地域おこし協力隊について、これもやはり企画審議会の委員の方々もどんどん出席していただいて、新たな追加分を含めての議論に参加いただくような、そうした形態にすべきじゃないかと思っております。

一般質問の内容でありますので、答弁よろしいですけれども、総合企画協議会のメンバーも、ほとんどが全員に近い形で、団体の役員の方々でございます。一番年齢が少ない方でも60歳以上じゃないんでしょうか。だから、今回、今後見直す機会があったら、そういう方々も見直して、若い人を含めてどんどん参加できて、意見が言えるような形にもするべきじゃないかと思っております。もう、答弁よろしいです。

この交付金のついて、ちょっとわかりにくいこう聞こえましたので、再度質問いたします。

本年度の27年度について、地方創生については、交付金の先行型の1,000万円を含めて、どれだけの予算で曾於市としては予算的には対応をする考えなんですか。

何と何が幾ら、何が幾ら、といった、そういったのを含めて、もととなる財源これを説明してください。この1点でございます。

○市長（五位塚剛）

地方創生については、まだ確定をしてないところでございます。御承知のように

10月をめどに各部会で今ずっと会が、何回かやっております、まだ結論が出ておりません。

内容をどうするかというのも、まだまとまりませんので、それを受けて財政的な措置、今後の見通しも含めて、その時点で、また議会にも示したいというふうに思っております。

(何ごとか言う者あり)

○企画課長（橋口真人）

今年度分の件でございます。

今年度、先ほど、26年3月の追加補正の分を言いましたが、純粹に今年度、27年度の予算の分でございます。

まず、今計上しております。収入はこの交付金の1,000万でございます、支出につきましては、同時に提案しております企画課の定住推進の調査事業、それから、経済課の曾於市の魅力情報発信PR事業ございまして、合計額がこれは1,066万8,000円でございます。1,066万8,000円の事業に対しまして、1,000万で一応要望をしているところでございます。

それからもう一つのタイプがございまして、それにつきましては、おおむね市町村単位で3,000万円を上限とするのがございます。これにつきましては、既存の事業で、その地方創生のこの交付要綱に合致すればいいということですので、当初予算から抜き出して、今事業を選択しているところでございます。

○議長（谷口義則）

ここで、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 3時11分
再開 午後 3時21分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、迫杉雄議員の発言を許可します。

○17番（迫杉雄議員）

通告いたしておりましたが、今、同僚議員が、徳峰議員がだいたい質疑しましたので、簡易な点をしたと思います。

まず、予算書の1ページに、今出ましたように、1,000万円の地域創生先行型交付金が出ており、この支出のほうで、企画のほうの36ページに出ております定住促進事業に充当するということですが、この内容を。

まず1点、この周辺地域の自治体の中に三股町が顔を出していないということが、一見、気になっておりますが、何か特段な意向があるかと。三股町といいますと、定住広域圏の中の1つだというふうに理解しておりますので、そして、また、おまけに三股町は、人口減については二十数年前から着実に人口をふやしてきている自治体ということとっておりますので、特段の理由があれば聞かしてもらいたいと思います。

あと1点、看板修繕ということですが、この看板の観光の内容的なものはどういうものなのか、また、立てる位置を10号線の諏訪方線方面ということになっていますが、どの位置であるか尋ねるところです。

あと、これに引きかえて、経済課の私の所管のほうで出ておりますが、570万円、65ページです。これについて、今、売り出し中の本市のゆるキャラのそお星人ということが気になりますが、これに引きかえて、内容的にどのような本市のPRができるのか、今が一番ピークな時期だと、今からが曾於市の売り出しだという考えでおりますので、内容をもう一步一通り、詳しく聞かしてもらいたいと思います。

次に、認定第1号で先ほど質疑が出ておりますが、若干、補足的に質疑をさせていただきます。

まず、全員協議会でも説明を受けておりますが、教訓的なものは、先ほどは出てはないけど、これは、絶対教訓にしなければいけないとっております。先ほどの質疑の内容で、教訓的な市長の答弁が聞こえなかったように思っております。1点、答えてもらいたいと思っております。

あと、法の233条に基づいて、認定について、曾於市住民に公表となると、平成26年度の決算と同時に公表する形なのか、法からいえば、公表しなければいけないというふうに理解しております。

あと1点、協議会解散後の3月末の解散に合わせて、指折り5カ月が過ぎていると。会計の内容を3カ月以内に報告せよということが法でうたわれておるということが気になっておりますが、どのように理解すればいいのか。

あと、2回目に続けたいと思っております。

次が、自治会についてお聞きしますが、33ページに自治会振興費に41万5,000円が出ておりますが、自治会振興を議論すると、今回のアンケート調査を取り組んで、今までそれらしき調査が見当たらなかったということが気になっておりますが、現在、議会でも地方創生の特別委員会で今後の人口増と、いろいろ議論が進んでいるところですが、市長におかれましては、自治会の現状を今後どのように捉えていくか。

特別委員会でいろいろ資料を見ますと、高齢化率からいけば80%を超えている自

治会も数件ありますし、また、実態としますと、ほとんど地域に人がいないということですので、その角度から、市長がどう捉えているのか。そして、このアンケートにどうやっていかす考えなのか、伺いたいと思います。

後は2回目に続けたいと思います。

○市長（五位塚剛）

7月の5日に曾於市の誕生10周年記念事業の中で、曾於市のゆるキャラ、そお星人を発表いたしました。子供たち、幼稚園、保育園、小学生の子供たちに一番人気があるということで決定をいたしました。それで、マスコット、あれをつくりましてスタートしたところでございます。

どうしても、私たち、曾於という名前を広める、また、特産品のハム・ソーセージにかけた非常にいいものではないかというふうに思っております。

2015の全国のゆるキャラグランプリに、曾於市もエントリーいたしました。スタートが650前後からスタートいたしまして、毎日、職員の方々も一生懸命1日投票をしていただいて、今、けさの段階で572位までできておりまして、広く市民の方々に、もっと投票してもらおうようお願いして、ポスターを貼ったり、今、進めているところでございます。

できたら、議員の方々もスマートフォンを持っていらっしゃる方がいらっしゃいますので、登録をしていただいて、朝起きたら必ず1回、そお星人の投票をしてもらえば、ぐっと伸びるんじゃないかと思っております。

目の前に、志布志市のししまる君がいますので、とにかく、ししまる君に追いついて、また上を目指したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思いません。

今後はいろんな形での催しものに出ていきたいと思ひます。6月に、溝ノ口でもいろクローバーZと一緒にそお星人が撮影をいたしました。これが、今、広がって、非常に話題になりつつあります。

今後、曾於市をPRするために、いろんな形で進めていきたいと思ひます。

あと、視聴覚の問題です。

基本的には、教訓というものには、そこの職員の活動について、やはり掌握ができてなかったという問題、また、お金のやり取りについて、担当課を含めて詳しくチェックしてなかったということがありました。

そういう意味で、今後はいろんなところで含めてですけど、そういうお金の出し入れについては、2人以上の人が確認をするようにということで、教育委員会のほうでもそういう反省をしたところでございました。

その他のことについては、先ほども言ひましたように全ての職員がかかわる問題

について、各種団体のお金の事務局になっているところがありますので、事務局が勝手にお金の引き出しをできないように、二重体制を強化するように指導いたしましたので、それで、二度と過ちがないようにしていきたいというふうに思っております。

あとは担当課のほうから答弁させます。

自治会の今後の現状については、私自身も非常に心配をしております。たくさん自治会で、小学生が1人もいないというところが相当出てきております。小学生がいらないということは、その後が続く子供たちがいないということですので、かなりの高齢化率になってきております。

そのために、役所の中で自治会をどうするかということで、まず検討をやるということで、今、始めましたので、あとは、私たちが各自治会に出ていって、現場の生の声を聞いて、今後、対策をしなければならないと思っております。

非常に難しい問題でありますけど、何らかの形で、未加入の問題も含めて頑張っていきたいというふうに思います。

以上です。

○企画課長（橋口真人）

私のほうで2件ありましたので答えたいと思います。

まず、移住定住促進に向けた住宅政策の調査業務でございますが、ただいま、三股町はという貴重な御意見がございましたので、アンケートの内容によりますが、検討してまいりたいと思います。

それから、観光看板の修繕でございます。

まず、立っている位置でございますが、県道光神山諏訪方線を光神小学校のほうに向けて行きまして、右手に光神小学校を見まして10号線につきあたります。その左側ののり面のところに立っている看板でございますが、現在、流鏝馬と弥五郎どんと溝ノ口の奴踊りの図柄が載っているところでございます。

これにつきまして、ほぼ、片面の3分の1が剥がれている状況で、非常に危険な状況となっております。今回、この補正予算が認められましたら、これを修繕したいと考えております。

現在、旧3町の図柄となっておりますが、今、市長のほうから、そお星人の話が出ましたので、そお星人にするか、今までどおりにするか、また、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○経済課長（竹田正博）

私のほうからは、65ページの曾於市の魅力情報発信PR事業の中身についてとい

うことでお答え申し上げます。

歳入の中の1ページの地方創生先行型の交付金の中の、いわゆる570万円という中で、曾於市のゆるキャラでありますそお星人を活用いたしまして、曾於市民の愛着度を高めて観光PRにつなげていくためというものでございます。

主な事業の内訳といたしましては、ゆるキャラをもう一体制作したいと思っております。それに60万円、それから、いわゆる振りつけの踊り、歌もでございます。DVD、CDの製作費に85万円、それから、ぬいぐるみや文具等の関連グッズを製作して販売したいと思っております。その製作費に約357万円。

そのほか、当初は移動用の車両も購入したかったのですが、これは若干認められませんでしたので、車両のリース料、あるいは、消耗品、それから、旅費、備品等に約70万円ということで、合計の570万円を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○社会教育課長（河合邦彦）

御質問に対してお答えします。

当初は早い段階での監査を、6月上旬に予定しておりました。しかしながら、その課程の中において不正が発覚いたしましたので、最終的に、その不正の確定するまで遅れまして、8月上旬の監査になりました。

最終的に遅延利息を確定しまして、8月31日に本人さんから入金された状況でございます。

以上です。

○17番（迫 杉雄議員）

もう、今の答弁で十分いいんですが、中身とって、やっぱり執行部と市民と一体となって事を進めなければ、予算は通過して執行するばかりかというような状況になってもらったら、曾於市の発展が見えないというふうに思っておりますので、今、答弁されたように、検討するという言葉であれば、ぜひ検討をして進めてもらえばどうかと思います。

あと、所管ですけど、65ページの、今、経済課長が答弁されましたが、これについて、昨日、一般質問でも今後の問題ということで、観光に関して、商工業に関して出ました。

観光商工課はどうかとか、そういうたぐいのものを課に昇格させんかというような質問がありましたが、現在、ゆるキャラはあと一体作り直しとか、そういうものがあれば職員で対応できるのか。やりますと言ってもらえば、それで答弁になりますが、やっぱり、ここ一番、職員がはちまきしめて、たすきかけて、頑張っても

らわなければいけないと。この事業にめどが出るんじゃないかという気がしています。

あと一点、例外で話をするわけですが、現在、どこに行っても、薩摩半島の阿久根市がいろんな形でマスコミに登場していきますし、中身が、どうも職員が動いているなど、職員は大変だなというような私見を持っておりますので、そこらあたりで、課長、並びに市長は、職員に対する対応をどう考えているか、この事業を通して答弁を求めたいと思います。

あと、自治会再編の件で、自治会アンケートの件ですが、アンケートの中身について、ちょっとわからないわけです。アンケートを実施するというので、このアンケートがいつ上がってくるのか、できますなら、アンケートが遅きに付したというふうに思って眺めております。

と申しますと、やはり今後の地方創生、曾於市版創生を切り出すには、自治会実態、地域実態がどうであるかということのを曾於市民にわかってもらえるのであれば、アンケートの中身を早く出して実態はここだと。私が先ほど申しました、各自治会においての高齢化率は大体市内に浸透しているんじゃないかと。

また、一方、市長が口にしました未加入という問題もありますし、全部ひっくりめれば、やっぱり自治会の統合、俗に言う再編、このあたりに、いつも答弁に出てきますが自治法の260条が引っかかると。ここを言えば、それ以上押すことができませんが、今度は、これも曾於市版で市民に理解を求めるような形を、今回のアンケート調査で出してもらえないのか、出さないのか、その一点をお聞きしたいと思います。

以上でいいです。

○市長（五位塚剛）

ゆるキャラの関係ですけど、今のところ、商工係の方がいろんな催しものに出て行って対応しております。休日、夜とか、非常にほかの仕事が忙しい中で、とりあえず、今は頑張ると言っていたいでおるので、全面的に協力もお願いしたいと思いますが、今後の問題については、ゆるキャラがまたできたら、やはり、もうちょっと民間の力も、協力もなきゃいけないというふうに思っております。

市の職員の場合は、やるべき仕事もたくさんありますので、また、いろんな形でボランティア、有料ボランティアを含めて、今後、また検討したいというふうに思います。

あと、自治会のことを含めて、もとについては問題が非常に大きいものもありますので、今、十分に、簡単にいかないと思いますが、本当に将来の曾於市を見据えた場合には、ここをクリアしないといけないというふうに思っておりますので、

進めていきたいと思っております。

また、今回のこのアンケートについては、都城の方々が曾於市をどういうふうに思っているかということで、いろんところで、若い人か、年配かわかりませんが、いろんな専門に委託して、内容として、回収して、曾於市のことについての人口増対策に生かしたいと思えます。

詳しいことについては、課長から答弁させたいと思えます。

○経済課長（竹田正博）

ゆるキャラの件についてお答えしたいと思えますが、職員のいわゆる負担についてということですが、7月の5日から来年の1月3日まで、25回の出演が予定をされておまして、確かに、そのうちの半分が土日ということにもなります。

そこで、今回お願いする予算の中で、一応、そお星人と一緒に同行していただくというようなことで、民間の方もお願いしようというようなことで、わずかですが、人件費も一応計画をしているようなところでございます。

それから、阿久根市等が非常にPRでテレビに出るようだがということでもございましたが、市のほうでのPRの予算というのはほかにあると思えますが、テレビ局のほうでは、最近も、どんかごとか、いろんところから問い合わせがありまして、そお星人を含めて、職員も出ておまして、特に、今、財部のほうの溝ノ口洞穴、それから、桐原の滝といったようなところの取材もさせていただきまして、先般も、飲食店を含めながら、そういった形で出演をしているところでございますが、我々のほうも、テレビ局のほうへは一応PRをどんどんかけていきたいというふうにも思っております。

以上です。

○総務課長（永山洋一）

アンケートの件についてお答えいたします。

今回の補正予算にお願いしていますのは市民向けのアンケートでございまして、調査対象を1,500世帯、一応考えているところでございます。なぜ、1,500かといいますと、曾於市の世帯数を大体1万8,500とした場合に、サンプル数が500世帯分回収できればいいということで、たくさん回収できればいいんですが、3分の1以上を確保すれば、信頼レベルが90%は確保できるということで考えております。

それで、6月議会にたくさんの議員の方々から自治会の未加入問題について御質問を受けましたので、定例会が終わりまして、さっそく課内で会議をいたしました。そして、どのような対応ができるのかということで、ある程度、課内の意見をまとめましてから、7月27日に第1回目の自治会検討委員会を開きまして、その中で、本市の自治会の未加入状況について、委員の方々に、一応、共通認識、共通理解を

図ってもらうという意味で、議員の皆様方に配っている資料等について、説明を申し上げたところでございます。

それとまた、アンケートについて、市長のほうでアンケートを実施するということが6月定例会で申されましたので、アンケートの実施についても、一応、検討いたしました。

それで、市民向けのアンケートにつきましては予算が伴うということで、どうしても9月議会でしか提案できなかったところでございます。

それと、アンケートにつきましては、そのほか自治会長向けにも考えておりました。市内全自治会長480人に対しまして、一応、24項目ほど実施したいと考えています。これにつきましては、使送便での送付と回収ができますので、経費は要らないということで考えているところでございます。

このアンケートにつきましては、議決を受けましてから、大体10月の中旬から11月の中旬ぐらいまでにアンケートのほうは調査をいたしまして、回収したいと思えます。その結果をまとめまして、また、第2回の自治会検討委員会を開きたいと考えております。

この情報等については、当然ながら皆様方にも提供いたしますし、また、ホームページ等でも発表したいと思っているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、このアンケート結果に基づきまして、場合によっては、校区公民館長会とか、そういったところでの説明等も必要なのかと思えます。

また、アンケートの結果を受けまして、どういった自治会の振興策が必要なのかということで、当然、自主組織でございますので、行政ができるところ、それからまた、自治会にもしてもらおうところで、それとあと、当然、今、一番自治会の加入率が低いというのが、やはり集合住宅に入っていらっしゃる方の未加入が多いのかと思えますので、そういうことを考えますと、やはり不動産業者とか、宅建業者とか、そういったところとの協力、連携というのも必要になってまいりますので、アンケートの調査を受けまして、今後、どのような対策をとれるのか、市としても、できるだけ積極的に進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（迫 杉雄議員）

観光PRについては、先ほども質疑が出ておりましたが、この地域おこし協力隊もそれに関連してくるといふふうに答弁されておりましたけど、やはり、企画から経済課、この連携は、大いにすれば、先ほどの経済課長の答弁よりも一歩進むんじゃないかというふうに思いますが、企画課長の答弁を求めたいと思えます。

あと、やっぱりこの自治会アンケートについて、今、総務課長が答弁されましたが、二手にやるということで、市長は、一方のほうを答弁されたほうですが、私は当然、市内自治会長向け、自治会向けのアンケート全般だろうというふうに思っていたところですが、やはり、こうやって総務課長の答弁に従えば、今後、どうしてもこれは歯車を大きく回さにゃいかんという観念は市長はないのか。

あるだろうと思うんですが、最後の質疑ということですが、このアンケートをもとに、答えがいいほうに出れば、よくこういう問題に対して使う言葉が、聖域なき統合、再編と、自治会のことです。そこまでの意気込みは肌にならないか、アンケート調査待ちで答弁を求めたいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今回、市内も含めてアンケートいたしますけど、アンケートの項目によっては、いろんな答えがあると思います。若い人がなぜ自治会に入らないのかという、その問題。

正直なところ、自治会によっては、そこに加入するために加入金を取っているところがあります。それと、年間のお金の大きさ、いろんな問題がありますので、その結果を見て、やはり自治会の相談できるところについては、統合もお願いしたいというふうに思います。

結果を見て、そういうのを行政として努力すべきことは一生懸命努力したいというふうに思います。

○企画課長（橋口真人）

地域おこし協力隊の件でございますが、私ども地域おこし協力隊の導入につきましては、先進事例をいろいろ勉強したところでございます。

その中で、やっぱり成功しているところは、情報発信、それから、観光特産開発、これが成功している町が多いところでございました。

それらを踏まえまして、企画課では、総合的なPRとして、このコミュニティFM事業への参加、それから、経済課におきましては、観光特産に特化した情報発信という形で地域おこし協力隊の募集を行おうと考えたところでございます。

○議長（谷口義則）

次に、宮迫勝議員の発言を許可します。

○5番（宮迫 勝議員）

まず、28ページの歳入で社会教育課弁償金、6月12日の全協では、171万3,753円を全額返納したとあるんですけれども、この弁償金で、遅延金が生じた理由、これをちょっと教えてください。

それと、53ページの保健課、地域介護基金整備事業補助金について、簡単でいいですから説明を求めたいと思います。

65ページの経済課の曾於市の魅力、情報発信PR事業、これは今、迫議員が詳しく聞いてくれました。そお星人のことについても聞いてくれましたので、これはもう割愛いたします。

次は、83ページの社会教育課、中学校管理費のスクールバス購入費について、説明を求めます。

あと、2番目として、スクールバスの保有台数、それと、87ページの社会教育課の視聴覚教育費の志布志市と大崎町への返還金の積算基礎を説明を求めます。

以上です。

○社会教育課長（河合邦彦）

お答えいたします。

28ページ、曾於地区視聴覚教育協議会元職員弁済金の遅延金25万8,785円についてお答えいたします。

曾於地区視聴覚教育協議会の元職員が、平成22年度から平成26年度までに、旅費や備品購入費等を不正に着服いたしました。この額、171万3,753円に係る遅延利息金25万8,785円でございます。

遅延金利息の計算につきましては、それぞれの項目で着服した日から、その着服金を返納したである6月9日までといたしまして、年5分で計算しております。

これにつきまして、遅延利息金につきましては、市役所内の関係課におきまして協議した上、遅延利息を取るべきだという結論に至りまして、こういう行為に発したものでございます。

（何ごとか言う者あり）

○社会教育課長（河合邦彦）

申しわけございません。あと1点ございました。

視聴覚教育費の志布志市と大崎町への返還金の積算基礎についてお答えいたします。

歳入に計上しました損害賠償金197万2,538円に係る志布志市及び大崎町への返還金の内訳は、曾於地区視聴覚教育協議会負担金の割合に応じまして、これは平成26年の負担金割合でございますけども、志布志市が37%の72万9,839円、大崎町へが20%の39万4,508円でございます。

以上です。

○保健課長（丸野哲男）

それでは、53ページの地域介護基盤整備事業補助金につきまして、説明を申し上

げます。

26年度に策定をいたしました平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画によりまして、27年度に施設整備をするものでございます。

場所につきましては、財部圏域に地域密着型特別養護老人ホーム29床を1カ所、それから、大隅圏域に小規模多機能型居宅介護事業所、定員18名を1カ所、それから、末吉圏域に認知症対応型通所介護、定員12名を1カ所、それからまた、介護療養型医療施設からの転換分といたしまして、認知症対応型共同生活介護9床分、これはグループホームでありますけれども、財部圏域に1カ所、計画をしたところであります。

それぞれ公募をいたしまして、プレゼン等も行いまして、事業者も決定をしているところでございます。

この中で、末吉圏域に予定をしておりました認知症対応型通所介護施設につきましては、公募がなかったということでございます。

この補助金につきましては、県からの市への補助金ということで、それから、市から事業所へという補助金でございまして、俗に言いますトンネルということになりますけれども、そういった補助金でございます。

内容につきましては、施設整備の補助金と施設の開設準備に必要な備品等の購入の補助金でございます。

以上であります。

○教育委員会総務課長（今村浩次）

83ページのスクールバス関係につきましては、教育委員会総務課で担当しておりますので、私のほうでお答えしたいと思います。

スクールバスの購入費についてでございますが、現在、中学校のスクールバスにつきましては、末吉中学校2コース、大隅中学校3コース、財部中学校3コースということで、合計8コースにおきまして運行をいたしております。

そのうち、現在1コースにつきましては、市所有のスクールバスにより、運転業務委託契約を締結いたしまして運行しております。そして、残りの7コースを民間のバス会社と運行業務委託契約を締結して運行しているところでございます。

今回、予算計上をお願いしておりますスクールバス1台の購入費等につきましては、運転手を含めまして、26人乗りを予定いたしておりますけれども、大隅中学校の恒吉コースに配置する予定でございます。

今後の予定といたしましては、今年度中に納車を完了いたしまして、来年度、平成28年度より運転業務委託契約を締結して運行するものでございます。

なお、現在、この7コースのうち、ほかの6コースにつきましては、平成27年度

から3年間の契約を結んでおりますけれども、この恒吉コースのみにつきましては、国の補助金がつけば購入をいたします予定でございましたので、恒吉コースは単年度契約をしていたところでございます。

理由につきましては、経費節減を図るためのものでございます。

2番目のスクールバスの保有台数につきましては、先ほど申し上げましたが、現在1台でありまして、今回購入すると2台ということになります。

以上でございます。

○5番（宮迫 勝議員）

では、2回目に移ります。

まず、28ページの社会教育課です。ということは、6月12日の全協のあとに、話し合いで遅延金をもらおうではないかと、こういうことで請求した、こう理解していいですか。これが1点です。

それから、53ページの保健課については、トンネルの補助金だということで、曾於市のどこが対象か、簡単でいいですから教えてください。

それと、83ページの社会教育課のスクールバス。中学生徒は放課後に部活をやらない生徒さん、そして、部活をやる生徒さんがいますけれども、放課後のバスの運行回数、何回しているのか、これを教えてください。

以上です。

○社会教育課長（河合邦彦）

お答えいたします。

6月12日に全員協議会で報告いたしまして、その後、8月に入りまして、関係課で遅延金につきまして検討いたしまして、8月18日、弁護士相談を行いまして、年5分という形でいただくのが妥当であるという結論を得まして、8月31日に入金していただきました。

以上です。

○保健課長（丸野哲男）

それでは、地域密着型の整備につきまして、どこが対象かということでございますが、事業所につきましては、まず、地域密着型の特別養護老人ホームが社会福祉法人めぐみ会でございます。場所につきましては、高之峯園跡地でございます。

それから、小規模多機能型居宅介護事業所でございますけれども、事業所につきましては、社会福祉法人絃徳会でございます。建設場所につきましては、恒吉地区の神牟礼自治会内の、現在、恒吉日輪館というデイサービス施設がございますけれども、そこに増設という形でございます。

それから、認知症対応型共同生活介護グループホームでございますけれども、こ

れにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、介護療養型医療施設からの転換分ということで、財部記念病院の施設を9床削減をいたしまして、財部駅前のりゅうえいクリニック跡に建設をする予定でございます。事業所につきましては、医療法人財部会でございます。

以上であります。

○教育委員会総務課長（今村浩次）

それでは、運行回数等につきましてお答えいたします。

通常日と土曜日、長期休業日とわかれるところでございますが、通常日におきましては、朝1回と夕方が2回、夕方は部活がある人、ない人ということで、2回運行しております。あと、土曜日と長期休業日につきましては、朝1回、土曜日につきましては、昼1回ということになっております。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○1番（岩水 豊議員）

1点お伺いいたします。

83ページの、今、宮迫議員のほうからも質疑がありましたが、スクールバスに切り替える理由として、若干説明がありましたけど、委託と直営との運行経費の比較を示してください。

○教育委員会総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

先ほど申しましたけれども、委託と直営とあるところでございますが、まず今回、直営方式に切りかえる理由は、先ほど申し上げました民間バスによる運行と直営による運行を比較したときに、運行上の差異はほとんどないところでございますけれども、運行委託料のほうが、平成22年度からスクールバス事業が始まったところでございますが、平成24年度から平成26年度までの3年間と、今回、結びました平成27年度から平成29年度までの3年間の契約額の比較をしたときに、大幅に高くなったところがございます。

率といたしまして、約25%ほど委託料が伸びたところがございますので、その経費節減を図るとというのがその理由でございます。

恒吉線の運行経費でございますけれども、今年度、単年度契約を結んでおりますが、686万8,800円、690万円弱でございます。直営の場合で試算をいたしますと、今、1路線走っておりますので、そこから推測をいたしますと、運転業務の委託料、それから、燃料代、バス維持費等ありますけれども、約250万円程度ですむのでは

ないかと予測いたしておりますので、400万円を超える差額が、単年度で、平成28年度以降出てくるというふうに考えておりますので、それが理由というところでございます。

以上でございます。

○1番（岩水 豊議員）

今回まで運行委託をしているところは、どこに委託されているのでしょうか。

○教育委員会総務課長（今村浩次）

三州自動車でございます。

○1番（岩水 豊議員）

意外だったんですが、私としては、基本的には民間委託を進め、民間の力の活用を推進して、行財政運営の効率化を図っていくのが基本にあると思っております。

その運行額について、それほどの差が生じるということであれば、逆に言いますと、この路線だけではなく、他の路線についても考え直すときじゃないのでしょうか。市長、どうお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

長年、市内のバス業者とか、今は大崎のバス業者にもお願いしたり、いろいろしておりまして、簡単に全て切りかえるというわけにはいきませんが、試算は、またやる必要があるというふうに思います。

今後、いろんな形での財政上の問題を含めて、検討だけはしたいというふうに思います。

○議長（谷口義則）

次に、海野隆平議員の発言を許可します。

○15番（海野隆平議員）

所管外のみ、4点ほどお聞きいたします。

まず56ページ、予防事業費とあります。インフルエンザ単価変更というふうになっておりますけど、その根拠は何なのか、薬の内容が変わったのか。それと、これについては、いつ厚労省から指示があったのか、合わせて答弁をいただきたいと思います。

続きまして、62ページ、有害鳥獣駆除関係でありますけど、昨日、一般質問等でもかなりやりとりがありましたけど、市内には、115基が設置されているとのことでありましたが、イノシシによる曾於市内の農作物の被害額、どのくらいになるのかお示しいただきたいと思います。

続きまして、79ページ、教職員住宅についてでありますけど、現在、何棟あるのか、その利用状況はどうなっているのか、古いもので築何年か、それと、全体の老

朽化の状況はどうなっているのか、あわせて答弁いただきたいと思います。

続きまして、86ページ、末吉総合センター管理費でありますけど、この中に、建築不備改修工事というふうにあるわけでありまして、ちょっと中身、内容がよくわかりませんので御答弁いただきたいと思います。

以上であります。

○保健課長（丸野哲男）

それでは、56ページのインフルエンザの関係について説明を申し上げます。

インフルエンザのワクチンの種類が3価から4価になったと、簡単に言えばそういうことなんですけど、詳しく申し上げますと、インフルエンザのワクチンは、平成26年度まではワクチン製造株A型が2株、それから、B型1株の3種類、3価が含まれておりましたけれども、このうち、B型株につきましては、山形系統とビクトリア系統がありまして、その年にどちらが流行するかを予測をしまして、山形系統か、ビクトリア系統か、どちらかの一方のワクチン株を選定をしておいたということでございます。

近年、インフルエンザの流行はA型に加えまして、B型のこの2系統の混合流行が続いております。厚労省のほうは、27年度からA型2株とB型2株の4価ワクチンの導入を決定をしたと。これによりまして、インフルエンザワクチンの値段が1人当たり500円程度値上がりする予定でありますので、今回の補正をお願いするところであります。

実績につきましては、1万2,442人の接種者であったところであります。

また、いつ通知があったかということですが、ことしの4月の23日、国立感染症研究所長から厚労省の健康局長に製造株の検討結果について回答があったところであります。また、それを受けまして、ことしの5月の8日の日に、厚労省の健康局長から各都道府県知事へ通知があったところであります。

以上であります。

○経済課長（竹田正博）

イノシシの被害額についてということですが、お答えいたしますが、イノシシだけの被害額という数字は、今持っておりませんが、平成26年度におきまして、鳥獣被害の被害総額、これは市の報告分でございますが、1,060万円ございます。

この中で、この被害額の大半がイノシシが占めるのではないかと考えております。あとは、カラス、タヌキ、ウサギ、ヒヨドリといったものでございますので、あと、シカを含めて。

ですから、農作物関係でいきますと、ほとんどがイノシシの被害ということにな

ろうかと思います。

以上です。

○教育委員会総務課長（今村浩次）

教職員住宅、79ページにつきましてお答えをいたします。

現在、教職員住宅は全てで50棟あるところでございますけれども、今回の条例の一部改正で、一戸を用途廃止しようとしておりますので、それを除きますと49棟になる予定でございます。

入居の状況でございますけれども、用途廃止予定の一戸を除いては、全ての住宅において入居をしていただいておりますので、空き家はないところでございます。

老朽化の状況でございますが、49棟のうち、最も古いのが昭和45年建設でありますので、45年を経過いたしております。その次が、昭和57年でございます。昭和57年から昭和63年まで、昭和があと21棟、平成以降の建設が27棟となっておりますが、全てを平均させていただきますと、築25年程度というのが平均となっております。

よって、ある程度老朽化は進んでいるというふうに思っておりますけれども、今後、時期を見て、財政状況を勘案しながら、年次的な建てかえ等も計画に入れなければならないのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○社会教育課長（河合邦彦）

86ページ、末吉総合センター管理費についてお答えいたします。

今回の件につきましては、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告に伴いまして、大隅地域振興局土木建築課の検査の結果、2つの項目について改善の通知がまいりました。

1つは、排煙設備の起動操作盤及び回路に不具合が生じているので交換などの対策を講じることと、2つ目が、非常用の照明装置が経年劣化等により、正常に作動しない箇所があるので交換などの対策を講ずること、以上2つの項目について改善通知を受けましたので、工事を実施するための補正でございます。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

まず、予防事業費でありますけど、先ほど山形系とか、ビクトリア系とか、話が出ましたけど、私もよくわかりませんが、今回、接種の料金が上がっているわけですけど、本人の手出しというのはあるのか、ないのか、御答弁いただきたいと思っております。

それと、昨日、イノシシにつきましてはやりとりがありましたけど、1,060万円ほどの被害総額になるという答弁でありました。これも対応しなきゃいけないわけ

でありますけど、ただ、安全管理につきましても非常に大事な事項でありますので、やはり、電気柵115基あるわけでありますけど、これにつきましては、安全管理、また、指導等、昨日もちょっと答弁があったかもしれませんが、再度、もう一回お聞きしたいと思います。

それと、教職員住宅でありますけど、ほとんど校長、教頭住宅というふうになっているだろうというふうに思っておりますけど、若い先生方、なかなか地元におつてくれません。やはり、できたら地元のほうにいて、子供たちを指導していただきたいわけですが、若干、中身を離れますけど、そこら辺を、教育長、先生方に地元にて学校外での指導というのも、これは大事だと思うんですけど、見解をいただきたいというふうに思います。

それと、総合センター管理費でありますけど、これについては、完成検査が当然あったんだろうというふうに思うんですけど、これは、当然、業者が責任を負うべきだというふうに思うところでありますけど、そこら辺はどうなのか、答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○保健課長（丸野哲男）

お答えします。

インフルエンザの本人の手出しがあるのかということですが、これにつきましては、生保につきましては、一応3,000円ということで、ほぼ全額に近い形での助成になりますけれども、6カ月以上18歳未満につきましては、一応、今現在、26年度で1,500円助成をいたしておりました。今回、500円の助成のアップということになれば、2,000円の助成ということになります。

インフルの接種料につきましては、曾於市内におきましては統一されておられません。したがって、2,500円から3,000円程度であったものが、500円ぐらいアップをしますので、約2,000円前後の手出しが出てくるのではないかとというふうに思っているところであります。

また、65歳以上につきましても、2,000円の助成ということで、同等の負担が出てくるのではないかとというふうに思っています。

以上であります。

○経済課長（竹田正博）

電気柵の安全管理についてということになります。

静岡での事故を受けまして、私どもの林政系のほうも設置者のところをずっと回っていただきました。そして、100V電源から取っている部分はなかったということになります。

その際に、適正な使用、管理について、お願いをしたところでありまして、また、危険表示板もございますので、必ず設置してくださいということをお願いをしてもらっています。

今後は、また、有線放送、オフトーク、それから、市報等を通じて、昨日も要望がありましたとおり、定期的にこういった啓発をしていきたいというふうに思っております。

○教育長（谷口孝志）

教職員の市内居住、地元居住ということの促進につきましては、これも、経年の課題であります。特に、現在、曾於市内の学校に勤務する教職員への働きかけはもちろんです。重点的に転入、並びに新規採用の教職員を中心に、市内への居住ということは今後も働きかけてまいりたいというふうに思います。

あわせて、今、課長のほうから報告しましたように、教職員用住宅もかなり老朽化しておりますので、やはり計画的な改築等ができれば、また、教職員住宅に入る者も出てくるのではないかと思いますので、合わせながら考えていきたいというふうに思います。

○社会教育課長（河合邦彦）

御質問にお答えします。

この経年劣化によって不良になったということでございます。総合センター建設から30年たっております。その経年劣化ということでございます。

以上です。

○議長（谷口義則）

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号は、配付いたしております議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時30分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

日程第19 議案第74号 平成27年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（谷口義則）

次に、日程第19、議案第74号、平成27年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第74号は、配付いたしております議案付託表のとおり文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第75号 平成27年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

日程第21 議案第76号 平成27年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

日程第22 議案第77号 平成27年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（谷口義則）

次に、日程第20、議案第75号、平成27年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてから、日程第22、議案第77号、平成27年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの、以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第23 陳情第11号 川内原発2号機の再稼働に当たって、九州電力に住民説明会を求める陳情

○議長（谷口義則）

次に、日程第23、陳情第11号、川内原発2号機の再稼働に当たって、九州電力に住民説明会を求める陳情については、配付いたしております陳情文書表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

日程第24 報告第5号 平成26年度曾於市健全化判断比率の報告について

日程第25 報告第6号 平成26年度曾於市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について

日程第26 報告第7号 平成26年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告について

日程第27 報告第8号 平成26年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計資金不足比率の報告について

○議長（谷口義則）

次に、日程第24、報告第5号、平成26年度曾於市健全化判断比率の報告についてから、日程第27、報告第8号、平成26年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計資金不足比率についてまでの、以上4件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第24、報告第5号から日程第27、報告第8号まで、一括して説明をいたします。

まず、日程第24、報告第5号、平成26年度曾於市健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告いたします。

まず、普通会計の赤字割合を示す実質赤字比率ではありますが、実質収支額が7億5,873万5,982円の黒字であることから数値はありません。

次に、普通会計に公営企業会計を加えた連結実質赤字比率ではありますが、全ての会計で黒字決算となっていることから数値はありません。

次に、収入に対する地方債の返済額を示す実質公債費比率ではありますが、本市の比率は7.4%となっており、早期健全化基準である25%を下回っております。

次に、特別会計や一部事務組合を含めた地方債等の将来負担割合を示す将来負担比率ではありますが、将来負担額がマイナスとなっていることから数値はありません。

本市では、財政4指標のいずれも基準以下となりました。なお、各指標の計算方法については、平成26年度曾於市一般会計主要施策の成果88ページから92ページまでに記載のとおりでございます。

次に、日程第25、報告第6号、平成26年度曾於市公共下水道事業特別会計の資金

不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告をいたします。

まず、平成26年度曾於市公共下水道事業特別会計の資金不足比率についてであります。歳入額が2億765万9,392円に対しまして、歳出額が1億9,910万290円となり、実質収支額は855万9,102円となりました。よって、資金不足比率は生じていないところであります。

次に、日程第26、報告第7号、平成26年度曾於市生活排水処理事業特別会計の資金不足比率についてであります。歳入額が1億682万6,944円に対しまして、歳出額が1億519万3,270円となり、実質収支額は163万3,672円となりました。よって、資金不足比率は生じていないところであります。

次に、日程第27、報告第8号、平成26年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計の資金不足比率についてであります。歳入額が2億2,772万7,287円に対しまして、歳出額が2億1,722万9,736円となり、実質収支額は1,049万7,551円となりました。よって、資金不足比率は生じていないところであります。

以上で、日程第24、報告第5号から日程第27、報告第8号まで、4件の報告を終わります。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告4件については以上で終わります。

-
- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第28 | 認定案第3号 | 平成26年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第29 | 認定案第4号 | 平成26年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第30 | 認定案第5号 | 平成26年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第31 | 認定案第6号 | 平成26年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第32 | 認定案第7号 | 平成26年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第33 | 認定案第8号 | 平成26年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

日程第34 認定案第9号 平成26年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算 の認定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第28、認定案第3号、平成26年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第34、認定案第9号、平成26年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの、以上7件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第28、認定案第3号から日程第34、認定案第9号まで、一括して説明をいたします。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものですが、関係書類として平成26年度決算書、決算に関する説明資料として、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、主要施策の成果及び予算執行報告書、決算及び基金運用状況審査意見書を付して提案をいたします。

それでは、まず、日程第28、認定案第3号、平成26年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

本市の平成26年度当初予算編成は、市民にやさしい市政運営、人と自然を生かした活気ある地域づくり、教育文化を促進し心豊かなまちづくり、人口増を目指し地域活性化の推進、農畜産物を生かした所得倍増のまちづくりの5つの基本方針として、少子高齢化対策や保健予防、健康づくりの推進、住みよい安全安心なまちづくり、農業や商工業等の産業振興、観光施設の整備、市道や公営住宅等の社会生活基盤の整備、教育の振興、充実に重点的に取り組みました。

また、本市の主要な財源である普通交付税の合併算定替えによる特例交付は合併後10年間であることから、その特例交付が終了する平成28年度以降に向けて徹底した事務的経費の削減を図りながら、限られた財源を効果的に活用し執行したところです。

決算の概要は、歳入総額が224億1,689万1,618円、歳出総額は215億7,880万4,636円で、歳入歳出差し引き額は8億3,808万6,982円となりました。歳入歳出差し引き額から平成27年度へ繰り越しすべき財源7,935万1,000円を差し引いた実質収支は、7億5,873万5,982円となり、地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金へ6億円を積み立てましたので、平成27年度への繰越金は1億5,873万5,982円となりました。

歳入決算額の主なものは、地方交付税94億7,659万2,000円、市税30億4,512万4,155円、国庫支出金23億927万3,037円、市債22億7,590万円、県支出金20億9,394

万4,164円です。歳出決算額の主なものは、民生費70億4,795万5,041円、公債費32億2,660万1,628円、総務費24億7,798万7,771円、農林水産業費24億7,051万1,713円、土木費22億4,816万2,640円です。

財政分析については、平成24年度からの3カ年の決算総額、財政指数及び財政健全化判断比率、基金残高の推移及び市債残高の推移を含めて報告いたしております。

次に、日程第29、認定案第4号、平成26年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

国民健康保険制度は、長期的な安定運営を確保していくため、随時法の改正が行われ、国保財政の健全化を図りつつ現在に至っております。70歳から74歳の被保険者に係る一部負担割合など自己負担額については、平成20年4月に引き上げられ、特例措置として、その引き上げが凍結されていましたが、平成26年4月からは、新たに70歳になる人から段階的に2割となりました。

なお、平成26年3月末までには、既に70歳に達している人については、1割の自己負担額が継続されております。

医療費については、加入者の高齢化等を背景に依然として増加傾向にあるため、生活習慣病の早期発見と早期予防を図るとともに、特定健康診査及び特定保健指導事業等を充実させるとともに、受診率向上の一環で、特定健診とがん検診を組み合わせたミニドックや30歳から39歳までの早期介入健康診査と保健指導を実施いたしました。また、医療費適正化及び重症化予防のため、平成24年度から脳卒中対策プロジェクト事業に、平成26年度から慢性腎臓病対策連携事業に取り組みました。

近年、医療費が継続して延びている状況でありましたが、本年度は、対前年度比2.5%の減となりました。

決算の概要は、歳入総額が62億5,822万3,635円、歳出総額が59億8,082万3,690円で、歳入歳出差し引き額は2億7,739万9,945円となりました。

しかし、単年度における実質的な収支は、前年度繰越金2億6,423万8,999円及び法定外繰入金1億2,000万円を差し引くと、1億683万9,054円の赤字となったところです。

次に、日程第30、認定案第5号、平成26年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

平成20年4月1日より、これまでの老人保健法の医療制度にかわり、高齢者の医療の確保に関する法律に係る75歳以上及び65歳から74歳で一定の障がいがある方を対象とした後期高齢者医療制度が施行されました。これまでの制度では、被保険者は国保あるいは社保に加入しており、自治体や社会保険事務所等が保険者でありましたが、施行後は、都道府県ごとの後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険

料制定や医療費の支払い等を行っております。市町村は、所得割と均等割をもとに、被保険者一人ひとりに、賦課された保険料の収納と保険証交付等の窓口業務を行っております。

決算の概要は、歳入総額が5億3,594万3,536円、歳出総額が5億3,364万2,876円で、歳入歳出差し引き額は230万660円となりました。この繰越額については、出納整理期間中の平成26年度分の保険料であり、平成27年度会計で広域連合に納付するものです。

次に、日程第31、認定案第6号、平成26年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

我が国では、少子高齢化が急速に進みつつあり、21世紀の半ばに、国民の3人に1人が65歳以上という超高齢化社会の到来が予想されております。このような中、社会全体で要介護者等を支援する仕組みとして介護保険制度が施行され、15年が経過いたしました。この間には見直しもなされ、介護サービスのみでなく、要介護者抑制のために介護予防にかかわる事業及びサービスが進行しているところです。

平成26年度の当初予算の編成は、第5期計画の3年ごとにあることから、介護保険事業計画の介護度別サービス利用量計画を参考にするとともに、従来からのサービスに加えて、介護保険法改正に伴い創設された介護予防及び訪問給食サービス等を目的とした地域支援事業にかかわる費用等を合わせた予算を措置し執行いたしました。

決算の概要は、歳入総額51億8,637万2,685円、歳出総額50億812万8,937円で、歳入歳出差し引き額は1億7,824万3,748円となりました。

なお、実質単年度収支は、前年度繰越金2億2,457万6,282円を差し引き、基金積立金24万4,073円を加えると4,608万8,461円の赤字になったところです。

次に、日程第32、認定案第7号、平成26年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

下水道は、生活環境の改善のみならず、河川等の公共用水域の水質を保全するためにも重要な施設です。本市では、平成9年度より事業を開始しており、18年が経過しています。曾於市下水道浄化センターの1期工事が完成し、平成15年度末に供用開始を行い、平成16年度より2期区域の工事を進めながら、下水道への接続を推進しているところです。

平成26年度事業は、管渠延長545.91mを施工しました。これにより、幹線管渠5,090.78m、枝線管渠4万3,093.8m、管渠総延長4万8,184.58mが整備されたこととなります。

下水道浄化センターにおいても、計画処理水質を上回る良好な運転をし、接続戸

数も計画に沿って伸びております。

決算の概要は、歳入総額が2億765万9,392円、歳出総額が1億9,910万290円で、歳入歳出差し引き額は855万9,102円となりました。

次に、日程第33、認定案第8号、平成26年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

近年の生活様式の多様化に伴い、河川や湖沼などの汚濁は、生活排水、とりわけ台所や風呂等からの未処理の生活雑排水が大きな原因となっていることから、その適正な処理が重要な課題となっております。このようなことから、生活排水対策をさらに効果的に推進するため、財部の地域の特性に最も適した効果的かつ財政的に負担の少ない浄化槽市町村整備推進事業を平成14年度から行っております。事業導入から13年目となる平成26年度は、設置した浄化槽の維持管理、法定検査の実施、使用料の徴収並びに浄化槽設置工事に係る入札執行、現場指導、監督に取り組みました。

平成26年度は、設置基数50基の目標を立て推進したところ、5人槽41基、7人槽7基、18人槽1基、50人槽1基の計50基を設置いたしました。

決算の概要は、歳入総額が1億682万6,944円、歳出総額1億519万3,272円で、歳入歳出差し引き額は163万3,672円となりました。

次に、日程第34、認定案第9号、平成26年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

水道は、市民生活に欠くことのできないライフラインとして、将来にわたり、安全で安定した供給サービスを行うことはもとより、高品質な水道水の供給が求められております。

このようなことから、笠木簡易水道は、笠木地区、鍋地区、桂地区、牧地区の地域水道を、平成26年度から平成28年度の3年間の整備計画により、笠木簡易水道事業として着手しているところです。

事業導入1年目の平成26年度は、地震に強い高水準な施設整備を推進し、管理棟建設、配水池築造、電気計装設備の整備と管路整備として、排水管が3,642m、導水管1,472mを施工いたしました。

決算の概要は、歳入総額が2億2,772万7,287円で、歳出総額が2億1,722万9,736円で、歳入歳出差し引き額は1,049万7,551円となりました。

以上で、日程第28、認定案第3号から日程第34、認定案第9号まで、決算認定案7件について説明をいたしましたが、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

終わります。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は9月29日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時54分

平成27年第3回曾於市議會定例会

平成27年9月29日

(第6日目)

平成27年第3回曾於市議会定例会会議録（第6号）

平成27年9月29日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第6号）

第1 地方創生調査特別委員会の調査報告

（地方創生調査特別委員長報告）

（以下3件一括議題）

第2 議案第56号 曾於市自治会有線放送施設の設置及び管理に関する条例の制定について

第3 議案第57号 曾於市個人情報保護条例の一部改正について

第4 議案第58号 曾於市手数料条例の一部改正について

（総務常任委員長報告）

（以下4件一括議題）

第5 議案第60号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について

第6 議案第61号 曾於市末吉総合センター（文化センター・農業構造改善センター）の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第7 議案第62号 曾於市民プール施設の管理に関する条例の一部改正について

第8 議案第71号 字の区域変更について

（文教厚生常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

第9 議案第65号 土地改良事業計画の変更について

第10 議案第66号 字の区域変更について

第11 議案第67号 曾於市道路線の認定について

（建設経済常任委員長報告）

（以下2件一括議題）

第12 議案第68号 訴えの提起について（調停）

第13 議案第69号 訴えの提起について（訴訟）

（建設経済常任委員長報告）

第14 認定案第1号 平成26年度曾於地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算の認定について

（文教厚生常任委員長報告）

第15 議案第73号 平成27年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

第16 議案第74号 平成27年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて
（文教厚生常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

第17 議案第75号 平成27年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）に
ついて

第18 議案第76号 平成27年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

第19 議案第77号 平成27年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について
（建設経済常任委員長報告）

第20 陳情第11号 川内原発2号線の再稼働に当たって、九州電力に住民説明会を求
める陳情
（総務常任委員長報告）

第21 認定案第3号 平成26年度曾於市一般会計歳入歳出決算認定について

（以下3件一括議題）

第22 認定案第4号 平成26年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

第23 認定案第5号 平成26年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

第24 認定案第6号 平成26年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

（以下5件一括議題）

第25 認定案第7号 平成26年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

第26 認定案第8号 平成26年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

第27 認定案第9号 平成26年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

第28 認定案第2号 平成26年度曾於市水道事業会計決算の認定について

第29 議案第72号 平成26年度曾於市水道事業剰余金の処分について

第30 発議第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書案

第31 閉会中の継続審査申出について

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 地方創生調査特別委員会の調査報告

○議長（谷口義則）

日程第1、地方創生調査特別委員会の調査報告であります。

地方創生調査特別委員長の報告を求めます。

○地方創生調査特別委員長（迫 杉雄）

地方創生調査特別委員会報告、地方創生調査特別委員会の調査報告をいたします。

まず、特別委員会は平成27年7月3日、議長を除く19名で設置され、今日まで委員会を5回開き、調査、協議を終了したので、報告するものであります。

初めに、日本における急速な少子高齢化の進展により、地方の人口減少に歯どめをかけるとともに、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して将来にわたって活力あるまちづくりを目指すものであります。このため、国では人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を策定するとともに、同年12月「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定いたしました。

曾於市では、ことし2月に曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を目指して曾於市地域創生推進本部が設置され、本年10月までに人口ビジョンを踏まえ地域の実情に応じた今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた総合戦略が決定するものであります。策定体制につきましては、庁内組織として少子化対策検討部会によるワーキンググループと定住雇用促進検討部会によるワーキンググループでの2つの部会で総合戦略策定に向けた課題が検討され、第2次曾於市総合振興計画との整合性を確保するものであります。

また、第2次曾於市総合振興計画については、議会には12月に提案する流れになっており、市民に対しては情報提供、パブリックコメントが実施されるものであります。市民、産業界、行政機関、金融機関、労働団体等の関係者の意見を反映するための曾於市少子化定住促進対策有識者会議が設置され、国の総合戦略における4つの基本目標に沿って、曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略体系図の基本目標並び基本的方向及び具体的な施策、そして重要業績評価指数（KPI）に基づいて現状と課題に取り組み、創生総合戦略の策定について議論、協議がなされており

ます。

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略には、以下の4つの基本目標が掲げてあります。まず、①基本目標、地方における安定した雇用を創出する。②基本目標、地方の新しい人の流れをつくる。③基本目標、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。④基本目標、時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。

地方創生調査特別委員会では、以上の4つの目標に対し、それぞれが密接に関係し合い切り離すことができないことを意にして、各委員のそれぞれの意見、提言を出して議論が行われました。

まず、①地方における安定した雇用を創出する。

現状と課題、住民に対する各種アンケートの結果を踏まえても、本市の人口問題の対策として産業、雇用の分野が最も重要であるという結果が出ています。人口がふえないと曾於市全体が活性化せず、基幹産業である農業の人口をふやすものであれば、集落機能を残しながら専業農家も育成しつつ兼業農家への道も研究すべきである。これから先、農産物の価格が低下することを考えると、多様化する消費者のニーズに対応するため新たな農産物の商品開発を進めながら販路拡大に乗せ、安定した雇用創出が求められる。

意見・議論、今後の施策提言、・県有地の学校跡地の利用については、まちおこしの起爆剤になることの認識を広め、県と積極的に折衝し、総合戦略の実現に向けて推進すべきである。・曾於市の農産物を生かして新商品開発支援、販路開拓に強力なインパクト、販売戦略を打ち出すこと。・特用林産サカキ、シキミ等に注目して、都市部から若者もさることながら、田舎で子育て並び暮らしたい人が曾於市にUターン、Iターンする人に対して施策を打ち出して、農業と人口増をリンクすること。・商工業の経営実態をさらに把握するために年次的に懇談会を開催し、活性化等への要望に対しての施策に最大限に努めるべきである。

次に、②地方の新しい人の流れをつくる。

現状と課題、本市には転入者より転出者が多い状態である。定住するか否かを問わず、まずは本市に人を呼び込むための取り組みが必要である。定住に向けた場づくりのためさまざまな用途で暮らせる住宅の整備と宅地分譲を進めるべきである。市の魅力と定住に向けた各種支援内容を効果的にPRすると同時に、本市の魅力を実感してもらうための取り組みが求められる。市は、周囲に都城市や鹿屋市、霧島市等規模の大きい自治体があり、交通の利便性の高さを生かしたベッドタウンとしての役割が期待される。進学、就職、転勤、結婚、出産等ライフステージに応じた移住定住支援が必要になっている。本市の定住人口をふやすための若者や家族世帯

を主な対象としてU I J ターン者を呼び込むための住環境の整備や移住・定住に関する経済的な支援を行うべきである。

意見・議論、今後の施策提言です。本市の観光で人を呼び込むためのグリーンツーリズムは専業農家を対象に受け入れをしているが、兼業農家も含めて模索するべきではないか。また、本市の農村のあるがままの姿は都会とは違った景観や伝統が残っており、それを郷土の資産として守ることがリピーターの確保にもつながる。1点目、移住・定住促進には都城市や霧島、鹿屋市のベッドタウンに対するために今まで以上に取り組み人口増を図るべきである。宅地分譲は事業費を取り戻せることから、財部地区における実績を考慮して早急に取り組むこと。2点目、(仮称)地方創生公社なるものを設立して、空き家対策、市有住宅の有効利用等、地域産業に必要な人材を提供できる組織を設置すること。3点目、住宅取得祝金等支給制度については、定住促進による効果が見られないことから、補助の拡充を図りながら情報の発信、PRに努めるべきである。

③若い世代の結婚・出産、子育ての希望をかなえる。

現状と課題、本市で暮らす子供が増加すること、そのためには子供に対する支援はもちろんのこと、両親、家族に対する支援も必要になる。婚姻から出産、子供への教育まで独自性のある支援によって親子に支持され、子育てをするなら曾於市という認識を広め、子育てのため本市へ移住する人をふやすこと。子育て世代の経済的負担の軽減とともに、生活する上で過度な負担にならない子育て環境をつくる。また、「そおっ子」に対しては、英語を初めとし独自のカリキュラムを編成し、学力を向上させることやスポーツや芸術文化において秀でた人材育成を図るなど、子供の可能性を高める。活性化のためには、本市に住む住民がそれぞれの魅力を発揮し、出会い、恋愛、結婚という重要なライフイベントを本市で迎えることが重要。また、結婚はそおっ子の増加につながり、人口問題にとっても有効な対策となる。

意見・議論、今後の施策提言、1点、曾於市の教育を受けさせたいというオリジナルのある教育体制をつくり、市外より若い世代を呼び込むため、学校跡地を有効利用し専門学校、大学を誘致し、学力向上並びに人口増につなげる。

次に、④時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。

現状と課題、人口問題に対する取り組みを支える土台となる本市の生活環境は、都城市に近い利点から、曾於市市内を結ぶ交通の便の悪さや買い物環境、空き家問題、地域コミュニティや周辺自治体との連携等に多くの課題を抱えており、多くの住民が課題視している。これらの問題を解決するだけの財政力に欠ける本市では、優先すべき課題から計画的に取り組む必要がある。

意見・議論、今後の施策提言、1点目、住民同士の生活ネットワークは自治会、集落である。地域活動、交流拠点として整備し、住民の暮らしと安全を守るべきである。2点目、地域をつくる安心な暮らしを守る、地域コミュニティ事業（住みやすさランキングアップ事業）に対応すべきである。（現在、県内ではランキング17位である）3点目、現在本市の人口水準を確保するための人口流出防止の「人口ダム機能」を目指すため、人口流出防止の施策等を見直す必要性と政策機能力を最大限に発揮すべきである。

結びに、地方創生調査特別委員会では、曾於市の将来への夢や願いを求めるものである。10月策定の曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画策定に対する意見・提言であり、特別委員会の中で本市の現状は、財政力は2割台であることを直視し、住みやすさランキングは全国的にも県下でも下位に位置している状況であるが、今後、本市のよいところを大いに生かして成長力アップを目指し、曾於市版地方創生に取り組むべきである。

以上で、地方創生調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（谷口義則）

これで地方創生調査特別委員会の調査を終了します。

日程第2 議案第56号 曾於市自治会有線放送施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第3 議案第57号 曾於市個人情報保護条例の一部改正について

日程第4 議案第58号 曾於市手数料条例の一部改正について

○議長（谷口義則）

日程第2、議案第56号、曾於市自治会有線放送施設の設置及び管理に関する条例の制定についてから、日程第4、議案第58号、曾於市手数料条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（海野隆平）

総務常任委員会付託事件審査報告、総務常任委員会に付託された議案4件、陳情1件と継続審査中の陳情2件について、9月14日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案4件、陳情1件をそれぞれ結論を得ましたので報告いたします。

議案第56号、曾於市自治会有線放送施設の設置及び管理に関する条例の制定につ

いて。

本案は、平成28年4月から曾於市コミュニティFM放送の開始により、曾於市有線放送施設のうち、既存の大隅、末吉地区内放送を自治会放送施設として使用するために条例を制定し、同時にそれに伴う関係条例の廃止及び一部改正を附則において行うものです。

委員より、第2条の地域内放送施設を既に設置している自治会とあるが幾らあるのか、また第10条の使用料の減免については、市長が必要と認めるときは使用料を減免し、または免除することができるかとあるが、想定される対象はという質疑に対し、地域内放送施設を設置している自治会は大隅、末吉地区を合わせて128自治会、使用料の減免等については、現在の有線放送、オフトークと同じ扱いで、生活保護世帯と災害等の被害があった世帯を想定しているとの答弁でありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第57号、曾於市個人情報保護条例の一部改正について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、地方公共団体でも個人情報保護の観点から必要な措置を講ずる必要があることから、曾於市個人情報保護条例を改正するものであります。

主な改正点は、個人番号を含む特定個人情報の規定をしているが、特定個人情報の利用や提供等の規定及び特定個人情報のやりとりを記録したものである情報提供等記録の取り扱い等に係る規定を追加するものです。また、本人の関与についてより一層保障する必要があると考えられることから、本人及び法定代理人に加え任意代理人も開示請求、訂正請求、利用停止請求できるもので、番号利用法に基づくものであるとの説明でありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号、曾於市手数料条例の一部改正について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、平成27年10月から全世帯に発送される個人通知カード、平成28年1月から申請者に送付されることになる個人番号カードの再交付の手数料を定めるほか、住民基本台帳カードの交付手数料を廃止するため、条例の一部改正するものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案の56号の自治会の有線放送設置関連の条例について1点質問いたします。

委員長報告は簡潔に報告されております。既存の有線放送を含めて新たにコミュニティへ移行する流れの中でこの有線放送を設置した場合に、議会サイドから見て、市当局に対しての要望を含めて意見を付すべき議論とか意見はなかったのか。記載されておられないので、報告してください。

それから、議案の57号の個人情報保護条例の一部改正でございます。これは、非常に重要な議案ではないかと個人的には受けとめておりますけれども、質問でありますけれども、この問題については国会でもだいぶ議論がされております。

例えば、質問の第1点でありますけれども、個人番号カードを紛失した場合、例えば盗難とか紛失であった場合に、本人が気づいたら市当局としてもそれなりの対応策は一応マニュアルがありますので対応できると思います。質問の第1点は、自分の個人番号カードをなくしたことを本人が気づかなかった場合、気づかなかただけじゃなくって、それを第三者が犯罪等に悪用した場合に、当局としてはどういった対応ができるか。その対策をとることはなかなか難しいと思うんです。それについて議論がされてあったらお聞かせ願いたいと思っております。

関連して第2点目、市独自の対策がこの点で見られるのか、議論がされていたらお聞かせ願いたいと思っております。また、全国の市町村も国が示した一定の方針、マニュアルに従っての条例化であり、今後の対応策が基本だと思っておりますが、加えて曾於市独自の紛失に対する悪用等に対応する独自の施策が議論がされていたらお聞かせ願いたいと思っております。

以上、2点です。

○総務常任委員長（海野隆平）

まず、議案第56号でありますけど、今回コミュニティFMに移行するわけでありまして、そうした中で、委員会等でその施行に対しての何か意見はなかったというようなことではありますが、大きくは私はなかったというふうに思っております。

意見がいろいろ出ましたけど、まず、財部のオフトークの関係でありますけど、この条例施設を使用できる自治会とあるが、大隅町と末吉町の自治会であって地域内放送をやっているとところが対象ですかと、財部のオフトークの関係はないのかというような意見があったと思っておりますけど、これについては財部は当初予算で無線の自治会放送設備の補助金を予算化しておりますので、財部については有線の設備もないので無線式として予算化しているというような答弁だったというふうに思ってお

ります。オフトークを5月に廃止しまして、6月からはコミュニティFMに移行していくというような答弁でありました。

それと、今から地域内放送をしたいというところはだめかというような質疑もありまして、基本的には機械がないのでできないと。例えば、新規に大隅、末吉で地域内放送をやりたいというところは財部と同じ方式で無線方式で無線型補助金になるというような答弁であったというふうに理解いたしております。ほかに細かいことは出ておりません。

あと、第57号であります。個人番号の件であります。紛失した場合、犯罪等に悪用されるというような意見であったと思いますが、これについても、なくした場合とかその点についての意見は出ておりません。

それと、市独自のセキュリティーについてはどうなっているのかというようなことでありますが、これにつきましても、万全を期してるということは聞いておりますけど、それと、あと、それぞれ職員の端末それから外部とのやりとりについては遮断されていると。マイナンバーの端末と外部との端末は遮断する形になっておりますので防げるんじゃないかなというような答弁であったというふうに理解しております。

ただ、心配される点としては、コンピューターにハッカーが入るとかサーバー関係の問題が出てきたときにはちょっと懸念されるかなということで、紛失等については意見は出ておりません。

以上であります。

○19番（徳峰一成議員）

議案の56号の自治会放送の設置、せっかく大きなお金をかけて全面的に平成28年度からコミュニティFM放送に移行するわけでありますから、これまで自治会内で有線放送使っていたところの切りかえは当然のこととして、今委員長報告にも若干ありましたけども、新たに地域放送、自治会放送を設置するそうした地域をふやしていくというのも大事じゃないかと思うんです。市としてそうしたふやす方向での方針と計画を持つということも必要じゃないかと思うんです。せっかく、この機会でありますので。その点で、総務委員会として、市としてのそうしたふやす方向での方針なり計画なり、あるいは考え方が質疑されてたら報告してください。これが第1点です。

それから、議案の57号でございます。例えば、国会でいろいろ議論されている中の一つが、アメリカの例なんかも参考に議論がされております。例えば、もうアメリカは既に実施しているんですけども、いろんな犯罪が起きておりますけれども、日本の場合も、この曾於市の場合も、一旦個人番号のカードが施行されますと、例

えば私の番号であっても、もう今後ずっと何年にもわたって番号が変わらないわけです。これでは、やはり犯罪を引き起こしやすいようなそうした点も考えられるわけで、アメリカの場合はやはり番号の見直しというのももう検討実施されております。これらについて議論があったらお聞かせ願いたいと思っております。

例えば、住基カードについてはもうこれまで歴史がありますけれども、全国的に言えば、統計によりますと、全体の国民の5%が使っているようではありますが、それでも住基カードの場合も、日本の場合も犯罪が出ているわけです。そういった点からも、番号の固定化やなくなって見直しというのが議論されていたらお聞かせを願いたいと考えております。

第2点目、1回目の質問に関連いたしまして、漏えいが疑われるときの通報とそれを受け取る市の体制、あるいは市の対処のあり方、一定の、これはマニュアルに従っての仕組みが議論されて一応定式化されていると思うんです。それを定式化した上での議案提案であると思うんです、市当局としては、どういった通報あるいは対処の仕組みが曾於市の場合は一応議論されて確立されてるか、議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。その場合に、万が一に問題点が発生した場合を含めて、その過程の中での市当局の責任のあり方を含めて議論がされていると思うんですけれども、もし総務委員会の中でその点も議論がされていたらお聞かせを願いたいと思います。市当局としたら当然議論をした上で議案提案はされなけりゃいけないし、されていると思います。責任の所在のあり方を含めて、議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えています。

以上です。

○総務常任委員長（海野隆平）

まず、議案の第56号でありますけど、新たに地域内放送を設置していくって希望しるところに対する、ふやしてほしいという方針と計画であったというふうに思っておりますけど、当然、設置する、今後も地域内放送をやる中で、やはり新設のところも当然出てくるだろうというふうには思うところでありますけど、そこについては先ほど申し上げたとおり、無線型でまた補助金になると、無線型補助金ということで市は考えてるというふうに思っておりますけど。集落内放送につきましては、それぞれ担当課のほうできちんと説明しておりますので、今のところ、先ほど言ったとおり128の自治会でありましたか、ただ財部につきましては120自治会のうちの38自治会がオフトークを利用してやっていたというふうに聞いておりますので、今後そういったことも出てくるだろうというふうに思っております。

それと、あと57号につきましては、アメリカの例を出されましたけれど、委員会として、番号の見直しとか、それから住基カードはもう当然廃止になるわけであり

ますけど、そういった点では意見は出ておらないところであります。

最終的に市の責任問題まで意見が今出ましたが、これにつきましては、国の法律に基づいて、特に13条の3で特別個人情報を提供してはいけないとか罰則規定が69条から73条までいろいろありますので、そういったものに適用されていくんじゃないかなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第56号、曾於市自治会有線放送施設の設置及び管理に関する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、曾於市個人情報保護条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号、曾於市手数料条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第60号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について

日程第6 議案第61号 曾於市末吉総合センター（文化センター・農業構造改善センター）の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第62号 曾於市民プール施設の管理に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第71号 字の区域の変更について

○議長（谷口義則）

次に、日程第5、議案第60号、曾於市教職員住宅条例の一部改正についてから、日程第8、議案第71号、字の区域変更についてまでの以上4件を一括議題といたします。

議案4件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（今鶴治信）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告、文教厚生常任委員会に付託された議案6件、認定案1件について、9月14日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第60号、曾於市教職員住宅条例の一部改正について。

本案は、桜ヶ丘教職員住宅1棟の老朽化による用途廃止に伴い、曾於市教職員住宅条例の別表の一部を改正するものであります。

この教職員住宅は、昭和50年建築で40年が経過し、老朽化しており、本年3月まで市教育委員会の指導主事が入居していたが、その後は空き家になっているものであります。また、当該敷地は、平成29年度から全面建てかえ予定の市営住宅桜ヶ丘団地の建設予定地であるという市の説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第61号、曾於市末吉総合センター（文化センター・農業構造改善センター）の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本案は、曾於市末吉総合センターの小研修室をコミュニティFM放送事業における放送室として使用することに伴い、曾於市末吉総合センター（文化センター・農業構造改善センター）の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであるという趣旨の説明がありました。

委員より、この末吉総合センターが建築されて二十数年を経過するが、国の補助事業の関係で名称を総合センターとしたが、本市の文化的中心施設のため文化センターへ名称変更を検討したほうがよいのではとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第62号、曾於市民プール施設の管理に関する条例の一部改正について。

本案は、中学生以下を除く曾於市民に限り、市民プールの1カ月利用券を発行することにより、利用者の増を図り、もってその健康増進に寄与することを目的として曾於市民プール施設の管理に関する条例の別表にその利用料等についての規定を追加するため条例の一部を改正するものであります。

今現在、市民プールを頻繁に利用されている方は、回数券を利用いただいているので、より市民の利便性を高めるとともに健康増進に寄与するため新たに1カ月利用券を発行するものであるという趣旨の説明がありました。

委員より、少数の市民の方からの要望があったことで、年度途中で条例の一部改正をし、利用増につながるか心配である。また、この種の条例は年度途中ではなく基本的に年度の始めに改正すべきであるとの意見がありました。

なお、本委員会では、このことについて現地調査を実施しました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第71号、字の区域変更について。

本案は、大隅総合運動公園の土地を合筆するために必要な字の区域変更を行うものであります。

これまで大隅運動公園用地の中に抵当権や仮差し押さえ等が設定されている土地があったため、公園用地が筆界未定地となっていた。これらが解消されたため合筆する条件が整ったことから字の区域変更するという趣旨の説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第60号、曾於市教職員住宅条例の一部改正について討論を行います。

反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第60号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号、曾於市末吉総合センター（文化センター・農業構造改善センター）の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、曾於市民プール施設の管理に関する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号、字の区域変更について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めま

す。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第65号 土地改良事業計画の変更について

日程第10 議案第66号 字の区域変更について

日程第11 議案第67号 曾於市道路線の認定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第9、議案第65号、土地改良事業計画の変更についてから、日程第11、議案第67号、曾於市道路線の認定についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（八木秋博）

建設経済常任委員会付託事件審査報告、建設経済常任委員会に付託された議案9件について、9月14日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第65号、土地改良事業計画の変更について。

本案は、基盤整備促進事業（大隅町柳井谷地区）の土地改良事業計画の見直しに伴う計画変更が総事業費の10%を超えるため、提案されたものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。当地区の同意率と変更減の理由及び受益者数、自己負担額、耕作者平均年齢についての質疑があり、同意率は100%で、変更内訳は整備面積の減及びパイプラインの変更減であり、受益者は37人、平均年齢67歳、自己負担額は反当1万9,000円ほどである旨の説明答弁でありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第66号、字の区域変更について。

本案は、寺田上・寺田下地区の県営農村振興総合整備事業完了に伴い、字の区域を変更するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。審査の中で事業規模についての質疑があり、事業年度は平成24年度から平成26年度であり、総面積4.5ha、受益者が寺田上30人、寺田下16人の計46人で、平均年齢69歳である旨の答弁でありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可

決すべきものと決定しました。

議案第67号、曾於市道路線の認定について。

本案は、宅地造成された団地内道路4路線（地域振興住宅3路線と民営住宅1路線）を市道認定するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。4路線のうち菅渡東線は幅員5m、延長80mで、終点が行きどまりになるが、このことは道路法における認定の障壁にはならないかとの趣旨の質疑がありました。これに対しましては、都市計画区域内で開発許可申請を行った3,000m²以上の整備地内の道路は市の管理に属するものとなることから、管理者を明確にするため市道に認定しなければならない旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

1点だけ、議案67号について質問いたします。

委員長報告の中でわかりましたけれども、関連いたしまして、今回が4路線提案されておりますが、一応これで曾於市内においては必要な道路整備については、この種のといいますか、市営建設等に伴うその宅地内の道路の市道への認定についてはもう全部終わったということで理解してよろしいのでしょうか。確認がされていたら報告してください。

○建設経済常任委員長（八木秋博）

その数値的なことは審査の対象とかに上がっておりません。ただし、その住宅以外の道路、例えば農道と市道がおんなじ路線で明記してある部分とかということに対しましては質疑とか出ております。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（原田賢一郎議員）

ちょっとわからないのがありまして、4路線のうち菅渡東線は云々っていうのがあるんですけども、この菅渡東線はわかるんですけど、あとの3路線はどこかわからないんですが。

○建設経済常任委員長（八木秋博）

報告書にあるとおり、地域振興住宅の3路線です。柳迫団地線と柳迫第二団地線、国道10号線を隔てて両向かい、それと八合原団地線は月野というか、新しく消防詰所があるあの部分の地域振興住宅地域内でございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第65号、土地改良事業計画の変更について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号、字の区域変更について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、曾於市道路線の認定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前10時53分

再開 午前11時02分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第68号 訴えの提起について（調停）

日程第13 議案第69号 訴えの提起について（訴訟）

○議長（谷口義則）

次に、日程第12、議案第68号、訴えの提起について（調停）及び日程第13、議案第69号、訴えの提起について（訴訟）までの2件を一括議題といたします。

議案2件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（八木秋博）

議案第68号、訴えの提起について（調停）。

本案は、市営住宅及び市有住宅明け渡し等調停事件に関し、簡易裁判所に調停申し立てをするものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。調停申し立て対象者4人の家族構成と家賃及びここに至った経緯は何かという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、家族構成は2人世帯が2戸、1人世帯が2戸、家賃は月1万4,000円から2万4,800円であり、至る経緯は、現年分の一部は払っているが過年度分を滞納し、再三の催促に対しても話し合いに応じない不誠実な長期滞納者であるという趣旨の答弁がありました。また、これまでの調停申し立てについての実績、効果についての質疑に対しましては、38件あり、成立が26件、取り下げ7件、不調5件であるとの答弁がありました。

なお、委員より連帯保証人への支払い請求等を強力に推し進めるべきとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第69号、訴えの提起について（訴訟）。

本案は、市営住宅明け渡し等、訴えの提起事件に関し、簡易裁判所に提訴し、訴訟手続をするものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。家賃及び現況についての質疑があり、家賃は月、済いません、ちょっと間違いで、1万1,600円、入居者は1人であるが、音信不通であり、不誠実な滞納者であるとの答弁でありました。

委員より、担当民生委員との連携も必要ではないかとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案68号と69号まとめて、大きくは3点質問いたします。

この68号が4件、69号件が1件、合わせて5件のこの調停等の訴え提案でございます。先日の議案提案でも質疑の中で明らかになりましたけれども、曾於市の場合、約100件前後が家賃が滞納になってるといった答弁でございましたけれども、その約100件前後の中で今回合わせて5件の、いわば選択しての、選んでの議案提案でございますが、ほかの滞納の方々、未納の方々との整合性というか、あえて5件を

選んだ点について、一応議会サイドから見て妥当といたしますか、問題点がなかったのか、その点で議論がされていたら報告をしてください。これが第1点。

それから、第2点目は、これは毎回、先日の議案提案を含めて質問してる点であり、また議案68号での委員長報告の中にも連帯保証人についての支払い請求等を強力に推し進めるべきとの意見があったっていうことですが、関連して質問であります、やはり市としての連帯保証人に対する考え方、これは議会としてはっきりさせる必要があると思うんです。市としての。曖昧であってはいけないと思うんです。まず、市の考え方をはっきり議会として聞くべきだと思うんです。その上で、議会としてどういった考え方、対応をとるかというのが2番目の順序じゃないかと思うんです。その点で、いわゆる滞納者に対しての市としての連帯保証人への基本的な考え方を委員会として聞いていたら報告をしてください。これは第2点目の質問。

それから、第3点目は、68号の報告にもありますように、これまで合わせて38件調停等がありまして、申し立てが、そして成立26件、取り下げ7件、不調5件であります。これは、当然のことながら今後、今回を含めて教訓化すべきでございますけれども、その点から質問いたします。

38件の中で成立が26件、この成立の26件はその後どうであるか。その後、完全に履行されているのかどうか質疑がされていたら報告してください。成立はしたけども、裁判の段階でいえば不十分な点も恐らく何件かあると思うんです。その点で質疑がされてたら報告してください。あと、取り下げ7件、取り下げというのは、恐らく市のほうに取り下げていると思うんです。この取り下げについても内容的に質疑がされてたら報告してください。それから、不調5件、不調5件というのもちょっとここだけわからんです。わからない点がありますので、なぜ不調となったのか、5件について、質疑がなされていたらお聞かせ願いたいと思います。くどいようでありますけど、これは教訓化すべきという点からやはりより議会としても深めるべきじゃないかという観点からの質問であります。

以上です。

○建設経済常任委員長（八木秋博）

まず、一つ目の5件の対象に至った経緯ですけど、報告には不誠実ということを書いてございますけど、実質はこの5件、悪質であるというような説明をいただいております。明記としては不誠実ということでしたですけど、悪質ということは、例えば面談に応じないというのかな、もう全く無視している、そういう方を対象にしたということでございます。

それと、連帯保証人のあり方、基本的な考え方ということですけど、現状は連帯

保証人はもう当然とっているんですけど、経年によって連帯保証人の高齢化とか、あるいはその連帯保証人さんがほとんど親、兄弟、家族であるということで、この連帯保証人の行使がなかなかうまくいかないというような答弁をいただいているところでございます。

それと、この実績、効果ですけど、このことに関しては、ただ成立が26件ということで、効果はあるということです。その取り下げと不調の内容については、審議されておりません。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

連帯保証人に絞ってお聞きいたします。

先日の議案提案でも質問したんですけども、何分、3回しか質問の機会がございませんので、深められなかったために今回委員長に質問してる点は一応了解してください。

ただいまの委員長報告では、連帯保証人の高齢化等々ってということがありましたが、確かに一つの側面としてはそうであると思います。ただ、全体が今回の5件を含めて100件前後がいわゆる未納、滞納であるってということで、それがほとんど全部、先日の当局答弁では保証人に対しての請求なり保証人からの支払いはされていないといった、たしか答弁であったと思うんです。

ですから、全部が全部高齢化を含めて保証能力がないわけじゃないと思うんです。ですから、大事なのは市として、はっきり言って請求する気持ち、意欲があるのかといった市の方針をやっぱり確かめるべきだと思うんです。なかったらなかったで、議会としてどう対応するかっていうのはまた第二義的な問題であります。その点で、再度、この点で議論がされたと思います。例えば強力に推し進めるっていうことに対しての市のそれに対する答弁は委員会の中ではどうであったのかを含めて、一応報告してください。

○建設経済常任委員長（八木秋博）

人数的には、大小含めて187人、4,263万円ほどということの数字はいただいとるんですけど、その連帯保証人のあり方というか、利用については、先ほど言ったように高齢化、家族であるということもありますし、意見として、毎回この訴えの提起については連帯保証人への支払い請求を含めてもう少し利用といえればおかしいけど、この連帯保証人の本当の連帯ということの追求ということは毎回してるんですけど、現時点ではまだそれが行われていないというような現状ということです。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

詳しくは、ほかの滞納問題を含めて決算で深めたいと思っておりますが、再度3回目、保証人の問題について、100件を超える方々に、保証人に対して、市として文書で一応請求なり何らかの、文書での保証人への請求等は示されたのでしょうか。これは全くされてないのでしょうか。委員会審議で確認されてたら報告してください。

○建設経済常任委員長（八木秋博）

確かに部分的には一部連帯保証人にも連絡はしてありまして、そっちから入ってる分もあるということです。例えば、その家族構成からの分は現時点ではあるということです。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第68号、訴えの提起について（調停）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号、訴えの提起について（訴訟）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第14 認定案第1号 平成26年度曾於地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算の認定
について

○議長（谷口義則）

次に、日程第14、認定案第1号、平成26年度曾於地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（今鶴治信）

認定案第1号、平成26年度曾於地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算の認定について。

本案は、先般市長並びに監査委員より報告がなされた曾於地区視聴覚教育協議会は平成27年3月31日付で解散になったことから、会長が属する曾於市の監査を受けるため事前に書類等のチェックをしたところ、50歳代女性職員が、平成22年度から平成26年度までの5年間にわたり171万3,753円の不正支出が発覚した。平成26年度は、実際に出張してない旅費を受け取っており、さらに平成25年度以前の証拠書類や備品等を調査した結果、消耗品費、備品購入費に架空計上されており、実際の価格より高く購入したように見せかけて差額も着服されておりました。

したがって、教育委員会だけでなく、曾於市及び志布志市、大崎町に及ぼす影響は極めて重大であると受けとめざるを得ないところである。着服金は、平成22年4月19日から平成27年1月26日まで計64回にわたり本協議会の鹿児島銀行口座より引き出されている。また、1日の最高額は、平成23年5月10日の4件、17万4,000円となっております。

以上の着服金については、平成27年6月9日に171万3,753円と遅延損害金は平成

27年8月31日に25万8,785円、それぞれ弁済されております。

委員より、今日まで至った経緯及びチェック体制等について質疑がなされ、職員を信頼していたとのことである。しかし、1人の職員が永年にわたり通帳、公印を保管し、通常法的にも条例、規約はあるにもかかわらず会計処理が行われ、そのチェック体制が機能していなかった事実は、会長及び事務局の職務責任は重大であり、今後、他会計においてもこのような不正行為がないようにチェック体制を機能強化するようとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、認定案第1号について採決の結果、全会一致をもって不認定と決定しました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。原案に賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

原案に反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより認定案第1号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は不認定でありますので、原案について採決いたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立なしであります。よって、認定案第1号は不認定とすることに決しました。

日程第15 議案第73号 平成27年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（谷口義則）

次に、日程第15、議案第73号、平成27年度曾於市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されて

おります。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（海野隆平）

議案第73号、平成27年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について、所管分であります。

審査における各課ごとの質疑内容と結果を報告いたします。

まず、総務課関係であります。社会保障・税番号制度事業主研修講師委託であります。平成28年1月からマイナンバー利用が開始されることから従業員を雇用している事業主に税や社会保障の手続などで対応が必要になるため、11月ごろから650ほどの事業者を対象に1日2回説明会を予定しているとの説明でありました。

自治会振興費について、1,500世帯にアンケートを配布する予定であると説明されたが、任意に抽出するのか、ランダムであるのかとの質疑に対し、ランダムで無作為に抽出したいが、人口の多い地区に偏るので、地区割、未加入、加入等を考慮してある程度のパーセントを決め、無作為に抽出したいとの答弁でありました。

財政課関係の思いやりふるさと寄附金ですが、当初予算は2億円を計上いたしておりましたが、月平均4,000万程度の寄附が寄せられており、8月末現在で2億61万6,201円になっている。さらに2億円の追加をお願いしたいとの説明でありました。

財政調整基金繰入金については、今回補正による財源不足に対し基金を取り崩して1,025万5,000円を補正するものであります。

市役所庁舎管理費であります。本庁舎は建築してから35年経過しており、外壁に亀裂が入りタイルが落下するおそれがあるため、補修するものであるとの説明でありました。

企画課関係では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金として1,000万円を計上している。企画課の移住・定住促進対策住宅政策事業に450万円、経済課の曾於市魅力・情報発信PR事業に550万円を充当されるとの説明でありました。

委員より、交付決定はいつあるのかとの質疑に対し、10月下旬から11月上旬であるとの答弁でありました。

曾於市コミュニティFM放送施設整備事業の防災ラジオ普及推進補助について、補助金は自治会長に支給するのかとの質疑に対し、自治会に支給したいとの答弁でありました。

弥五郎伝説の里管理費の屋外電波時計はどこに設置するのかとの質疑に対し、やごろう農土家市近くに1カ所、多目的広場の弥五郎記念館のほうに1カ所設置するとの答弁でありました。

市民課関係では、平成28年1月からスタートになるマイナンバー制度、社会保障・税番号制度に伴う個人番号を通知するための通知カード、希望者に交付される個人カード紛失等によって再交付するときの手数料として追加補正するとの説明でありました。

税務課関係では、軽自動車税システム更改委託料について、平成27年度の税務改正に伴いグリーン化特例（軽課）が決定されるため、システムの更改が必要となり増額するとの説明でありました。

委員より、どういう軽自動車が適用になるのかとの趣旨の質疑に対し、排出ガス性能及び低燃費性能のすぐれた環境負荷の小さいものについて、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得した軽自動車について1年限りではありますが適用されるとの答弁でありました。

以上、審査を終え、委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（今鶴治信）

議案第73号、平成27年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について、所管分。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉事務所関係の児童福祉事務費4万5,000円は、当初、児童福祉施設等の利用日数を10日と見込んでいたが、利用日数が20日にふえる予定のため増額するものがあります。

委員より、高齢者訪問給食サービス事業の負担金の支払い等についての保証人はとっているのか質疑があり、保証人の制度はとっていないが、見守りの一環で行っているものであります。また、負担金の未納については、平成25年度以外はないという趣旨の答弁がありました。

保健課関係では、老人福祉費2億668万3,000円は地域密着型特別養護老人ホーム等の整備に対する地域密着型サービス施設整備補助金1億9,820万2,000円、多世代交流・多機能型支援の拠点づくり事業による福祉拠点施設建物改修工事590万円等であります。予防費657万5,000円は、インフルエンザワクチンの種類の追加に伴う単価変更による予防接種委託料の増額であります。

委員より、多世代交流・多機能型支援の拠点づくり事業は、補助金の交付される期間だけではなく継続した事業としてほしい。また、財部、大隅にも市の単独事業で事業を取り組むべきであるという意見がありました。

学校教育課関係の教育指導費26万4,000円は、適応指導教室指導員の8月分の報酬と費用弁償の増額であります。

委員より、適応指導教室指導員設置事業について、利用状況はどうであるかという質疑があり、5月から中学校2年生1人、6月から中学校3年生1人の生徒が通っており、2人とも保護者が送迎し、適応教室指導員のもとで午前9時から午後4時まで自学自習している。また、夏休み期間中も週一、二回適応指導教室に通ったという趣旨の答弁がありました。

教育委員会総務課関係の学校給食センター管理費284万円の増額については、大隅学校給食センターのパネルシャッター修繕料であります。

小学校管理費737万6,000円について、委員より、光神小学校の防水修繕工事等の修繕は今までも修繕の要望はなかったのか質疑があり、なかったという市の説明がありました。また、大隅南小学校校舎1階廊下張りかえ修繕も含め、学校施設修繕は抜本的な対策を講じて、今後は当初予算に計上し、年次計画で対応する必要があるという意見がありました。

中学校管理費691万8,000円は、スクールバス購入費の増額が主なものであります。

社会教育課関係の社会教育総務費158万9,000円の増額については、末吉総合センター施設修繕費の建築不備改修工事は、大隅地域振興局土木建設課より改善措置があり、防災用照明器具及び交換電池、排煙設備の改善をするものであります。高木伐採業務委託料の内容について質疑があり、榎木1本、せんだん3本、一ツ葉剪定5本をクレーン車2台を使い伐採作業するという趣旨の答弁がありました。

また、本年6月に発覚した曾於地区視聴覚教育協議会の不正行為による弁済金と返還金であります。歳入は、元職員の弁済金197万2,000円と解散による剰余金の雑入10万1,000円、歳出の視聴覚教育費112万5,000円の増額については、志布志市と大崎町へそれぞれ損害賠償金として返還するという趣旨の説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（八木秋博）

議案第73号、平成27年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について、所管分。

本案に係る所管分は、歳入については、国庫支出金は、災害復旧費国庫負担金の現年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金を1,914万2,000円、災害復旧費の現年発生農業用施設災害復旧費を3,480万円それぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、ふるさと納税の特産品贈呈に対する特産品PR推進委託料を1億円、災害発生による農地・農業用施設災害復旧工事を1億400万円それぞれ追加するものが主なものです。

次に、質疑の概要を申し上げます。

まず、経済課関係について、商工業振興費、曾於うまいもんPR事業において、ふるさと納税贈呈特産品の種類と希望順位等の現状はどうかとの趣旨の質疑がありました。これに対しましては、現在58品目の商品を準備し、問い合わせの多い焼酎も加えてある。最も引き合いの多い商品は、黒牛・黒豚しゃぶセットであり、肉製品では南九州畜産興業株式会社（ナンチク）が全体の78%を占めるとの答弁でありました。

委員より、この機会に曾於牛、豚のブランド推進を図るべく工夫すべしとの意見がありました。

次に、畜産課関係について、畜産振興費の畜産競争力強化対策整備事業の事業主体である曾於市畜産クラスター協議会の内容は何かという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、クラスター（集団）という名のもと、生産者、JA、行政、飼料メーカー、機械メーカー、卸小売の業者、ヘルパー組合、コンサル業等の地域関係者が連携、結集した取り組みによる畜産クラスター計画を作成。施設整備のハード事業は、法人経営または法人化の計画を有している家族経営者も対象となるという趣旨の答弁でありました。

次に、耕地課関係について、農地整備費の竹山地区農地保全整備事業計画の概要についての質疑がありました。これに対しましては、この事業は、平成23年度計画で平成25年度未採択の経緯があり、今回用地取得等の問題が解決したため再度県のヒアリングを受け、採択された場合、事業実施期間は平成29年度から平成33年度までの予定で、排水路、集水路等が主な工事内容であり、工事費は3億3,500万ほどであるとの答弁でありました。

次に、建設課関係について、住宅管理費の市有原口団地の分筆測量設計業務委託料について、詳細は何かという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、3月議会で議決された市有住宅譲渡条例に係る案件で、活性化住宅の売り払い準備で第1号例である土地を分筆するものであり、1棟平屋築17年、敷地約480m²、売却金約500万円の予定であるとの答弁でありました。本件については、現地調査も実施いたしました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員長に3点、建経委員長に1点質問いたします。

まず、第1点は総務委員長の質問でありますけれども、委員長報告の中にも、3ページ、ありましたけれども、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の1,000万円、これは先日の議案提案でも、私、当局に質問いたしましたけれども、まずこのことについての質問であります。

今回は、報告にありますように、企画課サイドの定住促進住宅に450万円、経済課サイドの曾於市のPR事業に550万円が、これは歳出で計上されております。質問は、本年度曾於市へのこの1,000万円のほかにどれだけ、いわゆるこの地方創生にかかわる交付金等がまだ入ってくる予定であるのか。あわせて、今後、その交付される予定である財源については、曾於市としてはどのような施策に予算計上を考えているのか。当然12月、場合によっては繰り越しになりますけれども、来年3月の補正予算で支出にすることになるかと思っておりますが、財源確保はどれだけ国から期待でき、あるいは予想できるのか、質疑はされていると思っておりますのでお聞かせ願いたいと考えています。

せっかく私たちも特別委員長を先頭に数回の委員会での審議を重ねて、冒頭、先ほど議会からの提案を含めた報告ありましたので、これなんかも生かしていかなければならないわけでありまして、そのもととなる財源確保についての見通しの質問であります。

それから、質問の第2点目、歳入と歳出、今回金額が大きいのがふるさと納税関連でございます。例えば、質問でありますけれども、45ページの歳出では基金が2億円追加で、総額で4億50万円の、今回補正が成立いたしますと、基金残高となります。これは、大変な大きな金額でございます。いわば、今後の曾於市の地方活性化を中心とした財源に自由に、フリーハンドで使える大きな金額でございます。曾於市としては、これはやはりしっかりとした考え方を持ちながら今後その配分についても方針を持つべきでありますけど、これについてこのふるさと基金の活用について委員会の中でどういった議論がされているか、お聞かせ願いたいと考えております。

質問の3点目、38ページの地域おこし協力隊でございます。私が見まして、今曾於市でも最も忙しく走り回っているのが、例えば経済課あるいは企画課でございますけれども、企画課の場合もこの点について、地域おこし協力隊について十分に議論された上でのこの提案であるのか、ちょっと杞憂でありますけれども、そういった

点から議論がされていたら報告してください。

企画課長が4月に就任されて、もう席を温めるもなく東京それから関西、中京地方の曾於市会あるいはこの地域創生についての施策の進め方、あるいはコミュニティFMへの対策、さらに従来の企画課の仕事などいっぱいありますけれども、はたから見まして、しっかりと腰を据えて十分に一番大事な議論を踏まえた上での提案が必要でありますけれども、特にこの提案されております地域おこし協力隊、十分に曾於市に合った形での、いわば腰を据えた議論と検討を重ねた上での提案であつてこそ、今後それが非常に実効のある施策になろうかと思っております。やはり、最初の出だしが大事であります。仕込みといいますか、もしそういった点でどれだけ議論がされて、また可能性の、あるいは期待感のある今回の予算提案となったのか、議論がされていたら報告してください。

次に、建経委員長に1点、66ページの、議案提案でも質問いたしましたけども、繁殖牛舎建設改修の国等あるいは県の2分の1補助でございます。これは、たしか今回が初めての新規の事業ではないかと思っておりますが、いろいろお聞きしたり見る限りにおいては、曾於市としては、非常に農家にとっては、可能性の、期待感の持てる事業の一つじゃないかと受けとめました。その点で質問でありますけれども、今後の市内の繁殖農家等の補助についての利用、どれだけ期待できるか、あるいはそれに対する国県等の補助枠、当然制約があろうかと思っておりますが、これらの補助枠はどうなっているか、議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えています。計画的に積極利用を促進する立場が非常に大事じゃないかという点からの質問であります。

以上です。

○総務常任委員長（海野隆平）

3点ほど質問をいただいたところでありますけど、まず地方創生先行型交付金1,000万円についてでありますけど、先ほど報告したとおりでありますけど、移住・定住促進対策住宅政策事業として450万、経済課のほうに曾於市の魅力・情報発信PR事業として550万ということで計1,000万、今回補正してるわけであります。

今後の予定についての質問であつたと思うわけではありますが、これについては先ほどの地方創生のほうでもいろいろ報告があつたとおりでありますして、まだ具体的に幾らか出るということについては、これはもう財政課のほうになろうかと思っておりますけど、聞いておりません。

あと、1,000万円につきましては、10月下旬から11月下旬に交付決定されて出るということで聞いておるところであります。

あと、思いやりふるさと基金繰入金でありますけど、今後の活用というようなこと

であります、これも説明したとおりの、曾於市の場合、寄附金の2億円、これは贈呈ですよ、50%程度ということで返しているわけでありまして、1億円を経済課所管、64ページに書いてありますけど、曾於市うまいもんPR事業で、こちらの財源として1億円充当するということでもあります。

あと、地域おこし協力隊についてであります、これは新規事業でありまして、今回これは特例交付金の財政支援ということで事業費1,176万8,000円いただく予定となっているところであります。これは、曾於市のPR等のための地域おこし協力隊の活動費の追加ということで予算が計上されたところであります。これは、今後、継続事業になっていくんじゃないかなというような答弁であったというふうに理解いたしているところであります。

以上であります。

○建設経済常任委員長（八木秋博）

当事業は、おっしゃるとおり、平成27年度2月3日の実施要綱がなされました、農林水産業等からの通知がございましたほやほやの事業でございます。ただし、これが条件がありまして、先ほど報告したように法人あるいは法人の計画のあるという形の対象者になっておりますけど、委員より、大型の繁殖農家もそうでしょうけど、今後は中型あるいは小型に対してもこういう事業化もしくは市のほうでも考えていただけないかというような意見が出たということは報告しておきます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

繁殖農家については、2回目はよろしいです。委員長の報告でわかりました。

あと、総務委員長の再度、一つは、ふるさと納税について、私の1回目の質問は、4億円を超える大きな基金残高、恐らく今後もふえる期待感といいますか、可能性がありますがけれども、これをしっかりと市としてはやはり整理よくして、そして地方創生のために活用することが大事だと思っておりますが、それについて委員会審議の中でどのような方向に基本的な大きな枠としては使う考え方があるのか聞かれて、質疑がされていたら報告してくださいといった質問であります。

それから、地域おこし協力隊についても、1点だけ質問いたします。今後、当然、恐らく時限的な国の補助事業になろうかと思っておりますけれども、曾於市としては、今後協力隊の人選も含めてどういった人選、人選びを行ってそして配置して対応したいと考えているか、質疑がされていたら報告してください。おこがましいですけども、最初の出だしが、出発点が非常に大事であるからでございます。軌道修正はなかなか難しいと思っておりますので、その点での質問であります。

○総務常任委員長（海野隆平）

ふるさと納税につきましては、今後の対応については、先ほど説明したとおり、深くは審議いたしておりません。

それと、地域おこし協力隊でありますけど、今回一応5名をとということでなっているところであります。男女別、年齢は20歳から40歳までということで、あと配置先でありますけど、コミュニティFMに2人、また文化事業に1人、曾於市のPR事業ということで1人、それと商品開発に1人ということで計5名を今回対象としたというふうに聞いております。

人選についてでありますけど、これは公募になるというふうに聞いているところであります。

以上であります。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○12番（山田義盛議員）

文教厚生委員長にちょっと1件だけ質問させていただきたいと思います。

さきの認定案第1号の平成26年度曾於地区視聴覚教育協議会歳入歳出の決算については、本会議で委員長報告も不採択で本会議不認定となったわけですが、今の補正予算の中で、委員長報告の中で、本年6月に発覚した曾於地区視聴覚教育協議会の不正行為による弁済金と返還金でありますという云々で、最終的には委員長報告の中で、採決の結果、全会一致で原案の可決するものと決定しましたという報告を受けておりますが。

実は、お伺いしたいのは、さきの決算では不認定で結論が出、当委員会では全会一致で可決をされてますが、これについて、さきの認定案との関係の整合性といえますか、どのように解釈したらいいかちょっと私も悩んでるんですが、そのような意見が委員会の中で議論されてないか、報告をあつたら教えてください。

以上です。

○文教厚生常任委員長（今鶴治信）

ただいま山田議員の質問にお答えいたします。

一般会計の補正案を認めて、認定案は不認定だったということで、整合性についてという意見でございましたが、実際上のそれについての異議は出なかったとございしますが、認定の不認定にした理由は、先ほども出ましたけど、やはり市民に對しまして、そういう不正がはっきりしたということで、この一般会計の補正の分は、それぞれ志布志市と大崎町が負担割合がありまして、その分に対しての弁償金を返すということで、これは認めるということで、不認定のほうは、不認定をしたからってそれで結果的にどうなるちゅうことだけど、やはり市民感情と、また今後

のこういう不正が二度と行われたいということ、そっちのほうは不認定になったところで、結果的に申しますと、委員会の中でこのことに異議は出なかったとございます。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の73号の一般会計の補正予算には賛成をいたします。

賛成の討論の理由は、ただいまの同僚議員の山田議員の質問にも関連いたしますが、賛成する理由でございます。いわゆるこの視聴覚関係については、歳入で予算計上されておりますが、これは一応本人が不正を認めて、そしてそれを返済するという流れの中での曾於市を含む予算計上でございます。これは、結果的に当然のことですので異論がないということで、賛成いたします。

ふえんいたしますけど、そのほかにも以前の問題として問題点があったということが、可能性がります。さらに、一応規約の中で監査を2人設けなければいけないのに1人を配置したということを含めて、ほかにもありますけど、いろいろほかにも一般会計の予算に計上されない以外の問題でも問題点が見られたために、先ほどの不認定では、全会一致で出されたのじゃないかということで私も不認定に賛成いたしました。

今回の補正予算の収入とはもう分けた形での対応であったということで賛成いたします。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第74号 平成27年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（谷口義則）

次に、日程第16、議案第74号、平成27年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（今鶴治信）

議案第74号、平成27年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

国民健康保険特別会計予算の補正については歳入歳出ともに社会保険診療報酬支払基金からの決定通知に伴うものであります。

歳出における後期高齢者支援金103万1,000円、前期高齢者納付金9万7,000円、職員の産前産後休業及び育児休業に伴う臨時職員賃金74万1,000円の増額分の財源を前年度繰越金で充当するものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。
反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり] なし

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり] なし

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。
これより議案第74号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決で
あります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求め
ます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第75号 平成27年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

日程第18 議案第76号 平成27年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

日程第19 議案第77号 平成27年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（谷口義則）

日程第17、議案第75号、平成27年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第
2号）についてから日程第19、議案第77号、平成27年度曾於市水道事業会計補正予
算（第2号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を
終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（八木秋博）

議案第75号、平成27年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につ

いて。

今回の補正は、新築4戸分の受益者負担金増とそれに伴う取付管工事費用を追加するものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で議案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第76号、平成27年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

本案は、簡易水道施設管理費109万6,000円を追加するものであり、施設修繕費100万1,000円の内訳は何かとの質疑がありました。これに対しましては、旧笠木水道組合時の施設であり、応急用であるとの答弁でありました。

なお、笠木水道事業の進捗率は、平成26年度39%、27年度36%、28年度25%の計画どおりであるとの答弁であります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で議案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第77号、平成27年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について。

本案は、今回の補正の収益的支出の主なものは、委託料449万4,000円を追加するものであります。

この地方公営企業法改正に伴う支援業務委託は、今後毎年発生するものかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、今回総務省の指示によるもので、公認会計士に委託して見直すもので、後年は自前にて検証できる旨の答弁であります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。まず、議案第75号、平成27年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号、平成27年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第76号は原案の通り可決されました。

次に、議案第77号、平成27年度曾於市水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第20 陳情第11号 川内原発2号機の再稼働に当たって、九州電力に住居説明会を求める陳情

○議長（谷口義則）

次に、日程第20、陳情第11号、川内原発2号機の再稼働に当たって、九州電力に住居説明会を求める陳情を議題といたします。

本件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（海野隆平）

陳情第11号、川内原発2号機の再稼働に当たって九州電力に住居説明会を求める陳情。

本陳情は、曾於市財部町北俣1839—2入江秀子氏より提出されたものであります。

この陳情の趣旨は、議会として九州電力に対し、川内原発2号機の再稼働にあたって、至近距離にある当自治体で公開の場での住居説明会を求めるものであります。

委員より、平成27年3月の定例会において、陳情第2号川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住居説明会開催を求める陳情は不採択になっている。

川内原発1号機は8月11日に再稼働に踏み切った。その後の8月20日に復水器からの海水漏出が発生した。新しい事実が発生したということで、前回の陳情第2号とは事態が変わってきたのではないかとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、採決の結果、本陳情は賛成少数で不採択すべきものと決定しました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

1点だけ伺います。

不採択とした理由について説明してください。

○総務常任委員長（海野隆平）

先ほども申し上げましたけど、まず前回の陳情は、1・2号機とあり、前回の陳情はもう不採択としていると。これを変えるわけにはいかないというような意見があったというふうに思っております。

それと、地元の川内市議会、市長、鹿児島県議会、知事等につきまして、再稼働にもう既に賛成していると。

1号機は8月11日に再稼働しており、現在フル稼働しており、営業運転モードに入っておるといことです。それと、新規制基準に適合いたしておりまして、安全安心、安定した運転に努めているといったような意見があったというふうに理解いたしております。

以上であります。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

賛成の討論はありませんか。

○5番（宮迫 勝議員）

共産党議員団を代表して、陳情第11号、「川内原発2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める陳情」に賛成の立場で討論いたします。

まず、曾於市は川内原発から60キロ圏内にあります。それに対して、国は半径30キロ圏内の自治体に対して避難計画を策定するように求めましたが、果たして放射能は30キロを超えると飛散しないとでも言うのでしょうか。

東京電力福島原発の事故では、いまだにふるさとに帰れない人たちが約12万人もいます。ひとたび事故が起きれば人命や身体、生活基盤に重大な被害を及ぼすことをまざまざと見せつけました。

これを受けて福井地裁は、2014年5月に関西電力大飯原発3・4原発の運転差し止めの判決を下しました。この中で、危険の及ぶ範囲を250キロと認めました。

さらに、2015年4月には、福井地裁が関西電力高浜原発の再稼働を差し止める仮処分決定を行っています。

曾於市は、川内原発から250キロどころか、それよりもっと近く60キロ圏内に位置しています。川内原発2号機の再稼働の前に復水器から海水漏れの事案が発生したことに對して、市民が不安を抱くのは至極当然のことです。

本陳情が再稼働に賛成とか反対を求めるものではなく、ただ単に九州電力に対して、住民説明会を求めるものとなっています。

ちなみに、きのう現在の宮崎県の議会の対応を紹介しますと、小林市議会は9月25日に、綾町議会は9月28日賛成多数で、高原町議会は6月の定例会において、全会一致で同じ趣旨の陳情を採択しています。曾於市議会も本陳情を採択して、市民の不安を解消するのが役目であることを申し述べまして、賛成討論といたします。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

これより陳情第11号を採決いたします。本陳情に対する常任委員長の報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立少数であります。よって、陳情第11号は不採択とすることに決しました。

日程第21 認定案第3号 平成26年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（谷口義則）

日程第21、認定案第3号、平成26年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

一般会計の決算について、通告要旨を出しておりましたが、また後日2項目にわたって、追加項目を含めたあわせて10項目について、質問をいたします。

質問の第1点、平成26年度市長や副市長の指示や提起に基づいて、課長をはじめ

として職員がどこまで、どれだけ仕事をこなしたか、対応できたかの率直な質問でございます。

先ほどは補正予算の中で、一つの課の例として、企画課も上げましたけども、決算の場でありますので、今後に活かしていただく立場で、分析的に答弁をしてください。

これに関連いたしまして、26年度の課長をはじめとして、職員の異動、あるいは退職、採用がどれだけあったかでございます。

この点も、今後に活かす立場で分析的に答弁してください。

質問の大きな2点目、26年度の職員採用の2次試験の内容について並びに市内居住の義務を付記として26年度から書かれておりますけれども、この扱いについて先日の一般質問の延長上としての質問でありますけれども、報告してください。

大きな3点目、税金についてでございます。

税金や使用料収入をはじめとする一般財源をどのようにこの決算段階で市としては分析されているかでございます。

当然、決算段階でありますので、自主財源の大もととなる税並びに使用料収入を相対的に、客観的に、そして対極の立場から分析することは非常に今後に活かすでも大事な一つではないかと考えており、そうした立場からの分析についての考え方を示してください。

当然、個人じゃなくて、集団的に分析しなきゃいけないし、集団的な分析での答弁をしていただきたいと思っております。個人分析ではいけません。

それから大きな、質問の4点目、各種の税の滞納、これはもう毎年決算でお聞きしておりますが、について質問いたします。

この間、納入率の引き上げについては、税務課を中心として、だいぶ努力されていることは私も十分に理解しておりますけれども、この取組について。

その中で、いわゆる分納、差し押さえ、減免の取り組みについて、数字を示して答弁してください。減免については、自主減免を含めてでございます。

質問の大きな5点目、特別会計を含む、市債借入、償還、残高などの財政分析、そして今後の見通しと課題について、これも決算でありますので、総括、分析して答弁してください。特別会計を含めてでございます。

大きな質問の6点目、保育料の軽減について。先日の一般質問に続いて、これは補足的に質問をいたします。

この先日の一般質問で、市長答弁は26年度、金額的には後で調べましたら、6,285万円でありますけれども、6,285万円の一般財源を新たに投入をいたして、そしておおむね1万2,000円に引き下げましたが、ただ、市長答弁の中で1万8,000円か

らというのがありましたけども、詳しくは昨年3月の議会質疑を見ますと、市民税の均等割世帯がおおむね1万8,000円であります。だからおおむね1万2,000円に、下げました。

詳しくは、これまで25年度までが平均で幾らであるかは議会論議はされておられませんので、通告要旨に基づきまして担当課長が準備されていると思いますので、前年度平均で1万幾らから今回おおむね1万2,000円に26年度に引き下げたか、非常に今後の議論を進める上で大事な数字の扱いでありますので、正確さを期す上で確認かたがたの質問であります。

質問の大きな7点目、温泉保養券についても、先日の一般質問の延長上として質問いたします。

この26年度におきましては、4月から9月までの上半期については、昔から長年続いてきた国民健康保険の希望者については、年齢に関係なくこの温泉保養券が発行されてきましたが、質問の第1点は、この4月から9月までの国民健康保険の65歳未満の利用者については、利用者数、補助額が幾らであったかについて質問いたします。

2点目、一方10月からはこの65歳未満が一応支給停止、カットとなりました。その一方で、当時、市長答弁もありましたけども、国民健康保険加入者だけでなく、社会保険等の加入者に新たに10月から発行がされておりますが、質問の第2点目は、この新たに社会保険等に発行された26年度の下半期10月からことし3月までの利用者数と補助額は幾らであったかについての報告をしてください。

詳しくは、課長の説明だと、もう何日も分類に日数がかかってできないということでありましたので、案分した上での説明でいいですので、とりあえず報告をしてください。

次に、大きな質問の6点目、これは昨年もお聞きしましたけれども、市内と市外の医療機関にかかった割合、人数あるいは医療費の支払い額についての質問でございます。

あわせて、市内で不足している診療科はどういった点がみられるかについても報告してください。さらに、支払った金額が多い上位5つの医療機関とそれぞれの支払い金額についても報告してください。昨年と同じ質問であります。

さらに、大きな質問の7点目、東部畑かん事業が稼働いたしておりますけれども、東部畑かんの26年度の加入目標と利用状況についてでございます。

当然、目標値を持って、そして利用促進を図る必要があるかと思っております。建設した以上は、やはりその点が大事であります。そして、利用内容、あるいは課題等を含めてあわせて決算段階でありますので総括的に報告をしてください。

これも、課長個人の考えではなくて、当然課としても、関係者を含めて集团的に議論された上での報告でなければならないし、そうした立場からの報告をしてください。

次に、質問の大きな8点目、これも毎年質問いたしておりますが、委託費を含む工事請負費、これは特別会計を含んでおりますけども、について、まず総額、総件数、平均の落札額、受注額の大きい上位10社、これは委託、別々に、そして受注額について、同じ質問でございます。報告してください。

次に、昨年と同じ質問、大きな質問の9番目、設計価格と予定価格について、入札の全体、総体の中でのその差額が請負、そして委託、それぞれどれだけになっているか、昨年と同じ質問でありますけども、報告してください。

次に、大きな質問の10番目、これも昨年と基本的に同じ質問であります。建物等の耐用年数を過ぎた建物を種類ごとに分けて、この種類の分け方は当局のほうでわけやすい形で分けてください。種類ごとに分けて報告してください。

26年度の取り組み、老朽化した、耐用年数を過ぎた改修のための、修繕のための26年の取り組み、そして、今後の取り組みと課題、これは当然少くない財源が伴います。含めて、課題について総括的に答弁してください。

以上、1回目の質問であります。

○市長（五位塚剛）

それでは、私が答えられるものについて先に答えたいと思います。あとは、担当課長と打ち合わせしておりますので、担当課長からお答えをさせたいと思います。

市長や副市長の指示や提起に課長をはじめ職員はどこまで対応できたか、関連して26年度の課題をはじめ職員の異動、退職、採用についてお答えをいたします。

初めに、市長や副市長の指示や提起に、課長はじめ職員はどこまで対応できたかですが、市民の小さな声も大切にしてほしい、また住民目線で対応してくださいと指示しております。そして、毎月の庁議におきまして、課長へ全体の行動の問題提起を行っており、基本的には大きく前進していると感じております。

次に、26年度の課題をはじめ、職員の異動、退職、採用についてですが、課題につきましては、採用予定者から辞退届が提出されまして、予定していました職員の数の採用ができなかったことであります。

平成26年4月1日づけの職員の人事異動につきましては、新規採用職員と経験豊富な職員の配置を考え、住民サービスの低下にならないよう努力いたしまして、在職職員80名の異動を行いまして、新規採用職員18名と再任用職員4名を配置しております。退職者につきましては、平成26年3月31日現在の平成25年度退職者が28名であります。職員採用につきましては、本市にふさわしい優秀な人材を公平・平等

な選考を行い、採用いたしました。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

それは、あとで総務課長から答弁させます。

26年度の職員採用の2次試験の内容並びに市内居住義務の付記について、お答えいたします。

2次試験の内容は、一般性格診断検査を参考に個人面接を行っております。面接は幾つかの項目に対しまして、質問形式で行い、本市の将来を担うふさわしい人材であるか、市役所職員として役立つ人材であるかを見極めており、本市にふさわしい優秀な人材を選考しております。

次に、市内居住義務の付記につきましては、平成25年度までも毎年検討してきましたが、要件項目でありましたので、平成26年度からは本市の人口減少の歯どめや地域活動の参加等も勘案しまして、原則として採用と同時に本市に居住できるものと明記いたしました。

あとは、各担当課長から答弁させます。

○税務課長（中山浩二）

それでは、③になりますが、市税等の一般財源としての分析であります。平成26年度の市税の決算額は30億4,512万4,155円で前年度より8,231万3,132円の増額となり、歳入に占める割合が13.6%で、0.9%の増となりました。

また、収入額は合併以降二番目の額となりまして、平成17年度に対しまして、8.8%の増となっています。

調定額は前年より7,139万9,345円の増額で、たばこ税が1,076万5,715円の減額となったものの、市民税で4,310万4,115円、そして固定資産税で3,924万6,245円の増額となったところでございます。

収納率におきましては、前年度と比較いたしまして、現年度分が0.1%の減少で繰り越し分が0.65%の増となりました。また、税別では市民税が0.49%。固定資産税が0.62%の増となり、軽自動車税が0.23%の減少となったところでございます。

現年度課税分を分析いたしますと、前年度より収入済み額は8,472万円ほど増えたものの、対前年度収納率に対しましては、0.1%の減少分を、26年度調定額で換算しますと305万円ほどの減額となり、今後も公平かつ適正な賦課徴収のもとにより一層の収納率の向上に努め、一般財源の確保を図っていく必要があるかと思われまます。

それと、④のほうになります。各市税の滞納について、収納率の向上や分納、差し押さえ、減免の取り組みについて。

まず、収納率向上への取り組みでございますが、納税者の税に対する理解と協力を得ることと納税への高揚のために、広報面といたしまして、年度当初に税の納期一覧の全戸配布の実施や、毎月市報に税情報の掲載、そして有線放送での納期や納税の周知を図っております。

また、現年度課税分の未納者に毎月の督促状と年4回の催告書の発送で納付を促しております。滞納繰越者に対しましては、催告書を随時催告と一斉催告を行っております。

なお、随時の納税相談に加え、26年度から一斉催告の際に、夜間と休日の納税相談を実施しております。

さらに、12月に現年度課税分の未納者に対しての電話催告や出納閉鎖前には税務課と保健課国保係との合同で、国保税の一斉訪問徴収を実施しているところでございます。

次に、分納につきましてでございますが、新規の分納誓約者は年々減少の傾向にあり、26年度新たに68名が誓約して、誓約者数は535人となっているところでございます。

差し押さえにつきましてでございますが、差し押さえにより税に充当した額が本税で、市民税が531万901円。固定資産税が431万8,270万円。軽自動車税が50万2,000円、さらに特別会計ではございますが、国保税が813万9,492円、介護保険が30万5,200円、後期高齢が10万2,000円で総額1,867万7,863円となりました。

最後に、市税の減免状況でございますが、市民税の個人分が3件で6万500円、固定資産税が81件で1,160万2,000円、軽自動車税が339件で213万6,900円、国保税が11件で47万6,900円、合計で434件の1,427万6,300円という状況でございます。

終わります。

○財政課長（吉川俊一）

それでは、質問のございました5項目につきまして、お答えいたします。

まず、③の一般財源につきまして、どのように分析されるかといったような質問でございますけれども、一般財源の中の自主財源につきまして、お答えいたしたいと思っております。

平成26年度の決算の歳入総額は224億1,689万2,000円で、このうちの自主財源は、55億6,643万円で自主財源比率は24.9%でございました。この数字は25年度に対しまして、5億2,695万4,000円、10.5%の伸びとなっております。

自主財源の主なものは、市税でございますけれども、市税につきましては、今現在税務課長のほうから報告がございましたので、私のほうからはそのほかの主なものにつきまして答弁いたします。

使用料につきましてでございますけれども、決算額 2 億 8,061 万 4,000 円で、歳入総額に対しましての構成率は 1.3% ございました。25 年度に対しまして、1,032 万 5,000 円、3.8% の伸び率となっているところでございます。

この増加の要因でございますけれども、住宅使用料が決算額 2 億 1,677 万 2,000 円で、25 年度に対しまして 1,181 万 4,000 円、5.8% の増となったことによるものでございます。

その他の自主財源につきまして、主なものでございますけれども、一番大きなものは寄附金でございます。思いやりふるさと寄附金が決算額 2 億 4,936 万 5,000 円で、25 年度に対しまして、2 億 4,776 万 5,000 円と大幅に伸びたところでございます。

本市の自主財源の状況でございますけれども、昨年度よりも収入額がふえたところでございますけれども、それによりまして、自主財源比率はわずかではございますけれども、アップしたところでございます。

しかしながら、依然として低い水準にあるところでございます。

次に、⑤の市債につきましての分析でございますけれども、特別会計を含む 26 年度末の市債残高は 304 億 3,938 万 9,000 円で、25 年度に対しまして 6 億 2,732 万 6,000 円の減となっております。そのうち、一般会計の市債残高は 266 億 9,331 万 2,000 円で、25 年度に対しまして 6 億 7,567 万 7,000 円の減となっておりますところでございます。

この市債残高が減となった要因でございますけれども、元利償還金が 29 億 5,157 万 7,000 円ということで、これに対しまして起債の借り入れ分が 22 億 7,590 万円ということで、起債の借り入れを抑制したことによるものでございます。

今後の起債残高の推移でございますけれども、28 年度から合併特例債の借り入れ金の期限でございます 32 年度までは大型事業の実施によりまして、28 億円程度を限度に推移いたしますけれども、33 年度からは減額となる見込みでございます。

次に、特別会計の公共下水道事業特別会計の市債残高でございますけれども、18 億 9,420 万 3,000 円で、25 年度末に対しまして、6,229 万 8,000 円の減となっております。

借入額は 4,760 万円で、償還額が 1 億 989 万 8,000 円でございます。

公共下水道事業につきましては、管渠の整備が主な事業であります。27 年度で起債事業は終了する予定でございます。それで、今後の市債残高は減少していくというふうに見込んでいるところでございます。

次に、生活排水事業特別会計の市債残高でございますけれども、2 億 1,182 万 6,000 円で、25 年度末に対しまして 125 万 4,000 円の増となっております。借入額は 1,780 万円で、償還額が 1,654 万 6,000 円となっております。今後の市債残高の見込みでございますけれども、合併浄化槽の設置基数の目標計画によりまして、少しず

つではございますけれども、増となるんじゃないかなろうかといったような見込みを持っております。

次に、笠木簡易水道特別会計の市債残高でございますけれども、26年度から笠木簡水の施設整備を実施したことによりまして、25年度に対しまして、これは皆増でございますけれども、残高が1億8,880万円となっているところでございます。

今後の市債残高についてでございますけれども、施設整備期間が28年度までというふうに計画しておりますので、28年度までは増となりますけれども、その施設整備が終了いたしますと、減少していくという見込みでございます。

次に、水道事業会計の市債残高でございますけれども、14億5,124万8,000円で、26年度には借入れを行わなかったことから、25年度に対しまして、7,940万5,000円の減となっておりますところでございます。

今後の残高の見込みでございますけれども、28年度をピークに減少していくというふうに見込んでいるところでございます。

次に、8番目の委託費、それから工事請負費につきましての上位10社の状況でございますけれども、総額につきまして、建設工事が24億1,834万914円ございました。業務委託費が20億2,131万7,367円ございました。

次に、件数でございますけれども、建設工事が458件、業務委託が798件となっているところでございます。

平均の落札率でございますけれども、建設工事が97.18でございます。業務委託が95.33となったところでございます。

次に、受注額の大きい上位10社について申し上げます。

まず、金額の大きいほうから申し上げますと、建設工事では、第1位が株式会社渡辺組でございます1億7,550万でございます。次に、川畑建設でございます1億2,891万でございます。次が川原田工務店でございます9,104万でございます。次が川原建設でございます8,742万でございます。

次が、カネダ設備ガスでございます6,913万でございます。次が、コーアツ工業株式会社でございます、これは鹿児島市にあります会社でございますけれども6,804万でございます。

次の7番目が篠原水道でございます6,531万でございます。次が鎌田建設曾於支店でございます6,313万でございます。次に9番目が森園水道設備でございます、5,759万でございます。10番目が川原設備でございます、5,668万となっているところでございます。

次に、業務委託でございますけれども、一番大きかったのがシダックス大新東ヒューマンサービスでございます、鹿児島営業所でございます、1億2,758万円

でございます。次が、曾於市シルバーセンターでございまして、1億1,936万円でございます。次の3番目が南九州畜産工業でございまして、9,111万円でございます。次が、大隅衛生企業でございまして、9,017万円でございます。

次に5番目が社会福祉協議会でございまして、9,001万円でございます。

次が、輪光福祉会でございまして、8,760万円でございます。次に7番目が曾於医師会でございまして、8,463万円でございます。次がRKKコンピューターサービスでございまして、5,916万円でございます。9番目が曾於市森林組合でございまして、5,605万円でございます。最後の10番目が末吉環境センターでございまして、5,545万円となったところでございます。

次に、設計価格と予定価格の差額でございますけれども、入札案件の予定価格で設計額と同額でない件数、それから設計金額等の差額を申し上げます。

建設工事におきましては、458件のうち437件でございました。差額の総額が7,910万1,580円となっております。

また、業務委託につきましては、535件のうち237件でございまして、差額が1,216万9,255円となっているところでございます。

次に、10番目の耐用年数を過ぎた建物についての報告でございますけれども、まず耐用年数が経緯している建物ですけれども、学校施設では3棟、それから公営住宅では97棟、農林業施設では17棟、それから庁舎ほかその他施設では33棟、計の150棟となっているところでございます。

26年度の取り組みと今後の取り組みの課題でございますけれども、26年度は公営住宅の老朽化した2棟を解体いたしました。27年度も老朽化した公営住宅1棟の解体と、それから学校施設の2棟の解体を実施いたすところでございます。

今後の、施設の老朽化に対する膨大な維持経費が必要となることは常々言われていることでございますけれども、これにつきまして、対応するために、27年度から28年度にかけて公共施設と総合管理計画という計画書を作成いたします。それで、長期的な視野を持って、更新、統廃合、長寿命化など、計画的に行いながら、財政負担を軽減または平準化していくために、それから公共場施設の適正な配置を実現するためにこの計画書を現在作成中でございます。

以上でございます。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

それでは、福祉事務所分ですが、保育料についての25年度平均はいくらだったかという御質問でございました。25年の4月1日でおさえた部分でございますが、徴収額が1,280万4,060円、人数にしまして836人でございました。平均額が1万5,315.9円となっております。平均です。

以上です。

○保健課長（丸野哲男）

それでは、保健課分をお答えいたします。

まず、温泉保養券でございますけれども、これにつきましては、実績のほうが手作業での処理ということになりますので、時間的余裕がございませんでしたので、発行人数での案分という形で申し上げます。

4月から9月の国保の65歳未満の利用者数でございますが、457人でございます。

また、利用金額につきましては、案分をいたしますと、71万5,000円でございます。年間に換算いたしますと143万程度ということになります。それから、10月から3月までの下半期の分でございますが、社保等に発行された利用者数でございますが、発行枚数でございますが1,026人でございます。これにつきましても、案分で申し上げますと、178万9,000円になるところでございます。

それから、通告のありました市内外の医療機関にかかった割合、人数、支払額、それから市内で不足している診療科、支払った金額が大きい上位5つの医療機関と支払額について申し上げます。

市内と市外の医療機関にかかった割合につきましては、国保被保険者分で申し上げますと、延べ人数で市内が4万9,650人、49.33%。市外が5万997人、50.67%であり、支払金額は市内が7億8,736万円、24.07%。市外が24億8,357万円75.93%です。

支払った金額が大きい上位5つの医療機関と支払額につきましては、1位が藤元総合病院で、2億4,602万円。2位が国立病院機構都城医療センターで1億9,677万円、3位が昭南病院で、1億9,315万円、4位が高原病院で、1億4,294万円、5位が都城市郡医師会病院で、1億3,178万円です。市内で不足している診療科についてであります。曾於市には病院が、曾於医師会病院を合わせまして6カ所、医院が10カ所あります。診療科につきましては、外科、整形外科、内科、胃腸科は8カ所から12カ所ありまして、一次医療の外来診療につきましては、充足していると思われませんが、医療機関が旧市街地に集中しているために、全ての市民が利用しやすい状況ではないところであります。

特に、小児科は、末吉、財部に1カ所ずつしかありません。産婦人科も末吉にあります。外来診療のみで出産は取り扱っていないため、市内での出産はできないところであります。

耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、皮膚科につきましても、数が少なく、充足していない状況でございます。精神科は岩川病院がことし3月に閉院をしたため、市外の医療機関での診療になるところであります。

また、二次医療機関の曾於医師会病院の医師不足により重篤患者の小児科、産婦人科は診療できない状況にあり、夜間救急においても、心疾患、脳卒中、小児救急、産科医療は受診できない状況でございます。

以上であります。

○耕地課長（吉野 実）

それでは、7番目の、曾於東部について、御説明申し上げます。曾於東部地区の平成27年8月末までの曾於市内の水利用者は362名であり、曾於市内の受益者総数は1,366名ですので、水利用率は26.5%でございます。

曾於市内の受益面積は1,000haのうち224ha。

内訳は、普通畑が125ha、ハウス11ha、お茶88haの畑で水を利用しておりますので、畑の水の利用率は22.4%でございます。

つまり、26.5%の農家が22.4%の畑で水を使った営農が展開されている状況でございます。

ただし、曾於市内のお茶畑に限りますと、防霜や夏場の冠水等に91%の茶畑で水が利用されている状況でございます。

曾於市内の受益地内の作物の作付状況を経済課のほうで、調査していただいておりますので、その実績報告を申し上げますが、主な作物が、サツマイモ448.5ha、お茶96.7ha、大根73.3ha、ユズ26.7ha、ニンジン12.6ha、ゴボウ11.2ha、カボチャ10.3ha、飼料作物679.6haでございました。

曾於東部土地改良区の今後の加入、目標につきましては、水利用面積で41%を目標としております。曾於東部地区は、平成24年度に国営・県営の全ての事業が完了しましたが、全国的に高齢社会を迎えている中で、曾於東部地区内の受益者においても、同様に高齢化が進んでおり、曾於市内の水利用者の平均年齢は68歳でございます。

農業が盛んになると、必然的に水利用率が上がると考えられますので、高齢化対策や遊休地の活用、中核農家の育成、最大の目標でございます農家の所得向上につながる水利用作物の選定などが大きな課題となっている現状でございます。

以上で、終わります。

○総務課長（永山洋一）

済みません。先ほどの職員数でございますが、26年の4月1日現在で346人でございます。

以上です。

○議長（谷口義則）

ここで、徳峰議員の質疑を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時09分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の質疑を続行いたします。

○税務課長（中山浩二）

先ほどの市税の減免の関係で、徳峰議員のほうから、個人的な申請による分ということで減免の質問がございましたので、その件について補足説明をさせていただきます。

市民税につきましては、生活保護関係と災害以外の減免が3件個人的にございます。受理した分だけでございます。

申請と同じ件数でございます。それと、固定資産税につきましては、81件と申し上げましたが、これは生活保護、そして公益減免、企業減免が入っておりまして、個人的な申請はゼロでございます。

軽自動車税の339件のうち、障がい者並びに公益者の分でございますが、こちらもゼロです。

国保税につきましては、11件でございますが、収入の減によります分が1件でございます。あとは、旧被保険者、後期高齢の関係の分の減免でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、市長や副市長の提起に対する課長をはじめとした職員の対応についてでございますが、1回目の答弁では、1カ月1回の庁議等で提起を行っていて、全体としてよく対応できたのではないかという自己分析も続く市長の答弁ではなかったかと思っております。

細やかなことは、特に決算では、27年度以降を含めて3年ぐらいの単位でこの問題は見なければいけないと思っておりますが、全体としてはそのように私も受けとめておりますけれども、やはり部分的にはそれがせつかくのよい提案、提議でありますけれども、それをこなしていない。これは、課長とか職員の責任ではなくて、課題があまりにも多過ぎるということも含めて、やはりいろいろ事情があるのではないかと私は受けとめております。

この点については、ここではよろしいです。

この2次試験についてでございますが、一般質問で私は、面接官を市三役だけで

はなくて、市外を含めて6名以上にすべきだということでありましたけども、これは本年度が今、1次が終わりまして、2次が11月ごろに開かれて、微妙な時期でありますので、来年度に回したいと思っております。

1点の質問でありますけども、一般質問でも申し上げましたが、昨年から原則として市内居住者義務が付記されております。

先日一般質問等の答弁では、過去4年間に3名が市外に住んでいるということですが、市内居住の義務の付記についての位置づけ、位置づけについては、これは「お願い」という形での扱いと解釈をしていいのかどうか確認しておきたいと思っております。これが、第1点であります。

第2点目は、先日も申し上げましたけれども、やはりこの結婚等も含めて、採用されてから何年かたった段階で、市内に居住せざるを得ない場合も出てくると思います。これを強制的に市内に居住をすることはできません。そういったことで、採用時点での市内の居住は少なくとも「お願い」であっても、やはり全員に原則適用すべきではないと思っております。

ただ、3名が既にこの二、三年内に採用したので、出てますけども、この辺りを含めて、この考え方はどのようなとらえ方をしたらいいのか確認をしておきたいと思えます。

くどいようですが、これをちょっと、市内居住の義務化は無理であるということをはっきりすべきだと思っております。これは、質問の1点です。

それから、全体の徴収は前年度に比べてよくやっていると思っております。これは省きます。

それから、この税の滞納額についての納入率の引き上げを含めた取り組みでありますけども、その中で毎回取り上げている減免について、ただいま課長の説明がありましたけれども1年間に自主的な減免申請の受理は市民税でわずかに3件、それから国保税は、課長、何名ですか。

1件でしょう。ということで、これをあわせても4件なんですね。この点については、一応内部でも取り組みをされているようでありますけども、特にどういった点で今後この点は改善しなければいけないか。例えば、分納は、市長、535人です。大変多いんです。あるいは差し押さえも数多くて、金額では報告で1,868万円です。非常に多いんです。

一方、だから、その自主的な減免が、やはり全体でも、国保を含めても4件ということ、やはり改善の余地があるということを一貫して申し上げておりますけども、今、検討中であるようでありますけども、基本的な考え方だけを述べていただきたいと思えます。細かくはいいです。

それから、特別会計を含めた市債状況についても、財政課長から詳しく説明がありましたけども、全体として、おおむね改善をされているようであります。自主財源が24.9%厳しい中で、その中でこの使用料等も思いやり納税が入ってきたということもありまして、改善されておりますけども、引き続き取り組みを強化していただきたいと思っております。これはよろしいです。

保育料の軽減についても、25年度に比べて6,285万円を投入することで、1万5,315円から1万2,000円前後に引き下げられたということで、今後、これをベースにして考えていきたいとおもっております。これはもうよろしいです。

温泉保養券について、一言質問いたします。温泉保養券については、これまでいろいろ議論してきましたけども、課長報告では、26年度の場合が、65歳未満の温泉利用者が半年間に457名、約500名。一方、新たに補助対象となりました社会保険等が下半期の半年間に1,026名ということです。

考えていきたいのは、40年も50年も続いてきたそうした全員支給の中で、65歳未満の人たちが約500名おられる。一方で、約1,000名の社会保険の人たちが導入対象が拡大されたことはいいんですが、1,000名が恩恵を受けて、今まで長年続いた500名が恩恵を受けなくなったっていうの単純化してみますとこうしたことも言えるんですよね。この辺がやはり昨年の9月の一般質問に取り上げましたけども、これを実施する段階で十分な検討が深い掘り下げた分析がされていないという点があるかと思っております。率直に言います。

その点で、今の段階での考え方を聞かせていただきたいと思っております。

次に、医療機関について、今回は副市長、大休寺副市長に質問いたします。ただいま、課長答弁にもありましたけれども、この曾於市民の半分が市外の病院にかかっている、都城を中心として。支払った医療費に至っては、76%を市外の医療機関に払っているんです。もちろん、民間、国立、医師会病院も入っておりますけども、私がここでお互いに考えていきたいのは、今後の曾於市民のいわば予防医療との関係を含めてなんです。やはり予防医療との関係で、これをさらに前進させるためには、医療機関との綿密な連携といいますか、タイアップといいますか、これが今後ますます大事じゃないかと思っております。

その点で、やはり民間、あるいは市外の部分だと、どうしても制約があるのではないのでしょうか。これを一気に変えることはもちろんできません。あるいは、曾於市内でも、その中心となる医師会病院が非常に医療サービスの体制が充実していないという課題もございます。こうした大きな観点からみでの制約あるいは厳しい限界性といいますか、いう中でのやはり、さらに予防医療を含めて医療サービスを充実していかなければいけない。そのためにはどうしたらいいかと、議論はされてい

と思うんです。基本的な今後の曾於市のそういった中でのあり方というのをやはり方針化すべきだと思うんです。

厳しい中でのまた方針化を、明るい材料を持たせた方針化を出すべきである。その点で、続いて、市の基本的な考え方を、今後について、聞かせていただきたいと思っております。なかなかこれは難しいと思っているからでございます。

しかし、それでもしなければいけない。市内に大きな公立病院が2つ、3つあって、それが中核となってやっていたら、非常にやりやすいんですが、倉敷みたいな、岡山県の。その点で副市長に一言答弁してください。

最後に畑かん事業について、課長の報告にありますように、これまで既に稼働しておりますけども、この建設後の。説明がありましたように、今、農家の場合が26.5%加入している。畑については、さらに低く22.4%でしょう。ですよ。

これを人数にして、今後41%まで引き上げていきたい。農家の平均年齢は68歳です。この中で40%に引き上げていきたい。もちろん目標を高く掲げることは大変結構なことなんですけども、質問でありますけども、どういった取り組みの中で裏付けを持って、この40%を何年度までに引き上げる計画であるのか、その引き上げるためのいわば処方箋を、取り組みを含めて、示していただきたいと思っております。目標を掲げてやること自体は、大変いいことではありますが、その裏づけを含めた答弁を2回目にはしてください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

職員採用の問題でございますが、基本的には採用後になりましたら、お願いとして、市内に居住してくださいということをお願いしております。

それで、いま、このような方向で、今進んでおります。義務ではありません。

また、今まで採用された方についても、なるべく曾於市内に住居を構えていただきたいということも引き続き職員にはお願いしてありますけど、特別な事情がある方もたくさんいらっしゃいますので、それは強制はしておりません。

あと、税の問題ですが、非常にこの決算の中でも、市民の生活が苦しい状況が繁栄されております。基本的には、その人の状況を市としてもつかむというのが大事でありまして、滞納した方については、文書をもって、電話をもって相談をしております。なるべく、これは義務ですので支払っていただくようお願いをしたいというふうをお願いをしたいと思います。

同時に、支払いが非常に困難な人の場合は、分納をしていただいて、お願いしております。分納をしていらっしゃる方については、差し押さえとかそういうことは全くしておりません。また、特別な理由のある方については、生活保護への紹介と

か、いろんな形での取り組みも進めているところでございます。あと市の特別な申請減免については、これも非常に大事なことでありますので、今、全国の例を含めて曾於市としてできるものがないかということも含めて、検討しておりますので、もうしばらくお時間をいただければありがたいというふうに思います。

あとは、各担当課長を含めて副市長から答弁をさせます。

○副市長（大休寺拓夫）

まず温泉保養券についての件についてお答えいたします。今の段階での考え方ということでございますが、先ほどありましたとおりに一般市民まで広げた、全市民に広げたということで、その効果はあったのかなと思っております。国保事業でやっておりました20歳以上というので、65歳未満はちょっと御遠慮いただいたんですが、いろいろ調べる中で、若い方については療養の効果が余りないと。非常に元気でいらっしゃいますので、そういうことも含めて、そういうものを65歳以上のほうへ回していただいたということもございますので、もうしばらく様子を見させていただきたいと思っております。

この前の一般質問でも、市長がお答え申し上げたとおりでございます。

それから、医療機関のことなんですが、市外が75.93%と多いということで、そこあたりの基本的な考え方ということでございましたので、議員がおっしゃられたとおりに、非常に医療機関も少ないし、診療科も少ないもんですから、そこをやっぱり予防に重点をおいていかないといけないということはおっしゃる通りでございます。

そういうことも受けまして、保健課としましては、まずは検診率のアップをしていくと。特定健診の受診率をアップをして、その中で、そういう悪いところを早くみつけてお知らせをしていくと。そして、その結果に基づいて重症化をさせないということを今、やっております。

その結果として、検診は終わったんですが、7月にすごく診療数がふえます。1年間の中で一番ふえます、これは、特定健診を受けたあとの結果報告会でいろいろお話をして、早期で行かれるというのが出ていると思います。

あと、医療機関との連携ということが非常に大事でございますので、こちらのほうとしましては、今、やっていますのが、慢性腎臓病の連携システム、CKDですね。人工透析を出さないという、重症化させないというものを医療機関と連携をしてやっております。専門医が非常に少ないということもございまして、鹿児島市まで、中まで行けないと、そういうことですので、唯一の公立病院であります公立といえますか公的な医療機関であります、曾於医師会との連携を強めてやっているということでございます。

あと、できたら都城のほうともしたいんですが、なかなか医師会の関係とか腎臓専門医の関係がございまして、まだ進んでいないところであります。そこあたりも同じ医療圏でございまして、今後検討をしていきたいと思っております。

あとは、脳卒中、脳溢血とかそういうものをプロジェクト、5年間組んできましたので、今後もこれを何らかの方法で引き継いでいきたいなと思っております。

あとは、医療・介護福祉の連携ということで、在宅医療、在宅福祉を非常に重点をしながら、包括とか医師会、あと介護事業所、そういうところと今非常に連携という話もしておりますので、そういうところでバックアップをしながら安心して生活できる地域を目指したいという基本方針でございまして。

以上です。

○耕地課長（吉野 実）

それでは、東部畑かんのほうについての御説明を申し上げますが、この東部の、先ほど申しました水利用率41%の目標年度は平成30年度を東部土地改良区としては目標をおいているというようなことでございます。

なお、平均年齢が68歳ではないかというようなことですが、この平均年齢につきまして、そして加入率を上げるための一つの方法としては、現在も認定農家、担い手農家、それから法人化についても、だいぶ農地が農業委員の皆様のお力なり、経済課がやっております中間管理事業等を取り入れながら、面積を集約しながら、平均年齢もこれを下げながら若い担い手なり農家に育成しながら集積を図っていききたいというふうを考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

絞って、2点だけ3回目に質問いたします。また、副市長に続きまして3回目の質問であります。

若干、2回目の答弁にもありましたけども、医療機関との連携というのは、これは介護を含めて大事でありますけれども、現在どこまで、例えば都城の藤元病院との連携がとられているでしょうか。

あるいは今後連携を深めるとして、どこまで可能であるでしょうか。そういったことを含めて、さっき何回も私はだから、制約性、限界性があるということ、言葉を選びながら質問したのはそこなんです。しかし、やはり取り組まなければいけない。今後曾於市のいわば大きな課題になるかと思っておりますけれども。それはやはり曾於市の今後の医療計画の中に文章化して、反映できるようにして、目的、意識性を持った、曾於市としての全体としての取り組みが必要じゃないかと思うんです。私が見るかぎり、それがまだ見られませんので、問題提起を含めて質問しているわ

けでございます。

次に、耕地課長に1点質問いたします。

2回目の質問、基本的に了解なんですけども、ただ、これは課長の責任じゃないんです。平均年齢が68歳で、平成30年度まで目標40%引き上げるといった場合は、やはり法人化とか認定農家対象だけではなかなか厳しいでしょう。全体を40%でいいということは、普通の中小の農家を含めて、やはり加入促進を図らなければ、40%には絶対ならないと思うですね。その点での手だてとありますが、さっき処方箋と申しましたが、処方箋はどのような処方箋をもって、あるいは手だてを持って取り組む計画があるのかということをお答えしていただきたいんです。

ちなみに、お答えしてください。今だから、362人が一応加入しているわけでしょう。

今の計算でもって、41%にするには、これは何百名にしなければいけないですか。単純計算するとすぐ出ますね。それもお答えしながらやった場合に、非常にこれは大変だと思うんですね。しかし、41%と目標を掲げてますので、それにどのように近づけるかということをお答えしてください。

これは、最初に言いますと課長の責任はないんです。このように高齢化になったのは課長の責任じゃないから、可能な限りお答えしてください。

○副市長（大休寺拓夫）

藤元病院との連携でよろしいですか。

結論から申し上げます、今のところ連携は取れていないということです。一応、都城医師会もあるわけですが、一番、我々が連携をさせていただきたいのが、先ほど申し上げました、腎臓専門医が非常に少ないというのがございまして、今、曾於医師会の病院でも、月1回しかこちらから紹介をしても受けられないという状況がございまして。

そういう中で、都城市は100近く医療機関がございまして、中にいらっしゃるんですが、そうたくさんはいらっしゃいません。しかしながら、一番近いところは都城市でございまして、そこらあたりの腎臓専門医との連携が取れるんだったら、非常に市民の方も助かるのかなと思っております。

あと、ちょっと参考までに申し上げますが、藤元病院が結構人数が大きくて、金額も多いんですけども、あとは、市外の医療費が多いということは、やはり、藤元病院のほうに精神科のほうがあります。精神疾患の関係の入院。これが非常に大きなウエートを占めております。そういうのがありまして、保健課の保健師とも、また、藤元のソーシャルワーカーとか、そういう方との連携は非常にしております。

あとは、特定健診、そのデータのやりとりとか、かかりつけの関係ですけども、医療データのやりとり、そういうものは連携が取れていますけど、いま一つ、取れておりませんので、今後の検討事項にさせていただきたいと思います。

○耕地課長（吉野 実）

先ほどの徳峰議員の質問にお答えいたしますが、私が申しあげました41%という数値につきましては、議員が言われる、いわゆる1,366に対する41%で行きますと、受益者が550名ほどになるということになります。私が先ほど申しあげましたとおり、面積でいわゆる1,000町歩の曾於市内の受益の畑が、400haの農地に水を引けば、40%以上になるということですので、先ほど言いましたとおり、法人の農家、認定、担い手農家等に関して、面積を、農地を集積して、おのずと畑かんの水の利用率を上げたいというふうな方法を考えているところです。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○4番（上村龍生議員）

さきに質疑通告書を提出しました。それに基づきまして、大きく2点について質問をいたします。

まず1点目が平成26年度の一般会計決算状況につきまして、①としまして、次の項目の歳入決算額の構成比とその評価、これまでの流れ——流れというのは傾向のことですが、それと今後の推移をわかる範囲で示してください。

1つ目が、一般財源の合計額、2つ目が地方税、3番目が地方交付税の全体額。これは、先ほどの答弁にも一部ダブっておりますけども、切り口が若干違うのかなというところもありますので、簡潔に答弁をいただければと思います。

2つ目、主な財政指数の状況とその評価につきまして、これまでの流れ、これも傾向のことと、今後の推移をわかる範囲で示してください。

項目的には、財政力指数、実質収支比率、実質公債費比率、将来負担費負担比率、実質収支、単年度収支、実質単年度収支、計上収支比率。

大きな2つ目としまして、これも先ほどの答弁の中で、かなり出ているんですが、若干切り口がこれも違うと思いますので、簡潔に答弁を願いたいと思いますが、当別会計を含む滞納関係の状況につきまして、①としまして、各課、各事業の滞納の現状とこれまでの流れ、傾向について示してください。

2つ目、不納欠損処分額の現状とこれまでの流れ、これも傾向です。について、示してください。

3番目が、不良債権化した債権が出てくると思うんですが、各課のこの不良債権

化した債権の徴収方法、処理方法、今後の見直しについて示されたい。

以上です。

○財政課長（吉川俊一）

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、①についてお答えいたします。

平成26年度の決算の歳入合計額のうち、一般財源にかかる分が152億303万8,000円ということで、歳入における構成比が67.8%でございます。これは、25年度に対しまして5,764万1,000円の増となっているところでございます。そのうち、これにつきましては、先ほどの税務課長の答弁と重複するかもしれませんが、地方税は30億4,512万4,000円で構成比13.6%でございまして、25年度に対しまして、0.9%の伸びとなっております。

また、地方交付税につきましては、決算額が94億7,659万2,000円で構成比が42.3%でございまして、25年度に対しまして1,777万4,000円の減となっておりますけれども、構成比では1.7%の増となっているところでございます。26年度の一般財源につきましては、市税が8,231万3,000円、地方消費税交付金が7,230万円、それから財政調整基金繰入金が増となったため、昨年度よりも増額となったところでございます。

地方税の増額の要因でございますけれども、法人市民税と、それから固定資産税の償却資産の増が主なものでございます。

それから、地方交付税のうち、普通交付税が減額となっておりますけれども、これにつきましては、市債の消化に伴います公債費は増となっておりますけれども、基準財政収入額としてカウントされます地方消費税交付金が増となった関係から、1,777万4,000円の減額となったところでございます。

今後の推移でございますけれども、市税につきましては、なかなか税の増というのは見込めないというふうに考えております。そう見ますと、今後さらに徴収率を高めるといったような方法をとっていくしかないのかなと思っております。

それからまた、これは財政計画等にも掲げておりますけれども、未利用地の財産の売り払い、貸し付け、そういったもの等についても、積極的に取り組む必要があるだろうというふうに考えております。

それから、地方交付税につきましては、本市の歳入の42.3%を占めております。これが合併算定替が終了する、終了するというか減額されます。そうしますと、来年から32年までに段階的に普通交付税が減額されます。今後は一般財源が本当に減少していくだろうということを考えますと、一般財源をどうにかして確保することがますます重要になってくるであろうというふうに考えておるところでございます。

それから、②でございますけれども、財政指数の評価、それから、今後の推移でございませぬけれども、まず財政力指数でございますけれども、財政力指数は0.28というふうになっておりますけれども、これは25年度と同じ数字でございます。合併後から、0.28前後で推移しているところでございます。この数値は財源的にかなり厳しい財政運営というふうになっているというふうにご判断いただいております。

それから、実質収支比率でございますけれども、この数字につきましては、おおむね3%から5%程度が望ましいといったように考えられております。それで26年度の実質収支比率は5.8%でございます。ですので、数値的にはおおむね良好として判断していただいております。

この数値につきましては、合併後から、この3%から5%の範囲で推移内で推移しておりますので、今後もこの数字につきましては、どうかキープできるんじゃないかなというふうにご考えております。

それから、実質公債費率でございますけれども、26年度の単年度が6.5%、3カ年平均が7.4%でございます。早期健全化比率が25%でございます、本市はこの数字、大幅に下回っているところでございます。

しかしながら、今後は元利償還金が22年度からの借り入れ合併特例債等によりまして、借り入れ額の導入によりまして、31年度には約33億程度まで増となる予定です。

また、普通交付税が28年度から先ほども申し上げましたとおり減額となる予定でございますので、そうなりますと、28年度以降は実質収支率が上昇してくるんじゃないかなというふうにご考えてはおりますけれども、しかしながら、この、健全化の基準についてはキープできるというふうな解釈をしているところでございます。

それから、将来負担比率でございますけれども、今回、26年度でございますけれども、充当可能財源が将来の負担額を上回ったということで、将来負担比率はなしといったような、良好な比率をキープしているところでございます。

しかしながら、28年度以降につきましては、先ほども申し上げましたとおり、普通交付税の減、それから、普通交付税が減となりますと、おのずとその財源を確保ということで、現在の基金を取り崩すといった形になりますと、上昇にするんじゃないかなということには危惧しております。しかしながら、この将来負担比率の健全化の数値については、良好ではあるというふうにご考えております。

次に、実質収支でございますけれども、実質収支が7億5,8……。

済みません。ちょっと数字が間違っております、確認させていただきます。

7億5,873万6,000円でございます。合併後からは5億円から8億円前後で推移しております。今後もこの数字で推移していくのはいかというふうにご考えております。

す。

それから、単年度収支でございますけれども、単年度収支が2億2,731万9,000円となっております。前年の単年度収支がマイナス1億2,565万1,000円でございますして赤字であったことがございました。それで、26年度は前年度の赤字分を解消したといったようなことになるところでございます。

それから、実質単年度収支でございますけれども、先ほど申し上げました単年度収支に基金への積立金、これは財政調整基金の積立金ですけれども、それから地方債の繰上償還、それから財政調整基金の取り崩し額、そういったもの等を引いた額でございます。といったときに、26年度の実質単年度収支はマイナス4,980万2,000円となっております。

それから経常収支比率でございますけれども、これは地方公共団体の財政構造の弾力を判断するための指標でございますけれども、26年度の経常収支比率は、89.4%ということで、昨年度よりも2%増となっているところでございます。

これは、財政計画の中では目標値を87.5%と定めておりますけれども、これを1.9%上回っているところでございます。

この要因といたしましては、経常経費でございます物件費、それから維持補修費1億1,481万4,000円が増加しているところでございますけれども、これはから昨年度から導入されました消費税のアップ、そのことによりまして経常経費が上がったことによるものでございます。以上でございます。

○税務課長（中山浩二）

2番目の滞納関係の状況について。

滞納や不納欠損処分の流れについてでございますが、まず1の滞納繰越額の状況でございます。

まず、5年間分の決算で、税目ごとに件数が多いですので、26年度以外は1,000円以下を切り捨てて答弁をさせていただきます。

まず、市民税の個人分でございます。26年度が5,445万1,872円ですが、22年度7,258万9,000円。23年度7,147万3,000円、24年度6,710万4,000円、25年度6,405万7,000円と年々減少の傾向にあるところでございます。

次に、市民税の法人分でございます。

平成26年度223万3,575円ですが、22年度201万8,000円、23年度208万7,000円、24年度237万円、25年度277万円でございますして、年々わずかに増加しておりましたが、26年度は減少したところでございます。

次に、固定資産税でございます。平成26年度1億1,768万2,597円ですが、22年度1億1,648万3,000円、23年度1億3,026万1,000円。24年度1億4,157万5,000円、25

年度1億2,446万4,000円、年々増加の傾向でございましたが、25年度・26年度は減少となったところでございます。

次に、軽自動車税でございますが、平成26年度748万4,366円でございますが、22年度959万9,000円、23年度902万7,000円、24年度は849万1,000円、25年度805万4,000円と年々減少しているところでございます。

次に「特別会計を含む」とありますので、まず国民健康保険税でございます。

平成26年度2億2,744万5,309円。平成22年度2億4,952万5,000円、平成23年度2億5,819万4,000円、24年度2億6,498万6,000円、25年度2億5,655万4,000円で年々増加の傾向でございましたが、26年度は29万円ほど減少したところでございます。

次に、介護保険料でございます。

平成26年度930万850円ですが、22年度836万6,000円、23年度799万5,000円、24年度827万8,000円、25年度842万9,000円、23年度から増加の傾向にございます。

次に、後期高齢者医療保険料でございますが、平成26年度126万900円ですが、22年度152万4,000円、23年度156万6,000円、24年度137万8,000円、25年度126万3,000円で、23年度から年々減少の傾向にあります。

次に、②の不納欠損処分額の現状とこれまでの流れでございますが、市民税の個人分でございます。

平成26年度562万7,601円ですが、22年度256万7,000円、23年度196万6,000円、24年度294万3,000円、25年度403万4,000円と23年度から年々増加しているところでございます。

次に、市民税の法人分でございます。

平成26年度16万8,300円ですが、22年度はゼロです。23年度5万円、24年度15万円、25年度26万円で、年々わずかに増減を繰り返しているところでございます。

次に、固定資産税でございますが、平成26年度1,604万6,472円で22年度384万2,000円、23年度390万円、24年度2,157万3,000円、25年度893万2,000円、年度ごとにばらつきがありまして、24年度、26年度が突出しているところでございます。

また、軽自動車税でございます。

平成26年度99万6,300円で22年度は75万5,000円、23年度76万9,000円、24年度63万6,000円、25年度61万1,000円、26年度若干増加しているところでございます。

次に、特別会計の国民健康保険でございますが、平成26年度2,803万636円、22年度が1,337万6,000円、23年度1,045万7,000円、24年度1,404万9,000円、25年度2,294万2,000円で、23年度より年々増加の傾向にあります。

次に、介護保険料でございますが、平成26年度229万5,700円、22年度が210万

6,000円、23年度184万1,000円、24年度241万4,000円、25年度195万円でございます。年度ごとに小幅に増減を繰り返しているのが状況でございます。

次に、後期高齢者医療保険料でございますが、平成26年度20万2,800円、22年度が10万円、23年度30万6,000円、24年度4万5,000円、25年度23万3,000円でございます。年度ごとに小幅に増減を繰り返している状況でございます。

次に、③の不良債権についてでございますが、市税や国保税などにつきまして、は不良債権と判断した場合は、執行停止処分を行っております。この処分に至るまでは、動産、不動産、預貯金、給与、無体財産などを調査いたしまして、充当できるかの判断をしまして、それでも徴収することができないと判断した場合には、執行停止処分、いわゆる不良債権化することとなります。そして、執行停止処分をしたものは、3年の時効期間終了後、不納欠損処理をされます。

平成26年度の執行停止処分は、61名分の878万6,961円でございます。

以上で、終わります。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

それでは、福祉事務所分の滞納関係の状況について、お答えいたします。福祉事務所における滞納の主なもの生活保護費の返還分でございます。

過年度の滞納繰越と平成26年度の調定額の合計を見ますと2,317万6,584円となっております。そのうち、26年度中の返還額が1,159万6,134円でした。滞納繰越額は1,158万450円となっております。

これまでの流れとしましては何等かの理由により返還金が生じておりますが、生活保護費を対象となっている世帯におきましては、少しずつ返還されている状況でございます。

次に②でございますが、不納欠損処分ですが、こちらは生活保護の返還金においては現在行っていないところでございます。

次に、③でございます。

現在、生活保護の返還金の徴収方法は、訪問及び郵送により返還を促しております。死亡者以外の滞納者には、分納誓約によりまして、個別に返納納付依頼を実施しております。生活保護世帯は、少額ですが、毎月返還されている状況です。生活保護の廃止世帯においても、返還の納付依頼を家庭訪問等により実施しておりますが、生活困窮者が大半でありまして、少額の返還がされている状況です。

次に、処理方法ですが、滞納している返還金請求の対象者は、生活保護世帯またはこれに準ずる世帯がほとんどであります。一括返済は困難な状況もあります。今後も継続して返還を促してまいります。21年度までの死亡者及び生活困窮者につきましては、今後不納欠損処分について検討しているところでございます。

今後の見通しについてですが、生活保護世帯については、年数はかかりますが、継続して返還を促してまいります。

また、今後、返還金が生じないよう、収入把握のための報告や、本人からの届けの提出義務、これの意識の徹底、及び返還金確認後、適正、迅速な返還をしてもらうような事務に努めたいと考えております。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

建設課の住宅使用料の滞納について、現状を御説明申し上げます。

平成26年度の住宅使用料の収納状況でございますが、現年度分の収納率が、97.52%で、収入未済額が527万8,800円、滞納者が100人となっております。

また、過年度分につきましては、収納率が19.43%で収入未済額が3,837万1,028円ございます。滞納者が98人となっております。

収納率につきましては、担当職員の努力もあり、年々高まっております。5年前と比較しますと、平成22年度で、現年度分が93.50%でしたけども、26年度は97.52%、過年度分で、22年度12.96%が、26年度19.43%ということで、かなり努力をしていただきまして、現年度分につきましては、約98%ということで、かなり高い収納率となっておりますけども、過年度分の徴収がなかなか上がってはいるけれども、全体としてはやはり低迷しているというのが現状でございます。

2番目の不納欠損処分額の現状とこれまでの流れということでございます。

不納欠損処分についてですけれども、曾於市営住宅等使用料の不納欠損基準というものを平成24年3月31日に定めておりまして、これまで平成23年度に24件の914万980円。平成24年度に6件の76万8,100円。平成25年度に5件の69万4,600円、合計で35件1,060万3,680円について不納欠損の処理を行っております。

これにつきましては、回収の見込みのない住宅使用料等について、債権の合理的かつ適切な管理を行うということで、所在不明や債権者連帯保証人が死亡したこと等により、民法に基づく期間等が経過した場合、不納欠損の処理を行うとしているものでございます。

それから、不良債権化した各課の債権の徴収方法、処理方法、今後の見通しでございます。住宅使用料につきましては、真面目におさめている人が不公平感を感じることのないよう、その徴収に努めたいと考えております。まずは、新しい滞納者をつくらないことが肝要ですので、早い段階での声かけや住宅への訪問、あるいは保証人への働きかけ等を行ってまいります。

また、分納等に応じない高額滞納者につきましては、まずは調停による話し合いによる解決を目指したいと考えます。

それが無理な場合は、保証人を含めた訴訟による解決も場合によっては必要だと考えております。

放置しておきますと、さらに債権額はふえてまいりますので、粘り強く、こまめに対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○水道課長（堀内光秋）

水道課分の下水道並びに水道の分を滞納関係の状況を御説明申し上げます。

まず1番目でございますが、下水道の分でございます。

曾於市公共下水道事業の滞納状況は、平成26年5月31日現在149件79名で、滞納額が52万8,870円でございます。

前年度と比べますと、5月31日現在で25件の減、18万3,520円の減額であります。

傾向といたしましては、貸家並びに団地に住む若い世代によるものが多い傾向で、本人との面談をした結果、生活困窮による滞納と推測をされます。

なお、平成27年9月14日現在では、督促及び面談によりまして、77件、38名ですが、22万7,650円になっております。

内訳といたしまして、平成26年度が51件の27名、16万1,600円、過年度の22年から25年度までが26件で、人数といたしまして11名6万6,050円になったところがございます。

続きまして、2についてお答え申し上げます。

不納欠損処分につきましては、不納欠損処分対象者名簿を保有し、債権の整理を行っております。

内訳といたしまして、平成26年度の不納欠損処分でございますが、1万9,420円の2人でございます。25年度が2万2,180円の2人でございます。平成24年度が1,140円で1人です。23年度が4,270円で1人です。22年度が5,020円でお一人でございます。このことから、各年度1ないし2名で推移しているところがございます。

3番目でございますが、不納欠損処分に至るまでは督促状、催促状の発送をはじめ、電話による指導、面談等による分納相談など、地道に努力をしております。

なお、水道使用料の滞納者は、同時に下水道使用料の滞納者になる傾向にありますので、上水、下水道の職員と連携をとりながら徴収に努力をしているところがございます。

下水道の不良債権でございますけれども、公法上の債権ということで、消滅時効5年として会計処理をしておりますので、現在のところ不良債権はございません。

続きまして、水道のほうを御説明申し上げます。

①でございます。

水道事業の滞納状況は、平成26年5月31日現在1,877件、739名で、滞納額が1,036万9,435円でございます。前年度と比較いたしますと、5月31日現在で388件の減、167万510円の減額であります。

傾向といたしましては、下水道同様、貸家、団地に住む若い世代によるものが多い傾向で、本人との面談した結果では、生活困窮、納入意識の欠如による滞納が推測をされております。

内訳でございますけれども、平成26年度の件数が1,599件、877万9,383円、過年度25年度が278件の157万52円でございます。人数が739名でございます。

②について、お答えいたします。

不納欠損処分につきましては、不納欠損処分対象者名簿を保有し、債権の整理を行っているところでございます。

平成26年度が、金額が49万8,690円、41名、152件でございます。

過年度が、平成25年度が115万8,210円、平成24年度が133万250円、平成23年度が135万8,720円、平成22年度が140万6,103円になったところでございます。

原因の主なものといたしましては、納入意識の欠如、生活困窮、住所不定等でありました。

③についてお答えいたします。

不納欠損処分に至るまでは、催促状、督促状並びに、未納額通知書を発送いたしまして、その後、電話による指導、面談等による分納相談、これによりまして、約束を守らないとか、納入されない滞納者に対しては、給水停止を執行するなどして、地道に努力をしております。

水道料金の債権といたしましては、消滅時効を2年といたしまして、会計処理をしておりますので、現在のところ不良債権はないところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○財部支所長兼地域振興課長（富岡浩一）

それでは、生活排水処理委事業について、御説明を申し上げます。

この事業の滞納状況につきましては、平成26年度末現在68名で、滞納額が累積259万6,480円となっているところでございます。

傾向といたしましては、浄化槽設置数の増加に伴いまして、滞納額も年々増加しているような状況でございます。

2番目の不納欠損処分については、ないところでございます。

それから、3番目でございますけれども、これまで督促状や催告状の発送、あるいは電話催告、訪問徴収、分納誓約などを行っているところでございます。

その結果、平成26年度までの累積滞納額259万6,480円のうち、ことしの4月1日

から8月末までの5カ月間で約5分の1に当たります45万9,934円の納付があったところでございます。

今後、納付しやすくするために、来年度からはコンビニで納付ができるように現在検討を進めているところでございます。

以上です。

○4番（上村龍生議員）

ありがとうございました。

各課それぞれ滞納額、それから、不良債権化の問題点、非常に多いと思うんですが、この26年度の監査意見書の中でも、市債、市の債権管理条例等の誓約等をしっかりして、この不良債権化した債権の処理方法と、ほかにもいっぱいあるんですけど、強制執行とか、債権の放棄とか督促の仕方とか、各課、各事業それぞれ、ある程度統一的な取り扱いをしていかないと、今のところではなかなかそれぞれの担当課で行っているという状況だと思うんですが、この市の債権の管理のあり方等の検討会なりが部内で設置をされているようにも聞いているんですが、もし、されていればその流れかれこれ、今の状況等がわかる範囲で、ちょっと示していただければと思うんですが。

○税務課長（中山浩二）

市債権に関してでございますが、税務課の中に「収納対策向上委員会」というのがございます。こちらで各課の部署が集まって、今まで委員会を設けていたわけでございますが、この中で昨年の8月に債権管理に関する問題と提起がございまして、それを検討する段階に入りまして、ただいま各課、担当者並びに係長補佐級を交えながら、まだ準備委員会でございますが、その中で会合を開いて、各課が持っております市の債権であります分、管理すべき債権というのは、税とか使用料、手数料、賦課金、貸付金など多岐に渡っております。また、この解釈がかなり複雑なためになかなか手つかずとなっていたところでございますが、今、そういった準備委員会の段階でしているところでございます。

現在、ほぼ市が持っている債権というのがようやく上がってきたところでございますが、これに関しまして、債権管理条例をつくらるとなりまして、地方自治法、そして、地方自治法施行令、地方財政法、民法など、いろいろと法が絡んできておりますので、なかなか大きく踏み出せないところでございますが、そういった中で今、担当者レベルで研さんしているところでございます。

そして、できれば市の市債権管理条例という、市で統一した債権を持てるようなところを今、検討というか、準備委員会で進めているところでございます。

ただ、収納対策向上委員会のほうは、また今現在ちゃんとあるわけですが、こち

らのほうは、八木副市長のほうで委員長になっていただいて、委員長のもとにそういった準備を進めているところでございます。

以上です。

○4番（上村龍生議員）

大変重要なことだと思っております。一般の財源確保の意味からも、特に不良債権というのは、消滅時効がさっきの説明で、各課2年から5年まちまちだと思うんですけども、消滅時効が来ても、民法上は法律上で消滅時効の援用という法律行為をしないと消えないわけですから。

消えないために、不良債権としてずっと残っていくので、その処理をしていかなーいといかん。ですから統一的な取り扱いをして、ぜひ各課わかりやすい、皆さんがわかりやすい方向で、回収方法なり、処分方法なりを決めていただきたいということを切に私のほうからも要請いたしまして、総括質疑を終わります。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時23分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、迫杉雄議員の発言を許可します。

○17番（迫杉雄議員）

6項目を質問いたしますが、決算書のページで申し上げます。決算委員でもありますけど、市長並びに教育長を決算委員会にということが考えられませんので、できるだけ市長の答弁を求めたいと思います。

まず、決算書の59ページの項の2の財産売り払い収入、そしてその他土地売り払い収入ですが、一般財源確保についての未利用財産の売却であります。土地売り払い収入については2件であり、説明書には鹿児島ペットボトルリサイクル株式会社となっておりますが、相手方は企業誘致で来た会社ですか内容がわかりませんが、もともと鹿児島ペットボトルは旧町時代に誘致企業で来たものだと思っておりますし、内容的には最近操業されてないということは認識しておりました。現状はどうなって、どのような形で売却ができたのか、まず1点。

あと2点目に、物品売り払いについて78万8,671円となっておりますが、廃棄車両の10台分の金額なのか、廃棄車両についてはどのような処分がされているのか、競

売にかけられた車両はないのか、金額78万相当について伺いたいと思います。

2項目目ですが、決算書の82ページ、節の報酬、あと成果報告書は総務課の7ページに未加入から新たに26年度に96戸が加入して96万の補助金が出ておりますが、内容的に成果報告書を見ますと、末吉、大隅、財部それぞれ似たような戸数であります。今日まで未加入対策の観点から年間を通じて何か対策が打たれたのか、当然、いろいろ議論を続けておりますが、何かの対策や促進が打たれているのであれば、26年度分を聞かせてもらいたいと思います。

あわせて自治会統合については1地区となっているようですが、これについての取り組み対応も26年度分を伺いたいと思います。

3点目、決算書の84ページの目の企画費定住促進対策事業について、26年度並びに27年度に向けての財部、末吉はそれぞれ成果があっておるようですが、今日に至っての人口増に対して市長の見解を伺いたいと思っております。住宅取得祝金制度についての成果もあわせてうかがいたいと思います。28年度以降の制度に対する市長の見解もあわせて答弁を求めたいと思います。

4点目が同じく82ページですか、山中貞則顕彰館記念事業についてですが、オープン以来1年5カ月が経過しています。企画総務費では11ページに企画課の総括、18ページに26年度の入館実績が出ておりますが、1年経過した3月までの内容を見ますと、5,589名という数字であります。内容的には鹿児島県内が2,892、宮崎県が448と、九州各県が70名という数字が出ておりますが、今年度4月以降にどうなっているのか、一挙にふえている状況には見えません。26年度の寄附金についても1,429万1,000円ですが、一方の支出額は、オープンかれこれ内容的には把握して理解しとるつもりですが、1,273万5,603円という決算額になっております。そして需要費やら役務費やら委託料、負担金補助となっておりますが、一年目を通してどのような管理であったのか、私は地元ということでしょっちゅう管理状況は見ておりますが、この決算状況と今後を考えますと、オープン前の年度までには寄附金もちょっと全国から集まってきたようですが、今後はなかなか難しいんじゃないかという観点に立って、決算の金額を質疑をすところす。あくまでもNPO法人の山中貞則顕彰館運営は、俗にいう丸投げなのか伺いたいと思います。

5点目、経済課の予算執行報告書の50ページに、26年度における曾於市の農産物生産実績が出ておりますが、26年度は409億9,092万円という額で出されております。27年度は別として、内容的にはやっぱりTPPの環太平洋経済協定が念頭にある関係上、本市の基幹産業である農業振興は、額的には畜産部門が80%というふうに見ておりますが、やはり26年度につきましても耕種部門、園芸を通じてもうちょっと引き上げなければ、農家の所得向上の金額が見えてこない、26年度の状況を見て

つくづくそう思っているとありますが、本市における市長の農業振興に対しての見解を求めたいと思います。

あと、6点目ですが、決算書の155ページに、教育指導費ALTの語学指導事業が1,351万959円と出ておりますが、旧町時代からALTの役割は認識してつもりですが、今日において市内のALTが、どうも顔が見えないような気がします。これにちなんで、本市の語学並びに国際化の向上はどうあったのか、状況的に答弁を求めたいと思います。再度申しますが、ALTの顔が見えないという言葉は、いつ入ってきていつ出ていったのか、内容的には県からの押しつけかというような感覚も持ってるわけですが、ALTは契約で行動するというような状況じゃないかと、あわせて答弁を求めたいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

質疑項目に沿って、一応、担当課長と打ち合わせしておりますので、基本的には担当課長から答弁させたいと思います。

○財政課長（吉川俊一）

それでは、まず、財産土地売り払い収入につきまして答弁いたします。

鹿児島ペットボトルリサイクルでございますけども、これは誘致企業でございます。これにつきましては、売却いたしましてその後、ペットボトルリサイクルからほかの会社のほうに事業が移っているようでございます。

それから、公用車の売り払い収入でございますけども、昨年2件を更新した公用車の車を売却したわけでございますけども、この売却方法につきましては見積もりをいただきまして最も高い業者に売却をいたしておるところでございます。

○総務課長（永山洋一）

それでは、決算書の81ページ、議会決算委員会説明資料、総務課の85ページ、30ページの関係でございますが、自治会振興費の関係で、年間を通じてどのような対策がなされたかということでございますけど、成果報告書の7ページでございますように、各種補助金等、加入促進補助金、自治会統合補助金等について交付しているわけでございますが、自治会統合につきましては、平成26年度に新たに統合した自治会はございませんけど、統合後2年目の大良自治会に補助金を交付しております。現在、26年度までは自治会振興補助金制度やそういった運営補助、財政的支援のみしか実施していないところでございます。

ただ、加入者の推進といたしましては、やはり住民票、転入時に自治会加入の案内のチラシ等は配っているところでございますが、年間を通じて新たな対策等については実施していないところでございます。

ただ、本年度、全自治会長に対しましてアンケートを実施したいと考えておりますので、その実態等を把握した上で、来年度以降、市としてどのような対策がとれるのかということ今年度中にはそういう対策等を大体考えまして、新年度予算等に必要な分については、そこに予算要望していくというような考えでございます。

以上でございます。

○企画課長（橋口真人）

私のほうから質問のありました2項目についてお答えいたします。

まず、定住促進対策事業でございますが、1点目につきましては分譲地の件でございます。分譲地につきましては財部の蛸ヶ丘ニュータウンがございましたが、27年度までで全区画販売が終了したところでございます。それから岩北分譲地でございますが、1区画残っておりまして、これも26年度に全て販売が済んだ、ごめんなさい2区画ありましたが販売が済んだところでございます。来年度以降の取り組みでございますが、今、販売できるところはなくなりましたので、新たな所をまた検討する必要があると考えているところでございます。

それから、住宅取得祝金等でございます。住宅取得祝金につきましては、26年度は新築及び購入含めまして120件、1,775万円の支出があったところでございます。この住宅取得祝金を含みます定住促進対策事業につきましては、今住んでいる方がそのまま曾於市内に居を構えて永住してもらい、また曾於市外から転入し、住宅を建てるとして永住してもらいことを基本としております。

今後の取り組みとしましては、転入者や若い世代への対策を重点的に行う必要があると考えているところでございます。

それから2点目の山中顕彰館管理費でございます。

まず、1点目の27年4月以降はどうなっているのかでございますが、本年度4月の入館者が285人、5月が358人、6月が305人、7月が310人と300人から400人で推移している状況でございます。昨年の秋と同じぐらいの数字でございまして、入館当時からすると半分ぐらいに減っている状況でございます。

それから、一年間を通じてどのような管理であるかということでございますが、昨年度につきましては、主に管理をされる方と事務をされる方が2名が常勤で管理をしてございました。そのほかに高木伐採等、臨時的な形で何人か人を雇ったところもございます。

寄附金の今後でございますが、今年度も大変少なくなっているところでございますが、この山中顕彰会に対しましては、寄附金を集めるための補助金も流しているところでございまして、この補助金を活用して今後も寄附金を集める活動をしていただきたいと思っております。

4番目の山中顕彰会の運営の件でございますが、基本的には顕彰会の方々に委託管理をしているわけでございますが、そのほかに毎月1回程度の打ち合わせをしながらやっているところでございます。

以上であります。

○経済課長（竹田正博）

私のほうからは、平成26年度の農畜産物生産実績についてということで、耕種部門の引き上げ策をということでございます。平成26年度の農畜産物生産実績につきましては、御記載のとおり409億9,092万円ということで、耕種部門が69億6,061万円ということで約20%ぐらいの割合でございます。

耕種部門の主な減少要因としましては、水稻、白菜、キャベツ等の価格単価の減、それから大根、ユズ、お茶等の収量面積の減少が影響しているものというふうに考察をしているところでありますが、やはり耕種部門の引き上げ策といたしまして、今、加工業務用野菜の取り組みもさせていただいております。キャベツ、それから里芋といった形で地方創生の予算も活用させていただきながら推進しております、加工業務用野菜の栽培面積というのを今後進めていかなければならないのかなというふうに思っているところであります、特に主要のかんしょ等につきましては、今のところ面積が大幅に減少するといったところは見込めませんので、そういった加工用野菜で伸ばしていかなければならないのかなというふうに考えているところであります。

以上です。

○学校教育課長（中村涼一）

それでは、ALTの語学指導授業について御説明いたします。

迫議員のほうからALTの顔が最近見えないということで御指摘をいただいたんですが、本市は26年度3名の外国語指導助手としてALTを雇用しております。

主な職務内容ですが、小中学校の英語事業での指導助手や国際交流活動、また総合大学での英会話講座を行っております。

昨年度まで3名のうち1名が民間委託をしておりました。それもあって、なかなか顔が見えないところもあったのかなと、昨年8月からは、新規に全てALTは財団法人自治会国際協会のプログラムによる斡旋を受けてきております。今後、小学校の英語が非常に、今5、6年生が週1時間なんです、次の学習指導要領の改訂では三、四年生からの英語学習も入ってきております。そういう計画があるということですので、中学校から、ちょっと曾於市の場合は小学校へシフトしているところもございます。そういった意味では、ALTの活用を図っていきたいと思っておりますが、実際、英語の学力はどうかと言われるとなかなか厳しい現状がありま

す。この辺についても、もっともっと費用対効果を高めるような取り組みを進めていきたいと思っております。

以上です。

○17番（迫 杉雄議員）

まず、鹿児島ペットボトル株式会社、去年は操業してなかったですね。今、答弁に聞くと、鹿児島ペットボトルがそのまま横に第三者に相談して操業するような形というふうに聞こえましたが、これについてはどういう管理が、俗にいいますと、肝心な会社の代表は操業を引き上げたと同時にいないのであれば、やっぱり市のほうがちゃんと管理せにゃいかんのんじゃないかなと、私が言うのは、あの地域の人たちがどこがやっとかなと、誰ひとりその情報をはっきり言えないわけです。そこらあたりで、当然、市のほうは企業誘致でやってるわけですので、行き先はちゃんとせにゃいかんじゃないかと、所有のどうのこうの問題じゃないと思うんですが、市長、今、課長の答弁で、私がちょっと理解に苦しみますが、市長のほうから今質疑してる内容の答弁を求めたいと思います。

あと、車両については入札で落として78万8,000円と、10台が78万8,000円といえどどのような入札だったのか、入札となるとそれなりの金額でも上がるんじゃないかという気がしてますので、再度、答弁を簡単にしてください。

次が、未加入ですが、決算書の内容について26年度は統合はなかった2年目の補助金支払だということでしたが、なかったということは、さっきから尋ねてるように何か対策やら対応をしなければどうなのかという考えです。それに引き換えて曾於市の現状、自治会482の実態が、我々も把握しております。そのうちが高齢化率やら少子化率、そういうのがわかってきてるのをやっぱり対応しなければいかなんか、そこらあたりで課長が答弁はそこまでだと思いますが、市長の28年度今後に向けての、26年度を振り返って対応を求めたいと思います。自治会機能が十分果たされているのと、もう自治会機能が果たされてないというのは、やっぱり全体的に見れば町の発展にはつながらないと思います。やっぱり、市内全般的に活性化を求めるような方向でやっていかなければいけないと思いますが、今後のアンケートの結果を見て何か対応せんにゃ高齢化率は歯止めがきかないけど、活性化は何も出てこないという気じゃいけないと思います。言葉で言いますと、自治会を支えているのは戸数です。校区を支えているのは自治会です。そして、やはり、執行部やら市長たちだけで町の発展はつukれないということは、やっぱり市民が総で協働やら町の誇りを持って頑張っていかなければ曾於市の発展はないんじゃないかなと、地方創生の曾於市版というのをぜひ考えてもらいたいと思いますが、答弁を求めたいと思います。

定住促進について、分譲地については今後いろいろ検討されると思います。やっぱり26年度等を勘案して早急に条件的に対応してもらえば、また次なるものが見えてくるんじゃないかと思いますが、これについても課長答弁でしたので、市長答弁を求めたいと思います。

それとあわせて、末吉地区と俗に言う財部地区、どうも大隅地区に分譲的な施策等が伸びてないわなという考えがありますが、それは条件的やっとなんかというのはいかかなもんか、やっぱり、それなりの大隅地区についての検討がされたのか、その分だけを答弁を求めたいと思います。

山中顕彰館ですが、答弁のとおり状況を理解できると思いますが、端的にゆうのは、課長が答弁されたように何かの形で努力しなければ、狙いは入館者、もしくは全国からの少しでも寄附ということになりますが、市長は先般沖縄に行かれたというふうに理解しておりますが、どうでしたか沖縄のほうは。私なんかは、俗に言えば沖縄は山中先生が神様だというふうに理解しておりますし、先ほど1回目の質問で九州各県から70人という26年度の数字が出ておりますが、沖縄からもついでのついでに足を延ばすことはできるはずだけど、沖縄からの入館者が70人のうちの、宮崎県、鹿児島県をのけたうちのどういう数字になるのか、できればそれなりの足を運べばPRをするべきだと思います。また、世の常ですが、寄附金等についてもオープン前はかなりの沖縄県民のはまりがあるというような前触れを聞いておりましたけど、今回の26年度決算につけば47件の8,839万という数字を見ますが、これについて無理は言えないんだけど、それなりのPRもしくは曾於市にお越しくださいをやらなければいけないと思うし、端的に言います、3回目であれですが、課長、沖縄の本島——本土のほうです、山中顕彰館のPRのパンフレットなりそれらの先生の資料なり届いて、あれは有料もあるからそれなりの対応ができてるのか私は確認しておりませんので、確認をしたいと思います。

あと、月1回のNPO法人との会合があるというふうに答弁されましたが、どのような内容なのか、月1回の打ち合わせをすれば、ちっとは密な運営といいますかできるかと思います。先般、話を聞くと、今までの管理人はいつやめたのか、4月、5月辞めたのかちょっと状況がわかりませんし、できますなら、長年勤め上げたまじめな人であったようですが、やめてる状況は、やっぱり月1回の会合なんかではっきりしてるんじゃないかと思いますが、もし答弁ができるものであれば答弁してもらいたいと思います。

あと、5点目にしておりました農産物の実績について、やはり課長が答弁されるようにその年その年もあります、農家所得を上げていくことが曾於市の一人当たりの所得なんです。曾於地区において志布志、大崎よりも曾於市は所得は少ないん

です。県下19市町にしましては、もう19番目じゃないかと、以前からこの議論はされておりましたが、26年度についてもそれだけかと、やっぱり今後の問題として捉えれば、何かの耕種部門なり上げていかなきゃいかんし、畜産部門の80%をこれだけじゃどうも金額が農家一人一戸当たりの所得に見えない、分配しても県内市では一人当たりの額が少ないというところですが、隣の大崎町を見ても、そこは畜産よりも耕種部門や園芸やらが高いと見ておりますので、そこらあたりは今後の課題じゃないかなと思っておりますが、まず、再度、課長の範囲で答弁を求めたいと思います。

あと1点、ALTについて答弁がありました。行政とか世の中は答え、数字です。1点だけ答弁の中に、今後、英語語学の向上を目指すということと、国際性の向上を目指すと言葉にありましたが、どうですか26年度、今日まで。本市においては、アメリカシアトルへの留学、もう何年も続いているから、もうちょっと国際性を見せる、もしくは語学力を見せるというふうに、やっぱり数字的に表面に見えないとなかなか少ない予算の中で最大の効果が出るというふうには議論ができないなと思っておりますが、英語力の向上と国際性を高めるということについて、再度、答えてもらいたいと思います。今さっき答弁の中に出ましたように、五、六年の週1回ということもわかるんですが、10月から月1の土曜授業が始まるんじゃないんですか。その分の対応は、ALTでも対応する流れになるのか、どうかすると土曜日は今まで週2日だったからALTの人たちが協力してくれるのか、以前聞いたことを覚えています。あの人たちは契約通りにしか活動しないよなど、あの人たちは、いう考えが私の頭にありますが、そこらあたりを曾於市の英語語学の向上やら国際性の向上を10月以降なお一層高める考えがあるのか、答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

まず、高岡の中岳ダムの近くの鹿児島ペットボトルの問題ですけど、ペットボトルの再生をするということで始まった会社であるようでございますけど、現況としては採算が合わないということで休業をされておりました。その会社が別な会社に譲渡されたんじゃないかということですけど、ちょっと私のほうも詳しくはこの会社に譲渡されたかわかりませんので、これについては調査をして、また議会の皆さんたちに御報告をしたいというふうに思います。また、あとの管理についても、基本的に市からはなれておりますので、それも含めて調査したいというふうに思います。

あと、自治会の未加入の問題ですけど、これについては先ほど答弁いたしましたように、非常にこれは今後の曾於市のあり方の問題についても大事なことでありま

すので、また議会の中でも一般質問で相当出てますので対応しなきゃならないというふうに思っております。ただ、現実的にはこれがすぐに効果があらわれるという対策がありません。なぜ、自治会に入らないのか、入らない理由があると思います。やはり、それは入ってもメリットが少ないという声も相当ありますので、そのあたりもアンケートをとって行政としてやるべきことは何なのかということ进行分析をして、場合によっては新年度の予算に対応できるものであればそういうふうにしていきたいというふうに思います。

次に、宅地分譲の件で大隅については何ら考えないのかということでございましたが、3町的に、均衡的に進めるといえるのは大事なことであります。今、大隅の一地権者から自分の土地を無償で提供しますということを受けました。それで、市はその土地を受けて、できたらその小学校の周りに宅地分譲をしたいというふうに思います。これについては、原価が無償でありますけど、市として一定の整備をして安価でできたらして活性化を図りたいというふうに思っております。また、末吉においても財部においても、今後、やはり大事な事業でありますのでこれは進めていきたいというふうに思っております。

あと、山中顕彰館の問題でございしますが、沖縄のほうに米の問題で出ていきました。そのときに副知事とお会いいたしまして、顕彰館へのこれまでのお礼と、今後また引き続き支援をしていただきたいということもお願いいたしました。なかなか沖縄から私たちの曾於市に来ていただいて見学してもらおうというのは、なかなか現実にはうまくいかないようございしますが、引き続きいろいろな形でPRも重ねていきたいというふうに思っております。

また、運営についても顕彰館のほうの考え方がありますので、その方々と密にして進めていきたいというふうに思います。

以上、私のほうからで、あとは担当課長から答弁させます。

○財政課長（吉川俊一）

それでは、公用車の売り払い収入につきましてお答えいたします。

昨年、2台分売却したわけでございますけども、軽のバンと、それから普通自動車ということで、売却する車につきましては15年を経過している、それから非常に故障の多い車ということで更新をしているわけでございます。そういう車は見積もりによって一番高い業者に売却したわけでございますけども、適正な価格じゃなかったらどうかというふうには判断しているところでございます。

○企画課長（橋口真人）

私のほうから、山中顕彰館管理費につきましてお答えいたします。

まず、PRの件でございしますが、もちろん行政としてもPRも行う必要もありま

すけども、沖縄の件につきましては、顕彰会の方々のほうが深いつながりがありますので、この補助金を利用してやっていただきたいと考えているところでございます。

また、打ち合わせでございますけども、特定の日を決めてるわけではないんですけども、いろいろ相談事も多いとこでございまして、両方でいろいろ相談しているところでございます。

また、管理の方が一人やめた件でございますが、私どものほうにつきましては事後報告でございまして、NPOの顕彰会とそれから森山事務所さんとの中での異動という形で聞いてるところでございます。

○経済課長（竹田正博）

私のほうからは農産物生産実績について農家所得を上げる施策をとということでございます。

確かに今、志布志市、大崎町でございますけれども、志布志市の場合はハウスのピーマン等が盛んであると、大崎については農業法人が非常に大きな面積で耕種作物つくられてるという状況がございまして。

本市におきましてもこれから必要なことは、やはり認定農家それから担い手の方々への農地を集積しながらこういった主観的な作物にプラス輪作体系を含めて進めていかなければならないのかなというふうに考えているところでございまして、特に面積の多い、サツマイモ、大根、白菜、キャベツ、それから今進めております里芋、そういったものを中心に進めていきたいというふうに考えております。

○教育長（谷口孝志）

迫議員の2回目の質問についてお答えいたします。

先ほどもありましたように、議員のおっしゃるとおりやはり数字であらわれなければALTの効果というのはわからないじゃないかということでおっしゃるとおりだと思います。

ただ、基本的には御承知のとおり、ALTは外国語指導助手ということで入りますけど、主たる目的は、いわゆる英会話能力の向上ということで、本来の英語の教員と組みまして授業のサポートでつくわけですが、ALTは特に話すことと聞くこと、ここを主体にしてやってくれております。書くこと、いわゆる文法とか含めましたそれは、英語の教員が中心になってやっているというような状況です。

ただ、おっしゃるとおり曾於市の子供たちが英語の力がついたかということ、そこからはまだ数字で出てこない部分があります。特に学力の定着度調査とか、あるいは国の学力学習状況調査等ではまだまだ出てないところあります。ただ、ことし、例えばシアトル研修のことが出ましたが、シアトル研修をするに当たって、応募者の

高校生の面談、あるいは高専の生徒も入りますが面談は、英語能力、英会話能力の評価については、ALTの協力をもらってやっております。ALTが直接やり取りをして、それで英会話能力を判断してくれてるんですが、ことしの参加者については、担当してくれたALTの話によると、去年の参加者からすると、格段に英会話能力は高かったと、この参加者については、そういう感想を漏らしておりました。だから、昨年からしたら大分英会話能力は高いと思いますということで、ほとんどの申し込みをした生徒が誰が行っても英会話については何とかやっていけるんじゃないかというふうに考えておりますということで、非常に私どももうれしく思ったことでした。

ALTが顔が見えないということがありましたけど、基本的には、契約上、ALTは授業における英語の助手でございます。したがって、例えば夏休み期間中は学校で授業がありませんので、出なくていいわけです。それから、今度の土曜授業のことについても、契約上は勤務の条件に入っておりません。ただ、私どもが今考えております、例えばことしの夏休み初めての試みでしたが、小学生の高学年を対象にしてALTたちが自主的に3人で大隅会場と末吉会場にわかれて、2日間にわたって英会話教室を開いてくれました。これは、ALTたちが積極的に、自主的にいわばやってくれたわけです。そして英語の楽しさを味わって、ほとんど英語でやり取りをしながらやってくれました。そういうことにもやってきてます。それから、先ほども言いましたように、総合大学における英会話教室の講師も努めてくれております。

私のほうでも議員のほうからあったように、この土曜授業においても、ボランティアということになるかと思いますが、何とかALTの協力を得られないか、また今後検討していきたいと思っております。今、本市にいるALTたちは、非常にボランティア精神も旺盛で積極的にやってくれておりますので、土曜授業等のかかわり等も何とかお願いできないかなと、私のほうでもまたお願いしてみたいと考えております。

以上です。

○17番（迫 杉雄議員）

あとは決算委員会という考えがありますが、1点だけ市長答弁を求めたいと思っております。

今、経済課長が答弁されましたが、今後の市長の考えの農産物加工センターというのはどのような状況なのか、これについてはいろいろ議論をすれば、県のほうの細山田もあるし、これについての取り組みがまだ時間がかかるのか、そこらあたりを今後の問題として答弁を求めたいと思っておりますが、やっぱり農家所得を考えるのに

もう一步踏み込んだ水稲栽培とかユズ栽培、ユズ振興、園芸もです、茶業もです、我々のこの曾於地区、曾於市我が町についての取り組みが一步外と比べれば、何かこう細々手ぬるい、もしくは額が上がらないという状況あります。例を一つ言えば、水稲については、もう田んぼは米ばかりよということですが、耕地が荒れていくのに対しては、WCSを考えてやらなければいかんのではないかと思います。九州各県、熊本にしろ大分にしろ、調べればすぐ出てきます。熊本県なんかWCSに1,000町歩から取り込んでると、そんな話かよというような考えですが、やっぱり1,000町歩に8万円はかけてみろうという議論です。本市では、最初取り組みがダイユーがやったとき一千何百万かというふうでやっていますが、そうやって国から市に収入を入れることが米づくりには一番いいじゃないかというんです。自分でつくって米を米は安いちゅうて販売に汗をかくよりも、WCSでやればいいがなと、これも農業振興、農業生産、そこは農家の所得というような考えありますが、再度、この1点だけを市長に答弁求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

加工場の問題でございますが、今末吉の深川の共同調理場のあとで、市民の方々が一生懸命新しい加工を求めてやっております。今、試作品もできて販売をしようということを出てきているようでございます。それはそれとして進めながら、同時にユズの製品化、ユズの加工品を相当これは力入れる必要があるということで予算をいただきましたので、今委託もしながら研究開発も進めております。同時にまた、曾於市に里芋の山崎さんという会社が入っていただいて、将来的には野菜加工場までつくりたいということですので、そういうことも含めて、今後はいろいろな形で進めていきたいというふうに思います。

米の問題でございますが、言われるように、非常に米の価格が落ちて採算が合わないということで米づくりをやめる方がおられます。また一方で、WCSの飼料米についても現実にはふえておりますけど、その大がかりになかなかふえないのも実情でございます。またいろんな問題があるわけでございますけど、きのうも話がありましたけど、財部で、財部の水田に都城の方がかなりの面積で飼料を植えてましたけどもうやめるということで、その後の対応策を今検討も始めたところですけど、現実市内の畜産農家で水田の裏に飼料稲を植えようというそういう方が、現実にはいろんな問題点があつてなかなか進まないのも実態でありますけど、飼料用稲わらを植えたあとに、もう一回イタリアンなんか植えてもらえば幾らか手取りがふえるわけですので、そのあたりも含めて、やはり農家が農地の一つの団地化をしてローテーションをくくるというそういう取り組みでないと、非常に周りの農地にも影響あるということで簡単にいかない部分もありますけど、引き続き努力はしていきたい

いというふうに思います。

○議長（谷口義則）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時21分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○6番（今鶴治信議員）

私は4つの項目について質問いたします。

まず、総括の13ページの企画課市民提案型地域づくり事業について。継続事業、新規事業7件、8件とございますが、この①として、事業の結果報告会等は実施しているのかお伺いいたします。

また、2番目として、最大何年この事業は助成があるのかを企画課長に伺います。

そしてまた、総括の14ページで、先ほど同僚議員からも質問がございましたけど、14ページの定住促進対策事業についてお伺いいたします。

まず、新築101件と25年度から20棟ほどふえておりますが、市外からこの中で何名の方が、何軒の方が移住されてきたのか。

そして、2番目として危険廃屋解体撤去補助金について質問いたします。昨年も決算で質問しましたが、これまで対象が1世帯とか1個人に対して家の1件だけが対象であったということで、今後何かあったら検討するというございましたので、年数がたてばたつほど危険廃屋も崩れたり危ないし、また分別作業も今厳しくて、費用は上がっていく一方でありますので、希望があればそこら辺を見直す時期が来ているのではないかとということで質問いたします。

そして、総括の33ページ敬老お祝い金支給事業についてを伺います。75歳以上全員支給ということで、昨年、現金2,000円と商品券を1,000円ということでそれらを合わせて3,000円ということでありましたが、市長は暖かい弁当をつうことで特にこだわっていらっしゃるんですけど、この商品券の評判はどうであったのか。また、全員支給になってから人数が25年から26年は少しふえてきておりますけど、今後、支給対象者数はふえていく予想か。

それと、総括の39ページの子供医療費助成事業について。これまで中学生までだ

ったのを平成26年度から18歳未満までに拡大しましたが、中学卒から18歳までの拡大分の利用者数と補助金額がどうなってるかお伺いたします。

そしてまた、子育て支援としてほかの市町村に比べては大分充実した政策でございますけど、その効果として人口増にあらわれている、増じゃなくても減少率に歯どめがかかっているのか、また、先ほども徳峰議員からもございましたけど、保育料の平均利用料を1万2,000円に引き下げた効果で子育て支援事業をしているわけでございますけど、これに対して1万5,000円平均から6,285万円、また市の持ち出しがふえたとうことで、この事業に対しましても人口増にあらわれているというか人口減少に歯どめがかかっているか、福祉事務所に1回目の質問をいたします。

以上です。

○企画課長（橋口真人）

私のほうからは、市民提案型地域づくり事業と定住促進対策事業につきましてお答えいたします。

まず、市民提案型地域づくり事業についての事業の結果報告は実施しているのかについてですが、市民提案型地域づくり事業につきましては、平成24年度から実施しております。年度当初に事業を実施したい団体の受け付け及び決定等を行い、事業終了後に実績報告の提出を義務づけているところです。

この事業は、市民がみずから地域を元気で生き生きと活性化できるように設けた補助制度であります。本事業の普及推進を図るため、毎年、翌年の市報の7月号に前年度の全実施団体の事業実績を掲載しているところです。

また、25、26年度の2カ年につきましては、男女共同参画研修会の地域づくり講演として、代表的な活動団体の報告会も行っているところでございます。

続きまして、この事業は最大何年、事業に助成があるのかでございますが、本事業は、最終的には事業の自立運営を促しておりますが、その支援のため最大3年間助成を続けているところでございます。

続きまして、定住促進対策事業の新築101件とふえているが、市外から移住した件数でございます。新築分だけでございますが、新築101件のうち転入世帯は24件となっており、世帯人数は75名となっているところでございます。

それから、危険な廃屋解体撤去補助金でございます。1件だけが対象であるが、今後希望があれば見直す考えはないかでございますが、危険廃屋解体撤去事業につきましては、定住促進対策事業において、住宅取得祝金や住宅リフォーム促進事業、また26年度からは太陽光発電システムの設置事業につきましても補助事業を行ったところでございます。その中で、危険廃屋解体撤去補助事業につきましては、補助率は30%、上限額も30万円と、他の補助金に対しまして優遇している事業でもござ

いまして、26年度の決算額も2,376万円と一番多いところでございます。しかしながら、その財源は過疎債にも頼っているところでございます。

この事業につきましては、毎年申請も多い状況から、たくさんの方々の要望に応えるため、現状どおり1人1回を原則としていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

それでは福祉事務所分についてお答えいたします。

まず、敬老祝金の支給事業の1でございます商品券の評判はどうであったかというところでございますが、昨年度、敬老祝金に関するアンケートを敬老祝金をもらった方に行っております。アンケートは依頼数が530に対して回収が492通でございました。全て現金がよいという回答は約64%でした。今年度は全て現金3,000円で配付をいたしております。また、3,000円のうち1,000円はチューリップ券がよいというのと全てチューリップ券がよいというご意見、これを合わせますと34%という状況でございました。

中の御意見といたしましては、町が活性化するならチューリップ券もよいとか、近くの店では使えない、もしくは現金が使いやすいなどいろいろな意見をご記入いただいたところでございます。

続きまして②の今後支給対象者の数はふえる予想かということでございますが、敬老祝金の対象者であります75歳以上の方は、平成25年度が8,821人、平成26年度が73人増の8,894人でした。平成27年度は、これは概算でございますが、さらに86人増の8,980人という状況でございます。人口推計によりますと、今後もしばらくは未曾有の状態が続くのではないかと考えております。

続きまして、今度は子供医療費でございます。失礼いたしました。18歳まで対象を拡大したが、拡大分の利用者数と金額はということでございます。これにつきましては、27年3月末現在で子供医療費の受給対象者は2,485世帯、4,692人で行いました。26年度の対象拡大分、高校生分といいますか16歳から18歳ということになります。この利用者は525世帯、586人で行いました。助成件数は年間で3,400件、支給金額が866万3,332円でした。子供医療費の支給総額の9.4%になります。

続きまして②です。子育て支援対策としての効果はということで、これが人口増にあらわれているかということでございますが、子供の人口という観点から出生時の数を見ますと、平成25年度が264人、平成26年度が237人と、産まれた子供の数は27人減でございました。また、公務員を除く児童手当の受給児童数を見ますと、中学校終了前までの児童数は、平成25年度末で3,956人に対しまして、26年

度末が3,961人、こちらは5人の増となっております。産まれた数は27人減りましたが、児童手当の受給者数は5人ふえておりました。これは、転入転出の社会動態、または年齢ごとの人口が違うことによる差などが考えられるところでございます。

御質問の子供医療費助成の対象を18歳までに拡大した効果による人口増につきましては、26年度からの対象の拡大でございますし、現在、子育て支援対策といたしましてさまざまな事業、取り組みがなされております。転入や出生等で人口増につながるのはこの事業だけではなくて、既存の支援や曾於市独自の取り組みも影響していくものと思われてます。なお、支援の幅を広げたことは、子供を持つ世帯、それから、これからの方たちにとって、曾於市に転入したり出産を考えたりする際の判断材料の一つになるものと考えております。

続きましてその下、最後の御質問でございますが、保育料の料金を平均1万2,000円に下げた効果は人口増にあらわれているかということでございますが、平成25年度の保育所の入所児童数は月平均で907人でした。平成26年度は41人増の948人でした。そして27年度は、7月1日現在の数字でございますが1,035人となっております。27年度に利用者がふえたのは、子育て支援法の改正によりまして、認定こども園に移行し入所児童がふえた、また、保育所の定員増の影響なども考えられます。また、こちらの人数は把握できませんが、市の保育料が安くなったことで、市外の認可外の保育園に入れてらっしゃった方からの曾於市への移動というの也被考えられるところでございます。市内の在住者だけではなくて転入される方にとっても保育料の自己負担が安いということは魅力であり、転入のメリットになっているものと思われま。

以上です。

○6番（今鶴治信議員）

順次、企画課のほうから、結果報告会というか男女共同参画のときに代表事例の報告会をするというのがありました。また、最大3年間は助成して自主運営を目指すということでありましたが、以前、私も総務委員会でこういうまちづくりに行ったことがあるんですけど、やはり、取り組むべき事業の輪を広げるといふか成果をするために、そういう発表会という自主的をするちゅうのは、以前、大事なことであるといふのを勉強したことがございますけど、せっかくなのでいい事例ですので3年間という限定があればほかの地区のほうもこういう事業があるということで参考にしながら取り組むところもあると思っておりますので、せっかくなのでいい事業ですのでそこら辺の、実際やっぴらっしゃいますけど、そういう場をもっとふやすべきでないか質問いたします。

また、この中で、申請のあれに1件は不採用になったところがあったような感じにこの報告の中で見ましたけど、そういう対象にならない事業等はどういう理由があったのかお伺いいたします。

そしてまた、次の定住対策の新築の中の24件が市外からということで、先ほどの同僚議員でもありましたけど、宅地分譲等の効果もあると思いますけど、この前の地方創生の特別委員会の中の説明の中にも、今後、地域に残る三世代の人たちにもそういう事業をまた考えようちゅうのもありましたけど、やはり、そういうふうにインパクトのある、24件外から来ていただくということで、曾於市にこの金額——とにかく、30万円が最高ということで全体にするというよりもそういうポイントを絞って、そういうとこの金額をふやす時期が来てるんじゃないかと思えますけど、今後考えるということが出ましたが、その辺の案が具体的になってたらお伺いいたします。

それと、続きまして、危険廃屋解体事業については、昨年が95、ことしが93ということで、皆この事業で利用されてるとかで、今のところは順番待ちみたいな感じですので、今のところは考えてないということでしたが、やはり、相当、牛小屋、作業場等も古くなって危ないところがございますので、ある程度数字が落ちついてきたら次にそういうのを考えてみるべきではないかと思っております。

そしてまた、福祉事務所関係、私の委員会のことでありますけど、委員会の意見として現金のほうがいいんじゃないかという意見が大分あったんですけど、結果的にはあのアンケートで現金支給に変わったということでしたが、市長がそこにこだわったのに、現金がいいという意見でありましたが、せっかく三千万程度のうちの千円、一千万近くをチューリップ券ということで、そういう考えがあったらもう少し定着するまで続けるべきではなかったかとも私は思いますが、その点についてはもうアンケートの100%現金がいいというわけじゃなかったわけですので、その点をお伺いいたします。

今後、支給対象者数は人口統計的にいうとピークは何年ぐらいになる、予想ですけどお伺いします。

また、子供医療費助成について対象者がふえたということで、中学生にまで拡大したときの24年、25年に対してちょっとふえてるようですけど、その辺が26年から取り組んだということで、27年に対してはまだ周知がされておらずに利用者がそういう申請をしなかったのではないかと思いますので、今後、その分がふえてるかどうかお伺いいたします。

そして、これもいろいろふえてるという保育料のところでございましたが、振興住宅等の効果もありますし、また認可外の市外に出ていった人が帰ってきたという

ことで、これはうんと効果が出ているなど感じてるところでございます。その中で、決算のこの入所定員に対して年度末時点ではふえてますけど、こういう枠というのは市で決められるのか、国のほうにもそういうのがあるのかを、定員枠、それをお伺いします。

それと、待機待ちは現在どのようになっているかお伺いします。

以上です。

○市長（五位塚剛）

住宅取得の問題でございますが、今、曾於市に人口をふやすためにどういう形が一番わかりやすく、曾於市に家をつくって住んでみようかという補助金のあり方、これは非常に大きな予算が伴うものでありまして、今検討しているところでございます。やはり、目玉的な施策等も非常に大事でありますし、また一方で、市内で住宅をつくる方々に対しても支援というのも大事でありますので、それらも今後、総合的に検討してみたいというふうに思います。

あと、敬老祝金の問題ですけど、1,000円の商品券にいたしましたけど、もともとは、少なくとも3分の1は確実に地元の商店街にお金が落ちるということで活性化をお願いしたんですけど、アンケートを取って見たらやはり現金がいいという方が60%を超えましたので、それはやっぱり市民の声に応じてあげる形でございます。

あとのことについては、担当課長から答弁させます。

○企画課長（橋口真人）

それでは、私のほうからは提案型地域づくり事業と危険住宅の件についてお答えいたします。

まず、発表の場をふやすべきではないかということでございますが、今、募集に対しまして申請が大体1つオーバー、もしくはちょうどぐらいで来るところでございます。ですので、こういう事業の主旨普及を広めたいと思いますので、発表の場はふやしていきたいと考えてるところでございます。

それから対象にならない事業があったが、これはどういう理由かということでございますが、これにつきましては、申請のあった事業を民間の方々を委員にしております審査会のほうで審査していただきます。その審査会で点数をつけていただきまして、一番予算上に入りきれないものについて不採択となっているのが現状でございます。

それから、危険住宅の件でございますが、順番待ちの件でございますが、昨年まで順番待ちがないよう補正予算も打って、全てその年度内につきましては対応したところでございます。そういういきさつもありまして、本年度につきましては昨年の補正並の予算を当初予算で確保しているところでございますので、順番待ちはな

いと考えてるところでございます。この事業につきましては、定住促進対策事業という大枠の中で、先ほど市長が申しました分譲地とか定住祝金とか、そういう大枠の中で今後検討していければと思っているところでございます。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

それでは、御質問いただきました4点についてお答えをいたします。

まず、敬老祝金のピークはいつになるかということでございますが、非常に将来推計ですので難しい部分ではございますが、私が調べましたのは、人口問題研究所が出してる人口の将来推計、これは2010年の国勢調査をもとにしたものでございます。これで曾於市の分を見てもみますと、曾於市の場合は非常に特殊な人口構造をしてるのではないかと考えてるんですが、2010年でいきますと65歳から69歳、現在でいきますと70から74歳のところの人口がこれより若い5歳刻みの年代と、もしくはその後の年代との間に谷間になっております。ですから、そこが非常に少ない人口でございます。ですから、このまま横に年代が上がっていても、途中で1回人口が、そこの高齢者の人口が落ち込むような人口構造になってるかとは見ております。ですから、ピークがいつになるかというのが、この将来推計人口で見ますと、これで見ると限りはあと5年以内です。そこから減っていくものと思っておりますが、もう1回、2030年あたりに再度ピークがまいります。ただ、こちらは今よりも多い数字ではないというふうに考えております。いずれにしろ、75歳以上の人口は2040年までの推計をしておりますが、2040年の段階で7,297人、現在が8,894ですので、25年先ですが急激には減ってないという状況のようでございます。これがピークについてということでございます。

それから、子供の医療費のほうでございますが、こちらは、先ほど議員がおっしゃいましたように昨年ふえたわけですが、今後、もうしばらくふえていくものと思っております。といいますのは、まだこの制度の周知が完全ではないという部分がもちろんあると思います。申請をされた方はそのまま手続をしなくても返すことが可能なんですけども、周知が完全でないという部分はあるかと思っておりますので、それが徐々に広がっていくものと思っておりますので、もう少し金額的にはふえていくのではないかと思います。

それと、年度当初と保育所の入所転移ですが、入所している数ですけども、年度当初と年度末とかなり開きがあるということでございますが、こちらは定員の20%までは入れることになっております。ただ、4月1日段階では定員を超えないようになっておりますので、4月2日、4月3日というふうにどんどん入所者数がふえていく状況でありまして、先ほど7月1日という数字を出したかと思うんですが、7月1日では2割増し程度にふえていく状況です。2割を超えるとどうなるかとい

うことなんです、2年続けて2割を超えますと、その保育所は定員をふやすとかいうことをしないといけなくなってしまいます。もしくは単価が下がったりいろいろありますので、そういうことにならないようにしているところでございます。

もう一つ、待機待ちの状況でございますが、こちらは、この保育所に入りたいというふうにおっしゃられるとどうしても待機になってしまいます。先ほど言いました、現在、完全に2割増しの状態になりました。ですから、これから転入される方が入りたいとおっしゃった場合に、御希望の保育所に入れられないという状況があります。現在、どなたかが転出されれば、もちろん空きが出れば入れるわけですが、待機待ちの状況にその場合はなると思います。ただ、どこでもいいからと、近くでいいのでということでおっしゃった場合に、担当のほうで保育所に確認したり、もしくは認可外の保育所、こちらもありますのでそちらで対応できないかというような対応をして、何とか御本人さんが待機待ちの状況が長くないように努力をしているところでございます。

以上です。

○6番（今鶴治信議員）

市民提案型で、一回事業が採択された場合は3年間ちゅうことで、やっぱり2年目もまた審査をされるのかを伺います。

あと、廃屋のほうはそういうふうで補正で枠を広げてということで、希望があれば今の数を維持していただければと思っております。

敬老祝金も3,000円、現金になったということで、私が聞いたところ、この商品券がプレミアム商品券と違って事業者の手数料が引かれたということで、そういう商品券を取り扱う事業者からも不評であったと聞いておりますが、この件は事実だったかどうかお伺いいたします。

また、子供医療費も周知の部分が全てじゃないから今後ふえていく状況ではということでございますが、統計的に少子高齢化で減っていく方向でありますので、下の次の保育料に関してもありますが、この前の地方創生の特別委員会の中でも意見をしたんですけど、せっかく曾於市が子育て支援としてほかの市に誇れる事業を最先端をいってる事業でございますので、もう少し、この前の委員長報告にもありましたけど、霧島市、都城市から曾於市への移住を狙っていくんだしたら、私も市のホームページ等も見ましたが宣伝が弱いんじゃないかということで、保育料も所得によっていろいろ一律には出せなくて平均が1万2,000円ちゅうことですが、子育て支援という大きな項目でこら辺をすごくアピールしないと、せっかく大きな予算を使ってるわりには、市内の人は感謝してるかもしれませんが来てみてわかる事業でありますので、曾於市に今こういう制度があったら曾於市に住んでみよ

うかなちゅう気持ちを起こさせるPRを、せっかくいい事業ですので、また、先ほどのこれからのことだっていうことだけど、新築、中古にしましても、そこら辺を今度事業を考えた中で、今からは曾於市をPRしていかないと、志布志も同じような事業をしているわけでございますので、そこら辺の移住人口のPRに対してどう考えているか伺います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

敬老祝金については、手数料を業者取られるということはなかったと思うんですけど、1,000円券ですので、例えば800円の物を買ったときに200円を現金で返してくれるかというそれができなかつたり、そういう意味でちょっと不都合があったのかなという感じがします。あと、商品券をいろいろ取引するのに、やはり事務的なこともあったんだろうというふうに思っております。

あと、市外からの人を呼び込むための問題です、言われるようになりかなり工夫した取り組みが必要だと思っております。今、市のホームページも大分よくなりまして、この中で曾於市に来てもらったときはこういうメリットの事業もありますよということを含めてかなりPRをしておりますので、引き続き広告とかホームページの内容も充実して、ほかに負けないような取り組みというのを担当課を含めて努力していきたいというふうに思います。

（何ごとか言う者あり）

○経済課長（竹田正博）

商品券についてでございますが、26年度から商品券発行業務の委託料を商工会のほうにお支払いしておりますので、26年度については、それは引かれてないというふうに認識しております。

○企画課長（橋口真人）

私のほうからは市民提案型地域づくり事業のことにつきましてお答えいたします。

2年目、3年目も審査がされるのかということでございますが、2年目も3年目も今度は継続分野という形で審査が行われるところでございます。

○議長（谷口義則）

次に、岩水豊議員の発言を許可します。

○1番（岩水 豊議員）

私のほうから3点お伺いいたします。

まず、総務課の総務費の中の特別職給の市長分の退職共済掛金の昨年度の掛金をしめしてください。

次に、企画課分で社会教育課も若干関係あるかもしれませんが、胡摩地区の遺跡

発掘調査費の26年の総額と、今後必要とする調査費はどれだけ見込んでいるかを示してください。また、胡摩地区は、今後、遺跡発掘調査等をする必要があるかを示してください。

3つ目に財政課関係であります。思いやりふるさと寄附金の高額寄附シルバーコース、ゴールドコースは、富裕層に対する優遇制度になるのではないかという懸念がされ、国民の納税義務に対する観念から、国、県の納税に対する指導はなかったかを伺います。

以上3点です。

○総務課長（永山洋一）

それではお答えいたします。

議会決算委員会説明資料の職員給の5ページになりますが、ここで全体的な金額といたしましては9,034万6,334円が退職手当組合の負担金となっておりますが、市長の退手負担金につきましては、1カ月の負担率が1,000分の280ということで、その12月ということございまして、1年間で280万5,600円となっているところでございます。

以上でございます。

○企画課長（橋口真人）

私のほうから胡摩地区の件につきまして回答いたします。

胡摩地区の遺跡発掘調査費の26年度決算額は、総額で1,971万856円となっているところでございます。主な支出は、埋蔵文化財サポートシステムに委託した測量調査及び発掘調査費でございます。

また、今後につきましては、山の部分でございますが、開発内容にもよりますが、埋蔵文化財の発掘調査は必要ないと考えてるところでございます。

○財政課長（吉川俊一）

ふるさと納税に対する国からの指導でございますけれども、本年4月1日づけで地方税法、それから地方税法の施行令、それから地方税法の施行規則の改正等について文書が県を通じまして国から通知されました。その内容は、ふるさと納税に係る周知、募集等の事務の遂行に対する注意でございます。

具体的な事項といたしましては、まず1点目が返礼品の価格や寄附に対する返礼割合を表示をしないことと、それから2点目が関係性の高いプリペイドカード返礼や、それから高額、また返礼割合の高い返礼を行わないことといったようなことの注意があったところでございます。これをもちまして本市の27年度の思いやりふるさと寄附金における周知、募集等の事務遂行につきましては、この通知に則して実施しているところでございます。

○1番（岩水 豊議員）

市長分の退職共済掛金について約280万ほどということではありますが、これは支給することが前提として今の段階では支払っているということによろしいのでしょうか。

それと、財政課分のシルバーコース50万、ゴールドコース100万、これを寄附をされた場合、実質の寄附者が税制度上、税が軽減される金額は所得税と個人住民税と合わせてどれだけになるか示してください。

○総務課長（永山洋一）

それでは、退職金のその下の負担金の関係でございますが、支給前提で支払っているのかということでございますが、現行の退手組合の条例でいきますと、当然、負担をしなければならないということで、現在の段階では支給前提で一応は予算は組んでるところでございます。

以上です。

○財政課長（吉川俊一）

税法上の控除でございますけども、昨年度は住民所得税の10%という上限がございました。これが、国のほうかふるさと納税につきましても地方創生の一環であるといったようなことがございまして拡大いたしまして、住民所得税の20%までといったような拡大をしたところでございます。この額につきましては、各おのおの所得割の金額が違いますので、おのおの金額は違うところがございます。

○1番（岩水 豊議員）

私の質問ちょっと悪かったようですが、50万寄附した場合、100万寄附した場合、一般的に考えた額として軽減される金額が幾らかということでした。それと合わせて、それに対する特産品の返礼品は金額換算したら50万のシルバーコース、100万のゴールドコースそれぞれ返礼金は大体金額に換算したら幾らになるのか示してください。

○財政課長（吉川俊一）

通常であれば金額の所得割合の大きくない方につきましては、2,000円以上につきましては控除されるということでございますけども、しかしながら、高額所得者の場合はどうしてもその所得割の金額が大きくなる関係上、控除額がもっと上に上がってくるかと思っております。

それから、今うちのふるさと納税の返礼の割合でございますけども、先ほど申しましたとおり、本年度から国の指導も受けましてホームページ、それからチラシ等につきましても返礼の割合につきましても表示を控えたところがございます。しかしながら昨年度同様50%相当でございますので、100万の場合は50万円、50万円の

場合は25万円といったようなものを返礼するようにいたしておるところでございます。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案については、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、本案については、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、岩水豊議員、泊ヶ山正文議員、宮迫勝議員、今鶴治信議員、九日克典議員、八木秋博議員、原田賢一郎議員、大川内富男議員、海野隆平議員、迫杉雄議員、徳峰一成議員、以上11人を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました11人を決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を互選することになっております。また、同条例第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集、日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせることになっております。

ここで、決算審査特別委員会を開会していただき、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

決算審査特別委員会開会のため、しばらく休憩いたします。

特別委員の皆さんは、第3委員会室にお集まり願います。

休憩 午後 5時06分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に開会されました決算審査特別委員会から、委員長及び副委員長
の互選の結果について議長に報告がありましたのでお知らせいたします。

決算審査特別委員会委員長に徳峰一成議員、同じく副委員長に九日克典議員、以
上のとおりであります。

日程第22 認定案第4号 平成26年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第23 認定案第5号 平成26年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第24 認定案第6号 平成26年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

○議長（谷口義則）

次に、日程第22、認定案第4号、平成26年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳
出決算の認定についてから、日程第24、認定案第6号、平成26年度曾於市介護保険
特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの、以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

発言通告出しておりましたので、一応1回目は質問いたします。

まず、国民健康保険についてでありますけども、その1、26年度はこの数年来初
めてだと思っておりますが、医療費の相対的減少が、もちろん、これは評価すべき事項
でありますけども生まれました。分析についてはいろいろなやり方があるでしょう
けれども、現段階での担当課としてのこのことについての分析を示してください。

それから2点目、国保税の負担額について10万円単位で分類をしてください。

次に、介護保険について、まず被保険者の26年度の実態について。

次に、介護施設の利用状況について、種類ごとに施設の数、定員、入居状況、そ
して待機者、入所料金と入所者の負担能力を報告してください。

さらに、いろいろあると思っておりますけども、介護保険の現状と課題について総括
して報告してください。

次に、公共下水道について26年度事業に（「公共下水道はまだ」と言う者あり）

公共下水道はまだだったですね。（「以上3件」と言う者あり）

○保健課長（丸野哲男）

それでは、認定案第4号につきましてお答えいたします。

医療費の減少をどのように分析されたかということでございます。

あと、国保税の負担額につきましては税務課長のほうに、後ほど答弁をしていただきたいと思っております。

平成26年度の一般被保険者と退職被保険者分を合わせまして、療養給付費は平成25年度と比較しまして約1億6,245万円減少したところであります。1人当たりの比率で申し上げますと、一般が2.49%の減、退職が6.38%の伸びでございます、合わせまして2.0%の減となったところであります。

医療費の分析結果でございますが、医療費総額で申し上げますと、入院が約1億5,584万円と大きく減少しており、中でも70歳から74歳で約9,800万円、45歳から49歳で約3,600万円減少しております。

疾患別で上位3つの増減を申し上げますと、外来で高血圧症が813件減少し金額で2,280万円減少、続いて脂質異常症、高中性脂肪、高コレステロールでございますが303件増加し、金額で291万円減少でございます。脳梗塞が件数の増減はございませんで、41万円減少しております。

入院では筋骨格系の疾患、関節症とか脊髄障害、リュウマチが該当しますが、60件で4,644万円減少いたしております。続いてがんが23件、3,161万円の減少でございます。糖尿病が4件の698万円減少しているところであります。入院外来合わせますと、筋骨格系疾患が469件、4,557万円、高血圧症が833件、2,811万円、がんが38件、2,122万円減少しております。

増加した疾患につきましては上位から外来で申し上げますと、糖尿病、狭心症、精神疾患、入院で申し上げますと、精神疾患、脳梗塞、心筋梗塞の順となっており、外来入院合わせますと精神疾患が165件、1,877万円、糖尿病が618件、1,372万円、脳梗塞が8件、630万円となっております。

以上のことから、一番減少の大きかった筋骨格系疾患の入院が減少したことは、筋力アップ教室や介護予防の運動教室等の効果があったものかどうか、今後、経過を見守っていきたいというふうに思いますが、糖尿病、高血圧症、がん等は健診、また被保険者の健康意識が高まり重症化する前に早期治療が行われ、入院が減少し、医療費の抑制につながったものと考えております。

また、外来での医療費が増加した糖尿病等の生活習慣病につきましては、健診、運動教室等により、さらに予防、早期発見、健康意識の向上にさらに取り組む必要があると考えております。

糖尿病、人工透析の新規患者が前年度より6名減少し、透析患者は25年度75名から26年度68名、7名の減となり、透析の医療費で2,247万円減少しましたが、一人当たり医療費は564万3,000円で、32万9,000円の増額となりました。

平成26年度より慢性腎臓病予防連携システム事業に取り組んでいますが、今後、さらに医療機関と連携しながら新規の患者を一人でも減らせるよう、慢性腎臓病予防に取り組んでいきたいと考えております。

最後にジェネリック医薬品への切りかえによる削減効果であります。1,356万円減少いたしておりまして、普及率は金額ベースで申し上げますと1.3%の伸びでございます。今後ともさらにジェネリック医薬品普及に取り組んでいきたいと考えております。

今、数字的には申し上げましたとおりであります。具体的な理由等につきましては、今後、二、三年継続して分析していかなければ判断できないところでありますが、20年度から取り組んでおります医療費適正化の成果が徐々に出てきているのではないかというふうに思っているところであります。

続きまして、認定案第6号、介護特会につきまして申し上げます。

26年度末の第1号被保険者数は1万4,014人で、介護認定者数は2,995人で、65歳以上の第1号認定者数は2,936人で、40歳以上の第2号認定者数は59人となっております。

利用状況につきましては、介護老人福祉施設広域密着型を含めましてであります。388人入所中であります。

要介護度の内訳といたしまして、要介護度1は4人、要介護2は32人、要介護3は78人、要介護4は131人、要介護5は143人となっております。

曾於市内の施設数につきましては、9施設で定員合計410名の入居者数405人となっております。

また、待機者につきましては、延べ人数は425人で、重複を除いた実人数は290人で、要介護3以上の待機者は181人となっております。

また、介護老人保健施設は163人入所中であります。

要介護度の内訳といたしましては、要介護度1は15人、要介護2は32人、要介護3は46人、要介護4は35人、要介護5は35人となっております。

曾於市内の施設数につきましては2施設で、定員合計169人の入居者数が151人となっております。

また、待機者につきましては16人となっております。

介護療養型医療施設は64人入所中であります。

要介護度の内訳といたしまして要介護度1は0人、要介護度2は1人、要介護度

3は4人、要介護度4は16人、要介護5は43人となっております。

曾於市内の施設につきましては2施設で、定数合計84人の入居者数69人となるところであります。また、待機者につきましては3人となっております。

グループホームは158人入所中であります。

要介護度の内訳といたしまして、要支援2は1名、要介護1は34名、要介護2は34名、要介護3は42名、要介護4は25名、要介護5は22名となっております。

曾於市内の施設につきましては12施設で、定数合計162人の入居者数158人となるところであります。

また、待機者につきましては15人となっております。

特定施設入所者生活介護は44人入所中であります。

要介護度の内訳といたしまして要支援1は2人、要支援2は2人、要介護1は11人、要介護2は12人、要介護3は6人、要介護4は7人、要介護5は4人となっております。

曾於市内の施設数につきましては2施設で、定数合計50人の入所者数49人となっているところであります。

また、待機者数につきましては3人となっております。

次に、入所料金と入所者の負担能力につきましては、介護老人福祉施設の入所料金につきましては、多床室の要介護4の負担限度額適用2段階では、実費等を除き約4万7,242円となっておりますが、自己負担限度額を超えますので、高額介護サービス費の償還分を差し引いて3万6,600円となります。多床室の負担限度額適用がない場合は、実費等を除き7万7,338円となりますが、介護サービス費が限度額を下回るため、高額介護償還はないところであります。

また、ユニット型は要介護度4の負担限度額適用2段階では、実費等を除き約6万3,445円の料金になりますが、高額介護償還分を差し引いて5万1,800円となります。負担限度額適用がない場合は12万8,501円となります。高額介護償還分はこの場合ないところあります。

負担能力につきましては、年金収入等が50万円未満が191人、入所者全体の49.2%でございます。50万から80万未満が98人、25.3%でございます。80万から120万未満が56人14.4%、120万から190万未満が24人で6.2%、190万以上が19人で4.9%となります。

介護老人保健施設の入所料金につきましては、多床室の要介護4の負担限度額適用2段階では、実費等を除き5万677円となります。多床室の負担限度額適用がない場合は、実費等を除き8万773円となります。

負担能力につきましては、年金収入等が50万円未満が72人で、入所者全体の

44.2%、50万から80万未満が42人で25.8%、80万円から120万円未満が22人で13.5%、120万円から190万円未満が17人で10.4%、190万以上が10人で6.1%となっています。

介護療養型医療施設の入所料金につきましては、多床室の要介護4の負担減額適用2段階では実費等を除き5万8,976円となります。多床室の限度額適用がない場合は実費等を除き8万9,072円となります。

負担能力につきましては、年金収入等が50万未満が29人で、入所者全体の45.3%、50万円から80万円未満が19人で29.7%、80万円から120万円未満が8人で12.5%、120万円から190万円未満3人で4.7%、190万以上が5人で7.8%となっています。

グループホームは一人当たりの負担額は、2ユニット18床の場合で、要介護4で食費、光熱水費の平均の合計、実費等を除きまして平均で約9万6,110円になります。

負担能力につきましては、年金収入等が50万円未満が61人で、入所者全体の38.6%、50万円から80万未満が46人で29.0%、80万円から120万円未満が23人で14.6%、120万円から190万円未満が17人で10.8%、190万円以上が11人で7%となっております。

それから、特定施設入所者生活介護地域密着を含めてであります、一人当たりの負担額は施設ごとで料金は異なるところでございます。年金収入等が50万円未満が15人で、入所者全体の34.1%、50万円から80万円未満が17人で38.6%、80万円から120万円未満が3人で6.8%、120万円から190万円未満が1人で2.3%、190万円以上が8人で18.2%となっています。

現状と課題についてであります、給付費が年々増加しております、一人当たりの給付費も、対前年度比で5.46%の伸びとなっており、27年度に施設整備を予定しておりますので、今後もさらに給付費の伸びが予想されます。いかに給付費の適正化に努めていくかが、今後の課題となるところであります。

また、待機者が今年度調査で介護度3以上が181人で、前年度からしますと28人ふえておりますが、今年度も第6期介護保険事業計画により、地域密着型特定養護老人ホーム29床、それから、介護療養型医療施設からの転換グループホーム9床を27年度整備をし、28年度開設予定としておりますので、ある程度、今後待機者は解消するものと思っております。

以上であります。

○税務課長（中山浩二）

認定案第4号の平成26年度の国保税の年税額を10万円ごとに世帯数と全課税世帯に対する割合を報告いたします。

まず、10万円未満が5,326世帯で62.7%、10万円以上20万円未満が1,648世帯で19.4%、20万円以上30万円未満が823世帯で9.7%、30万円以上40万円未満が271世帯で3.2%、40万円以上50万円未満が145世帯で1.7%、50万円以上60万円未満が88世帯で1.0%、60万円以上70万円未満が76世帯で0.9%、70万円以上81万円までです。合計で8,495世帯でございます。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定案3件については、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、認定案3件については、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第25 認定案第7号 平成26年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第26 認定案第8号 平成26年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第27 認定案第9号 平成26年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第28 認定案第2号 平成26年度曾於市水道事業会計決算の認定について

日程第29 議案第72号 平成26年度曾於市水道事業剰余金の処分について

○議長（谷口義則）

次に、日程第25、認定案第7号、平成26年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第29、議案第72号、平成26年度曾於市水道事業剰余金の処分についてまでの、以上5件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まず、公共下水道について、26年度事業についての総括を報告してください。総括的な文言が見られませんので。

あと、水道事業についても同じく26年度総括的な報告をしてください。

来年度からは、一応、せっかくの決算でありますので、総括文書を添えて配付をいただきたく思っております。

報告してください。

○水道課長（堀内光秋）

認定案第7号の①26年度事業について掘り下げた総括が見られないため報告されたいちゅうことで下水道から説明申し上げます。

まず、事業到達でございますが、平成26年度末供用面積が新たに供用1haで全体の供用面積199haになります。面積ベースで1期、2期認可面積を合わせまして200haに対しまして99.5%の完成になりました。

事業ベースで申し上げます。実施累計額が55億2,148万6,000円になりまして、全体の認可事業費67億円に対しまして82.41%の完成になったところでございます。

続きまして、加入者の到達で説明申し上げます。

3月30日の現在の到達は、供用面積198ha、受益戸数2,180戸のうち加入者が1,370戸、62.84%となっているところです。年度末の3月31日に尾崎山、横尾の一部1ha70戸を新たに供用開始をいたしました。合計いたしますと供用面積が199ha、受益戸数が2,250戸となります。加入率が60.93%となったところでございます。

当初計画では、目標加入率を維持管理費等を考慮いたしまして60%としておりました。現在、当初計画は、一応クリアはしておりますけれども、今後の目標といたしまして4年後65%、10年後に70%を目指しているところでございます。

一方、今後の課題について御報告申し上げます。

下水道浄化センターが供用開始後11年が経過し、オーバーホールや更新時期を迎える機器修繕を要する施設等が今後出てまいります。これにつきましては、国庫補助金となる施設の長寿命化計画を策定し、補助事業を導入し更新することにしております。施設の維持管理費は、市単独で賄わなければなりません。機器や施設については、補助事業などを利用しながら経費節減に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、認定第2号、水道事業について御報告申し上げます。

①の平成26年度事業につきまして、掘り下げた総括が見られないため報告されたいということで御報告申し上げます。

26年度の水道業務実績は、給水戸数1万4,303戸で、前年度に比較すると16戸の増、給水人口は3万3,274人で、前年度と比較しますと287人の減、普及率は87.2%

で、前年度比0.7ポイントの減となっております。

年間の総排水量でございます。381万6,389トンでございます。前年度と比較いたしますと14万4,167トンの減となっております。年間湧水量は335万2,006トンで、前年度と比較いたしますと13万3,774トンの減となっております。収益に影響がある湧水水量率は0.3ポイント高くなったところでございます。

次に、水質、水量、水圧について御説明申し上げます。

これに関しましては、要望のあったところ、随時対応しております。このことから、いずれの水道も問題はないところでございます。

次に、予備を含む水源確保の実態を御説明申し上げますが、予備水源のないのが富田水源と高岡水源でございます。これにつきましては、今後検討してまいります。いずれも予備ポンプを備えておりますので、緊急時には対応できる体制を取っているところでございます。

今後の課題でございます。

施設の老朽化につきましては、現総合振興計画に基づきまして、平成25年度から水ノ手水源及び西村配水池系の整備を着手しております。おのこの施設の機械電気設備につきましては、随時、更新をしております。送配水管は、年次的に布設がえ工事をしております。今後も年次的に更新してまいります。

今後の課題につきましては、上水道、簡易水道の統合や施設の耐震化があります。統合につきましては、29年度から実施することにしてあります。これで、より柔軟な予算対応が可能となり、簡水区域内の老朽施設整備を早められると思っております。水道施設の耐震化は多額の財源を要すること、慎重な検討が必要となります。今後も今までどおり、現状工事の送配水管更新時に耐震管を布設するなどして、長期化に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定案4件、議案第72号については、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、認定案4件、議案第72号については、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第30 発議第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書案

○議長（谷口義則）

次に、日程第30、発議第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○4番（上村龍生議員）

発議第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成27年9月29日、曾於市議会谷口義則殿、提出者曾於市議会議員上村龍生、賛成者曾於市議会議員久長登良男同じく宮迫勝同じく岩水豊同じく澁合昌昭。

提案理由、地方自治体の果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面している。必要な公共サービスを提供するため、平成28年度の政府予算地方財政計画の策定に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要であることから、地方財政の充実・強化を求める意見書を国の関係機関へ提出するものであります。

地方財政の充実・強化を求める意見書並びに提出先につきましては裏面のとおりでありますので、お目通しください。

以上、よろしく御審議いただき御賛同くださるようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第8号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議第8号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その提出、手続き及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、その提出、手続き及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第31 閉会中の継続審査申出について

○議長（谷口義則）

次に、日程第31、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

総務常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第32 閉会中の継続調査申出について

○議長（谷口義則）

次に、日程第32、閉会中の継続調査申出を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第33 議員派遣の件

○議長（谷口義則）

次に、日程第33、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第166条の規定により、次期定例会までお手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決定することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において措置することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は、閉会中の継続審査として議決されたものを除き、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（五位塚剛）

今回の9月の定例議会におきまして、予算を含めて提案いたしました全ての議案について承認していただきました。また、曾於地域の視聴覚の認定案については不認ということで意見をいただきました。今後、真摯に受けとめて行政に生かしていきたいというふうに思えます。引き続き職員と一体となって市政の発展のために進めていきたいと思えますので、どうかよろしくお願ひしたいと思えます。

終わります。

○議長（谷口義則）

以上をもちまして、平成27年第3回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 6時08分

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 5 6 号	曾於市自治会有線放送施設の設置及び管理に関する 条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 7 号	曾於市個人情報保護条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 8 号	曾於市手数料条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 3 号	平成27年度曾於市一般会計補正予算（第3号）につ いて（所管分）	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 0 号	曾於市教職員住宅条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 1 号	曾於市末吉総合センター（文化センター・農業構造 改善センター）の設置及び管理に関する条例の一部 改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 2 号	曾於市民プール施設の管理に関する条例の一部改正 について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 1 号	字の区域変更について	全会一致 可 決
議 案 第 7 3 号	平成27年度曾於市一般会計補正予算（第3号）につ いて（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 7 4 号	平成27年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 2号）について	全会一致 原案可決
認 定 案 第 1 号	平成26年度曾於地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算 の認定について	全会一致 不 認 定

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 5 号	土地改良事業計画の変更について	全会一致 可 決
議 案 第 6 6 号	字の区域変更について	全会一致 可 決
議 案 第 6 7 号	曾於市道路線の認定について	全会一致 可 決
議 案 第 6 8 号	訴えの提起について（調停）	全会一致 可 決
議 案 第 6 9 号	訴えの提起について（訴訟）	全会一致 可 決
議 案 第 7 3 号	平成27年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 7 5 号	平成27年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 6 号	平成27年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 7 号	平成27年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について	全会一致 原案可決

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面している。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たな行政ニーズへの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

しかし、経済財政諮問会議においては、平成32年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められている。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、平成28年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、政府におかれては、次のとおり措置されるよう強く要望する。

記

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の平成28年度以降も継続すること。

また、平成27年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。

- 4 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討

する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

- 5 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 9 月 29 日

鹿児島県曾於市議会

内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
内閣官房長官	菅	義偉	殿
総務大臣	高市	早苗	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
内閣府特命担当大臣	甘利	明	殿
経済産業大臣	宮沢	洋一	殿
地方創生担当大臣	石破	茂	殿

